

日本経済政策学会編

経済政策の對象と方法

— 日本経済政策学会年報 VI —

1958



勁草書房

目次

論 説

経済政策論の対象と方法……………赤松 要 一

——綜合弁証法の立場から——

経済政策論の性格及び方法に就て……………豊崎 稔 九

経済政策論批判の方法……………中村 金治 三

経済政策論の対象と方法……………野尻 武敏 二〇

——最近の政策論の諸体系をめぐって——

経済政策論と社会学……………久米 収 三〇

報 告

賃銀政策の一考察……………佐藤 浩一 四

社会的評価と社会的厚生函数……………稲毛 満春 六

日本経済の不均等的発展と港湾の問題……………北見 俊郎 七

証券市場政策の対象と課題……………小竹豊治 三

日本化学工業の基礎構造に関する一考察……………中村忠一 六

開発政策論に於ける一つの課題……………池田善長 七

——その対象について——

商業資本の集中と階層分化……………御園生等 九

ソヴェトにおける陳腐化の問題……………安平哲二 六

——ストルーミリンの理論を中心として——

書 評

ストレチー『現代の資本主義』……………気賀健三 六

バーリ『廿世紀資本主義革命』および

英国社会主義同盟『廿世紀社会主義』……………太田英一 一〇三

——廿世紀資本主義の検討——

ベラビイ『農業と工業、その相対所得』……………田中駒男 一三三

スミッシーズ他『経済学と公共政策』……………野間俊威 一三〇

——ブルーキングス講義集——

ビーチャム『産業組織の経済学』	滝沢菊太郎	一三
ローゼンブルース『カナダ工業における集中』	玉置正美	一六
学会記事		一四

經濟政策論の對象と方法

— 綜合弁証法の立場から —

赤 松 要

△ 橋 大 学 △

一 序 説 的 に

わたくしが弁証法的立場において經濟政策学を基礎づけようと思つてゐるにいたつた動機は一つは学生時代、福田徳三博士の下にマルクスの研究を行い、その史的唯物論を吟味するためにヘーゲル研究の必要を感じたこと、さらに、当時、左右田喜一郎博士によって導入されたカントの立場における經濟的認識論を批判的に考察するためにもカントを批判しつつその体系をつくり上げたヘーゲルの研究を痛感したことである。特に左右田博士の經濟的文化価値というよ^うな無内容な極限概念が經濟政策の指導理念となりえないことを感じ、ヘーゲルの立場における具體的普遍としての目標設定が可能でなければならぬと考へたのである。またこれについては福田徳三博士の論文「社会政策の本領」に大きな示唆を得ている。福田博士のこの論文はヘーゲリアナーであったL・V・シュタインの構想をとり入れたものであり、そこにヘーゲルの思考が流れていたのである。

一九二四年から二五年までハイデルベルグ大学のグロックナー博

士の下にヘーゲル研究に没頭したのであるが、經濟政策学の基礎づけとしてヘーゲルから撰取しえたものは、まさにカント哲学に欠けているものであり、時代の支配的な具體的思想がその時代の生活地盤から湧出しきたるものだというのであった。經濟政策の価値目標またはゾルレンが先験的に与えられるとするカント的思考では生活地盤と価値目標との連結環を見出すことができない。価値目標もまた現実性 Wirklichkeit のうちにその根源を求めねばならないことはヘーゲル哲学の根幹をなす思考である。他方、ヘーゲルはカント的ゾルレンを「抽象的普遍」あるいは「悪無限性」とし、現実性を認識対象とする哲学、従つてまた科学の認識対象となりえないものとする。ヘーゲルの排斥するゾルレンは単に無内容な形式としてのゾルレンだけでなく、人々が現実をかくかくあらしむべしと論ずるそのいわば具體的目標もまた科学の認識対象にならないとするのである。このばあい、ヘーゲルはフランス大革命の際に現われた理性万能の改革論のごときものを念頭においていたものと思われ^る。このヘーゲルの思考がマックス・ウェバーの科学を価値より解放すべしとする Wertfreiheit の思想に歸結していることは確か

だと思われる。

もし、ヘーゲルのゾルレン否定論をそのまま受づくにおいてはウエーバーに帰着せざるをえない。しかし、ヘーゲルがゾルレンを科学的認識から排除したのはゾルレンがすべて現実性から遊離せるものとなしたためであり、従って現実性に密着し、しかも現実性に先行して現実性の形成に wirken している觀念があるとすれば、これは現実認識の科学の中にもとり入れらるべき筈である。従って現実性のうちから湧出し、しかも現実形成の指導的目標となるゾルレンはヘーゲルの認識から排除されたゾルレンと異なるものでなければならぬ。これはまさに形成されつつある現実性 werdende Wirklichkeit として認識されねばならない。このような現実的当為 Wirkliches Sollen がいかにして認識可能であるかが、綜合弁証法の構想に達した動機であった。

1) 左右田喜一郎、経済政策の帰趣（経済哲学の諸問題 大正六年、左右喜一郎全集第三巻収録）

2) 福田徳三、社会政策の本領（社会政策と階級闘争、大正十年、福田徳三、経済学全集第五巻上、収録）

二、経済動向の認識

経済政策論の認識対象は第一に、経済政策形成の過程であり、第二には形成されつつある或は形成された政策の目的批判であり、第三には与えられた目的にたいする諸手段の適合性並にその効果についての体系的認識である。しかし、このような政策論の認識対象はこれを認識する立場の相違によって異なったものとなることはいうま

でもない。政策的認識の立場としては第一に特定のイデオロギーの観点よりする立場、第二はウエーバーのごとく、觀念型的立場を否定し、技術的批判をもって政策論の課題とする立場、第三に抽象的な普遍的価値を前提とする立場、第四にはウエーバーを越えて具体的価値目標の批判ないし設定を政策論において可能とする立場などに分たれうる。報告者はこの最後の立場に立つものであり、経済動向の分析によってその本質的動向を認識しその地盤の上に具体的な政策目標の正しさを検証しようとするものである。

従って先ず問題は政策形成の過程としての経済動向の分析にある。経済動向にはその主体的側面と客体的側面とをもっているが、主体面としての主体的動向は経済集団の意欲を表現する。集団の主体的意欲は直観的価値ともいわるべきもので、明確に意識された価値目標ではないが、盲目的或は無意識的であつても、そこに矛盾を内蔵し、これを止揚することによって何ものかを達成しようとする欲求である。すなわち、かような経済集団の社会的動向は単なる存在でなくして、すでにそのうちに当為を潜在せしめるものである。ここに当為自身が存在から誘発される根源がある。当為を内在せしめる意欲はそれ自身の矛盾を媒介として当為を成立せしめるのである。

動向が主体的意欲の方向に動くときこの動向は肯定的動向とよばれる。しかし、動向が主体面においてその意欲を阻止する状態にあるとき、この動向は否定的動向とよばれる。例えば資本主義の発展に伴って中小企業の没落をもたらす動向があるとすれば、中小企業集団は否定的動向のうちにある。しかし主体的動向はこの否定的動

向をさらに否定しようとする肯定的動向をつくりだす必然性があり、従って主体的動向は一般に肯定的動向としてその意欲の方向に前進することとなる。

主体的動向は客体的動向に結合して一つの動向を形成するものであり、従って動向がその主体的意欲を達成しうるかは客体的動向に多く依存する。客体的動向は主体的経済集団のおかれている外部環境の変化であり、この変化は他の雑多の動向や、またそれらの地盤をなす社会的、自然的条件の変化に依存する。

このような一つの主体的、客体的動向はその動向の成熟にともなつて、その意欲を一つの目標としての価値観念に表現し、これを當為として現実動向の先方に飛躍せしめる。目標として現実動向に向する當為は現実動向を促進的に規制し、観念の側から現実動向を牽引する。(既成秩序の観念はこの動向を阻止的に規制する。)この目標としての當為は抽象的な形式価値でなく、歴史的、具体的な価値である。問題はこの具体的価値が果して正しい目標であり、現実動向にたいして妥当性をもつか否かにかかると。これはこの現実動向がまさに動向として当然におこるべき本質的動向であるかの問題である。本質的動向とは一般に経済の発展の荷い手としての動向であり、時代の変化を推進する動向である。この本質動向は主として客体的動向並にその諸条件の分析から当然におこるべき、また起らざるをえない動向として認識されるものである。本質的動向の認識の一つの規準はこの動向が既存の秩序によって或は既存秩序の強化によって阻止的規制を受けたとしても、この動向は阻止されえず、既存秩序は阻止不能の矛盾に陥るにいたるばあいである。もしこの動向

が阻止され既成秩序の同一性が回復されるにおいてはこの動向は本質的とは認められない。本質的動向の価値目標は現実動向を促進しつつやがて既存価値に代って新たな秩序として実現するにいたる。

本質的動向の事前的認識は経済科学の今後に課せられた最も大きな問題であり、これは如何にして正しい prediction をなしうるかにかかると。この予測の問題は現実動向の客体的条件の分析、種々なる係数として表わされる法則性、またありうべき政策の効果の計測などを通じ、一定の動向が進展可能であるか否か、それが本質的動向として成熟しうるものであるか否かの予測に関するものである。この予測された本質的動向の価値目標は具体的価値としての project に他ならない。

三 本質的動向の三つの類型

本質的動向は具体的現実的のものであるが、これを抽象的なモデル或は類型として把握するとき、三つの類型に分たれる。即ち発展変動、循環変動および構造変動これである。この三つの変動類型は経済変動の三つの型でもあるが、経済変動はすなわち経済動向に他ならない。発展変動は主体的意欲の方向に添うものであり、すべて肯定的動向である。しかし、或る動向は後退の方向、すなわち主体的意欲を阻止する否定的動向をとるばあいがある。このばあいは既述のように主体の側において否定をさらに否定せんとする肯定的動向を生ずるのであらう。それにかかわらず、この否定的動向が否定されないとときには、この肯定的動向は本質的動向とはなりえない。次に循環変動は少くとも資本主義社会に関する限り、そのある程度に

おける生起は必然的というべく、従つてその生起は本質的動向である。ただ景気の上昇過程は経済主体の意欲に添う肯定的動向であるとしても、その不降過程は否定的動向というべく、これをさらに否定しようとする意欲が景気政策の動因となる。次に構造変動は発展変動が経済の諸部門において発展速度を異にし、また或る部門では後退変動をなすということから経済の全領域においては一つの構造変化がおこるのである。この構造変動は時によっては調和的で、発展的構造変動とよばれるべきものがあり、時によっては一つの肯定的動向が他の否定的動向を生み、そこに摩擦をひきおこし構造的矛盾が成立する。これが構造政策をひきおこす動因である。この三つの動向類型を肯定的と否定的との二つの動向からみれば発展変動は肯定的動向であるが、後退動向のばあいには否定的動向であり、そのいずれか *entweder* として把握される。循環変動は肯定的と否定的との二つの変動が *nacheinander* におこり、構造変動では *nebeneinander* におこっているのである。

この三つの動向類型に依つて、発展政策、循環政策、構造政策の三つの政策類型が成立する。発展政策は発展動向を促進し或は後退動向を阻止せんとするものであり、その政策目標としては、ここでは抽象的形式としての進歩或は発展の概念が与えられている。循環政策は可及的に景気波動の振幅を小ならしめ、これを発展動向に順応せしめようとするものであり、その抽象的な政策目標は安定或は均衡の概念として与えられる。構造政策は構造変動から生ずる構造的矛盾を止揚せんとするものであり、その政策目標として整合の概念が与えられている。三つの動向はそれぞれの矛盾を媒介とするも

のであつて、発展変動もこれを阻止する種々の障害としての矛盾——言はば発展的矛盾——を契機としており、循環変動もまた継起的な阻止的要因によつておこるものであり、構造変動も諸部門における種々の矛盾を契機とするものであり、従つてすべての変動或は動向は一般に矛盾性原理を媒介として生起している。政策はこの矛盾を止揚し、これを同一性に回復しようとするものであるから、同一性原理における行動である。矛盾性原理を媒介とする変動は自生的変動であり、同一性原理による変動は意識的、政策的行動である。この同一性原理の作用は構造政策のばあいにおいては、諸部門の間の矛盾を全体に整合せんとするものであるから、特にこれを全体性原理とよぶのである。すべて発展政策でも循環政策でも経済諸部門の比例的関係が考慮される限り、その中に構造政策を含むものであり、従つてその同一性原理は全体性原理を内包しているということが出来る。

以上の三つの本質的動向と三つの経済政策の類型は抽象的なモデルとして一切の具体的な経済動向とこれを地盤とする一切の経済政策を表現する典型とみることが出来る。

四 政策目標の抽象性と具体性

抽象的な類型としての三つの政策にはそれぞれ抽象的目標として進歩、安定、整合という当為形式が与えられている。これらは政策の一定方向の極限概念であり、その方向は限定されているが、その内容は無限定であり、無内容である。いかなる進歩であり、いかなる安定であり、いかなる整合であるかは具体的に限定されてい

い。またこれら三つの抽象的目標を包括する一つの普遍的目標を求めるとも可能であり、それは最善またはよりよきこと、或は一般の福祉というような概念として表現される。この抽象的目標はカント的思考においては先験的形式であり、これによって一切の政策と具体的目標とは可能となるものとされる。

しかし、われわれにおいてはかような形式価値は人間生活の意欲に内在するものであって、意欲における盲目的な、よりよき生活の追求の衝動が形式的概念に抽象化されたものにすぎず、従ってあらゆる具体的な主体的動向のうち内在しているのである。従ってあらゆる主体的動向はこの一般的な価値形式を内在せしめており、どの動向がよりよきものであるかは価値形式それ自身では決定されない。その決定は具体的目標によって可能であるが、それは動向の客体的条件によつて政策目標が限定づけられ、よりよきことが具体的な内容をもっているために、これを比較し、いずれがよりよいかを決定することができるからである。

すべて抽象的な価値形式は意欲の普遍化されたものであり、比較判断の形式である。しかし、この形式によつては政策の正しさは基礎づけられない。この形式的判断はあらゆる実践行為に与えられているもので、ウェーバーのいう技術的批判においても、一つの目標にたいしていずれの手段が最もよく適合しているかの判断もこれによつてなされるのである。しかし、どの手段を撰択するか、またどの目標を撰択するかのいずれのばあいにおいても、その手段なり、目標なりが具体性をもつことなくしては決定されえない。

われわれの問題に帰れば、経済社会に種々の動向があるとき、そ

の各々の動向はその主体性においてはそれぞれの意欲や主張を最善とするであろう。これらの諸動向を政策科学の立場においていずれがより正しいかを判定するばあい、各々その目標を最善とするその主体性においては決定できない。従つてその動向の客体的条件が分析され、いずれの動向がより本質的であるかが認識されねばならない。より本質的であることはその動向が発展拡大する可能的条件を備えており、従つてまた最善を指向するその目標が最もよく実現することに他ならない。

もし、そこに幾つもの本質的動向があり、それらが相促的であるときは別段の問題はないが、それらの間に相剋的關係が生ずるとき、それは全体性原理によつて整合されねばならない。このばあい、この全体性原理も単なる整合の理念だけでは可能でなく、具体的な内容をもたねばならない。この内容はその時代の包括的本質動向ともいふべきものである。例えば現在、修正資本主義とよばれるものが現在より将来に指向する包括的本質動向であるとすれば、この立場において諸種の部分的な本質動向は制約を受け、その目標実現が全体のうちにおいて整合されるのである。

政策主体としての国家は現実においては或る党派に支配されており、その党派の立つ動向以外の諸動向は抑圧されることもおこる。

しかし、民主主義政治体制を前提とすれば、他の党派がその地盤の動向の成熟とともに、政權の座につくことも可能である。また政權をとらないとしても、経済社会の諸動向が本質的である限り、その目標は国家政策に撰取されざるをえないであろう。それは労働者階級が政權をとらなくとも、労働組合の団結権、ストライキ権など

が国家政策として実現したことからも理解されることである。

かくして本質的動向の成熟はやがてその地盤に立つ価値目標を経済政策の目標に摂取せしめ、これを実現化するにいたる。これは経済社会がつねに「静かなる体制の変化」の過程にあることを意味する。結局において動向それ自身の生み出した価値目標が動向を促進するとともに、やがて政策目標に一般化し、新なる秩序をつくりだし、時代を前進せしめるのである。

質問 一 (一橋大学 板垣与一)

(一) 動向分析と効果分析との関係如何。この問題は目的批判をふくむ本質的動向にとって重要な問題ではないか。

(二) 経済社会学の問題を報告者の立場でどうとりいれられるか。

答 (一) 動向分析は動きつつある経済社会の諸動向の主體的側面と客體的側面とから、いずれの動向が本質的であるか仮象的であるかを見定める操作であるが、このばあい或る動向が何らかの障害によって阻止されているとき、もしその障害が政策によって排除しえたとすればその動向は成長しうるかも知れない。従ってその障害を排除する政策が効果的であるか否かの効果分析が、その動向が本質的となりうるか否かを決定することとなる。従って動向分析のうちにも効果分析をとり入れることを必要とするばあいがある。動向を促進する政策が効果をもたないとすればその動向は停滞し本質的とはなりえない。

(二) 報告者は従来、経済社会学を意識的に摂取するという学問的態度をとっていない。しかし、綜合弁証法による処理、とくに動向分析の問題は多分に経済社会学といわれる領域に関係しているではな

いかと思っている。

質問 二 (中央大 武藤光朗)

「阻止不能の矛盾」を基準として「本質的動向」を認識するといふことはウェーバーの技術的価値判断に含まれる「目的の実現可能性の吟味」に相当するものとして理解してよいのではないか。

答 一つの動向が既存秩序或はこれに基づく政策によつて阻止され、そこに阻止的矛盾が成立しているとき、その動向がこの阻止規制にかかわらず進展するにおいてこの阻止的矛盾は阻止不能の矛盾となるのである。それはその動向が強力であり、その動向から派生した目的の実現可能性をもつことを示している。技術的批判における政策の実現の可能性の問題は政策の効果分析に関するものであるが、以上述べたことは動向分析に関するものであるから、ウェーバーの技術的批判の吟味と異っているとおもふ。

質問 三 (慶応大 氣賀健三)

本質的動向が効果関連の分析によつて影響されるとすれば、効果についての価値判断が初めにとられていてこそ、その動向について本質的であるかどうかが判定されるのではないか、その意味において将来へ向う或る一つの動向を本質的と断定するのは循環論になりはしないであろうか。

答 この問題は板垣教授の質問にも意味されていたことかと思ふが、氣賀教授からは度々指摘された問題である。この質問にはむしろ事例によつて答へることが理解しやすとおもふ。例えば日本において鉄鋼業の発展動向がある。この動向は主体面において好ましく、正しきものとされ、従つて促進されねばならぬという価値判断

を含んでいる。しかし、これが国家の経済政策の目標として採択される好ましさ、正しさをもっているかどうかは、その時における包括的な本質的動向から判定されねばならない。世界市場の關係から日本産業の主流をなした繊維工業は停滞的とならざるをえず、代つて重化学機械工業が起らざるをえない動向にある。これは動向分析からわが産業動向の本質的なものと判定される。従つて重化学機械工業の動向の地盤にたつ発展政策の目標は正しいと判定される。

この動向並に政策目標が正しいとすれば、鉄鋼業の発展動向も、またその発展政策も正しいと判定される。しかし、もっと具体的に鉄鋼年産二千万トンの政策目標は正しいであろうか。日本には鉄鉱、石炭も貧弱であり、動向は不断の障害によつて阻止されている。しかし、もし、何らかの政策によつて印度の鉄鉱、中国の石炭を日本において有利に結合することが可能であるならば国際価格において二千万トンの鉄鋼生産が可能であるかも知れない。ここにその政策効果の分析が必要となる。もしそれが充分可能でなければ一千万トン目標は正しいとしても二千万トン目標は正しくないこととなる。

以上の事例によつてみれば、氣賀氏が「効果についての価値判断」が動向の本質的か否かを判定し、循環論になりはしないかといわれることは少しくのはずれている、というのとはどんな政策を採つても二千万トン生産は不可能だということは動向自身がそれまで成長しえないという判断にすぎない。おそらく氣賀氏の質問はその動向を促進する政策をとるのはすでにその動向を正しいと判定してゐるではないか、動向が価値を生み出すというに、まずその動向を価値あるもの前提してゐるではないかという質問であろうと思ふ。

それれに対する答は既に述べたように動向自身は主体的に価値を潜在せしめてゐるが、これが国家政策的に価値ありとされるのは包括的動向に地盤をもつ価値目標からの判定である。日本でも繊維工業が益々発展し、雇用と所得の水準を高く維持しうるなら、繊維工業重点の政策目標が正しいとされるであろう。しかし、いまかかる目標は正しくないとされる。それは世界の中にある日本の産業が重化学機械工業に向わざるをえない動向を生じているからである。日本紡績工業の勃興期に重化学機械工業重点の政策をかかげたとしても、それは正しい目標とされなかつたであろう。何となればそれはいまだその時において本質的動向といえなかつたからである。

X X X

以上は私の手許にわたされた質問要旨についてお答えしたのであるが、合同討論会るとき記憶に残っている他の一、二の批判ないし質問に答えておきたい。ただ質問の主旨を誤解しているかも知れず予めお断りしておく。

質問 四 (神戸大 宮田喜代蔵)

政策の具体的目標の正しさはより高次の普遍的な究極目的によつて判定せらるるではないか。

答 究極目的は無内容な価値形式であり、一般に人間がよりよく生きんとする意欲の抽象化された形式であると考えられる。従つてこの形式は手段選択の技術的判断においても、また諸動向のうちどの動向をとるかについても確かにこの形式は存在する。しかし、いま日本で機械工業重点政策か繊維工業重点政策かいずれがより正しいかを判定するばあい、たしかにいずれが日本経済にとつて好ましいかと

いう判断形式はあるが、その判断に内容を与え具体的にの規進を与えるものは現実の動向に外ならない。また究極目的よりすれば鉄鋼生産一千万トンよりも二千万トン、それよりも一億トンがより好ましいかも知れない。しかし具体的政策目標としては例えばアメリカに追いつく目標は正しくなく、従ってまた繊維工業も或る目標において保育されねばならないことなど世界内存在としての日本経済の本質的動向に依存する判断といわねばならない。究極目的といわれるものは判断形式としては認めうるが具体的目標の設定について重要な意義を認めえない。

質問 五 (一橋大 山田雄三)

政策の目標決定というようなことは哲学的な思弁によるよりは数式的に解くことができるではないか。

答 チンバーゲンなどの立場からの批判とおもわれるが、本報告で問題とした目標設定はチンバーゲン以前の問題である。一定の動向からの生起する目標はチンバーゲンでは既に与えられたものとされ、その正しさは問題とならない。ただその量的内容が不確定であるから、この量を連立方程式によって決定しようとするにある。或は与えられた目的量に対する手段変数の量的確定にある。目標或は手段の量の決定にはわれわれも可能な限り数式的決定を利用せねばならない。その場合、いわゆる局外変数や与件によって諸動向の関係をいわゆる構造関係式によって規定し、目的変数或は用具変数の値を定めようとするものである。鉄鋼業の促進が正しい政策目標と決定されたのちに、それでは一千万トンか二千万トンかどの目標が正しいかは種々の関連状況を数値に表現し、これを連立方程式とし

て解けば決定されるであろう。構造関係式の構成は一つの動向分析であり、動向分析ができる限り数值的に規定されねばならぬことはいうまでもない。本報告と数値的分析とは矛盾するものではない。

經濟政策論の性格及び方法に就て

豊崎稔

（京都大学）

はし書

関西大学で一九五七年五月開かれた日本經濟政策学会での私の報告は風邪発熱と一九五六年度の經濟論叢に発表した論文以上に私の考方が進んでいないのとの二つの理由で簡潔に過ぎたし、又批評に答える時間もなかって意を尽さなかった。そのことは後で送られた質問趣旨を読んで感々明白になった。然し多くの人の質問趣旨を読んでも見ると前掲經濟論叢所載の拙文を事前に読んでいただいていた結果のように思われる。然しなかには私の所論の弱点をついたものもあって、非常に有益であった。

ここでも一度前掲拙文で論じた内容を繰り返すことは学問の進歩に余り意味があるとも思われないので覺書的に諸学者の批判に総括的に答え乍ら、私見の骨子を開陳し度いと思う。

○ 先づ最初に私は現代資本主義を研究する經濟学者に於ては經濟理論と經濟政策論とを裁別することが出来ないと考えている。現代資本主義の發展變動の機構と云うか、独占資本の運動法則と云うか、

兎に角こうしたものを解明することが經濟学の認識目的であるとする立場では、独占資本の価値生産流通分配消費（投資を含む）過程をそれを基盤とする独占資本の個別的總体的主体運動（それは国家を媒介にして經濟政策になる）を切離して独占資本の運動法則を理解することは出来ないからである。このことは第二次世界大戦後の資本主義に於ける恐慌分析に於てマルクス主義經濟学が十分な成果をあげ得なくなったことから明らかである。こう云う考方に對しては恩師宇野先生から反對を受けるであろう。宇野先生から云うとそれは「現状分析」だと云うことになり兼ねない、そしてその「分析」には段階理論、更には原理論が必要だと。然し經驗科学としての經濟学（原理）は歴史的現実としての現代資本主義に於ける独占資本の運動の法則を解明すべきであつて、勿論アメリカ独占資本主義のそれ（それこそ現状分析だ）でなく、抽象化された独占資本主義一般のそれである。独占資本主義を以て純粹でないと言ふような理由でそれを原理論の対象から除外するのは弁証法の論理にも合致しない。

そこで独占資本（一般）の運動法則は独占資本の直接生産行程、

流通過程、総過程を個別資本の立場から始めて総資本の立場へと主体を積みあげる時、そこに国家の経済政策の提立、その実施による個別資本総体の総過程への反作用を媒介として把握される訳である。この意味で経済学の分野で理論から政策論を分離するのは全く便宜上のごとに過ぎないのである。

次に私の考え方を赤松先生は「赤松セオリー」への私の接近と云う風に割切られている点に就て若干解明して置き度い。右に述べた意味の経済学（乃至経済政策学）の分析方法は価値判断を基盤とする理論的分析をとる点から私は斯学に於て分析自体で政策の評価乃至は政策「論」の提立を含み得ると考える点から赤松教授のそうした批評があったと思うのであるが、実体的には赤松教授とは本質的に違っている。何故なら基盤たる価値が私の場合労働者階級であるからである。この価値基盤で理論的分析を進める時始めて現代国家の経済政策の生成作用の本質が分明する訳である。この点で非マルクス経済学の立場からこの種の価値判断で科学の客観性が喪われるとの批難があり得るが、この点は前掲拙稿で詳論したから再説を必要としないであろう。寧ろマルクス主義経済学者は右に述べた労働者階級の価値基盤からする理論構成に於て「政策論」が提立し得ると云った点で批難するかも知れない。この点は私の考方が足らなかつた点であるから、ここで若干私の考え方を述べて置き度い。そして不十分な点は今後十分の御教示を得度い。私に対する質問で現代資本主義に於て労働者階級は経済政策の主体になり得ない、労働者階級の要求による社会政策も結局労働者階級を苦しめるばかりではないかと云うような意味のものがある。私は経済政策学が労働者階

級のための経済政策樹立を目的とするとは考えていない。そう云う経済政策を樹立することは勿論労働者階級の価値判断を基盤とする認識を主張する立場の経済学の認識目標ではあるが、現代資本主義を対象とする経済学（乃至経済政策学）は独占資本総体によって提立される経済政策の生成作用を価値判断的に認識することが課題なのである。

然し労働者階級の政治勢力が強くなるに従って社会政策と云う経済政策（この点には不満で絶版した拙著経済政策論で述べたが、現代独占資本主義国家が実施する社会政策は所詮独占資本総体の主体的原則に適合して始めて実施されるので経済政策になる）を国家をして実施せしめ得る。又要求としての経済政策を提示して現代国家の経済政策の内容に若干の影響を与え得る。その意味で経済政策学は独占資本と労働者階級との力関係の推移機構を分析して労働者階級のための経済政策「論」（或は主張）をなし得ると私は考えるのである。勿論そうして現代国家が実施する経済政策は労働者階級を社会的に解放し得ないことは独占資本の運動法則の解明過程で分明するから、そうした「論」の効果限界を明確にしなければならぬのは勿論であるが、私は現代経済政策学はこの効果限界を認めただ上で「論」の提唱をなすべきだとするのである。この効果限界の存在を理由に「論」の提立は無意義であり、客観性を持たないとするのは極端に云えば労働者階級の実践指針を与える資格を経済学が放棄することを意味するのである。

尤もこう云う「論」を提示することが斯学の主たる内容ではないのである。（ここで流感にかかり、臥床することになり、筆を擱く。

詳細は前掲経済論叢上載の抽稿を参照され度い。

十一月十二日

経済政策論批判の方法

中村 金治

（東経大 学）

一 経済政策の方法論的基礎

経済学体系のなかで、実践的性格をもっともおおくもつといわれる経済政策論は、その学問的方法論についての検討は、こんにちまだ充分になされたとは言いがたいであろう。

ここで何をもちいて実践といい、或いは科学の実践的性格とはいかなる内容のものであるかを論ずる余裕はないから、ドイツの諸学者の多く用いる分け方にしたがって、「理論経済学」theoretische Nationalökonomie にたいする「実践経済学」praktische Nationalökonomie における「実践的」という概念を一応の手がかりとしておくこととする。これはあくまでも手がかりにすぎないのであって、それらの学者のひとりであるウェッディンゲン(Weddigen)が、よりこまかい正確な規定をほどこしたといわれる、「普遍的・理論経済学」generalisierende-theoretische Wirtschaftswissenschaftと「実践的・応用経済学」praktische od. angewandte Wirtschaftswissenschaftとの二種の機械的分類を、そのまま踏襲するものではないことをあらかじめことわ

っておかねばならぬ。このような区分と規定の仕方は、一見したところ明確のようにおもわれて、よくひとの用いるところであるが、経済学のぞくする社会科学の本質にてらしてみるとき、はたして完全かつ疑問の余地のない、科学的な分類であるかいは考慮すべきことが残されているようである。ドイツ西南学派の流れをくむ諸学者は、科学とくに人文、社会科学を「理論」、「歴史」、「政策」の三領域に区分しては、それぞれの特定の学問を上述の三領域のいずれかに配分する方法を従来からとってきた。この方法は単純かつ明確ではあるが、必ずしも理論的に妥当であるとはいいがたいであろう。なぜというに、いわゆる理論とよばれるものにしても、理論そのものがあると同時に理論の歴史が他方ではあるし、歴史にしても同時に歴史理論や歴史方法論があり、また歴史全体にかんする把握、すなわち歴史観または史観があることは周知のとおりである。さらに「唯物史観」の立場は、このような平板な三分類の方法につよく批判的なこともひとの知るところである。ここで取扱おうとする政策理論にかんして言うならば、政策理論にたいしては、政策史がかんがえられることはもちろん、政策論なかつく個別的部門

の政策理論とともに、その背後にある政策構造を体系化するときに、そこに政策原理論が導き出されることが可能だからである。そして多くの政策学者たちは、いまそれがげんに体系化されているとは主張しないまでも、このような包括的な政策原理論を組立てようといつとめつつあるわけである。

政策理論が実践的性格をもつということは、きわめて多義的な内容をその中にふくんでいる。したがってひとびとは、この命題の中にそれぞれ異質のものを理解することが可能であるし、じっさいにおいてもそうなっている。政策理論の「実践的」ということの主要な解釈をあげるならば、第一には、政策そのものが現実的、具体的な行動であり、施策であることから、かかる政策を研究対象とする政策理論は、対象の日常性を反映して実際的かつ実践的学問となるという考え方である。この考え方は、右との反対概念である抽象的、思弁的性格の学問領域とは異なるものだといふ含蓄である。第二の解釈は、右とかんれんはあるが、若干異なる点は、政策は、一定の現実とそれを基礎とする将来にむかっつての実施である。それは政策当局者 (Policy Maker) の目的 (Aims) と、それへの手段 (Means) としてその効果 (Attainment) の判断と意思が予定される。すなわち、本来政策なるものは、「今日的なもの」と「明目的なもの」との複合された性格をその中にもたされている。政策理論が傍観の周辺にとどまるのではなく、現在の状況分析を基礎として、将来の予測をおこなう「善良なる忠告者」であるためには、その政策理論は将来にむかっつての行動的、実践的性格のものであるべきだといふ見解である。第三の解釈は、政策は、ひっきょう一定

の社会関係における支配者たちの政治的、経済的利益のためにとられる施策の体系にすぎないのだから、政策の本質は発生の当初から現実的であり階級的性格のものである。このような政策事実の中にある現実性と階級性を追求することが政策理論であるがゆえに、その研究は一定の政策体系に存在するところの階級性をあばき出し、これをひとびとに明示すべきであるとする立場である。第三の立場についての一部の誤解は、この立場からの政策研究は、政策理論の客観性と矛盾するものであるという理解の仕方である。正しい政策理論であり、真の政策科学の名に値いする政策学であればあるほど、それは客観性と真理性をより豊富にもたなければならぬことは、あらためて言を俟たないであろう。個々の政策において、また全体としての政策諸事実の中に客観的に存在する階級的性格を、隠蔽しようとする仕方こそ事物の客観性から遠ざかるものといふべきである。それとは逆に、かかる階級性の存在を、体系として余すところなく析出することが、この第三の立場の政策論の特色ある性格をなすのだ。階級的立場にたつ政策理論が、労働者階級の実践に何らかの意味において役立つであろうことは当然に予測されるが、いまここではそのことを問題にする必要はあるまい。誤解者の大きなあまりは、階級の政策理論は、政策把握における客観性、真理性を放棄した希望的観測に基礎をおくものであるかに考えちがいをなす点にある。

二 経済政策学における実践的性格の意義

多くの学者は、経済政策理論は、歴史的に見て古くからおこなわ

れてきたことを指摘するが、われわれもこの「通説」をみとめよう。あえて古代、中世にまでさかのぼらなくとも、それぞれの時代の支配者は、その環境に応じた政策を実施してきた。そして時にはかかる政策の意義、効果等を政策対象たるひとびとに示すための手段として、各種の産業奨励策が、文書や著述の形で支配的権力者自身により、或いはかれに奉侍する学者によって発表されてきた。日本の経済史に例をもとめるならば、徳川封建体制下において公示された「勸農策」たとえば宮崎安貞『農業全書』等は、封建支配者による農産物の増産政策であり、当時の段階における農業技術の改善策を領民に周知させようとしたものである。その窮極の狙いは、領内の農産物収穫量を増大して、支配者階級の地代収取を確保しつつ封建的支配体制の維持にあったことは詳しく述べるまでもないであろう。そのほかの幕府の学者、新井白石による通貨政策にかんする論議も、結局においてはこれと軌を一にするものである。

西ヨーロッパのマーカントィリズム時代を背景としたマンをはじめとする一連の諸学者の見解が、強い政策的意図をもってつらぬかれていたことは当然であり、アンシャン・レジーム末期のフランス経済の解剖図といわれるケネー『経済表』においてもまた、その『表』の背後には一定の政策意図の存在したことは何びとも知るところである。すなわち、前者においては当時勃興しつつあった商業資本の利益が、後者においては、絶対王制の下に疲弊しゆくフランス農民の放置が、やがては支配体制の危機に転化するという側近者の憂慮が、いづれも時代を異にし歴史的条件はちがうけれど、一定の政策意図をもって主張されたのだ。旧生産から新生産へ、資本主

義生産への転換期におけるアダム・スミスの『国富論』が「諸国民の富の性質及び原因にかんする研究」にあったこと、そしてかれの強調するところの、分業にもとづく生産性の増大についての記述につづいて、わけても同書第三篇から第五篇は、ほとんどが経済政策論であるといいうるのである。すなわち、第三篇においては、諸国民のとった経済政策を歴史的に検討をおこない、経済的進歩をさまざまに束縛的制度を析出する。第四篇は、従来の二大政策論である重商主義と重農主義、なかならず前者にたいしてははげしい批判を加える。第五篇は、財政、公債等についての政策を詳細に述べているのである。かれの『国富論』の内容は、当時の条件における経済の主要分野にわたっての政策論が基調をなすのである。そもそもかれの『国富論』の冒頭をかざることはとしてしばしば引用されるところの「すべての国民の年々の労働は、本来その国民が年々消費するところのあらゆる生活の必需品と便益品とを供給する資源 (fund) であって、その必需品と便益品とは、この労働の直接の生産物であるか、あるいは、その生産物を以て他国民から購入した物である。」というばあい、それが労働者による労働 (!?) だけを意味したのではなく、そのほかにいわゆる製造業者、運輸業者、卸売業者、農業者等の資本の所有者、経営者をもふくんでいたこと、したがってマニファクチュアや工場の「経営者」たちの「経営労働」を「生産的労働」productive labour の範疇のうちにくまきましていたということ、そしてかれの真実の関心はこれらの「経営労働」にあったことを、もっと明確に学説史研究の専門家は明瞭にすべきではなからうか。

その後イギリスにあらわれた「有能」にして著名の経済思想家な
いは経済学者たち、たとえばマルサス、リカアドウ、ケインズ等
は、例外なく経済政策にかんする基調を背後にふくむ著書を發表し
てきた。ふつうにいわれるところのかれらの主著、すなわちマル
サス『人口論』—『人口原理にかんする一論』(An essay on the
principle of population)。リカアドウ『原理』—『経済学およ
び課税の原理』(On the principles of political econo-
my and taxation)。ケインズ『通貨改革論』、『貨幣論』、『一
般理論』—『雇傭、利子および貨幣の一般理論』(The general the-
ory of employment, interest and money)。これらすべては
経済政策の体系的主張をもたないものはない。いまこれらの諸学者
の政策理論の内容をそれぞれについて論ずるところでないから避け
ておくが、特定の階級と階層の利益をはっきりと意識して主張され
る理論であればあるほど、その理論は迫力をもって熱情的に論じる
ことができたのである。その反証はかのミル父子、マーシャル、ピ
グー等の理論が如何に生彩を欠く、ベダテイシズムであるかを見れ
ば充分にわかるであろう。これらのベダンティストは、真実の意味
の階級の利害の対立が存在しないかのごとく、或いは階級利益の調
和が本質的に可能であるかのごとくに折衷理論をひろげるだけであ
る。かれらは最も緊要な中核をなす階級利益の問題を故意にさけ
て、ただあれこれとベダントリー(術学と形式論)を示すだけにお
わっているのだ。

かくて、本来経済学は、実践に土台をおく政策的主張を楨幹とし
て発達してきたとみるべきである。そしてかかる政策実践はその与

えられた条件における支配者(支配階級と支配階層をふくむ)たち
の経済的利益の確保、伸張のためにとられる現実的、具体的行動で
あり、かれらの政策理論はかかる政策実践をおしすすめるための
「理論」にはかならない。経済理論に凝結する素材をなす経済思想
なるものの発生の根源は、結局その与えられた歴史的事情を前提と
する諸階級の物質的条件が存在し、その上に支配者たちが支配機構
の中から被支配者にむかって説得をおこなう寡頭氣オligarchyの役割を演じ
る。したがってそのような経済思想は、道徳のばあいにおけるとお
なじく「造られた」という傾向がきわめて強いのである。

政策実践はこのように時間的にみて先駆的であるにもかかわら
ず、そして政策事実はきわめて豊富であるにもかかわらず、何ゆえ
に基礎的経済政策学は生まれなかったのであるか。或いは政策理論
の確立は、何ゆえに経済にかんする「原理論」に比べておくれたの
であろうか。この問題にかんして、われわれの試論をのべることと
するが、まだ多分に仮設の域を出ない部分のあることを、ことわっ
ておきたい。

個々の政策にかんする具体的な見解は、古くから無数に存在した
ことは、前に述べたところである。それは産業、金融、財政、貿
易、賃銀、商業、交通等についてはもちろん、人口、植民などにま
でおよぶ広範囲かつ多岐にわたるものであった。これらの政策論は
一般的にみて個別的、特殊的存在である。という意味は、一定の政策、
たとえば貿易政策をとってみても、現実的には日本の貿易、または
ドイツ、アメリカ、イギリスの貿易にかんする政策論的研究という
ように特殊化されてきた。少くとも従来は政策学者はそのような個

別性、具体性を研究対象とする者が大部分であったということができらるであろう。しかし、かかる立言には異論がありうることも予想される。それは、個別的な国、地域の貿易にかんする研究のほか、世界の貿易についての研究がありうるし、げんにおこなわれていないではないかという反論である。この反論はたしかに成立しうるし、われわれも世界貿易、ブロック貿易の研究の事実を知らないわけではない。しかしながら、われわれは「政策」という意味を、もつとげんみつに規定しておきたいのである。世界各国の貿易の事実や傾向の中に、共通な何ものかが存在すると仮定しても、そのことから世界貿易政策を考へうるかという点に疑問があるのである。自由貿易政策、保護貿易政策は概念として存在するし、また十九世紀後半のイギリスにおいては、広汎に実施された現実の自由貿易政策があった。そしておなじ時期においてドイツ、アメリカ等の当時の後進資本主義国はイギリスとは反対に、あるいは先進国イギリスに對抗して保護貿易政策をとった、いなとらざるをえなかつたと言つた方が正しいであろう。この点は何びとも明らかである。しかしながら、仮りに世界のいくつかの国において、一定の貿易傾向が存在することを認めても、このことから何か統一された政策意思にもとづく世界貿易政策があると考えたり、あるいは世界の主要国——ヴェト・ロシア、中華人民共和国のごとき社会主義国までをふくめて——の貿易政策を論議することは不可能である。貿易状況とかいったものを、世界の国々について調査したり集計することは、もちろん可能であるしまた必要なあいもあるが、政策は基本的にはその国の支配的な資本がとる特殊的、具体的なものであるとみななければ

ならぬ。さいきんの数年来、世界貿易における「自由化」の傾向が一部において論ぜられたが、かかる傾向が存在することを認めるとしても、われわれの意味する政策ではありえない。この問題はひとり貿易政策ばかりでなく、その他の経済領域にかんする政策についてもあてはまる。約言すれば、政策とは、一定の経済的利益にもとづく主体的意思によつてとられる実践的なものであるから、かかる統一意思の働かない「世界」を主体としてその政策を論ずることは、ことばの乱用となるであろう。

政策はまた他の面からみると、時間的に経過的要因を多分にもつものといえる。或る具体的な政策が、永久に継続しておこなわれるばあいはないといつていい。ここでも政策は現実的、具体的ものを指向するのであつて、これを誤り一般化してはならぬ。かかる誤れる一般化の例は、国民の経済的利益をはかる政策とか、国民の厚生をもたらず政策とか、産業貿易を發展させる政策とか、数ダースをかぞえる「政策」をでっちあげることができが、これらは具体性のない「政策理念」の見本である。かくて内容のある真の政策は、その研究対象としての存在が、時間的にかぎられているということである。常識的意味においてではあるが、政策事実や政策現象が、場所的にも時間的にも個別的であり、経過的である点に、政策学の研究がいわば応接にいとまなき変転にさらされており、研究対象を追いまわさなければならぬ宿命にあるといえる。しかもそのことよりも、もっと重要な本質的特徴は、政策学が他の経済学部門の学問よりも、実践的性格をより多くもっていること、したがって政策学は今日の問題の分析と、明日への政策追求に寧日なしという点

である。

三 学問体系における経済政策学の問題

経済学体系における経済政策学についての問題は、経済政策学そのものの内容をいかに規定するかということと密接にかんれんする。前にみたごとく、経済政策学をもって「応用経済学」*angewandte Wirtschaftswissenschaft* とするドイツ諸学者にならうて、英・米においても *applied economics* と規定するものが少くない。しかしながら、経済政策学にたいするこのような扱い方はけっして妥当であるとはいいがたいであろう。経済学の「原理論」における範疇、概念は特殊化されない一般性をもっている。しかるに、経済政策論の領域はその対象が特殊化され、また場所的、時間的要素が大きな「変数」としては入っている。かかる特殊化は「歴史学」に多く存在するが、しかし経済政策論のもつ実践性は歴史学には存在しないか、かりに存在するとしても、それははるかに微小である。経済政策学は、経済にかんする現状分析を前提または補助手段として、将来にたいする経済の在り方のデザイン (*design*) をおこなう (テインバーゲン)。これらの諸点が、経済政策学の原理論、歴史学にたいする一般的特質である。

しかるに宇野弘蔵教授は、『経済政策論』において右と異った見解に立っている。宇野教授は、従来から資本主義発達の研究の一部としてのみ経済政策にかんする研究を行ってきた人として、かつはマルクス『資本論』の学者としても著名である。経済政策論の目的に「国民の厚生」、「経済生活の安定」といった観念的なものを指定

することを、非歴史的な方法だとして拒否する教授の考え方については、そのかぎりにおいてわれわれも異論をさしはさまない。しかし、同教授の経済学方法論、このばあいは経済政策論のそれについては、なおいくつかの疑問があることを述べないわけにはいかない。

宇野教授は資本主義研究の分野をわかつて「原理論」、「段階論」、「現状分析」の三つとされる。そして経済政策論は「段階論」にぞくするものとされる。「経済政策論は……資本主義の発展過程において必然的に採られる経済政策の歴史的な一般的規定を与えるものに過ぎない。それは段階論の基本的規定をなすものとして他の経済学の特殊研究と共に、さらにまた法律学や政治学的研究の協力をえて個々の国々の、或いは世界経済自体の現状分析に役立つ研究をなすものである。」(経済政策論三〇頁) このような経済政策論の学問的位置づけ自体がすでに問題である。右にかかげた資本主義研究の三領域への分割には、経済史にかんする研究はといったどの部門にふくめるのであるか。同教授は、経済政策論を「段階論」となし、経済政策の歴史的必然性を、それぞれの段階について研究することが経済政策論の任務であると規定するのであるが、それは結局経済政策の歴史にかんする研究になるわけである。教授自身は、資本主義の発展過程にかんする研究を上掲の三部門に分けることは教授の真意に反するものであって、そのほかに「経済史」という一部門を追加すべきであると考えられるのであろうか。そうだとすれば、「段階論」——経済政策論は「経済史」の外には、み出してくるが、そうならばそもそも教授のいわゆる「段階論」とはいったい何であるかが、あらためて納得のいくように説明されなければならないことに

なる。

第二に、宇野教授は、「段階論」と「現状分析」とを区別するが、説明を要することは「段階論」と区別した意味における「現状分析」とは何であるかということである。それは文字どおりの現状にかんする分析だというだけでは、社会科学には何の説明にもならない。問題を明確にするために設問するならば、いったいいつからいつの時代までが、「段階論」の研究対象期間であり、いつから以後の時期が「現状分析」の対象となる期間だと教授は考えられるかということである。この点にかんし忖度をするならば、同教授は「純粹に」資本主義経済がおこなわれた時期に「段階論」の符節を合わされるかのようなところである。それは教授の同書の他の箇所、つぎのように述べられるところからもうかがえる。「私のように経済政策論を原理論と現状分析との中間にある段階論として説くべきものとする者にとっては、已に社会主義経済の出現を見た後になお資本主義の典型的段階を規定することは、筋が通らないことになる。むしろこの三十年間「第一次大戦後」の複雑なる過程は、第一次大戦までの典型的規定によって現状分析をなすものではないかと考えるのである。」(同書新版序文二頁) ソヴェト革命のあった一九一七年以後は、「現状分析」がおこなうべき研究で、もはや経済政策論の関与すべき研究領域にぞくさないという同教授の見解であろう。そのように勝手な区劃をおこなって、経済史の研究の中に政策の研究を追いやり、こんにちの経済および経済政策の複雑さの中に生きるひとびとのもとめる政策実践の可能性、効果判断を避けることが許されるならば、もはや生きた経済政策論を放棄したことになるであ

らう。「資本主義社会の発生、成立、没落の経過」の研究というフレーズを反覆するだけでは、正しい意味での資本主義の歴史的過程の追求から、眼を逆の方向にむけることにならなければ幸いである。

第三に、宇野教授の経済政策論にかんする規定は一見「科学的」である。「経済学の原理論では特にそうであるが、経済政策論もまた何か直ちに実践的行動に役立つかの如き常識的な、実用的な誤解から解放されなければ、科学的に確立されるわけではない。そしてまた真に実践的活動に役立ちうる科学的理論ともなるものではない。」(前出同書二八頁) 前述の第二の点からも容易に想像されるが、これは本質的には「純粹」客観主義と傍観者の立場である。いったいこのような政策の研究態度から何が生まれてくると期待すべきであろうか。重商主義の、自由主義の、独占資本主義の経済政策はすべて必然的であったと言っただけに終る以外にはないであろう。

経済政策学の研究にたずさわるわれわれの学問的な使命は重要であると同時に複雑である。マックス・ウェバーの「価値からの自由」を批判したつもりでいても、客観的には、宇野教授のごとき「資本論」学者をすら誘いこむ途となることをわれわれは警戒しなければならぬ。それは政策の現実性と、政策理論の担う実践的性格の学問的加重によるものである。かかる加重を担うことを避けるものは、いつのまにか「客観的」、「科学的」態度に退ぞくか、真理は不可知という懐疑論におちいるか、或いは、本来真理とは相対的なものとする相対的二元論に逃避する。そしてさいごには、いづれの階級の立場をも超越した「第三者の客観的」立場の理論なるものを借

称するにいたる。

経済政策の研究にとって、いままでよりも、一層重要なことは、尤もらしいエセ科学のもつ階級性とその役割をあきらかにすることである。この種の論者に共通の特徴は、論理上の概念と歴史的、特殊の現実との区別のできないことである。たとえば或る特定の国が、労働階級の政治的権力奪取を基礎として、経済的に社会主義化の方へ一歩すすみつつあるのを批判して、そこには国の工業生産の増大と国民一人当りの所得上昇率の差があるのではないか。工業と農業との発展に格差があるのではないか。それらは資本主義における矛盾と同じ矛盾が、社会主義にあることを証明するのではないかという。敵対的矛盾と副次的（その国における社会主義の高度化によってぜひ克服されてゆく）矛盾との差違もわきまえない議論である。かれらには矛盾一般しか存在しないのだから、非歴史的な国民所得一般（その人口一人当りの計算）、農工業一般、そして労働一般しか理解できないのは当然であろう。

四 いまの経済政策学の若干の課題

こんにちの経済政策学の課題は山積しているが、いまその中から主要なものとおもわれるものを摘出してみる。第一に、計画経済にかんする研究をもっと豊富に取り入れるべきである。それは資本主義国におけると社会主義国におけるとは、本質と次元を異にすることはもちろんであるが、一応は両者共にわれわれの政策学の研究素材として、成心なくかつできるかぎり多くのデータを集めることが必要であろう。第二に、一国の経済構造と産業構成の現状分析を

進める必要がある。これは計画経済の研究とも相互にかんれんするであろう。第三に、経済変動にかんれんして、景気循環にかんする政策論的研究が、いよいよ重要となる必要がある。経済政策学は、景気政策は景気変動にたいして、どのような有効な方策をとりうるか、或いはとりえないかを明らかにしなければならぬ。第四に、政策学は資本、商品、国民の国際的接触面にかんする研究を深めなければならぬ。かかる接触は資本主義国相互間においてのみではなく、いわゆる社会主義国との貿易、投資、交通等をつうじての交渉が、いかなる経済的効果をもたらすか。かかる交渉をどのように進めるのがそれぞれ両体制の国にとって合理的であるかを研究する必要がある。以上にかかげた課題はいづれも個別的研究の一端であるが、かかる研究を政策学者の協同によってつみ重ねてゆくことは、生きた経済政策学の内容をより豊にし、それはやがて一層高度のコンシステントな経済政策学体系樹立の機縁をなすものと考える。論理的意味での経済政策学体系の精密化ということは、もとより重要ではあるが、その真の科学性は、前述のごとき課題の一層深化した研究をはなれてはありえないし、後者こそかかる科学の統一化の基礎をなすものである。オランダの経済学者ティンバーゲン (H. Tinbergen) による『経済政策論』Economic Policy: Principle and Design, 1956. Summary XII. の冒頭において、げんぢい（経済政策の目的の第一に「国際平和の維持」(Maintenance of international peace) を掲げていることの意味をわれわれは再思すべきであろう。

経済政策論の対象と方法

——最近の政策論の諸体系をめぐって——

野 尻 武 敏

（神戸大学）

経済政策論の学問的基礎づけの問題は、従来とも最も議論の多い領域の一つであった。そして、テオドル・ビュッツによれば、それは、この二三十年来の経済学の中心問題の一つをなしてきたものでもある。^註だが、この領域の議論は十分に実り豊かなものではなかったとは考えられず、多くの激しい主張や論争にもかかわらず、今日にいたるもなお依然として、議論は大きく分れている。かかる困難な問題に接近するにあたっては、さしあたってまず、これまでの、あるいは少くとも今日支配的な議論について、その基本線を自覚していることが必要であろう。かような意味あいからして、ここでは私は、積極的に私自身の見解を披瀝するというよりは、むしろ消極的に、経済政策論の対象と方法とに関し、戦後とくに経済政策論の表題をもって公にされた代表的な著作の若干について、それら諸体系の学問的性格その地位や限界を、批判的に明らかにすることを中心とした。

ところで、学問としての経済政策論をかくの如くその対象と方法とに関して反省するにあたっては、あらかじめ少くとも三つの方法論的要請を立てることができよう。(一)政策実践もしくは政策主体

の実践知そのものと政策論との区別、(二)対象への方法の適合、(三)考察の体系性。以下、主としてこれらの諸点を考慮しつつ、私の考えるところを述べてみよう。

(註) ビュッツによれば、この二十年ほどの経済学の研究方向は、つぎの四群の問題領域をもって特質化される。一、とくに寡占や独占的競争を考慮した市場形態の問題。二、動態論、とくに景気や雇傭の問題。三、経済政策の学問的基礎づけの問題。四、計量経済学の諸問題。(Th. Pütz, „Wirtschaftspolitik, Wirtschaftsordnung und Wirtschaftsplannung.“ in: Lagler-Messner herg., Wirtschaftliche Entwicklung und soziale Ordnung. Wien 1952, SS. 288-300)

一 経済政策実践と経済政策論

従来通俗的には、歴史・理論・政策という知識の三分が行われ、それぞれ、「いかにあったか」「いかにあるか」「いかにあるべきか」にかかわるものとされる。そして経済政策論は、経済生活に関するこの第三の知識部門として経済学の一分子に位置づけられる。

だが、かように政策論が「経済学」の一分科としての実践的な知識体系と解されるならば、今日では二面において問題が生ずる。第一に、かかる政策論はかつての方法的に無自覚な「政治経済学」を無意識に前提としているのではないか、次に、そこでは学問としての経済政策論と実践としての経済政策そのものとの区別が十分に自覚されていないのではないか、という問題がそれである。今日の学問風土の中にあつては、これらの問題を等閑視することは許されないことのように思われる。

(I) かつての「政治経済学」が、当時の時代的要求を背景とし、いわゆる歴史・理論・政策の諸領域を内に含み、経済科学的な分析を中心としながらも他の社会諸科学さらには哲学・形而上学の諸分野にもわけ入り、それぞれの時代にすぐれて実践的な性格をもちえたことは、周知の如くである。だが、その方法的な無自覚性のために、それらが一方、自己の哲学や価値理念にも科学的な客観性や普遍性を主張する傾きを、他方、固有に経済科学的な分析のうちにしばしば自己の価値意識を混入する傾向をもったことも、既に知られている如くである。これに対し、近代の経済学の展開は、むしろ反動的に、価値判断や目的設定そのものの科学的基礎づけの困難さから、それらの議論を考察領域よりまったく排除するともに、経済学を主として自然科学的方法によるロジコ・エムピリカルな厳密な専門科学として純化し、哲学や他の諸科学との脈絡を切断する方向を辿ってきた。そして、この狭く限られた経済学の純粋化の過程は当然にまた、抽象化や現実遊離化の過程を随伴せざるをえない。この方向において経済学が考えられる限り、先の如き経済政

策論の位置づけは、きわめて無自覚に方法論上の誤謬を犯かすものとなるであろう。同時にまた、近代経済学のこれらの展開傾向のうちこそ、政策論の学問としての自覚的な体系化を困難ならしめてきた主要因が存するものと思われる。経済政策論の対象としてまず提起される経済政策の現実とは、主体的・目的的にして複合的・具体的なものであるからである。

(II) 経済政策の実践は、作用面よりすれば、一般に経済生活に対する国家政治体の干渉であり、課題面よりすれば、具体的目的の設定と諸施策の策定とを中心的な課題とする。しかるに、目的は多様かつ可変的であつて一義的に規定されえず、政策活動は単に経済過程のみならず経済組織や経済構造または経済体制そのものにもまで及ぼされ、さらには経済生活と他の生活諸領域との不可分離的な纏れ合いのために、経済政策活動の諸効果は直接間接に経済外の諸領域にまで波及する。ことに経済政策を担う政策主体の実践知には、多少にかかわらず経済生活の諸層ならびに他の生活諸領域にかかわるさまざまな配慮が含まれ、かつこれらの多様な知識が個々の具体的行動に整序され統合される。そしてこの統合過程は、究極において政策主体の主体的な価値意識や価値信念に基礎づけられ、これをもって設定される目的に当為性が与えられ、この目的の実現のために諸知識が糾合され個々の具体的行動にもたらされる、形で行われる。かくて経済政策の実践は、なによりも主体的・目的的・複合的・具体的であり、政策主体の実践知は、多様な諸知識の個別行動への実践的整序の体系である。

これに対して、学問は、一般にこれを多様な現実の思维的整序と

考えることができる。そこには、態度としてもあるいは思惟内容としてもまず客観性が要求される。すなわち、認識の歪曲をさけるために主観的な価値意識はできる限り押し退けられること、少くともその性格と地位とが自覚され客観化されること、あるいはより合理的に基礎づけられてゆくことが要求され、人々の承認せざるをえない事実や理拠に基づいて首尾一貫した推論が求められる。そこでは、個々の現実のなんらかの形で一般的な形相への、またはそれからの、論理的整序が行われ、この過程は、全一的な知的直観の不可能な人間知性の有限性よりして、多少にかかわらず抽象化や単純化の形をとらざるをえない。しかるに、抽象化や単純化は常にある観点よりするものであるから、学問の発展はたえず分化の道程を辿ってゆく。かくて、学問は、実践もしくは実践知そのものの主体的・具体的・複合的な性格に対して、客観的・抽象的・分化的な性格を有することが知られる。

ところが、学問としての政策論は、一方、政策論として、その対象たる政策実践に適応してきうる限り完全にこれを説明しうるものでなければならず、他方、学問として、政策実践や実践知そのものとはあくまで区別されねばならない。ここに政策論は、一つの深きアンチノミーの前に立つ。これをいかように克服し、政策論としての体系性をいかにして可能ならしめるかが、政策論体系化の基本的視角であるように思われる。

二 経済政策論の対象と政策論の諸体系

いま対象と方法に即して、ごく最近の政策論の若干についてそれ

らの性格を明らかにし吟味しよう。対象については、古くから素材の対象(*objectum materiale*)と形相の対象(*objectum formale*)の区別がみられる。前者は、研究主体におかれる研究素材であり、主体の前におかれる知られたる複合的全体的な現実である(今日いわゆる厳密な意味での経験対象というよりは、日常の思惟対象に相当する)。後者は、この素材の学問的考察の出発点となる見地にかわり、考察の及ぼされ、もしくは及ぼされうべき局面を意味する(いわゆる認識対象にあたる)。したがって、これは用いられる考察方法と相関し、同一の素材の対象についてもさまざまの形相の対象が考えられうる。

(I) 素材の対象と経済政策論 前述の如き主体的・目的、具体的・複合的な、したがってまた歴史的な、経済政策の実践は、経済政策論の素材対象として置かれるものである。ところで、かかる素材対象を具体的・複合的な形のまま直接研究対象として取り上げ、政策活動の及ぼされる客体(経済生活)の部門分け(たとえば農業・工業・商業・等)によって、経済政策の現実の系統的な説明を行う政策論が存在する。これは恐らく最も古くからの最も一般的な形と考えられるが、最近でもたとえば *Adolf Weber, Kurzgefasste Volkswirtschaftspolitik. Sechste Aufl. 1951; Hermann Marcus, Volkswirtschaftspolitik. 1954* 等にもそれがみられる。この場合には、簡単な方法論、国家と経済あるいは経済政策の意義や形態等にかかわる序説的な説明、そして価格政策の如き一般的性格をもつ諸施策の議論を含む「一般政策論」と、農業政策・工業政策・商業政策・等を説明する「特殊政策論」とに分たれ

るのが普通である。だが、これらの実質的内容をなすものは、通常、理論的分析というよりは複合的な政策現実の系統的な歴史的記述であり、したがってそれはむしろ経済政策史といった性格をもつ場合が多い。政策論が個々の歴史的事実の認識を基礎とせざるをえないことはいうまでもないが、それは政策論の出発点であっても目標ではないように思われる。

(Ⅱ) 形相的対象と経済政策論 政策論におかれる素材的対象が実践的・複合的な全体であるとしても、これを一定の見地から一定側面に関して問題とすることは可能である。ここに形相的対象の問題が生じ、これにかかわって諸種の経済政策論が考えられる。

(1) まず、政策論を経済科学の適用理論もしくはその一分科としていわゆる経験科学の限界内に位置づけるもの、をあげねばならない。この場合には、一般に、マックス・ウェーバー流の方法論的自覚が背景となり、目的設定や当為定立そのものの議論は政策論から排除される。だが、科学としての政策論に関するM・ウェーバーの見解は、本来、科学理論の適用契機にかかわるものであって、そこには既に形成された理論が前提されねばならない。

(A) これについては、すでに述べたように歴史的に科学としての純化を深めてきた厳密な専門科学としての経済学、すなわち経済諸量やその諸変化の間の作用関連についての、ロジコ・エムピリカルな、価値中性的な、実際には数学的・統計学的な分析に集中する近代経済学に基づく政策論、がまずあげられねばならない。これには、さらに二つの性格のものがみられる。

第一に、歴史的あるいは時事的に提起される社会的要求や個別経

済政策、たとえば完全雇用問題や独占対策等について、与えられた諸前提の下に特殊問題的に理論経済学的分析をなし、または可能な施策方向を示す政策論が存在する。これは従来、アングロ・サクソン系の応用経済学 (applied economics) にみられるところであり、これに類するものとしては Grapp and Weiler (Ed.), *Economic Policy*. 1953 をあげることができよう。(もともとこの書は、いろいろな人の雑誌論文や著書からの抜萃を集録したものであって、取り扱われている問題も思想的・倫理的なものに及び、編者のグラムプとワイラーの序文では、経済学が *positive economics*, *applied economics*, *normative economics* に三分され、政策論はそれらの総合として、だが主として第三の部門に属するものとして、位置づけられている。しかし、この書の主要な理論的内容をなすものは、さきに述べた意味での応用経済学に属するものと考えられる)。だが、これらに属する政策論は、与えられる個別問題への理論経済学の文字通りの応用にとどまって、一般政策論としての体系性はそこには求められえない。

第二に、近代経済学なканずく一般均衡論を基礎として一般経済政策論を体系化し、同時にこの観点から個別問題を取り扱う試み、がみられる。著名なものとしては、たとえば Bressani-Turroni, *Economic Policy for the Thinking Man*. eng. ed. 1950.(独訳は一九四八年) がそれである。これは、当然のことながら、その体系の簡素さ美しさ、その分析の精緻さ厳密さをかちうるにもかかわらず、全体として模型理論的な性格をもたざるをえない。そして、完全競争模型に立つかかる政策論は、自動調節的なメカニズム

に対する国家の単に外からのいわば技術的な調整方式を示すだけであって、諸政策体系の構造的性質やそれらの形成過程の理論的な究明は、研究領域の外におかれる。さらに、かかる体系は、自由資本主義の時代ならまだしも現実的意味をもちうるとしても、それが構造的に変質してきた現今の事情の下にあっては現実遊離的なものにならざるをえない、というセラフィムの批判も成り立ちうるだろう。かかる批判に答えるためには、自由競争秩序が人間社会の本源的なまたは自然的な秩序であることが証せられねばなるまい。これを裏書きするかのように、ブレッシャーニが、経験科学の限界内において手段適合性の問題にのみ自己を局限することを宣言し完全競争秩序を明確に理論模型として確認しながら、しかもなお依然としてそれをば経済生活の自然的秩序となす態度が多く、言説のうちのみみられることは、十分に注意さるべきことであろう（たとえば、自由競争秩序への傾向を物理的必然になぞらへ、またそれが人間の倫理的理想にも合致するものとなしている言説）。

(B) 次に同じく経験科学としての経済学を基軸とし、かつ政策論を経済科学の一分科として位置づけながら、経済または経済政策の質的・構造的な側面にも注目して、いっそう包括的な政策論を体系化しようとするもの、したがってまた、基軸となる経済学にいっそう包括的な性格を与えようとするものがある。Hans Jürgen Sörrupin, *Theorie der allgemeinen Volkswirtschaftspolitik*, 1952 がそれである。セラフィムはこのため、ゾムバルトの線の理解的方法に基づいて経済学を文化科学として定位せしめるとともに、ゴットルに従って国家の経済政策をも経済生活の形成活動とな

す構成体論によって、量的・自然科学的な近代経済学を補完し包括する経済学を考へる。しかもこの場合、彼は、経済や人間生活の一般の意味の理解は哲学的・形而上学的な問題としてこれを排し、経済学の問題を経済生活の現実と経験に即した意味理解に制限して「現実型」なる分析要具を主張する。だが、彼がその政策論において中心の関心を払っているものは、社会経済勢力の分析と経済または経済政策体系の形態論的な解明である。これは、彼みずから認めている如く、今日では専門科学としての社会学とりわけ経済社会学の問題領域に入るものである。さらに彼は、あくまで経験科学の限界内において包括的な理論体系の体系化を求めているのであるが、それらの勢力や諸経済体制の分析にあたっては、依然として人間生活の基本的な、したがって自然的な一般構造を問題としている。

(2) これら多少にかかわらず実証主義的な見解を背景としいわゆる経験科学の限界内にとどまって経済政策論を体系化せんとする方向に対して、当為定立の領域にもわけ入り、さらには経済秩序と他の生活領域との諸関連をも意識的に考慮せんとする政策論を、われわれは Walter Eucken, *Grundsätze der Wirtschaftspolitik*, 1952 のうちにもみることができ。序文に伝えられるところではこの書はオイケンの生前（オイケンは一九五〇年歿）に殆んど完成していたものの如くではあるが、彼自身の手によって公にされたものではないから、これだけによって彼の政策論の体系理念を判定するのは無理であろうが、そこには次の如き体系要素がみられる。(一) 社会学的考察の導入（経済秩序もしくは経済管理方式の純粋型と市

場形態に関する形態論的分析、および社会経済勢力の分析)——これによって経済および政策体系の構造的特質や諸傾向が示される。

(二)均衡理論の適用——これによって諸経済秩序体系の経済的内的な評価基準もしくは経済的効率の判定基準が与えられる。(三)経済秩序と他の生活秩序との相互依存関係の不断の考慮——これによって経済秩序体系の全生活的な評価が行われる。(四)自然的秩序と実定的秩序との区別——前者は後者に先立ってではなくそのうちに見出され、もって実践的な基準が求められる。これらを通じ、政策現実の複合的な諸要因に即応して諸考察を多元的に組入れ、諸政策体系の特質と傾向を批判的に明らかにし、かつ今日の経済生活の本質的な動向の上に立って、望ましくかつ可能なあるべき政策方向を提示しようとする意図がみられる。だが、これらの多元的な体系要素が論理的にいかように統合されるかは、必ずしも明らかではない。なるほど、人間生活の基本的事実たる分業と計画とから経済秩序の純粋型が求められ、人間実存の唯一可能な形式として自由が主張され、それに関連して法治国家の理念が強調され、あるいは勢力現象の人間生活における不可避性が確認されてはいるが、それらが相互にどのような関係づけられ、全体としての人間生活のうちにおいていかなる地位を占めるかは、なんら統一的に解明されず、ために政策論としての全体の体系性が失われている(もっともこれは、概念的統一性を求めるというより、多様な現実態のうちに経済政策のまさしく「原理」をつかみ取らんとするオイケンの態度よりして当然のことかもしれない)。さらにオイケンは、実証主義に対して批判的な態度をとり、歴史的現実のうち存在たり当為たる自然的秩

序を見出さんとしているが、事実傾向の本質的動向を経験的に解明することより、無媒介的に人間や事物の自然を確定することは、いかにしても不可能なことにように思われる。

三 若干の反省

(I) 以上われわれは、政策論として性格的に異つたきわめて多様なものが存在し、また存在しうることを知った。だがわれわれが、政策客体の部門分けによる個々の政策現実の雑多な諸要因の系統的な歴史的記述にとどまらず、さらにその時々々の個別問題への理論経済学の単なる応用に満足しまいとするならば、問題は次の三つのものに要約されうる。第一に、一般経済政策論を厳密な量的な経済科学の枠内において取り上げんとするか、第二に、他の類縁科学をも導入するがあくまで経験科学の限界内において体系化せんとするか、第三に、これらを超えて目的設定や価値秩序そのものの領域にもわけ入らんとするか。

第一の方向は、恐らく、与えられた、または仮定的な諸前提の下に、手段適合性に関する量的精密科学的な分析を可能にするではあるが、政策論の問題としては内容的に狭まらず、さらにその枠内において政策論を真に自覚的に体系化せんとすればするほど、しばしば現実から遊離した形式的な議論に陥る可能性がある。

第二の方向、なかならず社会学の導入は、恐らく、経済政策の成立過程や諸政策体系の質的構造的特質を解明し、量的理論経済学的分析をより現実化し補完して、いっそう総合的な政策論の形成を可能にするであろう。だが、独立の専門科学としてのこれらの社会諸

科学を経験科学の領域内において統合し包括的な政策論を体系化する事は不可能なように思われる。複合的な生活現実の一つまたは若干の側面に関して前提的な諸分析をなす専門諸科学の知識は、これをいかほど集めてみても、雑多な知識の混合併置は別として、一つの全体的な統一体系はそれだけでは生じてこない。部分はあるまで部分であり素材はあくまで素材であって、これらが合して一つの全体を形成するためには全体の本質形相の限定が必要である。包括的な経済政策論が統一的な体系性をうるためには、かくて、経済政策実践についての最も広い意味での諸経験のトータルティーに即してその本質形相が究明され確定されることが必要である。この経済政策をして経済政策たらしむべき本質形相の究明には、結局は社会経済の客観的な一般の意味の理解が不可欠となるであろう。しかるに、これらは本来、哲学、なかならず経済存在論ともいべきものの領域に属する。社会学的考察をもって従来の理論経済学的分析を補完し現実化する包括的な経済学を考え、この一分科として政策論を基礎づけんとするセラフィムが、既述の如く、そのためにゴツトル的な構成体論を導入しながら、他方、経済学をゾムバルト——ウェーバーの線であくまで経験科学として位置づけようとする見解より、経済の一般の意味の理解はそれが哲学的なるゆえをもってこれを排せんとするとき、彼は右の諸問題を閉却しているように思われる。そして彼が実際には依然として人間生活の基本構造を問題とするとき、彼はこれらの事情を身をもって証しているといえるであろう。

第三の方向、つまり他の生活領域への政策効果をも考慮に入れな

から目的設定や価値秩序そのものにまでわけ入る政策論は、複合的にして目的・実践的な政策現実にも最もよく適合し、政策実践における諸要因を最も広く考究するものである。だが、かかる政策論については、右に述べたことがいっそうよく妥当する。この場合には、経験科学の限界と哲学の地位が明確に自覚されないならば、それは、旧き政治経済学がかって陥った、そして今日にいたるまで批判されてきた混乱を、再び繰返す危険が生ずる。今日このように包括的な政策論が求められるならば、多様に分化し純化し独立化した社会諸科学の現実に立って、しかも客観性についての（厳密科学の特定の基準に照して他のすべてを排除する）排他的な実証主義もしくは経験科学主義を超え、かつての混乱や混同をさけながら本来の地位において哲学の權威が再び回復される必要があるであろう。すなわち、哲学的考察領域に属するものとして、少くとも政策実践や目的設定そのものの本質形相・全体としての人間生活の基本構造の内での経済の地位や意味、かくてまさしく経済政策の一般的理念やその性格が明らかにされねばならない。そして、これらの地位や理念に即し、またはそこに与えられる観点のもとに、諸科学による実証的分析を適用することによって、オイケンの意図した如き、経済政策の諸体系の特質や傾向をその構造と機能とについて批判的に明らかにし、国民経済の今日の本質的動向に適合した可能な整序体系を示すこと、を課題とする政策論が、その体系性をかちうるであろう。

(II) もとより、あらゆる学問についてそうであるように、経済政策論についてもまた、複合的な経済政策実践の諸層をいかなる観

点からいかなる側面について取り上げるかは、換言すれば、与えられる素材の対象のうちいかなるものを形相の対象となすかは、本来、研究者の自由であらう。だがここに、きわめて常識的なことから一つ反省が必要である。すなわち、方法は対象に適應すべきものであって、対象が用いられる方法によって恣意的に局限されるべきではない、ということである。

ところで、与えられた、もしくは仮定的な諸目的に対する手段の適合性や、政策樹立もしくは政策体系形成の事実過程の分析、あるいは諸政策体系の構造的性質やその諸傾向の究明、等は、経験科学の限界内において可能であり、それらが政策論の主たる素材内容となすものであることはいうまでもない。だが、目的設定や政策樹立そのものの議論を政策論からしめ出し、これら経験科学の枠内において取り上げるものを、そしてそのみを政策論の対象となす態度には、上述のところよりしてもすでに若干の問題が生ずる。このような態度には経験科学に関するマックス・ウェーバー的な限界劃定がふくまれるのが常であるが、その背後に存する通俗の見解について、なお二・三の反省が必要である。

この見解については大体三つのものを区別することができる。目的そのものは科学的すなわち経験科学的に取り扱えないというものがその一であり、価値判断は本質的に主観的な信念や利害に根ざすものであるという見解がその二であり、目的設定や政策樹立そのものの議論は形式的にして無内容でありかかると考察は無意味であるという見方がその三である。これら三つのものは、しばしば混同されあるいは一連の関連をもって主張されるが、それらは必ずしも必然

的な結びつきをもつものではない。政策論に関するマックス・ウェーバーの真意は、むしろ第一の根拠に立って政策論の経験科学的取り扱いの限界を尋ねることにあつたのであって、第二・第三の見解を前提したものとはいえない。そして単なる経験的な存在や生成から導かれかねないかぎり、われわれもまたこれを認めねばならない。だが第二・第三の見方はそれを直ちに承認することは危険である。まず、価値判断が**事実的に**主観的相対的であり、個々の目的や価値意識がしばしば対立的な、ときには相反的な形で主張される事実があることは、たしかにこれを認めねばならないが、だからといって直ちに、それが本質的にまったく主観的・恣意的なものである、本来まったく対立すべきものである、ということにはならない。これは検討さるべき問題であつて前提さるべき問題ではない。もちろんかかる問題の究明は、結局は哲学や形而上学あるいは倫理学の領域に入るのであらうが、もしも右の如き見解を前提として、あるいはそのために政策論を経験科学のうちに止めんとするならば、それは、経験科学の限界内に自己を局限するといひながら、みずから形而上学的倫理学の問題に決定的な断定を下すことになるであらう。さらに目的設定や政策実践そのものについての議論が哲学的・形而上学的なものとなりあるいはきわめて形式的なものとなつて、かかる一般的な議論が個別的な素材内容を与えないという意味において無内容となることはたしかであらうが、だからといってそれが無意味なものであると考えられてはならない。既述の如く、それは包括的な政策論の体系化に不可欠のものであるからである。事物を歪曲する可能性のある主観的な価値意識の先行をできうる限り排除し

事物を及ぶかぎり客觀的に眺めるといふ意味での没價值的態度は、あらゆる學問に要求されることであらう。だが、かかる考察態度としての價值判断排除と考察領域からの價值判断排除とは、まったく別の事柄に属する。なによりも目的・実践的な經濟政策の現實を素材的対象とする政策論については、このことはとくに注意されるべきことであらう。かくて一方、政策論の對象たる政策実践の性格よりして、他方、政策論の學問としての体系性の要求よりして、經濟政策論が經驗科學の限界内にとどまらねばならないという通念は充分反省に値いし、またその必然性はいまや存しないように思われる。

質問 一 (一橋大 坂本 二郎)

(一) 野尻氏自身の國民經濟政策論の中心主題はどこにあり、これを究明する方法は何であるか。

(二) 經濟政策學の一般理論と日本經濟の矛盾という「時代の問題」とを、どこで、いかにして結びつけるのか、一般性・体系性のみで實質的内容のない經濟政策學は片手落ちではないか。

答 (一) 今日の私の報告は、始めにおことわりしておいたように、積極的に自己の見解を述べるといふよりは、戦後の代表的な經濟政策論について、これを方法論的に跡づけ批判的に位置づけることを中心としたものです。それでも、この批判的部分によって、消極的にせよ、私自身の見解の若干は知っていたかと思ひます。が、ここに改めて二・三のことを明らかにしておきましょう。

まず、私はもともと、政策論について唯一絶対の体系がなければならぬ、とは考えていません。第二に、現在私の関心をもつてい

る方向は、オイケンのようなきわめて包括的な方向です。したがって經濟政策の現實の究明には、なにかんづく狹義の理論經濟學・社會學・哲學(とくに經濟哲學と社會哲學)の助けを求めねばならず、政策論におけるおのおのの仕事については報告中に繰返し言及した通りです。第三に、だがこの場合それは、諸學の單なる混合並置ではなく、方法論的な自覚の下におのおの本来的な關係において統一されたものでなければならず、たとえば、ロジコ・エムピリカルな嚴密科學の特定の基準によって他の一切を蔑視したり、科學の名において哲學の見解や價值信念を表明したり、あるいはまた哲學的な考察に「科學的」な嚴密性を主張したり、するようないふことがあつてはならない、と考えています。

(二) 第二の御質問、一般理論のみを事として現實問題を等閑視してはならない、とおっしゃるのでしたら、御忠告として甘受いたします。それは、私自身自戒しているところでもあります。いなむしろ、「時代の問題」を、しかもきわめて複合的な諸要素を含む經濟政策上の現實問題を、現實に即して正しく究明し處理しようと思えばこそ、一般理論を問題とせざるをえないのであります。經濟政策論の一般理論は、現實問題を究明し處理する(これは特殊政策論の仕事と考えます)ための妥當な視角や方法や基礎を提供するものだと、考えるからです。一般理論と「時代の問題」とが、どこでいかにして結びつくか、ということとは、たとえば、基礎醫學と病氣とはどこでいかにして結びつくか、というに等しいことのように思われま

す。およそ學問たる限り、そこにはなんらかの一般性と体系性が存しなければならぬと私は考えます。個別的な「時代問題」の究明にせよ、少くともそれを學問的に究明しようとするならば、そこ

には既になんらかの形で一般理論が前提されているでありましよう。たしかに「一般性・体系性のみで実質的内容のない経済政策学は片手落ち」でありましようが、一般性・体系性のない経済政策学は、学問というよりは単なる評論の類いではないでしようか。私は、私共の世代のものが余りにも容易に、評論家になったり予言者になったりしすぎるのではないかと考え、私自身の戒めにしていきます。

質問 二 (一橋大 赤松 要)

本質的動向から価値設定は不可能であるという御批判のようでありますが、その点を今少し御説明願いたい。

答 私は、オイケンの所説に関連して、経済生活の現実の本質的動向を経験的に解明することから無媒介的に、当為命題を設定することはできない、という意味のことを述べたのであります。私自身は、最も古い伝統に従って、人間や人間生活の全体的な本質(essentia)あるいは本性または自然(natura)に、当為定立の終極の基準を認めています。具体的な目的や命令の当為性に関して、「なぜに」という問いに即して源に辿ってゆけば、終極的にかかる領域に到達せざるをえない、と考えるからであります。さらに私は、このような本質なり本性なりが人間または人間社会の最も一般的な、したがって自然的と考へざるをえない、傾向や欲求(inclinatio naturalis vel appetitus naturalis)の経験的考察を通して把握されうる、と考へています。だがしかし、何が本質であり本性であるかの確定、さまざまの自然的欲求を通じて現実化する人間または人間社会の本質的構造の解明には、経験的考察だけでは不十分と思ひます。それらは、結局、経験科学の権能を超えるものであり、哲学的反省

の領域に入るものだと考へます。事実傾向のうちにもみられる基本的動向を経験的に解明することと、当為の基礎としての本質や本性を確定することとは、別の事柄に属すると思ひます。

なお、私自身の考へとして、次の二点に触れておかねばならないでしよう。

第一に、私は、具体的目的が意味充分に設定されうるための形相的条件として、価値的合理性・現実的妥当性・技術的可能性の三つを考へています。経済生活の現実の本質的動向を、その基本的な主要動向といった意味に解しうるとすれば、かかる本質的動向の解明は、私の考へでは、具体的目的の現実的妥当性を判定する基礎を提供するものであります。だが、本質的動向の確定がいかに正鵠をえているとしても、それから直ちに当為性を導き出すことも、それをもって直ちに一定の目的または目的設定の価値的合理性を判定することもできない、と私は考へます。

第二に、私は、経済または経済生活の本質に即して経済内的な目的や正しさを考へうと思ひますが、人間生活の一部分領域たる経済の内在的な目的や正しさは、それ自体として終極的な目的となりえず、したがってまた当為性を基礎づけうるものともなりえない、と考へます。経済生活にかかわる目的設定が文字通り価値設定もしくは当為定立たりうるためには、常に人間生活全体との関連が問題にされねばならない、と考へます。

これらの理由によって、私は、経済生活の現実の本質的動向を経験的に解明することから無媒介的に当為命題を設定しえない、と述べたのであります。

經濟政策論と社会学

久米 収

（東京静岡薬科大学）

現代経済学界に於いて、顕著な傾向の一つとして、經濟政策が極めて重要視されているということが指摘されうるであろう。従来理論と政策とは嚴格に區別して取扱われなければならないということが強調されていたが、現代の經濟社会に於いては、国家の行う經濟政策の占める比重が極めて大となり、經濟理論が国家經濟の發展に功献するために、積極的に政策に参加しようとするに到った。

このように一方で經濟政策の重要性が増し、他方において經濟理論が政策の分野に立入って、政策目的との関連において自らの体系化をはかっているという現状において、經濟政策論も亦、従来固有の領域と考えられていたものを反省し、經濟理論の現代の動向を批判しつつ、經濟政策の概念を明かにし、政策論の進むべき方向を定めなければならぬ。現代政策論に課せられたかかる任務の遂行にあたって、社会学的考慮を払うことが極めて有益であることをこの小論に於いて強調する次第である。

經濟学と社会学との交渉乃至は協力という問題は、社会学の側から積極的に取り上げられているが、これは社会学の組織的体系の確立が容易でなかったからである。經濟学の方が独立した社会科学と

して、独自の組織体系を早く整えることができたが、社会学の場合には独自の学問領域に關して一致した見解が成立しがたかったのである。ジンメルの形式社会学に見られる如く、社会關係を本質とする個別的社会科学としての社会学を樹立しようとする努力が一時社会学界を支配したが、現代の社会学界の傾向は領域を広義に解し、社会的共同生活全体を対象とする科学への方向をとっているために、經濟現象を社会現象の一形態として包含することになり、經濟現象を固有の対象とする經濟学に対して、社会学の側から積極的な呼びかけが行われるのである。

然し經濟学と社会学との交渉乃至は協力については、社会学の側からのみその必要が叫ばれたのではなく、經濟学が Political Economy として成立した当初に於いて、既にアダム・スミスは「道德情操論」と「国富論」とで、社会学的局面と經濟学的局面との両面に科学的考慮を払っている。その後の經濟学發展が社会学的局面に対する関心を減じたにすぎないのであるから、經濟学は社会学の呼びかけに對し、受身の立場にあるとはいえない。

然しここで取り上げようとする問題は、經濟学と社会学との交渉

という一般論ではなく、経済政策論の現代社会に於ける意義を明かにするために、社会学が如何に援用されるであろうかという点に限定される。

一 経済政策論と経済理論

経済政策論が科学的客観性を保たなければならぬということについては、随分潔癖な配慮がなされてきた。然らば経済政策論と同じく客観的であればならぬ経済理論とは如何なる関係にあるだろうか。政策と理論とは、前者が主観的、意志的であるのに対し、後者が普遍的、客観的であるといわれるが、経済政策論と経済理論とは共に理論であるということに於いては、客観性、普遍性を有するものでなければならぬ。経済政策論は経済政策の目標に対する目的適合性を吟味し、経済社会に及ぼす効果を客観的に分析する理論であり、経済理論は広く経済現象間の因果関係や相関関係を客観的に分析する理論であるという定義にしたがうならば、経済政策論は応用理論乃至特殊経済理論として、経済理論の一分野を形成するものと考えられよう。

然し経済政策論と経済理論とを以上の如き関係において概念づけるのは、経済政策が附随的な意義を有するにすぎず、経済社会は専ら個々の企業、家計の自発的経済行為によって構成され、経済政策が一般に歓迎されなかつた社会においてである。経済政策が経済社会で重要な地位を占めるようになり、政策如何によって個々の経済単位に与える影響が極めて大きくなつた今日、経済政策論は一層広い視野に於いて考えられなければならない。

二 経済政策の意義

資本主義の高度化に伴って政府の経済的役割が増大し、各産業部門に対し、或は財政金融政策を通じて経済政策が積極的に介入するようになつたために、企業、家計の自発的な意志に基づく経済活動が著しく制約を受けるようになった。かかる傾向に呼応して経済理論は経済政策に積極的な関心を示すようになった。即ち現代の経済理論は、諸手段の目的適合性を分析するにとどまらず、進んで政策目標を掲げて、その実現を可能ならしめるような手段を選択する理論的根拠を示そうとするに到つた。例えば雇用の増大とか国民所得水準の向上等が目標として掲げられ、かかる目的に適合する政策を樹立する根拠を経済理論が発見しようとしている。このこと自体は必ずしも経済理論が理論的客観性を放棄したものではない。何故ならば経済の基本的要因が変化するならば、それに応じて経済社会に及ぼす効果にも変化が生ずるのであるから、一つの期待する経済効果を実現するために、基本的要因を変化せしめる根拠を理論的に求めようとすることは可能であり、経済理論の客観性を失うものとは云えぬからである。

現代の経済理論の傾向が理論的客観性を喪失していないにしても、経済政策樹立のために資料を提供し、目標を実現するために積極的に参加しようとしているという事実は、経済政策論によって検討を加えられなければならない。即ち現代経済理論が対象としている経済政策は如何なるものであり、如何なる方法で取扱われているかということ吟味しながら、現代経済社会に適合した経済政策論

を確立すべきである。

三 現代経済理論の特筆すべき傾向

現代の経済理論が政策に積極的な関心をもち、政策化乃至政策論化の傾向を示しているが、今一つ経済理論の著しい傾向は、社会的諸条件の変化を特に経済的条件とは厳密に区分して経済理論の領域外においていることである。例えば現存する技術、競争の程度、人間の経済活動の動機等に関しては、これらの諸条件を与えられたものとして考慮の外においても差支えないとするのが一般的傾向となつてゐる。これら社会的諸条件は与えられたものとして、経済的諸条件に關してのみ抽象された世界を想定し、経済諸現象間の關連を分析することは、経済理論が他の社会科学との重複を避けて独自の領域を確立しようとする努力の結果と考えられる。社会学が経済学との交渉、協力を主張するとき、経済学の不備として批判の対象とするのは実にこの点についてである。

もっともかかる傾向を批判することに急であるということは警戒しなればならない。経済社会を構成する個々の企業、家計の中に技術的变化、競争程度の変化、経済活動の動機の変化等が常に介在するであろうという予想のもとに、直ちに蓋然的妥当性を任務とする社会科学の欠陥を云々することは早計といふべきである。個々の経済主体の営む経済活動は有意的であるから、常に变化動揺するであろうが、社会全体について眺めるならば、例えばAはプラスの方向へ、Bはマイナスの方向へ变化したとしても、社会全体の経済効果は相殺される可能性をもっているのである。

問題は個々の経済主体が自律的意志に基いて営む経済活動が如何に変化するかということではなくて、各経済主体の経済活動に同一方向の変化を惹き起し、その結果社会全体の経済的效果に影響を及ぼすような外在的な社会的条件が存在していないか、又かかる条件があるとすればそれらを経済学特に経済政策論が考慮外に却けてよいかということである。

四 経済政策の概念

経済政策論の対象が経済政策であるということは極めて平板な、形式的叙述であるが、政府の行う経済政策を以て、一般に経済政策論の対象として考えられてきた。経済政策及び政策論の発展を省るならば、資本主義の高度化に伴つて生じた軍備の強化とか、後進資本主義国の産業保護育成等すべて政府の行う経済政策として推進されたのであるから、政府が主体であるということが、経済政策の最も重要な特性とされるのも理由のないことではないのである。

然し経済政策の特性を、主体が政府であるということに限定することは経済学的局面を重視する経済学方法論としては自己撞着に陥るものと云わなければならぬ。政府の政治活動たるものが重要な条件であるならば、経済政策は経済学の領域から政治学の領域に移行しなければならぬであろう。そこで経済社会的に経済政策の概念を新に規定する必要があるかと思ふ。即ち政策主体の偏重から脱却して政策の特性を社会的、経済的な側面において考察するならば、次の三つの点が強調せられるであろう。その第一は政策は家計、企業等の経済社会を構成する経済単位の外に存在するというこ

と、第二は外在する政策が経済社会の構成要素たる経済単位に対し、強制力を以て臨むということ、第三は経済政策の効果が種々の程度に於いて経済社会に及ぶということである。

経済政策論が政府の経済政策だけを対象とするということは、政府の経済政策だけが、前記三条件を充足するものである限りにおいては意義をもつが、経済社会を構成する経済単位の外に、同様の力があらわれるならば、政策論の経済、社会的意義は急速に減ずるであらう。そしてこれは単なる想定に止まらず、資本主義の独占化段階への移行、市民社会の大衆社会への移行という現実の趨勢が経済政策論の再検討を促しているのである。

五 経済政策論の再検討

現代の経済理論が政策に積極的な関心を示しながら、その政策は政府の政策に限定せられ、その取扱いが極めて狭隘であるということは以上の叙述から明かかと思ふ。然しかかる現代経済理論の動向は経済政策論の発展に大なる刺激を与えるものである。先に述べた経済政策論と経済理論との関係は、ここに到って逆転するであろう。即ち経済政策論は特殊経済理論として一般的経済理論の一分野を形成するのではなく、寧ろ特殊化、政策化した現代経済理論を内包した理論へと発展することが期待される。

然らば経済政策論は何を研究対象とし、如何なる方向に発展すべきであらうか。従来経済政策論は政策手段の目的適合性、経済社会に及ぼす効果を客観的に分析することを任務とすると考えられてきたが、このこと自体は現在に於ても妥当性を失ってはいないのであ

るが、政策を政府の政策と、附随的に其の他の公共団体の行う政策とに限定してきたところに不十分な点を認めるのである。政策が「政府なるが故に」とか「公共団体なるが故に」と問題となるのたという独断的前提が却けられるならば、経済政策論の対象は拡大されるのである。

先に述べた経済政策の社会経済的特性が認められれば、政府の行う経済政策はかかる条件を充す一形態にすぎないといえよう。即ち社会的権力が各経済主体の外部に存在して経済主体の経済活動に対し強制力を以て拘束を加えるという事実は、政府の経済政策に限られない。而もかかる社会的権力は現代経済理論が所謂社会的諸条件として排除したものと極めて密接な関係をもっているのである。社会学的考慮が有益であらうと考えられるのもこの点においてである。

六 経済的社会力

此処に所謂社会的権力というのは、企業、家計等の経済主体の外部に存在するものであるが、政府、公共団体の如く、各経済主体から全く独立した権力機関にのみ限定されるべきではなく、個々の経済主体の内部から発したにも拘らず、個々の経済主体を離れて外部から経済社会に対して圧力を以て臨み、而も経済的效果をあげる場合があることを考えなければならぬ。

かかる社会的権力は必ずしも一経済主体から発するものとは限られないのであって、数箇の経済主体、時には極めて多数の経済主体の自律的活動の総合として表われることもある。このようなプロセ

スを経て成立する社会的権力の中で最も明瞭な形で現われるのは、経済主体内のモノポリ・エレメントの権力化である。独占の形態、特性については既に十分なる分析が試みられているから、多言を要しないが、独占力が経済社会の構成要素たる各経済主体に対し、価格、生産量、操業度、品質、販路等に関して拘束を加え、違反者には制裁を加える如きは、ここに云う社会的権力の特性を顕著に備えているものと云わなければならない。

独占的支配が政府の経済政策と癒着したときのみ、経済政策論の対象として考えられてきたが、独占力は経済効果を有する点、外部から圧力として制約を加える点等社会的権力に外ならない。

したがって個々の経済主体に内在するモノポリ・エレメントが既存の独占組織に対抗する社会的権力を形成する場合にも、当然考察の対象となりうる。カルテル、トラスト等の独占力が個々の経済主体の経済活動を制約することは周知のことであるが、協同組合、労働組合等が価格の形成、賃金水準の変更、生産量の決定に牽制力を発揮しうる場合も亦、前者と同様強制力をもった権力として、経済的效果を挙げるのである。

以上に挙げた独占的権力は比較的その成立の過程が明かであって、特定の経済主体との間に切離せない関係を保っている場合が多い。その点では政府の行う経済政策と類似しており、主体が政府か民間団体かの相違に過ぎないのである。然し社会的権力の中には、その発生成立過程が背後に退いて、拘束力と経済効果とを経済社会に及ぼすときには、各経済主体にとって全く外在的圧力に化してしまふものがある。政府の経済政策の如く社会的権力の目的的行為が

如何に個々の経済主体を拘束し、経済的な効果をあげるかということを問題にする場合に、このような社会力（経済的社会力）を無視するならば、政策の客観的分析も現実妥当性を失うことになるであろう。

個々の経済主体の営む経済活動を規定する条件は実に種々雑多の要素から構成されている。趣味趣好の変化、技術の改良考案等考えれば、同一の経済主体と雖も、一定の経済活動をつづけるといふことは考えられない。然し個々の経済主体を綜合した全体の経済社会についてみれば、個々の経済主体を制約するすべての条件が必ずしも不安定であるとは云えないし、又その不安定をすべて取上げることは社会科学として不必要な努力と云わなければならない。然し個々の経済主体の経済活動を一様に規定するような条件が外部から何らかの強制力を以て臨む場合には、之を無視してはならないのである。例えば設備投資のブームについて考えるならば、個々の企業が自己の採算に基いて、全く自律的な動機で設備の拡張をはかるといふならば、外部から社会的権力が強制力をもって圧力的に企業に臨んでいるとは云えない。又補助金、助成金の交付に刺戟されるとか、金利政策による金利変動を予測してとか、価格政策による利益の増大を見越しての投資ならば、政府の経済政策という社会的権力の然らしむる所と云えよう。然し設備投資の誘因は決して以上に尽きるものではない。即ち特定権力機関の政策的影響によるものでもなく、又利潤採算の上に行われる自発的活動でもなく、技術の進歩という時流が設備拡大そのものを企業の目的化し、設備投資を行わしめる場合があるとすれば、而もその傾向が一二の企業に止まら

ず、ブームを形成する程に経済社会に瀾漫した場合には、新なる社会的権力が外在していると考えられるのである。設備投資によって生産の増大した製品の販路を開拓するのに悩むなどということは、単に期待の錯誤としてだけでは解決しえない問題である。かかる設備投資は利潤の増大とか経営の発展ということの根底にある価格原則に基いて行われた経済活動と断定しがたいのである。又家計についても社会的権力の強制作用が働きかけていることは容易に認められる所である。宣伝、広告が消費者の商品購入に大きな力をもっていることは云うまでもないが、世論、常識、科学等は大衆社会のマス・メディアを通じて消費者の消費選択に一つの偏向を生ぜしめるのである。

このような例に見られる経済現象について少しく検討するならば、個々の経済主体の営む経済活動が外在的な匿名の権力の支配下にあることが認められるのである。他の諸の経済主体が行っている経済活動を自己企業又は家計も採用せざるをえないという無言の圧力が経済活動を規定する条件となっており、経済社会全体についてみれば、生産量の変化、資金需要の増大、或は消費需要の変動という経済効果を生ぜしめているのである。このような外在的権力はその発生過程にあつては、特定の企業、家計乃至はそれらの属する団体の自律的意志に基くものであつたにしても、一度び時流として経済社会の構成メンバーに対し、経済活動を規制する強制力となつたときには、発生過程に於ける自発性を云々することは意味を失つて、経済社会の外在的権力に化してしまうのである。ここに所謂「経済的社会的力」なるものは、経済的効果をもたらしながら、政府、

独占体の如き政策主体や自律的経済主体の営む経済活動とは範疇の異つた「社会的条件」であることを強調しなければならない。S. K. Selokman は経済社会に四つの「力」が支配しているとして、科学力 (The power of science) 経営力 (The power of business) 政府力 (The power of government) 及び道徳力 (The power of morality) の存在を指摘している。多くの経済的社会的力をこのように簡単に四つの「力」に要約すると、その何れかの領域を不当に拡大しなければならなくなるという弊害は免れがたいと思われるが、政府力、経営力の外に科学力、道徳力の経済的効果に注目した功績を認めなければならぬ。^(註1)

かつてアダム・スミスは「道徳情操論」において、「流行」が如何にして社会を風靡し、如何なる影響力をもっているかという問題を取り上げて論じながら、「国富論」において、かかる社会力の経済学的局面を経済理論に発展させなかつたことは誠に遺憾である。然し現代社会においてはこれまで述べたような「社会力」の存在が人間の社会的共同生活に経済的支配力をもって臨んでいることが明瞭になっている。その点で「社会力」の本質についての近代社会学の研究はその成果を以て、経済政策論の発展に裨益することである。デュルケムは如何なる事実が社会的と呼ばれるかという問題を提起し、「諸個人意識の外部に存在する」という顕著な属性を示すところの行為、思惟、感得の様式」は「個人の欲すると否とに拘わらず個人を制するような、一種の命令的また強制的な力を賦与されている」ことを指摘して「社会力」の一般的性格を説明しているが、経済的社会的力は当然かかる社会力の経済的局面を重視すること

によってその概念が形成されてくるのである。^(註二)

昨今企業体内部の問題として、生産性を左右する要素として人間関係が取り上げられるようになったのは、価格法則を制約する要因の存在することに注意が払われるに到った一つの証左であると云えよう。企業体内部の人間関係の問題が経済政策論に如何に利用されるかは此処で問わないにしても、経済社会における諸経済活動の基底に価格法則を侵犯する条件が横たわっているということ、その条件を規定するものが「経済的社會力」と考えられることに注目すべきである。

この社會力の経済的効果について経済政策論が関心をもつべきであることは次の一例によっても明かであろう。即ち産業教育とか科学振興等が経済政策の一環として行われれば経済政策論が考察の対象として検討を加えることを躊躇しないであろう。それならば社會一般の傾向として科学が進歩し、マス・メディアの発達によって世論として科学振興、産業教育が盛となり、経済的効果をあげた場合に、社會力が経済政策論の思い及ばざる対象であるとは云えないであろう。

現代社會は *mass society* と云う概念を以て把握されている。そこでは社會を形成する大多数が自らその決定に参加した筈の社會機構に逆に制約され、無言の圧力のもとに個々の經濟主体は行動を拘束されている。かかる現代社會機構の統制を認めるならば、各經濟主体の自律的活動によって形成された經濟社會に一定の方向と効果を与えるものが、単に政府その他の經濟政策のみならず、經濟的社會力も亦同様の力を有するものであることは明かであろう。

一九二三年の秋、ドイツのインフレーションは所謂レンテンマルクの援けによって停止したが、金融専門家や財政権威者は、この新しい通貨形式の導入に強く反対し、かかる方法は貨幣制度の安定をもたらずどころか、反対にインフレーションを助長させるものと考えられた。ところが結果は近代史に最もセンセーショナルな成功を収めた經濟政策の一つとまでなるに到った。この成功は数々の非貨幣的要因の、さらには非經濟的要因の協力に歸せられるべきであつて、實在的価値によって通貨が与られているという秘蹟を大衆が迷信的に信じたことなどがあげられる。以上はアドルフ・レーヴェがドイツ・インフレーションの収束の原因を非經濟的要因に歸して説明した要旨であるが、社會力の存在と機能を示すものといえよう。^(註三)

かかる事實に基づき、現代經濟理論の動向を眺めるならば、經濟政策論が従来の殻を脱却し社會の發展に應じた發展を遂げるためには、嘗ての *Political Economy* から分離純粹化した經濟理論と社會力に代表される社會的諸条件とを再び統一せしめ、いわば *Social Economy* と云うべき經濟學の確立を志向しうるのである。

而して *Social Economy* への發展にはなお幾つかの問題を克服しなければならぬであろうが、ここでは經濟政策論の現状からしての第一段階についてのみ考へておく。一体權力団体の意志に基く經濟政策なるものは明瞭な目標を有する目的な經濟活動であるが、經濟的社會力の場合には必ずしも明示された目標をもっていない。然しそれにも拘らず經濟社會の動向を決定すると云う点で、社會權力団体と雖も抹殺することのできない無言の權力的圧力を備えている。したがって權力団体は目的な經濟政策を行つ場合、經濟的

社会力の方向並びにその実態を無視できない。種々の形態の社会力はそれぞれ特有の質と量とに於いて経済活動の基本条件たる価格法則を偏向せしめ、その効果に加重或は相殺の作用を及ぼすのである。

そこで経済政策論は、如何なる社会力が経済社会に対して無視しえざる影響をもっているかの発見につとめることが必要になる、そして更にかかる社会力は如何なる方向に、且つ如何なる程度に偏向力をもっているかを確かめなければならぬ、ここに経済的社会力の偏向性向の検討が重要な問題となるであろう。かくて経済政策論は一方に於いて政策手段の目的適合性を、他方に於いて社会力の経済社会に及ぼす効果を分析することによって現実妥当性を加えることになるであろう。

(註一) S. K. Seleman: Power and Morality in a Business Society, 1956.

(註二) デュルケム「社会学的方法の基準」田辺訳四七～四八頁

(註三) レーヴェ「経済学と社会学」阿閉訳一七～一九頁

質問 一 (一橋大 坂本 二郎)

(一) 「社会経済学」という場合、社会学と経済学との結合関係には、三つの様式がある。

(1) 経済理論の一般性を基礎において、諸与件を社会学的に考察し、それを附加し、現実接近して行く方法。

(2) 社会学の一般的な主題を基盤として、その上に、経済的諸現象をも積み重ねて行くもの、例えば、社会的権力関係を中心としその経済的側面を追求するもの。

(3) 社会学と経済学とを各々独立の分野として、それを第三の立場を確立しようとするもの。

久米氏の立場は、第一のそれに近いのではないか。

(二) 経済的社會力の主体は何であり、その経済政策的目的は何か、これを、政府、企業等との主体と質的に区別する特質を示すともつと説得力がまずいのではないか。

答 (一) 将来完成された「社会経済学」なるものは、現存する経済学及び社会学とは、その何れとも一致しない学問領域を有することになると考えられるので、かかる意味では御説の分類の(3)に属すると云わなければならぬかも知れぬが、現状においては経済政策論から社会経済学の確立を志向しているので、形式的には御説(1)に近いかと思う。然し経済理論と諸与件というふうに両者を厳然と区別するという問題があると思うので、かかる区別を取り除くという意図のもとに「社会経済学」なる概念を提起する次第である。経済的要因と非経済的要因との区別に基いて、経済現象を分析するということは、経済学の領域対象を明瞭ならしめるという点極めて有益であるが、現実妥当性に於いて不十分である。卑見によれば、経済現象を決定する要素を自律的意志と社会的権力とに分け、社会的権力の偏向性向を通じて、現実妥当なる適確な把握が可能となると考える。社会的権力の中には、従来の経済的要因、非経済的要因がその重要性に応じて配列されるのである。

(二) 経済的社會力の主体は特定明瞭なる経済主体である場合もあるが、必ずしも明瞭に指摘しうるとは限らない。世論、宣伝、広告等の如き社会力は特定ジャーナリスト、商社、政府等をその主体と

して指摘しうる場合が多いが、流行、常識、道徳等は多く形成過程が背後に退き社会力が全く外在的なものとして社会に君臨する。したがって政策目的も亦明瞭性を失い、社会力自体が目的化する。かくの如き経済的社会力の主体及び目的の潜在性に関して、今後尙研究したい。

質問 二 (神戸大 向井利昌)

社会学の研究対象を、社会的共同生活全般と見られますことは、社会学の領域を不当に拡張し、ひいては社会学の固有の対象を見失う恐れがあるのではないか。

御説によれば、経済政策論に対する社会学の問題領域は、一つは経済に対する政府の積極的干渉、今一つは、言わば従来の経済理論において捨象されている、外在的な社会的諸条件の検討の二つの点で考えられており、後者の内容は技術、人間動機……等多種多様なものが含まれている。社会学が専門的な法則科学である以上は、その固有な対象はあく迄も人間と人間との関係そのもの即ち社会関係であり、かかる社会関係の諸形態(結合関係、勢力関係或いは権力関係、分離関係……等)特に国家及び階級における社会関係が経済活動を如何に制約し規定しているかを分析するところにこそ、社会学が経済政策論に貢献すべき固有のテーマがあるのではないか、社会力ひいては権力の分析もそれを理論的に追求するならば、社会関係そのものの考察を欠き得ないのではないか。

答 社会的共同生活全般を社会学の対象と考えることは、御説の如く領域の不当な拡張となる危険のあることを認めなければならぬ

が、経済学と社会学との交渉が積極的に考えられるようになったのは、社会学の研究対象が必ずしも一定せず、極めて広汎な領域を対象とする傾向が相当に有力であったからだと思われる。事実近代社会学界の動向をみると、社会学に於いて共通に対象としているものを見出しがたいのである。そこで社会学を援用しようという論者の立場においては、社会学個有の対象を限定することを差控えたのである。而して論者が社会学の援用を意図しているのは、現代経済理論の偏向を批判しつつ、経済政策論の社会科学としての現実妥当性を確立しようとしてである。したがって経済学と社会学との対象、領域に関して比較検討を志していないことを御了承願いたい。

かかる前提のもとにデュルケムの社会的事実の概念を援用したのである。自主的な個人の外に、個人意識に対して強制作用を施す社会的事実が外在するというデュルケムによれば、行為、思惟、感得の様式は諸個人意識の外部に存在し、政党、宗教団体、文学流派、職業組合等を基体として、何らかの制裁を背後に有して個人を拘束するのである。その外在的強制性に於いて、政府の経済政策と異ならない。したがって経済社会に於いて各経済主体に対して加わる制約については、単に政府の政策だけではなく、以上挙げたような諸力で経済的效果を有するものは考慮しなければならぬと思う。技術、人間動機等についてはそれ自体としてでなく、人間行動の様式として外在する社会力と考えるべきだと思う。御説の権力関係、階級関係はこの社会力の形成過程とその機能とに於いて重要なものと思ふので今後研究したい。

質問 三 (神戸大 北野熊喜男)

(一) 社会学の固有の対象又は方法が明確でなく、それが社会生活全般を取扱うといわれるが、それでは経済学も全体として社会学に含まれてしまつて、特に社会学が経済学に寄与するところがどこにあるか明らかにならないのではないか。

(二) 社会的諸条件とか社会力とかを重視されるようだが、その「社会的」という意味がはっきり限定されていないのではないか、技術とか、心理的動機とかいわゆる経済生活の与件をみんなとり入れてしまふのは、広すぎるのではないか。

(三) 社会学とか社会的なものを特徴づけるものは、結局「集団」生活(或は広く人間「関係」)に関するといふ点にあるのではないか。

(四) 経済政策論における社会学の寄与は単に社会力の作用の研究といふよりも階級的勢力関係が国家経済政策を如何に規定するかといふような点に重点があるのではないか。

答 (一) 近代社会学の動向を見るのに固有の対象が何であるかに関しては、現在なお議論の多い所である。即ち総合社会学とこれに反対する特殊科学的社会学とが対立し、全社会学を二分している。二十世紀になつて特殊科学的社会学が支配的な傾向となつていたが、研究の分野を局限し、狭隘となつたため、再び総合社会学へ復帰しようとする傾向も強まっているといふ事実を尊重して、社会学固有の対象を独断的に限定することを控えた。そこで本報告は経済学における経済現象分析の現実妥当性に欠ける点を隣接科学の援用によつて補完しようとしたのである。報告にある「社会力」の概念はデュルケムの社会的方法を援用したものであるが、それを以て唯一個有の社会学的方法と考えるには到っていない。

(二) 「社会的」という意味は、社会に普遍的共通的に存在しているという意味ではなく、個人の外にあって、個人に対して拘束を加えるという意味である。したがつて外在的権力を意味し、若し個人がその拘束に服しなければ、何らかの制裁を加えることも厭わないといふ屬性をもっている。技術や動機等についても、それが所謂「社会的」なる限りにおいて考慮されるものであつて、技術の工学的側面、動機の心理学的側面のすべてを取り上げなければならぬとは考へていない。

(三) 社会的という意味は前項に述べたように解しているのであつて、その意味では人間の社会関係を規定している。然し社会を社会外の事物によつて特徴づけることなく、社会を社会として把握しようといふ試みる狭義の「関係説」は個人の外部に存在する社会的事実を考へないといふ点で問題があると思ふ。

(四) 階級的勢力関係が政策を規定する重要なファクターであるといふ御説は同感である。但し階級的勢力関係だけで政策が規定され、又政策目的が実現されるとするのは現実妥当性を失はせぬかと思ふ。卑見の「社会力」も結局階級的勢力関係の変形にすぎないのではないかといふ反論が予想されるが、経済政策の現実を意識乃至文化に係わる諸条件によつて促進、妨害されているのであつて、そこに社会的事実の認識が必要になると思ふ。

質問 四 (名古屋大 碓 氷 尊)

根本的な考え方に関する議論はさて置き、最後に技術的な質問を
一〇。Social Economy への志向を援けるべき「社会学」とは、
一体どういふ社会学を考へて居られるのか。「権力関係」をただ

いわゆる「関係社会学」的のみ捉えればそれで足りるとお考えであるのか。又もしそうだとすれば、「経済学」、「社会学」以外の社会科学の諸分野（非経済的な諸事件の研究に関する限りでの）は何故に問題とされなかったのですか。

答 「関係社会学」的に捉える場合には、あらゆる社会科学の諸分野の関係を問題としなければならぬという御説は了解しかねるが、論者は形式社会学の発展した形態としての所謂「関係社会学」の立場を固執していないつもりである。経済政策論の現実妥当性を大ならしめるといふ意図で、政策論の欠陥を社会学の援用によって補完しようとするのであって、他の社会科学の援用は不必要だとお考えではない。但し本報告は社会科学の諸分野の關係について科学方法論を企図してはいないことを御了承願いたい。

質問 五（明治学院大 磯部 浩 一）

(一) 報告者が考えておられる「社会学」はどのようなものでしょうか。御報告を拝聴した限りでは、報告者の言われる「社会学」は、「政治学」（定義は一先ずおくとして）と置換えてもよいような印象を受けましたが、この点如何でしょうか。何故かと言えば、政策の形成過程を、社会諸集団の力関係として把握する立場が考えられますが、報告者の言われる「社会力」は消費者利益を代表するものに近いように思われます。もし、そうであるとするなら、「政治学」に置換えてよいように思われ、特別に「社会学」を積極的に主張される点は、何処にあるかが疑問になってくると思います。

(二) 社会学の経済学に対する積極的発言について、具体的にどの

ような学者、文献を考えておられるのでしょうか。

答 (一) 政策の形成過程を諸集団の力関係に於いて把握しようとすることは、経済政策論の有力な一つの方向だと思ふ。そしてその力関係を階級的勢力関係として一義的にとらえる場合には「政治学」的政策論が成立するであろう。然しながら論者の意図する所は、経済主体の自律的経済活動で形成されると想定された経済社会の非現実性、無規則性（特に経済法則のみで説明することが困難であること）を分析しようとすることである。従来劃一的として取扱われた経済活動（消費のみならず生産活動も含まれる）が政府その他の権力団体のみならず、習慣、流行、科学、道徳等によって偏向せしめられ、そのために経済的效果は想定されたものから距りを生ずるものである。かかる諸力は外在性、強制性において共通した性格をもっている。「経済的社会力」の概念を以て総称したのであるが、かかる社会力が政治学の範疇に包含されるものならば敢えて「政治学」たることを忌避しないが、論者はかかる概念を社会学から援用したのである。

(二) 文献については小論末尾に掲げたものの外、大門一樹氏「経済社会の衰頽過程」に裨益された。又デュルケムの宗教社会学は間接的ながら経済活動に対する宗教的社会力の効果を示している。

賃銀政策の一考察

佐藤 浩 一

〈大阪府立大〉

一 労働組合の賃銀政策

今日の賃銀のもつ多面的な性格は、これを要約するならば、一方において生活水準の問題に、他方においては国民所得内における相対的分前の問題につながりしめ、しかもその決定過程においては従来の如き需給バランスによる決定の如き純理論の作用する機能はせばめられ、一方においては企業者の集団、他方においては労働組合という二つの社会的集団の勢力関係が強く作用するに至っている。従って限界生産力説において軽視されがちであった供給面における労働組合よりする、賃銀水準決定への影響の導入は、同説においては需給均等による賃銀率の決定をみたのに対して、企業家側からの圧力と相まって賃銀の不確定の範囲を示すにとどまっている。これは労働組合という要因を導入することによって、現実への接近を示すと共に、限界生産力説によってとぎえざる面を補っているのであるが、このことはまた賃銀論の性格の複雑さを示しているものといえよう。

ところでこの労働組合の経済的目標は種々あげられるであろう

が、その第一に考えられるものは賃銀水準の引上げであり、従ってその賃銀政策も当然ここにむけられることになる。然しこの問題はつねに賃銀構造の問題とからみあってくるのみでなく、従来この賃銀政策は組合の他の多くの目標乃至政策のために使用せられてきている。即ちこれらは賃銀政策のために労働組合が直面しなければならぬ賃銀問題と、賃銀問題から派生するところの所得外目標の問題とに分けられるであろう。この後者の問題は結局組合による賃銀政策を賃銀以外の目標——組合の組織強化とか、新技術の採用程度の制限への手段等に、或いはより望ましい労働条件の達成のために利用するのである。その影響するところの極めて直接的なる賃銀政策がこの様に利用されることによって、現実に行われるこの政策の本来の意義を見極めることは極めて困難であると云わねばならない。さらに前者の問題としては、個人間の差による、或いは作業間の、または職業間の、企業間の差による賃銀格差の問題、従ってこれらの間の調整の問題、その他賃銀形態の問題等があげられる。そしてこれらに続いて組合が直面する重大なことは、この政策によって生じた賃銀の変動の雇用に及ぼ

す影響のそれであろう。組合はこの影響の時間的類型—短期及び長期、或いは周期—のもとの進む方向、そして出来うればその大きさをその政策の一環として求めていかねばならないであろう。

ケインズ以来労働組合の存在は、主として賃銀の引下げに抵抗するものとして、従って賃銀の硬直性の説明として考慮せられてきたのであるが、ヒックスが Labour Standard との名のもとにのべている様に、今日においては生活水準の上昇、労働者間の賃銀格差よりくる刺戟、企業者によって獲得される異常利潤の労働者への確保等によって、組合は単に下方への抵抗としてのみでなく、常に上方への引上げの圧力として働き、一度決定せられた賃銀水準に対してむしろ他の経済事情がこれに適応する傾向にあるといわなければならない。そこで今賃銀変動に対する経済的順応の問題をみるについては、従来の如き賃銀引下げによる効果をみるのみでなく、逆に引上げに対して生ずる問題を考察すべきであらう。この様な問題の一つとして組合によってとられた賃銀政策として賃銀上昇が行われた場合、その雇用への影響の問題をみてみよう。

二 賃銀変動と雇用

ところで賃銀の変動の影響を考察する場合、従来一方においてはその変動がコストとして作用する面のみを強調する余り、所得—購買力として働く面を軽視する学説が存在し、他方においては逆に所得—購買力としての線のみを重視し、コストとして作用する面を軽視する学説が存在した。この点においてケインズの立場

は、利子率を通しての間接的影響を除いては一応同次性の公準を示すことによつて、賃銀率の変動が雇用へは影響せず従つてコストと所得としての両面への作用をみたといえよう。一般に賃銀の変動といつてもその上昇があれば企業家は、労働節約的技術の採用によつて労働と資本の代替を考へるであらうし、また賃銀引上げと共に労働生産性の向上の問題が生ずるであらう。しかし団体交渉下の賃銀決定の過程が主として短期の諸要因によつて動かされることを考へるならば、ここでも問題を短期分析に限つてこれらの諸要因は考察外におくこととする。²⁾

今雇用量を一定とすると、社会の総需要価額 D は、賃銀額 w と利潤額 p に依存する $D(w, p)$ し、また総供給価額 S も w と p に依存するといふ $S(w, p)$ 。すると社会全体の賃銀の引上げが行われた場合、これが雇用、ひいては産出高に対して望ましい結果となるか否かは、賃銀引上げ後のこの総需要額が総供給額を上廻るかどうかといふことになるであらう。このことは結局、

$$\frac{\partial D}{\partial w} > \frac{\partial S}{\partial w}$$

という形で示され、両辺の比較によつていふわけである。このことをもう少し立入つてみてみよう。社会の総賃銀額の引上げが ΔW であつたとすると、これは一方において企業者の利潤から一部は支払われるであらう。この利潤にくいこんで支払われる割合を α とし、その額を $\alpha \cdot \Delta W$ とすると、他方において残りの部分は企業者の費用の増加となつてあらわれてくるわけであるから、その額は従つて $(1-\alpha)\Delta W$ と示されよう。ところで他面こ

の賃銀の引上げによる労働者側の支出額の増大は、彼等の限界保蔵性向を h とすると、 $(1-h) \Delta W$ という形であわされる。そしてこのために減少する企業者側の支出額は、その限界保蔵性向を h' とすると、 $h'(1-h) \Delta W$ となるであろう。この結果、賃銀の引上げによる社会の総需要の変化は、労働者側の需要の増大と企業者側の需要の減少との差、

$$(1-h) \Delta W - h'(1-h) \Delta W$$

で示されるわけである。先に示した賃銀引上げによって生ずる企業者の費用の増加—販売価格の上昇— $(1-k) \Delta W$ とこの需要の変化額を比較すると、

$$(1-h) - k(1-h) \Delta W - k$$

左辺が右辺より大であれば、賃銀の引上げによっても尙需要額が供給額を上廻るのであるから、雇用、産出量はさらに増加せしめられるであろうし、逆に右辺の方が大きい場合には、減少せしめられるであろう。この不均等に代る等号は賃銀の変化が雇用、産出量に何ら変化を及ぼさざる、中立的効果の場合を意味しているわけである。上式を更に整理すると次の様になる。

$$(1-h) - 1 \Delta W [k(1-h) - 1]$$

$$\therefore k \Delta W \frac{k}{h'}$$

結局賃銀上昇が雇用と産出量に好ましい結果を与えるか否かは、賃銀引上げによる利潤からの支払い額が、企業者側の限界保蔵性向に対する労働者側のその比率よりも大きいか否かによって決定されるといえるわけである。ここで $1-h, k, h'$ に数値をあて

はめて $1-h, k, h'$ の数値より k を算出してそれぞれ図示すると、第1図、及び第2図の如くなるであろう。この線上は先の式の等号の場合であるから、第1図で雇用、産出量に望ましい結果を与える点は各線の下方であり、第2図では上方に示されることになる。

三 結 び

以上極めて単純な形においては、短期における賃銀の変動にもとづく雇用の変化の問題についてその衝撃の方向を考察した。これが長期になると前述の如く当然種々の問題が入ってくるが、現実にはそれを超えて賃銀水準を引上げれば物価の騰貴か、失業の出現をみる一定の限度を見極め、それが時と共にどう変化するかを求めるとは容易ではないであろう。そして今日の労働組合の勢力の増大はこの臨界線内の範囲の賃銀の引上げでは満足せず、それ以上に押す傾向にあることを考えると、組合による賃銀政策は窮極において安定価格下の完全雇用の維持と相容れず多くの困難を伴うであろう。

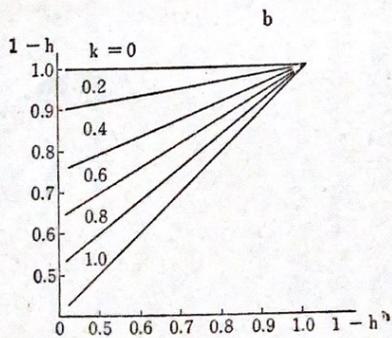
- 註(1) J. R. Hicks, "Economic Foundation of Wage Policy" *The Economic Journal*, 1955, pp. 385-404.
- (2) 以下の考察は M. Bronfenbrenner, "A Contribution to the Aggregative Theory of Wages" *The Journal of Political Economy*, 1956, pp. 459-469. に於いたが、その展開は私なりにすすめたものである。
- (3) *Ibidem*.

第1表 企業者の限界消費性向の限界値 ($1-h'$)

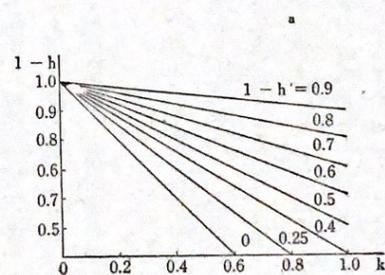
労働者の 限界消費性向	利潤から支払われる賃銀増加の割合 k					
	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0
$1-h$	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0
0.5	0.167	0.375	0.5
0.6	0	0.333	0.5	0.6
0.7	0.25	0.5	0.625	0.7
0.8	...	0	0.5	0.667	0.75	0.8
0.9	...	0.5	0.75	0.883	0.875	0.9
1.0	不定	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

第2表 利潤から支払われる賃銀増加の割合の限界値 (k)

労働者の 限界消費性向	企業家の限界消費性向 $1-h'$						
	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
$1-h$	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
0.5	0.833	1.0
0.6	0.667	0.8	1.0
0.7	0.5	0.6	0.75	1.0
0.8	0.333	0.4	0.5	0.667	1.0
0.9	0.167	0.2	0.25	0.333	0.5	1.0	...
1.0	0	0	0	0	0	0	不定



第2図



第1図

質問 一 (名大 酒井正三郎)

(一) 労働賃銀の支出について、このモデルでは保蔵性向を入れて考えることを問題としているようであるが、貯蓄性向と保蔵性向とはどんな関係になるのか。それは同一であるのか、それとも貯蓄性向と別なものとして保蔵性向を考えることを考えているのか。

(二) 賃銀値上げの雇用並びに成長に対する影響については、労働生産性を規準としてそれを上廻る賃上げであるか、そうではないかが私にとつては重要な意義をもつと考えるが、私が御説を十分にききとれなかつたので、この点がどう考えられているかをおきかせ願いたい。

答 (一) 報告では所得のうち消費財の購入にむけられない部分を貯蓄と定義し、他方所得のうち支出されない部分を保蔵と定義した。従つて労働者が消費財以外のものへの支出を全く行わない場合は、貯蓄性向と保蔵性向とは同一である。しかし現実には労働者も又個人住宅建設等のために相当の支出を行っている。この場合には貯蓄性向と保蔵性向とは異なるものと考へねばならない。

(二) 報告は専ら短期の問題を対象とした。従つて労働の生産性は変化しないことを前提としている。

質問 二 (成蹊大 松坂兵三郎)

リカードの分配法則を前提とするならば、 n ならば $n-1$ との関係が肯けるが、若し賃銀引上げの価格効果を改めて考慮するならばかかる相反関係はみられない。この点、短期理論の立場に立脚すればする程疑問点を増す。

なおここでは雇用量一定技術係数一定と考えられているから生産性の問題は入りうる余地がない。

答 報告の n は賃銀引上げの場合、それが利潤にくいこむ割合を示している。従つてリカードの場合 n は $n-1$ であつて、価格効果は働かない。報告においては n は 1 と 0 の範囲内にあることを前提とした。 n が 1 より小さい場合はそこには価格効果が考慮されていゝ。 n が 0 ならば賃銀の引上げは利潤に何ら影響も与えない。

報告の前提に従つて生産性の問題は対象とならないことについては御説の通りである。

社会的評価と社会的厚生函数

稲 毛 満 春

（香川大学）

I

社会的評価とはなんらかの社会的集団が集団としての行動を決定するにあたって、可能な選択的行動方式について下す価値判断である。このような評価の一例として、わが国の「経済自立五カ年計画」の冒頭の文章をあげることができるであろう。

『経済の自立を達成し、且つ増大する労働力人口に充分な雇用の機会を与えるということは、今日わが国経済に課せられている大きな課題である。経済の安定を維持しつつこの問題を解決するためには、総合的、且つ、長期にわたる計画を樹立し、個人及び企業の創意を基調とした経済体制のもとで、必要な限度において規制を行うこととし、国民全般の協力を得て計画の目標に対し一歩一歩着実に前進してゆかねばならない。』

この一節は「五カ年計画」の性格を端的に示している箇所であるが、それは五つの基本的評価によって特徴づけられていると解される。

(1) 経済の従属よりも自立が好ましい。

(2) 不完全雇用よりも完全雇用が好ましい。

(3) 不安定よりも安定が好ましい。

(4) 個人及び企業の創意（と自由な活動）を基調としない経済体制よりも、それらを基調とする経済体制（資本主義経済）が好ましい。

(5) 必要ならば(4)の評価を侵害しない範囲において社会的規制を承認してもよい。

(1)(2)(3)は経済計画の目標にかんする評価であり、(4)(5)は目標を達成すべき基本的手段にかんする評価である。

われわれはこのような一連の社会的評価に直面したとき、吟味すべき問題として二つのものがあると考えられる。第一はこれらの社会的評価の規準はなにか、すなわちどういう意味でそれらがよいといえるのかということであり、第二はこれらの社会的評価はコンシステンシーをもっているか、すなわち目的相互間及び目的手段間に矛盾はないかということである。しかしわたくしがここで論じようとするのは第一の問題についてであり、しかもこれを Social Welfare Function との関連においてその形式面に

いて検討を加えることである。

II

社会的厚生函数の道具だては次のようなものである。(1)その函数が適用すると想定される予め定められた社会的集団—通常は特定の国家全体—の厚生に影響する厚生変数の指定。(2)評価主体の確定—政府、諸政党、労働組合、あるいは諸個人等。(3)厚生変数のいろいろな値の組合せによって表わされる諸社会的状況の評価主体による完全な順序づけ。(4)厚生変数に課せられる制約諸条件の指定。(5)評価主体による選択。

社会的評価の研究にあたって、このような社会的厚生函数という概念が有効であり、操作的であるというのは、基本的にはそれがもつ選択理論としての一般的形式的性格による。すなわち、社会的厚生函数にふくまれる論理は、或る表明せられた一連の社会的評価を評価主体の所有する特定の目的から導出される選択対象の順序づけから決定された社会的選択とみなすことができることをわれわれに教えると同時に、選択対象の範囲と性質とを規定する変数と制約条件を明確にすることの必要さを明らかにすることによって、表明せられた社会的評価がどういう意味で最良のものとしてせられているかの研究を容易にせしめるのである。そこで以下われわれはベルグソンの示唆する社会的厚生函数の次の三つのタイプに着目して、それらの実態的意義を考慮しながら吟味してみよう。

(1) 社会的評価 W を個人的評価 U_1, \dots, U_n の函数とするばあい。

(2) 個人的評価 U_1, \dots, U_n と独立に社会的評価主体自身の評価規準によって社会的評価 W が決定せられるばあい。

(3) ケース(1)と(2)との複合的なばあい。

III

ケース(1)は厚生経済学においてパレート最適領域の導出の問題として最もよく展開された部分である。いま選択的社会状況を X 、社会的諸状況にたいする個人の評価指標を U_j 、社会的評価主体の指標を W とするならば、 W は U_j の単調増加函数として、すなわち全ての j について $U_j(X) \geq U_j(X')$ かつ少くとも一つの j について $U_j(X) > U_j(X')$ ならば $W(X) > W(X')$ であると定義される。また制約条件 C をみたす X の集り $X(C)$ の中に、全ての j について $U_j(X) \geq U_j(X^*)$ かつ少くとも一つの j について $U_j(X) > U_j(X^*)$ であるような X が存在しないとき、 X^* は制約条件集合 C にかんして、また個人的評価 U_1, \dots, U_n にかんしてパレート最適点であるといわれる。しかしながら、このような社会的評価の形成過程の把握はかなり特殊なものである。すなわち、この考え方は一致と対立を同時にふくむ個人的評価の集りに直面して、対立のない限りにおいてのみ社会的評価を定義しようとするものだからである。しかしこのことはパレート最適領域の確定を無用にするものではないと考えられる。いま X^a と X^b とをパレート最適領域外の任意の二状況とし、これらの間の比較において少くとも一人の対立する評価がふくまれるとしよう。 X^a も X^b も最適領域外の点であるから、両者よりもそれぞれ社会的によりと評価

され、再びそれらの比較において個人的評価が対立するような X と X' が存在するであろう。すなわち、パレート最適領域外の諸状況についての個人的評価の対立は社会的により高順位の状態間の対立に置換えることができる。それゆえ、最適領域内部の諸状況は最も高次の個人的評価の対立をふくむものとみなせよう。さらに社会的評価の規準がケース(1)であることが明白にしても、現実に表明せられた社会的選択にふくまれる社会的状況が唯一つであるかぎり、一般に市民優越の規準以外の規準が併用されていること、しかもその規準の役割が個人的評価の対立の調停ないし妥協にあるということが推論できるであろう。

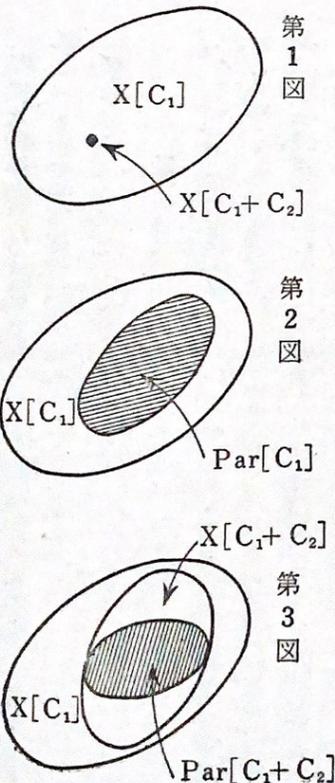
IV

ケース(2)は社会的評価主体独自の評価規準によるばあいであるが、ケース(1)においても独自の規準がふくまれる余地のあることを示した。二つのケースにおける独自の評価規準は実態的意義において異なるものであることに注意したい。ケース(2)における個人的評価は、それらが完全に無視される暴君的なばあいをのぞけば、一般に社会的評価主体の強制ないし説得指導によるか、或いは諸個人の自発的承認によるかして、結果的には社会的評価と一致し、それゆえ社会的選択にあたって個人的評価の調停妥協が存在しない。これは対立が存在し調停妥協がふくまれるケース(1)と対照的である。ケース(2)は結局社会的評価の自発的承認であるのに反し、ケース(1)には決定された社会的選択に諸個人のさまざまな程度の非自発的承認ないし非自発的決意がふくまれている。非

自発的決意の包含は、社会的評価をして不安定的かつ動態的なものとするであろう。社会的評価論は諸個人あるいは諸部分集団の非自発的決意の存在に注目することによって、一層現実的なものになるのではないかと考える。

V

ケース(3)の吟味のためには厚生変数に課せられる諸制約条件の性質に注意しなければならない。諸条件には、社会的評価主体が所与としなければならぬ技術的条件と、変えようと思えば変えられる任意的条件とがある。この区別の意義は、ケース(2)のごとき社会的評価は結局任意的条件—等式ないし不等式—の特定化と考えられることにある。ケース(2)は技術的条件 C_1 プラス任意的条件 C_2 が一義的に一経済状況を決定してしまうばあい(第1図)であり、ケース(1)においては技術的条件のみのもとのパレート最適領域 $Par[C_1]$ が求められ(第2図)、個人的評価の調停妥協を経



て結果的に特定の任意的条件集合が決定する。さらにケース(3)は技術的条件プラス任意的条件のもとでのパレート最適領域 COB 「(1) + (2)」がなお導出できるほどに予め定められた任意的条件が少なければいである(第3図)。予め定められる任意的条件の多少によって複合的な種々のケースが説明できる。このとき、ケース(1)と(2)とは、いはばケース3の特殊なケースとなるのである。

質 問 一 (一橋大 赤 松 要)

社会的に評価選択された政策目的の正しさを政策学の立場から判定する規準は何であるか。

答 社会的評価を社会的厚生函数の観点から把握する立場からは、社会的に選択されたものをこの函数を極大にするものとみなすわけですから、極大化行爲を基礎づけるなららかの選択規準をはっきりとそこに想定することになります。したがって、社会的選択の主体の観点からは、その規準が不変であるかぎり、「目的の正しさを判定する」という問題自体発生之余地がありません。従来の社会的厚生函数論を社会的評価ないし社会的選択の問題、具体的には国家の政策決定の問題にそのまま適用すると、このように「価値批判」の余地がなくなり、現実の事態の説明の用具として適切なものではありません。しかし、社会的選択をその規準と相対的に把握し、ともすれば神秘的なものとなりやすい評価規準の問題を社会的厚生函数として操作的なものにせしめた社会的厚生函数論の貢献は高く評価すべきものと思えます。報告者の意図はこの点を一層明確にすると同時に、諸個人ないし諸部分集団の非自発的決意という概念を導入することによって、社会的厚生

函数論を価値批判の排除から解放し、動態的社会的評価論を目指すことにあります。しかし、まだ十分な定式化に到達せず、問題提示にのみ終った感があります。そこで以下現在わたくしの考えていることを申しのべて御教示を得たく存じます。

社会的選択の正しさを判定することが社会的選択の規準が不変であるにもかかわらず可能であるためには、一般に当面の社会的選択主体以外の選択主体とその主体がもつ異なる規準とが存在しなければなりません。別の社会的選択主体といっても、ここでは同一主体を異時点でとらえればそれらは別個の主体であるというふうに広く解釈しております。しかもこの別個の選択主体の視野、すなわちそれが考慮にいれる選択対象の性質と範囲とは前者の社会的選択主体の視野と同程度のものであることが必要です。この条件は御質問中の「政策目的の正しさを政策学の立場から」という条件に相当いたします。

問題を具体的にするために、当面の社会的選択主体として民主主義国家をとりあげ、政策の決定は議会において単純多数決によって行われるものとしましょう。K・アロウによると社会的厚生函数はこのばあい単純多数決のルールであって、いま二つの議案XYがあり、YよりXがよいとする議員の数を $N(X, Y)$ 、XよりYがよいとする議員の数を $N(Y, X)$ とするとき、 $N(X, Y) > N(Y, X)$ ならば $W(X) > W(Y)$ であるという形で社会的選好関係を定義することができます。議員の個人的評価の集まりから社会的評価が形成されるばあいですから、もちろん報告者の分類においてはケース(1)です。このようにして或る議案Xが議決、

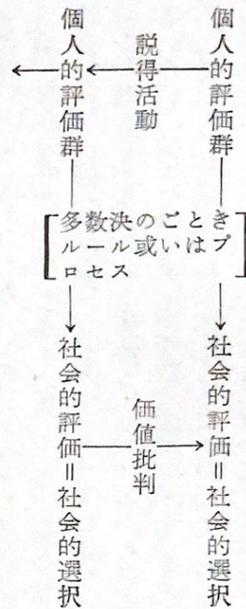
すなわち社会的に選択されたといえます。この選択の規準は多数決のルールと議員たちの個人的評価とであり、これらの規準と議案の集合とをふくめた社会的選択の環境が変らないかぎり、議決されたXはその環境においてはつねに正しい。指定された環境内部からはならぬXを批判することはできません。議会での戦いに敗れた少数党であっても、多数決のルールを承認し、他党の存在を許すかぎり、その環境の内部にXを判定する立場を求めることは論理的には不可能です。したがってアロウの社会的厚生函数の概念は、そのままでは価値批判の余地をのこしません。しかし現実には、一般市民はもちろんのこと、少数党は議決されたものを正しくないとしばしば批判いたします。議決の不履行の問題を別にしても、そのような批判が生じます。このような少数党の立場を社会的評価論の観点から明らかにすることができるならば、御質問への解答に若干でも近づきうるのではないかと思えます。

問題の解決の手掛りはアロウの概念を修正して、そこに個人的評価の側の非自発的決意ないし評価の概念をこむことであります。アロウの定義によると社会的厚生函数とは、選択的社会状況に関する個人的順序の各集合にそれらの社会的順序をそれぞれ対応せしめるルールないしプロセスであります。そしてルールないしプロセス自体については諸個人の合意が存在し、またその合意は個人的順序の変化と独立であるものと仮定し、このルール自体を問題にするわけです。そしてその結果は、前述のように価値批判の排除となつて、現実の適切な説明とはなりえません。この誤りは、社会的厚生函数をルール自体と考えたことにあります。社

会的厚生函数は、それがあくまで社会的選択の規準を明示しようとするものであるかぎり、個人的順序の集合と相対的に、すなわち一つの個人的順序の集合に対して一つの社会的厚生函数、別の個人的順序の集合に対しては別の社会的厚生函数というふうな、多元的に存在するものとみなさなければなりません。報告者がケース(1)のプレート最適領域の定義において、「個人的評価 U_1, \dots, U_n 」に関して」という点を強調したのもこの線にそつたものです。このばあい、ルール自体は社会的選択主体の形相的表現とみなすべきです。そしてある特定の個人的評価の集合にこのルールが組合されたとき、このルールははじめて特定の社会的選択の主体となることができ、形成された特定の社会的順序をもつて特定の社会的選択を行うことができます。社会的厚生函数はルールという形式と特定の個人的評価集合という内容を与えられたとき、はじめて特定の社会的選択の規準の操作的表現となりうるものであるということができましよう。

そこでいま、多数決のルールに関する合意が存在する社会において、特定の社会的選択が行われ表明されたといえます。これに対する少数党の批判の立場は、その社会的選択にふくまれていない個人的評価群とは異なった個人的評価群から形成されると想像される社会的評価に求めることができましよう。すなわち、少数党は既に決定された社会的選択をつつむ環境とは別の環境——別の社会的厚生函数——に自らを直ちに置換えて、振り返つて前者を批判するわけです。もちろん、その別の環境においては少数党は多数党となり、自覚の評価が一層社会的選択に反映されること

が予定されていなければなりません。このような少数党が多数党に転換するような個人的評価群の変更の予想といふことの現実性は、たとえば与論の指導というような説得活動が可能であるという点に求めることができます。説得活動が不可能であるならば、意味のある価値批判は存在しえないでありましょう。しかし



ながら、もし少数党がその後実際に説得活動を行ない、さらにもしそれに成功したとするならば、したがって自覚に有利な社会的選択が行われたとするならば、そのような一定の時間的経過の後、前者の社会的選択を批判する積極的意味はもはや失われるであらう。前向きな価値批判こそ意味のあるものであって、後向きの価値批判には防衛的な消極的な意味しか求められないのではないかと思えます。そこで、価値批判は少数党に不利な社会的選択が行われたと同じ時点において規定される必要があります。そう、そういうわけで、いま暫定的に、少数党の非自発的決意を多数決のルールの例に即して次のように定義してみます。「多数決のルールについて同意が存在する社会において、特定の時点において或る社会的選択が行われたとき、少数党は、もし彼らが将来

説得活動によって彼らに一層有利な社会的選択を生ぜしめる別の個人的評価群を形成せしめることが何らかの意味において可能であるとすれば、既に成立した当面の社会的選択のもとで非自発的決意を行っているとよぶ。」説得活動はそれ自体連続的なものであり、それゆえ個人的評価群は本来動態的なものであります。すなわち連続的な説得活動を一時点で区切って、その時点における個人的評価群を所与として社会的選択が行われます。少数党は一時説得活動を中止し、既存の個人的評価群を前提として、そのもとで最も合理的な行動をいたします。しかしひとたび説得活動に突入して個人的評価群所与の前提がとりのぞかれてしまうと、再びその新たな条件のもとで最も合理的な行動をするのであります。前者の社会的選択に際しての合理的行動は個人的評価群所与の条件によって制限された合理的行動であり、いわば本意な行動であります。合理的行動は行動の制約条件に関しても相対的なものです。社会的選択はそこにこのような個人ないし部分的集団の非自発的決意をふくむことによって、当然動態的な性格を帯びてまいります。社会的選択にふくまれる非自発的決意は個人的評価群の動態性の反映であります。これを社会的選択の側から処理しようとするのがここでの考え方であります。

同様の考え方は、社会的選択のルールとしての短期的および長期的資源配分の資本主義的機構、過渡期の機構、或いは社会主義的機構についても適用できるのではないかと思えますが、ここではもはやルール自体についての合意は、特に前二者について、仮

定しえないでしょう。この方面への展開は今後の課題にさせて頂きます。

質問二 (慶応大 気賀健三)

赤松教授のいわれる社会的評価の正しさについては、その評価のコンシステンシーが正しさの有力な規準となるのではないか。

答 報告の最初に述べましたように、わたくしは社会的評価の規準の問題とその評価の内容のコンシステンシーの問題とを区別しております。したがって、表明せられた社会的選択を支える社会的評価がすべてコンシステントであるとしても、社会的評価自体をめぐる闘争、すなわち価値闘争が発生いたします。この区別は、コンシステンシーの判定の問題は複数の政策目的の究局的両立可能性、および同時に表明せられている政策手段によるそれらの実現可能性の判定の問題であると解し、個人的評価間の対立、社会的評価と個人的評価間の矛盾といったものはコンシステンシーの問題とはみないという考えをもとにするものであります。もちろん、政策目的の両立可能性と実現可能性の条件は、政策目的にかんする価値闘争が意味をもったための必要条件です。これらの条件が予めみだされていることによって、価値闘争ははじめてドグマ的闘争であることから解放され、社会の発展に積極的な役割を果たすことができましよう。さらに、社会的評価のコンシステンシーの判定の問題はむしろ経済分析の領域の問題であり、その発展にまつべきものではないかと考えます。

質問三 (慶応大 加藤 寛)

involuntary decision が入る時、その評価は独立した各個人の厚生をはかるものであるなら、その評価がなくてもケース(1)で成立できることになる。そこでその評価は個人の厚生を何らかの意味で制限することになる。それ故、involuntary decision により社会的評価が成立したとしても、各個人の評価が独立であるという前提を捨てるか、又はそこに成立した社会的評価が社会的厚生であるということを証明する必要はないでしょうか。

答 大変示唆的な御質問であります。御質問の第一段のように、非自発的決意は或る意味で制限された個人的評価です。しかしその意味は、赤松教授へのお答えの中で明らかにしましたように、将来の説得活動が可能であるという条件のもとに期待された自己に有利な社会的評価と、当面の自己に不利なそれとの比較という次元において考えられた制限であります。すなわち、社会的選択は諸個人の評価を所与として形成されますが、一度び一定の個人的評価群が与えられると、そのもとでの諸個人の行動は自発的厚生極大化行動であり、又他の個人的評価群のもとでもやわりそうというふうを考えられます。非自発的行動は、説得活動によって自己に有利に転換可能な個人的評価群を、社会的選択に当面するや否や、ともかくその時点においては所与としなければならぬという一層高いレベルから把握したものです。或いは、個人的評価群所与のもとでの自発的行動は、所与の条件が適用しないレベルからみるならば、非自発的行動に転換するともいってよいでしょう。非自発性は諸個人による社会的選択のルールの承認という前

提の一つの帰結であります。

そういうわけで、個人的評価の制限は、社会的選択の形成過程における個人的評価の独立性ないし相互依存性という問題とは一応無関係に成立することになります。もちろん、相互依存性を考慮に入れることは、社会的選択過程におけるゲーム理論的局面を問題にするという意味において重要であります。第一次的接近としては独立性を仮定してもよいのではないのでしょうか。しかしながら、将来の個人的評価群の期待は説得活動の可能性を条件として成立するものですから、この局面においては当然に個人的評価の相互依存性が考慮されております。すなわち、長期的にも短期的にも個人的評価は相互依存性のものでありますが、長期的相互依存性の前提が設けられさえするならば、短期的独立性を仮定しても非自発的決意を定義することができるものと考えます。

このように、個人的評価の独立性の仮定は必ずしも捨てなくてよいのですが、諸個人ないし諸部分的集団の非自発的決意をふくむ社会的評価が社会的厚生であるための条件は矢張り明らかにしておく必要があります。非自発的決意の問題はケース(1)、すなわち社会的厚生が個人的厚生の集合によって定義される時に発生するものと考えているわけですから、非自発的決意の存在にもかかわらず(1)社会的選択過程における諸個人の行動は厚生極大化行動である、(2)個人的評価の対立の調停の形式的ルールについて何らかの合意が存在する、という二条件が満たされていなければなりません。第一の条件については、一定の個人的評価群のもので諸個人の厚生極大化行動と彼らの非自発的決意とは両立す

ることを前に明らかにしました。第二の条件はむしろ仮定されてきたものであります。ルール自体に合意が存在しないばあいについては、また考えを進めていませんが、ケース(2)ないし(3)とも関連させて広く吟味してみる必要を感じております。

質 問 四 (神戸大 北野熊喜男)

個人的評価と社会的評価との関係を問題とされたが、個人自己のウエルフェアについてのその個人の判断と、社会的全体のウエルフェアについての個人の判断とは区別せねばならぬ。消費者優越の原則は、前者をあくまで尊重する社会的評価ということであるが、後者と社会的主体の評価との関係もまた別に問題となる。独裁的とか民主的とかいわれたが、これはむしろ主として後の問題に關してはいないか。アローのコンシステンシーの問題もそこにあるのでないか。

答 個人的評価といっても、個人自己の厚生についての評価と社会全体の厚生についての評価との二つを区別する必要があるという御主張であります。その通りです。しかし、ケース(1)は個人的評価がそのいづれであっても、ともかく一定の個人的評価群から一定の社会的評価が形成されるばあいであり、二つの区別のうち、前者が前提されるばあいを消費者優越の原則とよび、後者が前提されるばあいを市民優越の原則とよぶこともできません。そして消費者優越を原則とする社会的選択の機構の例として市場機構、一般に市民優越を原則とする社会的選択の機構の例として多数決原理をあげることができます。独裁的か民主的か、あるいは複合的かという問題は、したがって、政治的機構をはなれ

て一般に資源配分の機構についても特殊化して適用できることになりましょう。アロウの問題も、このような社会的選択一般にあつたものと考えています。

質問 五 (神戸大 黒岩 洋昌)

一、社会厚生函数の三つの型のうち、一は細分して考えられねばならぬ。パレットの最適は、個人の評価が各個人の所有する財用役のみ依存する場合に規定されるにすぎない。個人的評価が他人の所有する財、用役にも依存する場合には妥当しない。更に北野教授のいわれる如く、個人の厚生に関する個人的評価(右の場合はこの中に入る)と、社会の厚生に関する個人的評価とは明確に区別しなければならぬ。

二、この報告は現代の厚生経済学の基本的考え方を述べたのであるが、報告者が特に主張される積極的な論点は何か。

答 一、パレット最適性を御質問のように狭く解する必要はないと思います。諸個人の相互依存的選好を考慮したばあいのパレット最適性の研究は、例えばデューゼンペリーによって着手されていますし、また個人的評価が社会的厚生に関するものであるばあいへの展開の第一歩は、財貨が集合的財貨であるときのパレット最適領域を考えてみればよいでしょう。パレット最適性は一般に部分的最適化の問題でありますから、資源配分問題はもちろんのこと、それ以外の問題についてもその考え方を適用可能ではないかと考えております。

二、学説的に申せば、ホーベルモの「非自発的決意」(Involuntary decision)の概念を修正して導入することによって、いわば

アロウ流の「社会選択」(social choice)の問題とベルグソン流の「説得活動」(persuasion)の問題とを統合し、動態的社会的評価論を目指すことにあります。

質問 六 (大阪大 傍島 省三)

各個人の彼自身の厚生に関する評価は完全に独立的・孤立的ではあり得ず、最初から社会的関心(例えばデューゼンペリーの効果)の影響下にあるはずと考える。故に、ケース(1)は非現実的。

答 ケース(1)において想定した個人的評価は、「嗜好」による評価を特殊なものとしてふくむ「価値体系一般」による評価であります。しかし、資源配分の問題を考えるばあいにも、生産函数の面で外部経済ないし不経済の問題を最初から考慮するのと同じ様に、個人的評価の側にも最初からデューゼンペリーの効果を導入するのが一層現実的であることはお話し通りであります。さらに相互依存性の問題は、社会的選択の形成過程の視点からみれば、その過程のゲーム論的諸相を重視する必要を示唆する面も持っているものと思われれます。

質問 七 (大阪府立大 永島 清)

こういう形式的理論(基礎理論と諸仮説の組合せによる)の社会的現実性はどのようであるか。

答 歴史的経験にそくした具体的問題への適用は今後の重要な課題です。毛沢東の論文『人民内部の矛盾を正しく処理する問題について』などを、社会的評価論の観点から分析してみることも興味ある一問題であると考えています。

日本経済の不均等的発展と港湾の問題

北見 俊 郎

〈関東学院大学〉

I

港湾についての考察は、多く地理的環境論を基礎にした交通的諸条件の一環よりみられてきた。そのため港湾の価値はしばしば Hinterland の広狭をもつて論じられ、いわば港湾の勢力範囲〈商圏の地域的範囲〉が問題にされた。

この意味からすれば、その核心となるものはウェーバー (Alfred Weber) 的立地論である。

資本制生産の確立・発展とともに流通過程が、世界的規模にまで拡大されることは歴史的にも論理的にも明らかにされており、日本経済においては、外国市場が社会的総資本の再生産過程のために決定的な意義をもつ。

こうした前提は、港湾のもつ交通部門の役割——交通用役の商品生産化——が独立の産業部門としての社会的規模において形成され、港湾にも、資本制生産部門としての生産力と生産関係が成立することを意味する。したがって港湾発展の基本的規定条件は、具体的には、港湾への財政投資および、港湾設備、労務労働力の

構、成取扱貨物の内容等が問題となり、直接的には、Hinterland の経済構造（主として工業生産力）が社会的総資本の要請とのからみ合いにおいて影響をもってくる。一般的に重要港湾と近代工業地帯とは、現実に地域的同一性をもっているが、このことは Hinterland の地域性において問題があるのではなく、以上の意味をふくめて資本主義の基本的運動法則との関連を考え合せることによって本質的な究明ができるのではなからうか。

このことは、港湾における分析もまた海運・貿易とともに国民経済の再生産過程から把握しなければならないことを意味する。以上のことが特徴的に示されるのは、国民経済が「不均等的発展」をする資本主義の独占的段階においてである。すなわち港湾の発展も、ここでは単に立地論における諸条件よりも、すぐれた経済の不均等的発展という矛盾的条件に強く規定されうることである。

II

以上の問題性は、次のような実態から析出されるところであ

第 1 表 産業別有業人口

農業	373,389	60.47%
林業	9,937	1.61%
水産業	3,619	0.59%
鉱業	7,110	5.15%
建設業	27,391	4.43%
製造業	54,786	8.87%
卸売業	50,838	8.23%
金融保険業	3,523	0.57%
運輸通信業	20,297	3.29%
サービス業	44,552	7.21%
公務	21,503	3.43%
その他	598	0.10%
計	617,548	100.00

山形県の済経事情と特定港（湾）の場合酒田港）との関連を以下実態的に若干みてみよう。

さしあたり山形県の産業別人口をみると、第一次産業（六三％）第二次産業（一四％）第三次産業（二三％）と計出される。（昭和二十五年調）産業構造におけるこうした比重は、圧倒的に高い原始産業と、きわめて低い工業が目につく。（第一表参照）これを日本の構成比、第一次産業（五三％）第二次産業（二一、四％）第三次産業（三一、六％）と比べると大分下廻るわけで、さらにこれは、約二〇年前の昭和七、八年のそれと大差ない状態である。例を工業にかざると、戦後は一時的に有利な条件をもっていたが、しかし国民経済の回復に伴い、とくに経済九原則は、中小鉱山を主体とする鉱業や、従業員五人未満の零細工場等に大打撃を与え、休廃業が続出した。この傾向は昭和二十五年の朝鮮動乱以後きわめてはげしくなっている。（第二表参照）産業

り、またたしかめられなければならぬ。すなわち日本において典型的後進地域とされる

第 2 表 規模別廃業数の推移

年次 規模別	25年	26年	27年	28年	29年	30年 (上半期)
4人以下	54	41	42	31	37	9
5人～9人	39	32	32	21	21	4
10～19	39	13	12	7	23	2
20～29	5	4	2	1	8	
30～49	6	1	3	3	5	
50～99	4	1			3	
100～199		1				
200～499		1	1	1		
500～999						
1000人以上						

別規模別事業所数によると、（昭和二十九年調）小零細企業とみられるものが全体の九七、四％をも占めている。これに対して生産額の面では逆に一部分の大企業が（三六・四％）中企業が（二一・九％）と、大中企業とみられるものが約五八％をしめている。したがって、小零細企業における労働の生産性はきわめて低く、従業員一人当り附加価値額が全国平均三〇、三万に対して一六、九万という低位にあるわけである。

これと共に、県産業の根幹となつてゐる農業についてみると、水稻単作経営の弱点が表面化し、復員、引揚等による農村人口の急激な増加は、耕地の零細化をおしすすめると共に多数の過剰人口をもたらし、しかもシエーレ

の拡大によって農家経済を次第に深刻化せしめていく状態である。

しかも農業による生産額は、総額の四九%をしめ、そのうち米は農業生産額の六五%をしめているので、米作の豊凶、米価の高低によって県経済は左右されるという状態にあるわけである。しかも以上の農業は経営耕地面積からいって、一町半以下の小中農家が全体の約七五%をしめており、さらに兼業農家の増大がいちじるしいということである。

したがって県内の自然増加人口の九八%は県外流出を行っている事情である。

以上はきわめて大體的な考察にとどまるが、一方それらを Hinterland とする酒田港の事情についてどのようなことが考えられるであろうか。

一般に東北地方の港湾は、次のような諸点からその発展がいちじるしく立遅れいとされている。すなわち、海上輸送が、北九州、瀬戸内海、関東地方に早くからみられていたのに対して、東北地方は避遠のため開航にみるべきものがなかった。また海岸線と海が港湾の地に適せず、したがって小型木造船、「はしけ」の運航が海難事故のため阻害され近代的な海運事業をいくむことができなかった。さらに東北の港湾は河水による主要な輸送動脈が鉄道の発展により、河口港が近代的港湾にのびることを中断せしめられたということ等である。

いづれにしても現実に、その規模と機能がいちじるしく制限されており、例えば東北地方の港湾施設現から、一万屯級の船舶

が接岸しうる棧橋はわづかに一港にすぎず、それも製鉄所の専用にかぎられているということである。今かりに東北各県にみられるような農業を中心とする諸地域を全国各産業生産額の比重で見ると約一二、三%、鉄道の延長は一三、一%であり、さらに注目すべきは港湾岸壁の延長においてはわづかに八、七%、荷役の実際能力は八%という低さにある。

一方酒田港の取扱貨物の事情をみると、昭和二六、七年に

第3表 取扱貨物実績

年度別	移入 (A)	移出 (B)	合計 (C)	A/C	B/C
昭和 9 年	125,853	9,023	134,876	0.93	0.07
昭和 10 年	123,724	10,477	134,201	0.92	0.08
昭和 11 年	133,910	13,182	146,992	0.91	0.07
昭和 25 年	129,827	6,706	136,523	0.95	0.05
昭和 26 年	132,719	7,625	134,344	0.99	0.01
昭和 27 年	160,959	13,512	174,501	0.92	0.08
昭和 28 年	146,722	4,543	151,265	0.97	0.03

おいてようやく取扱貨物実績は戦前の線をとっているが、再びそれ以降停滞的で、むしろ移出入量は少なくなっている。(第3表参照)

旅客実績だけについてみれば、戦前(昭和九一〇年)の上陸、乗込人員は約二七〇〇〇三八〇〇人程度であったが、戦後(昭和二五―二八年)は五三〇〇人から一〇、四九八人と約二倍から三倍の増加になっている。これに対して入港船舶の

事情は、内国貿易を主とする汽船の隻数は、戦前（昭和九年）二二三隻、九四、〇九八屯、戦後（昭和二八年）には六四一隻、一三、〇七四屯と隻数で約三倍、屯数で約二倍になっている。しかし機帆船を含めると隻数はさらに減少するわけで、昭和二一年からみると約1.4に減少している。このことは入港船舶が大型化しているとも思われるが、こうした事情に対して港灣施設の改修は昭和八年当時と大差なく、さらに利用率、能率についてはきわめて低い。

III

以上はきわめて簡単に産業構造と港灣事情にふれたわけであるが、問題はこの両者の関連を考へてみる必要がある。県民所得が全国平均の五五％であることは、県経済の後展が単に、自然的地理的条件に制約されているばかりでなく、他の基本的条件——先進工業地帯との関連において考へねばならない。酒田港の事情も、低度の県内産業構成、農家経済の窮迫等、歴史的にもこの地の経済的基礎が、米と養蚕に代表される封建経済の貧しさのまゝ、明治以降富国強兵策のため資源と労働力の供給地として国民経済の要求に答えてきた過程の反映としてみなければならぬ。

一般に国内市場の成立は農業と工業の分離によって成立し、資本主義の発展につれて深化するが、根底には一方的に発展した大工業と、片方に残された半封建的農業が並存ゆ着する。この場合しばしば市場は後進的農業地帯を半封建的な段階にとどめたまま追い求められる。経済における地域性は、国民経済の有機的構成

要素としての地域単位と考えられるが、それは京浜工業地帯のみならず集積された大工業地帯における大資本の有機的構成の高度化にもとづく優位性、小資本の大資本への吸収合併という基本的関連にもとづく。この意味において前節でふれた県経済の諸事情は、いわゆる「地域経済」の形成である。したがって酒田港事情もまたこの「地域経済」への即応的發展に問題の焦点があると思われる。

神戸、大阪、横浜等の代表的港灣は後背地大工業を中心とする経済発展の一環としてその發展をみたものである。その意味では酒田港は、さきへのべた小農と若干の地方産業の再生産における交通部門としての役割を行ってきたともいえる。このことは一方陸運における事情をも考慮すべきであるが、酒田港取扱貨物の品目構成ならびに移出入量傾向等にも端的にうかがい知れるものである。

後進的地域の経済を構造的に再編成するための計画、たとえば綜合開発事業において電源開発・交通網整備等が、若干めだたて進行しているが、もしかりに、それらが地元産業への貢献というよりは、先進工業地帯への保給にあるとするならば財政投資の国家的役割をからみ合せて、後進地域のおかれた位地を考へさせられる。

問題は農業地帯における港灣の發展は、農業が資本主義的経営によらないかぎり資本のてんぼは行われず、Hinterlandの資本主義的経営の再生産に資本のじゅん環を媒介とするのではなく、もっぱら先進地帯における資本の再生産を媒介する役割をうかい

的に行っている。その意味からも、さらに、右にふれたように Hinterland の経済的、経済外的制約を、先進地帯との関連においてうけ、その発展阻害の基本的条件をになつていとも思える。したがって現実的には、山形県は、先進地帯の Hinterland としての形成であつて、酒田港はその補足的役割をうけもつてきたのではなからうか。

質 問 一 (伊藤忠商事企画調査部 菅原藤也)

一、「日本経済の不均等的発展と港湾」の実証的論拠を引出すのに、酒田港の引例は適當であろうか？ 例えは資料にみる如く、廿五七年の発送貨物は薬品、石炭及びコークス、金属及び同製品、肥料等逐年増加し、到着貨物よりも多い。これは山形県の経済発展が日本の鉱工業生産の成長に順応していることを示していると解すべきではないか？

二、農業が資本主義的経営によらないのは山形県のみに限らない。日本全体がそうである。むしろ現段階では山形県の農業生産性は他府県より高い筈で、山形県が「後進農業地帯における農業再生産」の型とは思われない。勿論封建時代における米穀集散地としての酒田港の地位は今日転落したことは事実であるが、山形県が第一次産業を主力とする後進地域であることの証明には陸運の発送貨物が米穀を主力とするとの実証が必要で米穀類の海運発送が酒田港において逐年低下している事実をどのように説明されるか承りたし。

答 (一) 経済の不均等的発展は、どこまでも国民経済全体の立場からみて考えたいと思ひます。そのとき現実的にも、また資本主

義の発展法則からも一般的に言つて山形県のような「地域経済」が成り立っていることは自明の理と存じます。

ただこの場合、問題にしましたのは各港湾の発展における不均等性ではなくして、現実の先進工業地帯と後進的農業地帯の経済的諸関係の中で、後者が前者によって位置づけられ、さらにそうした農業地帯における港湾の性格を規定しているのではないかという貧しい究明への一里塚であるわけです。さらに申上げること

を許さるるならば、この報告の本質は港湾経済の分析上の「方法」についてであります。従来地理学的領域の方法で多くとりあつかわれがちできたものを「経済学」の報告としてはどう考えるか、という方法論の具体的表現としてとりあげたわけです。

なを、資料についてのご指摘の点は、右の問題の狙いの他に時間があれば港湾における政策の具体的問題酒田港周辺に計画されている臨海工業地帯建設——として、別の観点から申上げる予定であつたものを含みます。移入品目に工業用材料のみられることはご説のとおりと思ひます。しかしそのことが経済の不均等性をただちに解消しようするような要因でないことは、報告の中で申上げました実態的資料でご理解いただけたと思ひますし、また後進農業地帯が工業化してゆく過程の中にも不均等性が活潑に残るものと思ひます。しかしこの問題を別の観点から申上げたいと前記しましたのは、この報告の狙い——方法論的なもの、したがって農業地域における地方港湾の性格——と焦点が異なつてくるかと思ひます。したがつて酒田港の引用は以上の意味とともに、国民経済の後進的農業地域における港湾として理解していただければ幸い

と存じます。

(二) 本質的な点につきましては答(一)を御参照していただきたく思います。

ここでは直接に農業の経営組織や生産性に問題があるのではなく、大工業と農業との関係、とくに国民経済の再生産過程の中で両者がどのような相互関係を有しているかだと思います。とりわけ資本主義の独占的段階においては、前者における資本の政策が後者を制約してゆくという点であると思います。ご説の具体的事項につきましては、例えば、一町半以下の経営耕地面積をもつ農家階層が約七五%、兼業農家の増大等いわゆる小中農家によってしめられるものと思います。ただそうした農業の再生産云々は港湾のもつ側面的役割についてふれたものですが、したがって、航運の低下は、勿論陸運の発展の影響によるものですが、この点につきましては、報告でもおこじろしましたようにその性質上捨象したわけです。しかしご説のように、交通的条件からどうみるかについては、申上ることができるとの分析が未だされてませんので今後の研究結果にゆづらせていただきたいと思います。

質 問 二 (公正取引委員会 御園生等)

一、酒田港および、同港を利用する地域(東北農村)の後進性、「社会的総資本の再生産過程」におけるその特殊性が少なくとも説明の根拠とされる諸資料からは明瞭に浮び上つて来ない。

二、横浜、神戸等の「先進」港と酒田港との国民経済における差違は移、輸出入荷物の質的差違、鉱工業品、農産物の比

率、および Hinterland における再生産構造の特殊性との関係等において具体的に分析され、追求されなければならないのではないかと。

答 (一) 問題意識としましては、港湾の発展が Hinterland の経済発展を支配するという意味ではなく、むしろ逆に形成された「地域経済」によって、その港湾の性格が規定されるということにあると思います。したがって国民経済の再生産過程の中で位置づけられた後進的農業地帯(工業と農業の分離、国内市場の成立、日本資本主義の性格との関連)の解明のための資料ではありません。問題性については恐縮ながらも一度本文と、分析上の方法論については菅原氏への前答(一)を御参照いただければご理解願えるものと思います。

なお、ここでは港湾自体の先進性、後進性を直接とりあげているわけではありませんが、仰せのように神戸、横浜等の先進的港湾事情等の比較検討をさらにしたいと思います。

質 問 三 (中野電力企画室 本村善貞)

山形県の電源開発(総合開発の一環としての)による電力が地元へ供給されないで、京浜工業地帯に供給されているとのお話であるが、東北地方は電力が不足しているので、京浜工業地帯には殆んど供給されていない。

答 この問題にかんしましては、むしろ私の方からいろいろ詳細な事情や資料を御教示願いたいと存じます。ただここでは「総合開発」の意味が、後進地域の経済発展にあることもその一つと理解しているわけですが、私が調査した範囲におきましては、総合

開発をめぐる国家財政との関連で、売電契約上むしる後進地帯にとつては高価な電力料金になり、発電県に供給されたい傾向にあるのではないかと、これを申し合わせたわけでありませう。しかもこの問題にふれましたのは、港湾にかんすを分析が多く地域的概念を中心にして行れ、立地条件による説明をうけているわけで、その意味からすれば発電県には当然工場誘致のための動力的立地が成立しうるわけですが、現実にはそうした立地因子があつてもそれを阻害する他の作用がありうるのではないかと、一つの説例にした次第です。

質 問 四 (大阪市立大学 木村 敏男)

次の点御意見を伺い度い。一般的にいつて港湾の発展を日本経済の不均等発展との関係において把握される方法については大いに賛成である。具体的部分的な問題として次のことを質問する。

1 都市の大工業Ⅱ独占資本の要求によつて位置づけられる山形県Ⅱ東北農村地帯の経済関係とくに農業の生産関係を固定的に考えているのではないか。(報告要旨、P五参照)。たとえば戦後東北地方におけるトラック(オート三輪)の農家による保有の増大があるが、それにみられる商業的農業の発展を考慮すべきではないか。

2 酒田港の取扱貨物を分析する場合には、同時に陸運(鉄道、自動車)による貨物輸送との関係をもあわせて考察しておく必要があるのではないか。

答 (一)戦後、とくに農地改革後の農業発展の地域差にかんする

一つの見解、すなわち東北農業躍進論と、近畿農業停滞論がもたれているようですが、現在のよ様な資本主義がきわめて高度に発展した段階において、また日本のように狭隘な国民経済内部においてそうした発展の差異がありうるであらうかと思えます。厳密な意味でまたそうした発展方向の差異が形成されるものであるうか。お答に先だつてまずこの点に疑問をいだくものです。

ご説のよりどころは、或は東北農業の米生産力、というよりは反当収量の上昇と農家経済の好転にあるかと存じます。仰せのように、東北農民の労働手段の保有の向上も、右の意味からありうると思ひます。しかしそれらが現実的には一般化しているものではなく、また農家経済の好転が、ただちに商業的農業の発展と解しがたい多くの他の要因があるかのように思ひます。むしろこの問題は、農村過剰人口、農民層分解等に深い基盤があることかと思ひます。

現実的に、山形県の農家戸数は五反一町、一町一・五町の小中農層階級に集中し、兼業農家数は全体の約半数を占め、その上昇がげしい状態です。しかも農地改革による土地所有の細分化、農家一戸当りの耕地面積の減少化、したがって労働力の県外流出等のはげしさもうかがわれるわけでありませう。農業生産指数からしますと、戦後逐次上昇し昭和二八年で一一三・九と全国の九七・六をはるかに上廻っております(昭和八・十一年平均)。しかしここで問題にしたいと思ひますのは、米作反当収量の上昇による農家経済の好転という個別的意味よりも、資本主義の独占的段階における工業と農業の相互関係にあるわけでありませう。

東北農業の生産関係を決して固定的な意味からではないことを以上若干の点にしかふれることができませんでしたが、そのように申上げたわけであります。

なを、ご質問の(二)にかんしましては、まったくその通りと存じます。この問題は前記菅原氏への(二)にもふれましたので恐縮ながら御参照賜りたいと存じますが、陸運の発展に伴う条件が重大なものと思えます。ただ問題の性質上、それらを大工業における資本の有機的構成の高度化と地域経済の形成といった抽象的概念において、Hinterlandの経済事情を整理しましたので、その具體的表現としての陸運の役割を捨象してしまいました。この点については今後の分析によらねばと存じますので、なをご意見を賜り度く存じます。

証券市場政策の対象と課題

小竹 豊治

▲慶応大学

報 告

証券市場政策の対象は、資本制経済構造の一構成部分としての証券市場である。これは自明の理であって、財政学の対象は財政現象、金融経済学の対象は金融現象である、というのと似ている。問題点は証券市場をどのように考えるかにある。一説として、証券市場は投機を公認する必然的悪の市場であるというものがある。倫理的観念を導入したこんな俗説は論議の対象にはならない。また証券市場を商品市場と同じ組織とみる商品市場類似説がある。これは、証券を発行する会社は商品の製造会社、証券を買う投資者は製品の消費者のようなものだ、というのである。この説は商品流通と証券流通の外面的類似現象に惑わされた謬説である。つぎに中心的価格説というべきものがある。これによれば、証券市場は一つの中心において決定される証券の価格が通用する空間的時間的に制限された証券取引範囲なのである。この形式的考え方からは、同一銘柄の証券でも東京と大阪の証券取引所で違った価格が成立することがあるために、それぞれの中心的価格が通用する東京か大阪かの証券市場は説明できても、これらを中心とく含めた日本証券市場という事実を説明できない。それ

では証券市場をどのように考えるべきであるか。この理解の仕方によって、証券市場の分析または叙述の体系が、したがって証券市場政策論の方法がきまるわけである。

ところで証券市場の最も簡単な範疇というべきものは、証券という特殊な商品である。この証券の本質を簡潔明確に説くものとして、つぎの規定が最も重要である。

「国家証券ならびに株式その他のあらゆる種類の有価証券は、貸付可能資本にとっての、すなわち利子を生むように予定されている資本にとっての投下部面である。これらの証券はこの資本を貸出すための形態である。だが証券そのものは、貸付資本ではなく、貸付資本が証券に投下されるのである」……Sie sind Formen, es auszuliehen. Aber sie sind nicht selbst das Leihkapital, das in ihnen angelegt wird. ……インスティチューション資本論第三巻五二二頁。青木文庫版、一巻六七八頁と岩波文庫版一〇巻二四九頁参照。

これによって明らかかなように、証券は貸付可能資本の投下部面であり、その貸出形態であり、また貸付資本の投下形態である。

それは国債、社債、株式の形態をとっている。国債は債務請求権の所有名義、社債は収益請求権を表わすとともに債務請求権の所有名義、株式は収益請求権の所有名義である。これらの所有名義は、剰余価値、平均利潤、平均利子を前提として資本還元され、擬制資本となる。このことは、所有名義である証券が、擬制資本化された利子生み証券になることである。すなわち証券そのものは一紙片にすぎない。だが具体的には、国債や社債は確定利子の支払と元本償還の債務請求権を表わし、株式は利潤の分配としての不確定配当の請求権を表わしている。これらの利子または配当を平均利子化した資本還元価格が、証券の資本価値として成立する。その結果として証券は、平均利子を生む利子生み証券として現象することになる。この現象面だけをみれば、証券はそれ自身で価値をもち、平均利子を与えるということになるが、実はその資本価値は資本還元擬制価格なのである。

この利子生み証券は、貨幣形態としての利子生み資本が、その一形態として証券の形態をとることから生ずるものである。しかも利子生み証券は、現実の機能資本とは別個の独自の運動を、最終消費のない商品として不断に行っている。擬制資本としての利子生み証券のこの運動、すなわちG—A—G'の運動は、貨幣資本と証券の位置転換を意味し、証券の買付と売付を表わしている。この売買運動が十分に行われるためには、その運動の担い手が存在しなければならない。あたかも貸付資本運動の主たる担い手として銀行が存在するように。証券運動の担い手は、証券取扱業者、証券取引資本家であり、それは論理的にも、歴史的にも存在

している。このように考えると、証券運動の構成する組織機構が証券市場であり、その中心的担い手は証券取引資本家である、ということができる。

この証券市場が存在するからこそ、証券の擬制資本化は成立し、資本還元価格を証券の売却によって実現することができる。つまり、貸付資本家たる国債や社債の所有者も、出資者としての貨幣資本所有者である株主も、所有証券の売却によって、本質的には貸付の返還と同じように、投下資本を回収し、自らを貸付可能な貨幣資本の所有者として再現することができる。このような証券市場の存在がなくては、株式会社企業は発展しなかつたし、後者の発展がなければ、貨幣資本の蓄積は拡大しなかつたろう。だから証券市場（証券運動）、株式会社企業（産業資本運動）、貸付可能な貨幣資本家・貸付資本家（貸付資本運動）の三者は不可分の結合している。

再言するまでもなく、証券運動は、貸付資本運動の一形態である。したがって証券市場政策は、貸付資本運動一般を対象とする金融政策の一部門である。このようなものとしての証券市場政策にとっては、商業資本、産業資本、貸付資本の基本範疇と証券取引資本との不可分の関係が、特定の時代の支配的資本によって如何に歴史的に規制されるかが中心課題であろう。これに関連して基本的政策課題としては、つぎの諸点が考えられよう。

第一に証券運動は、貸付資本運動の一形態として歴史的に論理的に発展したものであるが、その歴史段階を如何に区別するか。このことは証券市場政策の歴史的区分のためにも必要である。概

括的には、有限責任制の不十分な前期的会社企業の時代を背景とする前期的証券取引資本の時代、有限責任制の確立した近代的株式会社での成立以降その成長と独占を背景とする近代的証券取引資本の時代に区別されよう。

第二に証券取引資本家の発展の系譜を如何に考えるか。それはつぎのように考えられよう。(1)機能の未分化の前期的証券取引資本から職能の分化する証券取引資本への推移(とくに既発行証券の流通面の証券取引資本家である取引所会員)、(2)前期的貸付資本(金匠、高利貸資本家、個人銀行)または前期的商業資本から近代的貸付資本(株式会社組織銀行)または近代的証券取引資本への推移(新規発行証券の流通面の証券取引資本家である英の発行商社または米の投資銀行)、(3)近代的貸付資本から証券取引資本への推移または両者の結合(一九三三年銀行法以前の米の商業銀行の証券業務関与または独の銀行)

第三にヒルファディング等の説く独占的な銀行資本と産業資本との融合である金融資本は、独の銀行だけを対象としているが、もしこの融合を単なる銀行と産業資本との融合と解するならば、他国に適用がないではないか。独の銀行は英米流の表現でいえば、周知のように発起業者、商業銀行、長期貸付銀行、投資銀行または発行商社、取引所会員をすべて兼ねる兼営銀行である。また、銀行はどれでも株式取引所である、というのも独の銀行についていうことである。独では証券運動が貸付資本運動の一形態として独自の運動を行っているのに、銀行が証券運動を自ら担当している。だが英米日では、貸付資本運動と証券運動の分化に応じてそ

の担い手も分化している。これらの国では、金融資本は単なる銀行と産業資本との融合ではなく、証券取引資本をも含めた独占的融合である。またスウィージーのように、証券取引資本家である投資銀行を「銀行」と考えることは、ドイツ的銀行概念の機械的適用であり、既発行証券の所有の分散化と少数者への集中を重要な手段とする金融資本の独占的支配を無視するのは謬見である。

要するに金融資本は、それぞれの独占的諸資本範疇(貸付資本の一形態である利子生み証券運動を担う証券取引資本を含む)の融合した上位概念であり、構造的な概念である、というべきである。各国のこの融合形態には特殊性があり差異がある。だが右に述べる原理性は貫かれている。証券市場はその融合の接着剤である。

質 問 (神戸商船大学 竹島富三郎)

一、本報告の重点は証券市場政策ではなくて、証券市場の概念規定に止まり、政策の面が脱落していた。

二、証券(有価証券)が商品化した限りにおいて、証券は証券自体で有価(貨幣価値)であると見るだけで足るのであって、その有価(貨幣価値)が貸付資本であるから、又は投資資本であるから起成されるのか、否かは別の問題である。それは商品の価値(有価性)が何に起因するのか、というのと同じ問題だ、と考えられるが、如何。

答 卒直にいつて、第一問は、本報告の時間の多くが論題の前半で費され、後半に十分の時間を割くことができなかつた報告技術上の不釣合いに対する御不満なのであろうか。それとも、充當時

間は少なかつたが、論点を明らかにしたはずの基本的なくつかの政策課題よりも、個々の政策面を重視され、後者のほうが述べられなかつたために、政策面が脱落していたといわれるのだろうか。もし後者ならば、報告時間の関係上、当初から個々の政策面にまでおよぶ考えは、なかつたといわざるを得ない。というのは、個々の政策ではなくて、それを貫く基本的政策課題の論述が、この報告の目的の一つであつたのだから。

第二問では、生産財や消費財として消費されうる労働の生産物たる「商品」と、紙きれそのものは労働の生産物であるが、特殊な資本価値をもつ最終的に消費されない証券という商品とが、同じものと考えられているようである。この考え方は、商品市場と証券市場とを同一視するものであり、わたくしが方法論的に謬見と考へる「市場論」的考へ方に通じている。具体的事実をみれば、商品という名称は同じでも、両種の商品には、はっきりした区別がある。事実在即して、質の違った両者を区別する考へ方になりさえすれば、第二問は論理的にも解けるはずである。

日本化学工業の基礎構造に関する一考察

中 村 忠 一

（甲南大学）

は し が き

本報告では化学工業の一般的発生・展開機構を分析し、日本資本における化学工業の発生・展開機構がそれと合致するか、否か、もし合致しないとすれば高度に発達せる資本主義諸国におけるそれと比較して如何なる経済機構にもとづくものであるかを明確に把握するための分析視角を明確にしなければならない。本報告ではこの際化学工業の発達関係を生産技術視点でこの問題分析を対象とする。

分析視角第一

そこで第一に問題とすべき分析視角は当該資本制国の化学工業の興起・展開機構を完全に把握するためには、当該資本制国の化学工業部門における化学技術の発達関係を正確に把握すること、即ち当該資本制国の化学工業部門を構成する無機化学工業諸部門・有機合成化学工業諸部門における化学技術がそれぞれ各箇の部門の内部において如何なる理由で発達したか、また、それが無

機化学工業諸部門・有機合成化学工業諸部門との間に、その相互関係において如何に連繫しているかを正確に把握しなければならぬ。

しかしてこの際正確に把握するためには次の点が重要である。即ちこの化学技術の発達関係をその内容と過程とからこれを把握するということである。ここではまづ第一に本質的生産過程において、如何なる過程をへて、如何なる合目的々化学反応の原理機構がつかまれ、それを土台としてそれが如何に装置的労働手段において対象化されているかの問題がそれである。

第二に問題となるのはこの化学技術体系の内容をみる場合、合目的々法則性を生産現場で、生産力のない手たる労働者や技術者が、如何にして、どの程度まで、これを正確に把握し、実際ににおいて生産に適用しているか、特に労働者が本質的生産過程（＝化学的過程）において、そこで土台となる化学反応の原理機構に對し主体性をもっているか、それは現象的にはこれを意識的に對象化した装置的労働手段の体系に對して主体性をもっているか否かの問題である。

分析視角第二

分析視角第二は化学技術の發生展開機構分析における場合の抽象的分析視角の設定であり、この段階ではそれを完全に把握しようるものではない。そのためには当該資本制国の總生産過程において如何なる機構的關係を媒介として發達したかを正確に把握しなければならぬ。そこでこの点に注視して、化学技術發達過程におけるその前提条件を明示すべきである。

第一に化学技術が發達するには自然科学的知識を必要とするが、当該資本制国ではどの程度の發展内容をもっていたか。もちろん自然科学の内容發展は新しい化学技術体系の發生展開において、必要な条件ではあるが、そこで解明された自然科学法則、それを基底とする工学諸法則の究明によって、直ちに化学技術体系の成立としてあらわれるものではない。

第二。それが單なる可能性から現実化し、当該化学工業部門が興起、展開するには、当該化学工業部門の製品を労働対象資料として使用せんとする社会的需要が存在しなければならぬ。ただしその本質的生產過程は化学的法則の生産への適用により、天然物質又は新しい人為的物質を形成し、物質の新しい技術的利用性をみいだし、低廉な原料の基盤を拡大し、新しい形での労働対象をつくりだすものであり、それは当該資本制国に於いて、自然的賦与の形態で与えられたその労働対象資料が先天的に僅少であるか、或いは次第に欠乏してきたか、また従来の經驗的方法では既に労働対象資料の生産に限界があるか等の何れかの理由によって

その契機が与えられるが、とにかく当該化学工業において生産される労働対象資料に対する社会的需要が予め存在することが必要であり、従って当該化学工業の生産技術体系の成立發達には労働対象資料を大量的に消費する生産部門の發達が第一に前提条件となるが、その程度は如何に。

第三に当該資本制国において、化学工業發達方向を規制するものとして、そこでの原料基盤の問題がある。自然的賦与の状態において、エネルギー源として必要な石炭資源をもっているか、或いは水力資源をもっているか、特に化学工業における基本的労働対象資料において、特にそこで当該資本制国において、豊富且つ低廉な石炭資源をもつか、或いは石油系資源をもつか前者では石炭系有機合成化学工業の異常な發展となり、後者では石油系有機合成化学工業の顕著な發展としてあらわれる。しかしまたこれらの原料基盤が質的に、また、量的に安定的であるかは、当該化学工業において、その生産技術の成立展開に極めて重要な条件となる。しかしこの原料基盤はその状態を認識してこれを労働対象にまでもっていくための合目的々自然法則性の十分なる把握と、この合目的々自然法則性を生産行程に具体的に適用することによって始めてその自然的賦与の十分な活用をその可能的状態から現実的狀態に転じうるもので、このことなくしてはその自然的賦与そのものは何等の意味をもたないことは勿論である。また当該資本制国でその自然的賦与の状態が質的にも量的にも不安定であるために、当該化学工業の生産技術確立、展開の要素主体性をもちえないというわけではない。ただし化学技術の確立、展開にお

いて、主体性をもっているか、否か、それはこの場合には、その原料が質的にも量的にも不安定であればあるほど、如何なる質のものを原料として使用しても、これに充分対処しようように合目的々自然法則性をどの程度、より十分に、正確に、把握し、これを生産の現場で如何に適用しているか、その高度の如何によつてきまる問題である。

第四には化学工業の生産技術体系の確立展開において、それは特に電気産業（エネルギー源）、金属工業（化学機器素材）、機械器具工業（化学機器）の諸部門の生産技術の一定の発達段階を前提とし、その発達がなければ化学工業の生産技術体系の完全なる成立、発達はのぞみえないが、関連諸部門が当該資本制国でどの程度興起・展開していたかが問題である。ただし化学工業において、たとえ実験的装置で、合目的な化学反応の原理機構を把握しても、この実験的装置を現実化するにはこれを能率的に利用する装置の労働手段にまでひきあげうる機械器具工業（化学機器）の生産技術の発展内容を前提とする。更にそのためには機械器具工業（化学機器）部門で、当該生産行程の労働対象資料たる金属材料の生産部門において、そこでの装置で現出すべき物理的、化学的諸条件のその要求をみたしうるだけの素材を充分に供給しうる如く、その生産技術がその発展内容をもつことを必要とする。もしそれがなければ、たとえ機械器具生産部門の発達があつたとしても、ここで要求された装置の労働手段を所要の質的にも、また量的にもこれを生産しえない。しかしてこの所要の技術水準の金属工業の発達は電気産業部門の生産技術の確立、展開を前提と

する。また化学工業特に電気化学工業において、その生産技術の確立展開は電気技術の確立、展開を不可欠前提とする。ただし電気技術が実体的規模である場合、たとえ、電気化学において、その実験室装置で、合目的々な化学反応の原理機構を把握しても、これを現実化しえない。それが実際に電気化学技術として成立するには電気技術の確立展開を前提とする。

以上の分析視角に視点を置き、日本化学工業における生産技術体系の発生・展開を、高度に発達せる資本制国でのそれと比較において把握することによって、ある程度明確に日本化学技術の発達関係を解剖しようものと考へる。

尙日本化学工業における生産技術体系の発達については甲南大学経法学会誌甲南論集において逐次発表する故を以て、それを以て参照されたし。

（註）これまでに発表せしは

第五卷一号 日本化学工業史序説（其の一）

〃 二号 〃 （其の二）

〃 三号 〃 （其の三）

第六卷一号 〃 （其の四）以上昭和三年

なお引続き第六巻において日本化学工業の生産技術体系の発達関係を発表する予定である。

質 問 一（二橋大 山中篤太郎）

一、日本化学工業の基礎構造（A）という場合、工業の基礎構造（B）を一側面からみるということか又は（B）の中の（A）の特色ということなのか。

また自然科学の発展も勿論大切ですが、それとか、資源の存在とがあれば、市場的条件がみたされると生産が工業としてなりたつようになりましたが、むしろ経済現象としての意味での生産なり、資本なりの条件が必要なのではありませんか。

答 本報告では日本化学工業の生産技術の発達関係に視点を置き、主として分析における抽象的発達関係の解剖における二、三の問題点についてのべたわけですが、意図するのは日本化学工業の発達過程を正確に分析することであり、その限りでは日本の工業構造において、それを化学工業という一つの面からこれをとらへ、日本化学工業の基礎構造を明確にしようとするわけですが、同時にこのことは(B)の中の(A)の特色をも明確に把握しなければ完全にその構造を把握しえないと思います。また化学工業において、その生産技術体系が成立、展開、即ち化学技術が具体化するには、その前提となる条件(むしろ契機)が整ったとしても、それは単にその成立の可能的状態にあるものであり、それが現実に具体化するには、それを可能とする資本の蓄積が必要であり、資本がそれを利潤獲得の手ダテとして始めてそれが現実において工業化されるわけであります。

質 問 二 (大阪市大 酒 井 安 隆)

日本化学工業の近代的確立(とくに有機化学工業を中心とした)の契機を何にお求めになるか、私見としては基本的には独占段階における新投資の場として、いわゆる新産業として資本が自然科学技術を把握する点に求めこのような視角から新しい投資対象としての当該産業の構造的性質を分析することが第一

義的に必要であると考えます。また日本化学工業の軍事的性格は右のような基本的把握の上になつての評価が行われるべきではないか。

答 基本的には同感だと思えます。

開発政策論に於ける一つの課題

—その対象について—

池田善長

〈北海学園大学〉

一 開発政策の生誕

見方によっては、経済史は開発の歴史ともいえよう。今日、われわれの経済社会を形成するものはすべて過去の開発活動の遺産であり、それはすべての時代すべての地域を通じてわれわれの経済史の主要な史実をなしている。この見地にたつならば、開発は必ずしも新しいものではないが、開発が新しい時代意識のもとにわれわれの課題とされるようになったのは、そう遠くにこれを求める必要はない。すなわち、一八〇〇年代後半以後から略々確立をみた国民経済と、第一次世界大戦後の植民地経済が資源問題を通じて、世界経済に大きな役割と重要さをもつようになって以来と考えて差支ない。従って今日われわれの考える開発政策を植民政策の歴史的な発展型態としてみれば、第二次世界大戦後の世界経済に結びつく後進国（地）開発が主要な課題とされ、一方国民経済においては、その安定と成長への条件を形づくるものとして国内における未開発地域の開発がその対象と考えられている。とくに戦後、経済基盤とその規模をいちじるしく縮少し人口収容力

にアンバランスを生じたわが国にあっては、通商貿易を通じてする経済領域の拡大と相ならんで経済開発が自立経済の達成に大きな条件をもつものと考えられている。

二 経済政策としての開発政策

かくてこのような経済環境の中にあつて、後進未開発地域の経済開発は、地方的に地域的に全国的に、さらに広く国際的に数多くの部門にわたって計画化され、その具体的な開発計画はおびただしきものとなつていく。このように開発計画が山積してくると、おのずからそこには計画の組織づけが行われ、一方においては経済開発に関する一つのまとまった政策分野——開発政策——を構成することとなつてくる。

もち論、開発に関する個々の具体的計画についての技術的な或は科学的な検討乃至は裏づけは、それぞれの分野において可成高度なものとなつていくが、これらの計画を経済政策として一体的につかんだ開発政策については、未だその体系化をみる段階にいたつてはいない。すなわち、経済政策論の一つの部門として開発

政策論を考えたいのであるが、この場合われわれが先づ問題としなければならぬことは、開発経済或は開発政策の対象としての開発をどう考えるかという点である。

三 開発政策は諸政策の総合ではない

曾てドイツの植民政策学者 Zöpf 教授は、国家学大辞典において、植民学について「植民政策は地表上のあらゆる国民経済、政治及び国家行政を研究の対象としている。従って植民政策の科学的叙述にはその対象としての植民の概念をせまぐ限定しなくてはならぬ」と述べている。われわれの場合にあつても、総合開発が政治的・経済的・財政的・社会的・文化的・技術的諸元をあますところなく総合して開発政策を構成して居り、従つてその政策目的の多岐からくる政策領域の広汎と技術の多岐は、往々にして開発政策は諸政策の総合されたものにあらずやとの疑念を生じがちである。しかし乍ら開発政策は、政策目的の実現への手段としての政策というかたちで、これらの諸元を複合して協力参加せしめることはあつても、直ちにそれらの総合政策ではない。

四 開発政策の対象としての開発の理念 規定は出来ていない

ここで開発政策の対象とする総合開発をどう考えるかの必要があるのであるが、一方その理念規定は総合開発そのものが極めて広汎かつ漠然とした概念であるために、これに最終的な答えを与えることは可成むずかしい。すなわち、総合開発を国土計画的な開発と考え或は経済計画的な開発と考え、さらに開発計画を施設

計画と考え或は経済計画と考えるごとく、その理念規定は区々としている。かくの如く開発政策の対象としての開発が、すでにこのように概念の固定をみるにいたっていないところに、開発政策論はその出発点において未解決の課題をかかえている。

かくてこれらの課題にこたえるため、また今後の開発政策の方向を見出すため、過去から今日にいたる開発思想の変遷をあとづけることによつて開発政策の対象の問題を考えることとする。すなわち、開発の思想史的背景から今日的な開発の理念規定を導き出し、国の要請する経済目標の達成過程において或は経済循環の中において、開発がどう参加しどう役割すべきかの問題にも答えたい。

五 開発の思想史的背景

開発史からみれば、植民政策的な開発が先づ問題とならうが、今日の国際経済社会の現実からみてそれが特殊な政治支配のものにおける経済利益の一方的な取得ということ、さらに総合開発を以て開発のアイディアとする考え方から、先づこの問題には触れない。

「総合開発」を問題とする場合、私は大雑把なみ方ではあるが、次の三つの考え方に分けて考えることが出来ると思う。すなわち、開発を(一)経済計画としてみる立場、(二)国土計画(地方計画)としてみる立場、及び(三)いわゆる後進地開発としてみる立場。これらについて若干の説明をつけ加えよう。

(一)経済計画としてみる立場

一 国の経済政策の上から策定された経済目標を地方的に計画化しようとするもので、いわば全国目標の地方への具体化とみてよからう。その中心的な考えは、国民経済における総資本の効率的運用が可能となる如き生産の計画的配置を実現しようとするものである。従ってこの考え方によって具体化される開発は、国の生産目標を地方の立地条件と地域経済の実態から割出したものに配分されることとなる。従って計画経済的な考え方が中心であり且つ経済効果をつねに重視するところに一つの特徴がある。

とくに我が国の場合における如く、経済復興計画として戦後日本経済を速かに且つ計画的に復興しようとする場合、このような考え方が有力な要素であったとみられる。すなわち経済復興という全国指標をかかげ、これへの接近のための国土開発（経済開発）が考えられた如きこれである。国土開発の側からみれば、国民経済循環の中で開発を考えようとする立場であり、国の要請する経済目標の達成のため開発がどう参加しどう役割すべきかを経済循環の中で考えようとの立場である。

(二) 国土計画（地方計画）としてみる立場

総合国力を發展せしめる起動力として、国土の総合的な利用計画をうち出し、国土に即応した物的施設計画として開発を考えようとしている立場である。地方的な産業の生産配置を国土の実態から有機的に合理的に割出し、その利用・開発から保全にいたる過程を問題の対象としている。もち論、産業に限ることなく、広く国土のもつ自然的な或は経済的な価値を効率的に具現するため物的施設を中心としてみる立場である。従ってその考え方は立

地論的なものが中心をなし、資源の利用計画とか水や土地の利用計画を地方の産業構造の関連においてその施設の配置を考えて行うとするものである。

わが国の場合にあつては、特定地域総合開発計画として特定の地域を指定して国土の利用開発と保全の総合政策を実施しようとの考え方があつたが、これは多分にこの立場から主張されているのであろう。

(三) いわゆる後進地開発としてみる立場

経済計画としてみる立場、国土計画としてみる立場とは可成りみ方の規準からいってちがってはいるが、開発を後進地域の経済水準——生活水準の引上げとしてみる立場がある。経済の場において而かもそれを地方的に計画化していこうという点においては、経済計画的な開発と考え方において類縁している。これと大きなちがいは、前者が経済効果をつよく問題とするのに対し、これは経済効果というより生活水準——民生効果を問題としているところに差異があつた。いうまでもなく資本主義経済社会において当然生じるであろう中央と地方——先進地域と後進地域との経済的・文化的・乗離の幅を是正すべきであるとの立場から、また地方（後進地）としても自ら経済水準の向上への期待を、この考え方によせているところのものである。従ってこの考え方は経済計画としての立場に対しても、国土計画としての立場に対しても、もとより入れうるもので、当然わが国の地方開発計画の多くはこの立場にたつてたてられているものが多い。

六 今日的な開発

総合開発にはこのような三つの考え方があって、それぞれの立場から開発をとり上げており、或る場合はこれらが対立し或る場合は充分検討のされないままに理念の対立——政策の齟齬となつて結果している。もち論、それぞれは考え方の相違であつて、これを近付けたり妥協することは不可能であり、またそれぞれにはそれぞれの論理的な意味もある。

そこで問題は、経済政策として考えた場合は、われわれの国民経済の要請という面からいって、開発をどう考えるか、逆に開発の側からは国民経済の目標とするものに対してどう役割すべきか、という点から今日的な開発を考えることが必要であり、それが経済政策としての対象たりうる開発ではなからうか。

いうまでもなく、われわれの当面する経済政策上の中心課題は、安定経済と完全雇用の達成をどう実現するかにかかっている。かく考えると開発を単に国土に即応した物的な施設の整備ということにのみ限定すれば、もち論それ自体としては意味もあろうが、国民経済の上から具体的に要請せられる課題に必ずしも適切にこたえ得るものではなからう。又後進地域にウェイトをかけて考えることも、そのことが直ちに国の経済目標に直結するものではない。なければ開発が国民経済進歩の契機とはなり得ないであろう。

かくて、国民経済の要請は、開発を国土計画的な立場や後進地開発と考えるより、経済計画として経済循環の中でその目標を達成せしめることにあると考へたい。すなわち、基本的には、安定

経済と完全雇用の両立しうる如き産業構造の基盤をつくり出す——という全国目標の条件の形成、地方的にこれを整備・配置することを内容とするものでなければならぬ。具体的には地域の資源を開発し或は施設の整備をすることが国民経済目標に合致すること、例えばこのことによつて産業構造が高度化され輸出コストの引下げ或は輸入削減に役立つ、従つて国民経済循環に貢献するとかそれが雇用吸収に役立ちうることが前提とされねばならぬ。

国土計画的な立場からする考え方、或は後進地開発の考え方が開発ではないというのではなく、経済政策としての開発政策は、開発を経済計画的にみる考え方を主流とし、これらの考え方は政策実現の一つの方法としてみた場合にのみ、われわれの対象と一体たりうるであろう。

質問 一 (一橋大 坂本 二郎)

(一) 開発を経済計画としてみる場合の経済効果と後進地開発としてみる場合の民生効果との区別は如何(質問者原文「経済開発—経済計画と後進地開発—民生効果との区別は如何。」)

(二) 経済政策の主流として、経済開発—経済計画を考え、後進地開発をその実現の一つの方法としてみるのは、例えば日本の場合、中小企業や農業の開発の場合、少し純経済(論)的にすぎるとは如何か。

(三) 安定経済と完全雇用を国家の経済目標とするのは、果たして本当に正しいか。安定経済、完全雇用という目標と生産拡大という目標がくい違ふ場合これをどう考えるか。

答 (一) 言葉の上からは、開発が経済計画であるという考え方にたつならば当然経済効果がどうなるかということが一番大きな論点となるでありましょうし、また開発ということは後進地を開発して行くことだとする立場にたつて考えるならば、単に経済効果如何ということのみが論点とはならずもっと広い意味の民生効果を考えねばならないでありましょう。そこで問題は御質問の経済効果と民生効果の区別はどうなのかということでもあります。私がここで経済効果といったのは、それが財政投資にしても、或は企業投資にしても開発事業に対して一定の投資があった場合、その投資上の効果——その測定技法についてはいろいろの考え方もあり、また効果を測定する時期を何年後にするかという問題もありませんが——とも角、投資に対してどれだけ経済効果を期待しうるかということでもあります。いわば所得に於て或は就業率において或は固定資産の形成においてというような計量しうる効果と考えてよいと思えます。もち論この計測については投資効果のタイムラップをどうするかという大きな問題もあります。民生効果といったのは、計量し得ない生活内容の向上とか、教育水準の向上というようなものを考えて居るのです。もち論、いうところの生活水準は経済水準の反映だというみ方もありましょうが、これを否定するわけではなく、投資に対する計測しうる効果を経済効果といい、計測しえない波及効果を民生効果と申上げたわけです。

この二つは開発の段階論的な考え方、または開発地域の経済発

展の段階によって、どれにより重要さを附加すべきかはちがってくると思えます。しかし乍ら、わが国一般の場合に於て国の財政投資からみれば、少くとも基礎開発の段階にある場合は、経済効果がより高いウェイトをもつべきであろうと思つて居ります。この場合、地域差をちぢめようという開発の一つの目標に対して、経済効果をよく押し出すことは、矛盾ではなからうか。またソールテンションという政策上の問題からも、わが国の場合問題がありはしないか、とのこともありましょう。この点については第二の御質問に関連がありますので後程改めて私の考えを申し上げます。

(二) たしかに御説の通りとも考えられます。つまり、先程私自身も認めて居りますように、後進地開発の考え方を第二義的なものとして取扱うことは、日本の場合とくに中小企業や農業開発の場合問題があるように思われます。少くともソールテンションの問題を考えずに今日の政策は考えられないと思うのです。また地域的にみてもその通りかもしれません。否定は決してするわけではありません。しかし乍ら、開発政策を国の経済として考えた場合は、やはりその主流——考え方の——は経済計画としてみて行くべきだと思つております。ですからやはり第一の御質問に対する私のお答えの後半の部分と全く同じ問題だと思つて居ります。つまり開発の段階論的な認識、今やって居る開発は基礎開発の段階なのか或はすでにその段階を終えて二次開発の段階にあるのかというところを、どう政策が認識するかの問題だということであります。ですから私の立場はどちらかといえば中間的であります。

う。というより開発の段階をどう認識するかによって、何れをより高く評価すべきかに答えるべきだという立場であります。

(四) 国家の経済目標を何にすべきかということだと思ふのですが、これは大変大きな問題で私には一寸お答え出来ません。答える力がないという方がほんとうかも知れません。しかし、当面やはり安定経済と完全雇用が——余りに抽象的であるかも知れませんが——国の経済目標と考えて差支ないではありませんか。もち論、これらは必ずしも相互達成が出来得ないかも知れません。

またお話のように生産拡大——これは開発という意味で生産拡大という言葉をお使いになったと思うのですか——とこれらがくい違う場合もあり得ることでありましょう。私は端的にいつて、国の経済政策に対して矛盾を生み出すような開発——若し仮りにそんなものがあるとすれば——これは否定されるべきだと思ふのです。開発事業相互の間にさえこのような競合相反関係はありません。例えば、山林開発において木材の産出はたしかにパルプ資源として国民経済にプラスに与えることでしよう。しかし乍ら、伐採が山林の造林や成長の速度とアンバランスに行われるならば、私はそのような山林開発は否定されるべきだと思ふのです。また土地開発にあって、土地改良や開拓によって新しい居住領域を拡大し生産効果をあげて行くことは、たしかに開発の前進でありましょう。けれども、それらの生産効果がこれに要するコスト、開発への投資にも充たないというのであれば、やはりその土地開発は否定されましょう。同様に、農地造成や開拓は往々山林の伐採跡地に行われるのが実態なのですが、山林の造林が行われない原因

の大きなものがこの農地開拓であるとするならば、この山林開発と農地開発は競合関係にたつのであって、このような開発は開発とはいいい得ないと思ふのです。このようなケースは数えれば数えきれぬ位あると思ひます。ですから、御質問のように経済目標とくい違う場合は、端的にいつて開発政策からみて否定したいと思ひます。

質 問 二 (東京女子大 伊藤善市)

(一) 経済効果の極大の達成ということ、ある国民経済ならびに地域経済のおかれた条件によつて、短期的長期的にいろいろの答えがでてくる。開発の段階論的考察の必要をどのようにお考えですか。

(二) 総合開発の「総合」という意味を「多目的」という意味にとる考えがあるが、「総合」の意味についてどのようにあなたはお考えですか。

答 (一) 開発効果のタイムラップの問題かと思ふのですが、たしかに御説のように開発効果は長期的にみる必要のあるもの或は短期間にその効果を測りうるものとがあると思ひます。農業開発の場合、とくにこのタイムラップをどの程度におさえるのがよいかは議論の分れるところでありましょう。またその開発がどのような経済条件乃至は経済段階にある地域において行われて居るかという点も、開発の段階論的考察を必要ならしめる一つの与件だと思ひます。この点については前の質問者へのお答えと重複するのですが、私はすべての開発を同じ条件のもとにおいて考えることは適切ではないと思ひます。後進性の度合といひますか、地域

經濟の發展の段階に即応した開發の進め方をしなくてはなりませんし、又開發効果を考える場合も、それに即応した段階的な考慮を加えなくてはならぬと考えております。

(二) 綜合開發の總合という意味ですが、これは中々むづかしいアイデアで簡単に御説明も出来かねます。端的にいつて私はこう考へて居ります。綜合開發 Synthetic development とは、Comprehensive d. であるので、従つてそれは調整された Co-ordinate d. であり、且つ多目的な Multiple d. ということになりましょう。しかもディベロップメントである限り、エキスプロイテーションであつてはならぬので、どうしても開發には保全という概念が伴わねばならぬと思ふのです。従つて開發は一面において Conservative d. であるともいわれます。このような概念の綜合されたものが綜合開發というように理解して居ります。でありますから綜合開發ということは、單に開發目的が複数であるとか或は開發方式として綜合開發というのではなく、開發のアイデアであると私は考へております。

質 問 三 (愛知学芸大学 松 浦 茂 治)

經濟の安定とか完全雇用の達成という具体的な目標は、經濟發展のための一般的經濟政策の目標であるが、後進地域の生活水準の引上げという低開發地域の開發は、その大きな政策の一部と考へられるのか。

答 御考への通りその一部であり、且つ私はその一つの方法であると考えております。つまり一部であり一つの方法であるということ、經濟水準の引上げということは地域差を解消するという

こと、少くともいちじるしい地域間の乗離をなくそうということでありますから、後進地域の生活水準を引上げて行く政策は、より大きな經濟政策の一部をなして居りますし、またそれを達成するための条件といひますか、方法をなしていると思ひます。この場合注意しなくてはならないのは、後進地域の生活水準なり經濟水準の向上が單にそれのみ止るものであつては意味をなさないのであります、これが國民經濟的な目標——ここでは仮りに經濟安定と完全雇用といういい方をしているのですが——これに結びついた効果——波及効果——を期待しうるものでなければならぬということであります。そういう場合においてのみ後進地開發は、われわれの經濟政策の対象となりうるのではなからうかと御報告で申上げたのです。

質 問 四 (成城大学 松 坂 兵 三 郎)

北海道の經濟開發を國民經濟の一環として、全国目標に即した開發が行われることになれば、その經濟効果を強調するの余り、北海道の立地条件に適した開發のみが強調される結果となりはしないか。そうすると、地域差をなくそうとする開發本来の目標が、逆に地域差を拡大する結果に終らないとも限らないが、その点をどう考へてしようか。

答 御指摘の通りだと思ひます。經濟効果だけで開發を割切ろうとすれば、条件に適した部分のみが開發され、むしろ開發をこそ必要とする地域がいよいよ残り残されて行くことが予想されましよう。

だからといって開發の繪花的な実施は國民經濟的な立場から可成

問題がありましょう。一体、開発そのものははじめから採算性のあるものとは考えられないのですが、やはり財政投資をするからには或る程度の投資効果——もっと広く開発効果といった方がいかにも知れませんが——期待されねばなりません。そうでないと総花開発、従ってあれもこれもという非経済的な開発ということになり勝ちだと思ふのです。ですから考え方としてはやはり経済効果という筋はあくまで通して考える必要があると思ふのです。もち論之は政策上の筋であって、実際には前にも申しましたように、開発に段階論的な考察を加えさえすれば、御考えのような結果だけが出るとは思えません。私の申し上げ方が充分でないので御了解頂けたかどうか分りませんが、一切を経済効果論で片付けるといふのではなく、政策論としての筋は経済効果におくべきだということ、しかも現実には地域差とかソーシアルテンションとかを充分に考えるため、開発には段階論的な考え方が必要だということでもあります。私が御報告として述べたことも、そのように申上げたつもりです。

商業資本の集中と階層分化

御園生等

△公正取引委員会

I

問屋といわれる日本の商人資本は、明治維新以前から存在し、いわゆる前期的資本としてかなり高度な資本蓄積をはたしていた。またそれと同時に、そのような前期的収奪をおこなうことをつうじてますます商品流通を促進し、商品生産への端初をひらき、資本主義への道をきりひらく役割をはたした。

このような日本の問屋商人資本の役割は、このことのみによってはならぬ日本の特殊性をなすものではなく、むしろ商業資本一般のたどる資本主義発展の歴史的法則にもとづく必然的コースであったといえる。

しかし、このような問屋商人資本が、明治維新以後においても家内工業、マニユファクチュアに対してはもとより、一おう近代の工場工業のかたちをとっていても、まだその基礎のかたまらぬ移植産業に対してさえ、問屋的な生産支配の機能をおこない、もって、産業利潤の部分に食いこむ超過利潤を収奪することができたこと。またその後、現在にいたるまで大資本とならんでなお

広範に存在しつづけた中小企業にたいし問屋制支配を行いたことなど、商業資本としての独自の活動の余地が大きく、その時期もながく、したがって、財閥などの内部における商業資本の比重をかなり高からしめ独占資本自体にさえある程度、これを商業資本の性格の強いものたらしめたなどの点は、日本の商業資本または日本の資本主義発展の特殊性として評価されるべきであろう。しかしこのような商業資本の独自性も日本の資本主義の発達とともに変化し、退化することをまぬがれるものではなかった。

すなわち、日本の資本主義も日清、日露両戦役を通ずる時期において産業資本まず確立し、ついで第一次大戦期には独占資本主義にはいったとみられるが、これらの発展段階に応じて商業資本は、まず産業資本との関係において、これに優越しこれを支配する機能をうしない、次いで逆に独占資本に支配され、従属する地位に転落するにいたった。独自の問屋から従属的代理商への商業資本の変質である。

他方、近代的工業の進出していない部門には、零細過多な中小企業がなお広範に存在していたが、商業資本は産業資本に対する

關係においてうしなつた生産支配の場を、これら資本力の薄弱な遅れた部分に向けることによつて、「問屋」商業資本としての独自性を保つことをえた。問屋はこれらの分散し、零細過多な中小企業を流通過程から組織し、支配し、もつて総循環の中にまきこむことによつて、その存在意義を主張することをえた。

ところが、独占資本の成立、その全面的支配が進むと、独占資本と中小企業の經濟的關係も変化をとげざるをえなくなつた。

すなわち、従来これら中小企業は独占資本にとつての商品販売先としての關係において、いわば間接的に（その仲介に立つものが問屋商業資本であつた）超過利潤、独占利潤の収奪の対象であつたが、独占資本はたんにそれのみに止らず、これらの中小企業を直接自己の支配体制の中に取り込み、組織化す方向に次第に積極的に進んでいった。

とくに今次大戦期における經濟統制は、これらの中小企業の独占資本を中心とする生産系列を、積極的におしすすめる役割をはたした。商業資本は最後に残された生産支配の場を、独占資本に奪われ、たんなる代理商に転化するか、あるいは後述することとき独占資本の下請系列の問屋的組織者としてその利益に奉仕するか、いずれにせよ従屬的な資本たらざるをえなくなつた。

戦後、商業資本の弱体化が問題となり、その原因としてあるいは資本力の弱体化、または金融機能の退化があげられているが、むしろその基本的要因は、このような商業資本の經濟的地位の變化、資本としての機能の變質の点にみいだされなければならぬ。

II

日本の商業資本は、独占資本主義下、従来の「問屋型」生産支配から、独占資本に從屬する「代理商型」へ転落し變質をとげた訳であるが、しかしこのような過程は商業資本の集中集積の進行を否定するものでは決してない。

のみならず、産業資本の集中集積、生産規模の拡大は流通商品量の絶対的相對的巨額化をきたす。したがつて当然、これに應じての商業資本の大きさが必要とされる。このような商業取引の集中、大規模化は商業経費を比例的に増加させるものではないから、取引の集中はこれら流通費の節約にもなるわけである。

他方、カルテル、トラスト、コンツェルンなど独占資本、独占的企業結合の成立は、流通過程における独占保全のためのシンジケート、またはこれに代る総代理商社を必要とする。のみならず、このようなシンジケート的商社は、たんに中介商業をうけもつただけでなく全国的な販売網または海外輸出のための独自の機構をもつこととなる。

このようにして、流通過程において商業資本の階層支配の体制が形成される。旧財閥系商社、およびその他のいわゆる「綜合商社」が、このようなヒエラルヒイの頂点に立っている。

他方、それ以下のいわば商業資本としての第二層にランクされるものとして、各専門商社層がある。（例えば織維専門商社としての船場六社、鉄鋼問屋としての一貫三社指定問屋等）

これらの層は、いずれも「問屋」のもつとも典型的中核的部分

をなしていたものであって、いずれも創業は明治開国当初またはそれ以前からの老舗である。したがってそれだけに前述のごとき商業資本の変質の過程を、もつともはげしくゆすぶられてきた層でもあった。

現在これらの層は、ますますせばめられてゆく問屋活動の領域に直面して、いずれも経営の不振をかこち、ついには総合商社、または独占的産業資本直接の系列下に入り、その専門的外業部をなすか、あるいは無暴な投機に走って倒産するしかない。

しかもこれらの「問屋層」は、それぞれ中小企業、地方問屋、卸商などを自己の支配下においていたのであるから、これらの問屋層の独占資本による従属化は、あげてこれらの大資本への下請生産系列、地方販売組織の従属化ともなるわけである。

かくして、商業資本の集中集積の進行は、他面において少数の巨大総合商社、ないしは独占資本を頂点とする階層的支配組織の形成へと向っている。

III

日本の産業構造を特徴づける零細過多な中小企業の存在は、商業資本の生産支配の分野、いわゆる問屋活動の個有的分野をなしていたが、しかし商業資本の弱体化、独占資本の全面的支配体制の進化は、このような問屋の独自の活動分野をせばめ、ついには問屋機能自体をも独占資本の支配下に包せつするにいたる。

すなわち独占資本の二次製品下請加工をうけもつ中小企業を独占資本に代って統括し、あわせてその商品の販売をもうけもつ商

社の機能これである。(例えば、東洋レーヨンのナイロン加工販売における蝶理の役割)これらの商社は独占資本に代ってその問屋機能を發揮し、もって独占資本の流通過程における利益、独占利潤の収奪をも代って行なう。

最近における問屋機能の復活の傾向は、このようないわば「独占問屋制」ともいふべき、変質せるそれであることに注意しなければならぬ。前述のごとき独占資本、総合商社層の問屋系列化の傾向は、独占資本の側にとってこのような必要性にもとずくものでもあらう。

他方、商業資本のトップクラス、旧財閥系商社その他の巨大総合商社層においては、それぞれコンツェルンへの参加、独占資本の一環としての位置づけが進んでいる。石油化学、原子力産業などについての企業グループの形成は、その露頭をあらわすものである。

しかしこれら旧財閥の再編または新コンツェルンの形成のいづれにおいても、その独占資本体制内部における商社の地位は、かつての旧三井財閥における三井物産のごとき、その中心的存在ではありえない。何故ならば、かつての商業資本の比重を重からしめた日本経済における遅れた要素、すなわち中小零細企業の無秩序なしかも広範な存在、農村における非近代的零細農制、などの特殊性はそれぞれ変化し、もって商業資本の地位の変化となつて反映していること前述のとおりであるからである。総合商社層といえどもこの例外ではない。これら総合商社は、コンツェルン共通の商業資本として、流通過程における独占の補完者としての役

割においてのみ、独占資本の一環たりうる。

質問 一 (大阪外語大 松井辰之助)

(一) 第二次戦争以前のおが国綿業における旧紡績聯合会と綿糸商同盟会との包括的先物契約書にもとづく両者の関係において、いつごろから問屋資本の独立主体制が紡績資本への従属化に転移したか。

(二) 問屋の生産の支配とかその独立自主性とかいう点からいおう離れて、問屋資本の機能は典型的消費材の生産上並に流通過程でなおかつ主体的な存在理由を認め得られるか。

(三) 問屋の存在位置に関する政策として報告者の個人的意見を伺いたし。

答 (一) 問屋—商業資本が、紡績会社などの産業資本との関係において、その独立性を保持しうる場合におよそ二つの場合が考えられる。すなわち

イ 商業資本である問屋の資本蓄積、集中集積の程度が産業資本よりも進んでいる場合

ロ 生産過程がいくつにも細分されており、したがってこれらの生産過程を結びつけるための流通機構も複雑多岐にわたっているため、問屋の存在がおのづから必要とされる場合

これらはいずれも要するに産業が未発達である段階、またはその発達が不均衡な場合であります。

いまこれを、紡績会社と糸商との関係にあてはめると、まづ紡績会社が移植産業としてその資本的基礎が固まらなかった明治初期はもちろん、一おう産業資本として確立したのちにおいても、

国内市場または海外市場の開拓について、紡績会社は糸商の力にまつことが多く、当時において、より資本として充実していた糸商は、いまだにその独自性はたもっていたと考えられます。

例えば、紡績聯合会の操短カルテル実施の過程をみても、はじめは糸商の発言力はかなり強く、初期の紡績カルテルはむしろ糸商側のイニシアティブによって行われていたとみることができます。しかしこのようなカルテルにたいする発言権も、紡績の国内市場における輸入綿糸布の駆逐、朝鮮、中国市場における列国との角逐の勝利など紡績資本の発展、蓄積の増大とともに、次第に糸商に対して優位に立ち、第七次操短(大正三年八月—同五年一月)ごろには、糸商側の意見、「懇請」は全く無視されるに至っております。(この間の経緯は、庄司乙吉著、「紡績操業短縮史」にくわしい。)

しかし他方、いまだに家内工業、マニユファクチュア、または小工場工業などの段階にあった織布加工などの二次製品加工の部門においては、前に述べたとき流通機構の複雑性の故に、問屋の活動が必要とされ、そのかぎりにおいて糸商の独自性も一おう保たれていた。

しかし第二次大戦後のパニックにさいし、無暴な投機によって多くの問屋は倒産し、残った問屋、糸商もいわゆる「総解け合」などによって紡績(および市中銀行)の救済をおおがざるをえなくなり、ここに完全に問屋側の独自性はうしなわれたとみられます。そしてこれ以後、糸商(およびその団体である大阪、東京の綿糸商同盟会)はまったく紡績(または紡績)にたいし従属的地

位に立ち、例えば先物取引にさいしても取引の主体性は糸商の側にはなく、紡績の支配のもとに「相場が下向けば先約定、上向けば売り惜しむ」という紡績の価格維持の市場操作を唯々諾々としてうけいれるほかなくなつたわけです。したがって紡聯と綿糸商同盟会との間に結ばれたアウトサイダー排除の協定も、綿糸商側にとってはわずかに残された超過利潤獲得の対象である中小紡績会社との取引さえ禁圧されるという結果になつたと考えられ、それ自体紡績の完全な支配の体制の形成とみるべきだと思ひます。

紡績の織布兼営が進んで第一次大戦以後の關係、さらに第二次大戦期における紡績と織布工場との直接系列化による対中小企業の支配機能のそう失、などの事態はこのような商業資本の非独立性、従属化の仕上げであつたと思ひます。

げんざいの綿糸商などの織維商社は、例えば鉄鋼問屋のごとく、メーカーの指定問屋として一定のコンミッションをもらつて販売代行をおこなう代理店化は、目に見えたかたちをとつていませんが、實質的にはより従属性の強い存在であるともみられま

す。なお御質問中の「包括的先物契約」とは、紡聯と綿糸商同盟会側とのアウトサイダー排除のための協定を指しているのか、または先物取引についての「ベシス取引についての規定」を指しているか、またはその他のものであるかはつきりしませんが、いずれにせよ、紡績資本と糸商である問屋との支配従属の關係は、上述のごとき相互の資本としての消長の経過をたどつたものであると考えられます。

(二) 「問屋という商業資本の特殊の存在様式」は、あくまでも「生産を支配することによつてたんなる商業利潤以上の超過利潤をあげうる機能をもつ独自の商業資本」を指し、したがつてたんなる「産業資本の代理店にしかすぎない近代的卸売商業」とは異なるというのが私の立場であります。

このような問屋商業資本は、したがつて流通機構の簡單で、産業資本の規模の巨大な重化学工業、生産財生産分野よりも、まだ大量生産になじまない生産分野の多い消費財生産分野に多くみられるわけでもあります。

このような問屋活動の分野が独占資本支配の体制の進展とともに次第にせばめられ、ついにはその問屋機能自体さえ、独占資本によつて従属的に利用されることとなる(独占問屋制)わけでありま

す。他方消費財についての最終消費者へ向つての販売業務、卸売商業は、おそらく商業資本の機能として最後まで残るものであらうと考えられます。しかしそれはあくまでも独立的商業資本としてはなく全流通過程の独占資本による支配体制の一環としてのそれに包せつせしめられるであらうと考えられます。なお、この過程においても百貨店、通信販売、チェーンストアなど中間商業排除の要素が多くなつてゐることは注目すべきであると思ひます。

(三) については、すでに(一)(二)でお答えしたところで明らかであると思ひますので、あらためて申し述べません。

質 問 二 (大阪市大 酒 井 安 隆)

商業資本の系列化という場合、産業資本、銀行の側にその主

導権がある場合が大半であるから、系列化を「資本集中の一態
答」として把える場合、どの資本、資本のどの側面機能の集中
の「態容」かを明確にし、かつ系列化のいわば目標、目的とい
うべき商業資本の独占体制下における機能、役割の変化との関
連において検討するべきだと思ふ。報告では右の諸点が明確で
なかつたように思うが、お教えいただきたい。

答 最近の商業資本を中心とするいわゆる系列化の進行は、大体
これを三つの方向からとらえることができる。すなわち第一に商
業資本自体が中心となつて、下位商業資本または中小企業などを
系列化している場合、第二に産業資本の側から逆に商業資本が系
列化されている場合、第三に独占資本ななく多角的企業結合
であるコンツェルン内部に有機的に結びつけられその一環として
組織化されている場合である。またこのような系列化の方向は商
業資本の形態からこれを第一の場合を「問屋型」第二を「代理商
型」、第三を「総合商社型」とすることができぬ。

これらの系列化の各形態は、商業資本を中心とする資本主義発
展の段階をそれぞれあらわしてもいるわけであるが、しかも系列
化が資本集中の一態容である以上、資本主義の最高の段階である
独占資本主義の機構的一環としてとらえられねばならないこと
は、御説の通りであります。

独占資本主義は、たんにあれこれの産業に独占資本が成立する
というにとどまらず、産業の基幹部分をにぎりの独占資本が掌
握することによって、全資本主義機構を独占資本の循環の中にま
ぎこむわけにあります。したがって、それがいかに遅れた関係の

ものであつても、独占資本の直接間接の支配の体制、独占利潤の
収奪をうけ、あるいは収奪の利用に役立たしめられることをまぬ
がれるものではありません。例えば、第一の間屋型系列の場合、
「独占問屋制」として独占資本は、その中小企業収奪のためにい
はば問屋制の独占資本主義下の止揚形態として利用していること
は、私の報告の主要テーマとしたところでありませぬ。なお、報告
の中にあげました独占問屋制の具体例としては、繊維部門のみな
らず、もっとも近代的産業である石油化学においてすら、二次加
工である成型メーカの系列化が、それぞれの企業グループ中の商
社を中心として、組織されつつあることは、注目すべき現象であ
ると思われませぬ。

また独占資本、または金融資本による商業資本の系列化の最高
の形態としての総合商社型の場合においても、たんに特定の総合
商社が、特定のコンツェルンの一単位となるのみでなく、そのこ
とによって総合商社を中心とする商業資本の階層支配（その中に
は前記代理商型、問屋型——その止揚形態としての独占問屋型を
も含め）の体制をそっくり独占資本ないしは金融資本のために利
用、奉仕せしめられるにいたること、これも私の研究報告の中で
指摘したつもりです。

もちろん、これらの機能、具体的展開の分析は不充分でありま
すから、なお今後これを深めて行くことを今後の研究課題とい
たいと思ひます。

質 問 三（大阪市大 木 村 敏 男）

商業資本の集中の問題では、消費材の流通過程における百貨

店と、卸小売商との関係があるが、これは独占資本の支配体制の下で、どのような役割を果しているか。

答 私の報告のテーマは、主として生産財、原料についての中間商業、いわゆる元売、または第一次商業などといはれ、直接生産と結びつき、これらの産業相互または産業と卸売商業との間を中介する商業資本、問屋資本について述べたものでありますが、他方、商業資本についての問題は最終消費者に向っての完成消費財の販売、いわゆる地方卸売、小売商業の分野におけるそれがあります。

これらいずれの分野においても、集中の過程は等しく進行するが、しかしその速度は多少こととなります。何故ならば後者については集中を緩める要素がいくつか作用するからです。第一に小売地方卸商業においては、第一次商業にくらべて規模、したがって資本の大きさを必要としないし、委託販売など、生産者からの信用がえられやすい、第二に最終消費者の場所的分散によって、小売商業およびこれに準じて地方卸の分散および規模の大きさもおのずから制限されざるをえません。したがってまた、この分野は商業個有の分野として最後まで残るものであります。

しかし他方、このような小売、地方卸の集中の制限をなす要素は、その国の社会的経済的発展の程度によってもこととなります。すなわち都市の人口集中は、大小売商、百貨店を成立せしめ他方、消費者の場所的分散は、大商業資本による地方支店、出張販売所、チェーンストアの開設および通信販売などによってのりこえられます。

またこれらの卸、小売部門の大資本はいずれもばく大な現金貨幣の受渡をとまなうから、銀行との相互関係がきわめて密接となり、これを通じまたは総合商社などを通じ、コンツェルンに結びつけています。

このような小売商業資本の集中についてはそれ自体一つの研究分野をなし、独占資本主義下の商業資本の機能を知るための主要な側面をなしていることはいうまでもありません。

ソヴェトにおける陳腐化の問題

——ストルーミリンの理論を中心として——

安 平 哲 二

〈都立大学教授〉

(一) 本問題の意義

ソヴェトにおいては一九三〇年頃から陳腐化の問題を公的に否認し、理論上も社会主義の下においては陳腐化は存在しないという見解が有力となるにいたった。何故に陳腐化が否定されたかの真の理由は明らかでないが、理論的にみて陳腐化は技術の進歩に伴い旧設備が物的損耗する以前に廃棄される場所に起るのであり、本来それは純技術的な性質のものであるから、生産関係の變化とは拘わりなく発生する。従って資本主義に於て存在し社会主義に於て否認されるという性質のものではない。

ただ、実際の根拠として推測されることは、過去のソヴェト経済では不熟練労働力が豊富であったのに対して、資本設備が不足していたので、資本設備は物的に損耗する迄使用することが、経済的にみて合理的であると考えられたことにある。じじつこれ迄ソヴェトの投資政策は既存設備の改善には重点を置かず、新工場の建設に重点を置いてきたのである。従って、固定設備の技術水準は新工場の技術水準にくらべ、又資本主義諸国のそれに

くらべて段々立遅れるにいたった。^{〔註1〕}

ところが第五次五ヵ年計画以来、工業労働力の増加率が著しく減退するにいたり、第六次五ヵ年計画では技術の進歩による労働生産性の向上を最も重要な課題の一つとしてとり上げるにいたった。これと関連して第二十回党大会ではブルガーニン首相が過去の理論の誤謬を指摘し、それがソ連の技術水準を資本主義諸国のそれとくらべて著しく立遅れさせるにいたった最も有力な原因の一つであると認め、又第六次五ヵ年計画では既存設備の改善に重点を置くにいたった。

またそれ以来陳腐化に関する論議が活潑に展開せられているが、さらにこれと関連して、陳腐化問題をどこで管理するかという方針をめぐって、中央当局と地方行政機関と個別企業の三つの立場を反映する中央集権主義と地方分権主義と折衷主義とが対立している。ここにストルーミリンの理論の要旨及びこれをめぐる論争を紹介する。

(二) G・S・ストルーミクンの^{〔註2〕}理論

第一表 物 材 的 損 耗 率

使用価値 (年 数)	労働生産 性 (%)	勞 働 手 段		その価値 喪失	失 物 材 的 消 耗		価値低下 による節 約 (6)-(7)
		当初価値	再生産価		物材につ き (3.2%)	価値につ き (6):(2)	
1	2	3	4	5	6	7	8
第 一 変 型							
0	100.0	1,000	1,000	—	—	—	—
1	102.0	1,000	980	20	32	31	1
5	110.4	1,000	903	97	160	144	16
10	122.7	1,000	815	185	320	261	59
15	135.0	1,000	735	265	490	353	127
20	150.7	1,000	666	336	640	425	215
30	184.9	1,000	541	459	960	519	441
35	203.3	1,000	480	520	1,150	552	598
第 二 変 型							
0	100.0	1,000	1,000	—	—	—	—
1	106.0	1,000	943	57	32	30	2
5	133.8	1,000	747	253	160	120	40
10	179.1	1,000	558	442	320	179	141
15	232.7	1,000	417	583	480	200	280
20	320.7	1,000	312	688	640	200	440
30	574.3	1,000	174	826	960	167	793
35	814.7	1,000	123	877	1,150	141	1,000

(1) 既存の固定設備の価値は労働生産性の上昇と共に、その再生産価値が低下することによって減価する。その減価する部分は会計上の損失であるが真の損失ではない。それは固定設備の全使用期間中の損耗の補償の為の支出の節約によって完全に回収されるのである。(第一表参照)

(2) 技術の進歩によって労働手段は物的に損耗する期限以前に廃棄されるが、その残存価値は新たな生産性の高い設備によりえられる利益によって回収される。計画経済の下では諸部門の技術的進歩の程度は、ある程度計画的に予測しうる。そこで労働手段の経済的損耗を適時に除去するため、近代化基金 (Фонд планово-предупредительной модернизации) を設置する。それは固定設備の再生産価値に一定の労働生産性上昇率をかけたものが年々積立てられるのである。

近代化基金は固定設備の当初価値の減価する部分を完全に償却しつつ、老朽設備を合理化して固定設備を拡張再生産するに役立つ。又その経済的性質上、減価償却積立金と異って蓄積勘定に於て形成されるので

第二表 物材的と技術的損耗の償却率

使用期間 (年数)	労働生産性 (%)	労働手段		其失 価値(3) の喪(4)	基金への控除				全基金総計		価格引 下げに よる節 約(11)-(10)
		当 初 価 値	再 生 産 価 値		減価償却		近代化		物 材 価 値 (6)+(8)	物 材 価 値 (7)+(9)	
					物 材 価 値 (3.2%)	物 材 価 値 (6):(2)	物 材 価 値 (5)×(9)	物 材 価 値 (5)			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第一変型											
1	100.0	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—
2	102.0	1,000	980	20	32	31	20	20	52	51	1
5	110.8	1,000	903	97	160	144	109	97	269	241	28
10	122.1	1,000	815	185	320	261	227	185	547	446	101
15	136.0	1,000	235	265	480	353	360	265	840	618	222
18	144.8	1,000	691	309	576	398	447	309	1,023	707	316
第二変型											
0	1.000	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—
1	105.0	1,000	943	57	32	30	60	57	92	87	5
5	133.8	1,000	747	253	160	120	339	253	499	373	120
9	169.0	1,000	592	408	288	170	670	408	978	578	400
10	179.1	1,000	558	448	320	179	792	442	1,112	621	491

ある。近代化基金の形成によって固定設備の実際の使用期間（その当初価値を完全に償却する迄の期間）は著しく短縮される（第二表参照）。かくして既存設備の技術的更新は著しく促進される。なおストルミリンは十年以前の論文で固定設備の最適な使用期間はその設備の使用期間中にノルマ蓄積があげられる期間であるといっているが、この基準にくらべて本論文では固定設備の最少限の使用期間は著しく短縮されることになる。そしてこれは彼自身の思想の大きな変化であると共に、又それはソヴェトの投資政策の大きな変化を反映しているのである。

(3) 新投資の為の基金は二つの部分に分たれる。新建設の為の基金と近代化基金とこれである。前者は投資を産業部門間に配分する為利用せられ、後者は各部門内部の諸企業の改善の為に利用せられる。そのばあい計画経済の下に於いては最も能率の低い企業の設備の改善の為に優先的に利用せられるのである。

(4) 各企業の蓄積の形成に当っては、平均蓄積率をVの七五%と定め、それとプラスの合計をもって、決済価格(Сачетная цена)を設立し、自動的に一律に各企業に平均蓄積率を形成すること、又価格は劣等企業の最高生産費にもとづいて形成することを提唱した。

蓄積の用途は次のごとくである。(イ)蓄積の四〇%が社会消費基金にあてられる。(ロ)固定設備の再生産価値の六%が近代化基金にあてられる。(ハ)残りが新建設の為の基金にあ

第三表 収益性による企業の区分

企 業		最優秀	優 秀	優 良	良 好	劣 等	合 計
A		1	2	3	4	5	5
労働者数	N	1,000	2,000	4,000	2,000	1,000	10,000
労働者生産高	P	1.33	1.15	1.00	0.87	0.75	1.0
生産物(実物による)	P	1,338	2,300	4,000	1,740	750	10,128
当初の投資価値	F_0	1,680	3,180	6,000	3,990	1,000	14,750
其使用した年数	t	1.0	2.5	5.0	7.5	10.0	1~10
投資価値の減価		96	432	1,518	1,132	449	3,516
再生産価値	F_1	1,584	2,748	4,482	1,867	558	11,239
生産費							
原料とエネルギー	C_2	871	1,497	2,603	1,132	637	6,740
物材的損耗 (3.2% F_0)	C_1	54	102	192	92	32	472
労働賃銀	V	456	912	1,824	912	456	4,560
C+V 合計		1,381	2,511	4,119	2,136	1,125	11,772
利潤(実際)	M	626	939	1,381	474	—	3,420
出荷価格による生産物	W_1	2,007	3,450	6,000	2,610	1,125	15,192
F_0 に対する利潤率		37.3	27.5	23.0	16.4	—	23.2
F_1 に対する利潤率		39.5	34.2	30.8	25.4	—	30.4
平均利潤率 (75%V)		342	684	1,368	684	342	3,420
決済価格による生産物	W_2	1,723	3,195	5,987	2,820	1,467	15,192
蓄積の用途							
1) 社会消費基金(40%M)		137	274	547	274	137	1,369
2) 近代化基金 (6% F_1)		95	165	269	112	33	674
3) 新建設基金		110	245	552	298	172	1,377
余剰又は不足(+,-)		+ 284	+ 255	+ 13	- 210	- 342	0
近代化基金の利用		—	—	—	232	442	674

てられる。(第三表参照)

(5) ストルーミリンの理論は陳腐化の管理を地方機関に委せ、過度の中央集権化の弊を是正しようとするものである。これに対してペルブーヒンは中央集権主義の立場から、ステパンコフは個別企業の立場からこれを批判している。

(三) A・ペルブーヒンの理論^(註3)

(1) ストルーミリンは陳腐化の二型態を区別していない点がまちがっている。即ち同一労働手段を生産する再生産価値が労働生産性の上昇によって年々減価するばあいと(第一型態)、技術的に新たな機械によって年々減価するばあいと(第二型態)、技術的に新たな機械によって旧機械が期限前に取換えられるばあい(第二型態)とがこれである。

(2) 従って第一型態の陳腐化の為に形成した近代化基金で、第二型態の陳腐化の為に利用することは

理論的にも實際的にも意味がない。何故ならソ連では普通同じ物を生産する新しい機械の価格は、旧い機械の価格よりも高くつくからである。

(3) 陳腐化の為の基金が拡張再生産にむけられるものであり、従って蓄積勘定に於て形成される点に於てストルーミリンの理論は正しい。しかしそれは近代化基金の範囲に限定されるべきでなく、国民経済の必要に応じて、蓄積の範囲に於て弾力的に処理されるべきである。新投資を新工場の建設にむけるか、既存設備の改善にむけるかは、年々の国民経済計画や社会全体の蓄積の大きさ物材的な計画との関連に於て決定されるべきである。

(4) 従って又近代化基金を地方機関のイニシアチフで処理することは中央計画を弱め攪乱させる。陳腐化の管理は中央当局に委すべきである。

(5) 決済価格制度は中央当局の事務をかえって複雑にする。何故なら中央当局が個々の企業の生産費の決定に迄立入らねばならぬいからである。

(6) 最高生産費にもとづく卸売価格の設定は一般に物価を上昇させ、虚偽の社会的価値を作り出す。

(四) A・アーステパンコフの理論 (註4)

(1) 陳腐化の問題は減価償却の範囲に属する。従って償却率の中にその要素を考慮して引上げるべきである。この点ストルーミリンとペルブーヒンは誤っている。

(2) さらにストルーミリンの近代化基金は年々減価する固定設備

第四表 固定設備の物的損耗と技術的消耗を計算した減価償却積立金

使用期間	ストルーミリンの基金の積立				ステパンコフの減価償却基金			
	物的損耗	技術的損耗	減価償却積立金計	未償却投資	物的損耗	技術的損耗	減価償却積立金	未償却投資
第一型					Pty=2%			
1	31	20	51	1,039	37	23	60	1090
5	144	97	241	909	184	115	299	851
10	261	185	445	704	368	230	598	552
15	353	265	618	532	552	345	897	253
18	298	309	707	443	662	414	1077	74
20	425	336	761	389	736	460	1196	0
第二型					Pty=6%			
1	30	57	87	1,063	37	69	106	1,044
5	120	263	373	767	184	345	529	621
9	170	408	578	572	331	621	952	198
10	179	442	621	529	368	690	1,058	92
11	185	492	677	473	405	759	1,164	0

の価値に対して償却率を適用せんとするが、固定設備の価値が年
年減価すると考えるのは理論的にまちがっている。^{〔註5〕} 実際的にも固
定資産を年々評価替えることは厄介である。固定資産の価値は
当初取得価値で評価すればよい。

(3) 固定設備の当初価値に陳腐化の要素を加味した減価償却率を
適用するとき、ストルーミリンのばあいよりもより速かに、固定
設備のものと価値を回収する。(第四表参照)

(4) 又経営政策の上からいっても、減価償却率はたかい方が企業
が原価引下げの為に固定設備の利用度をたかめるよう努力するか
ら効果的である。又減価償却積立金は企業に於て自主的に利用す
るようすべきである。また機械の設計やその調達に於て企業の
自主性を尊重すべきである。

(五) 結 論

ソヴェト社会主義の特質は投資の決定権が集中統一化せられ、
又資本形成及び投資の配分が中央集権的に行われてきた点にあ
る。既存設備の改善も過去に於ては中央集権的に処理されてきた
ものと思われる。これを代表するものがA・ヘルブーヒンの理論
である。これは新投資の範囲の中で陳腐化の基金を限定せず、社
会蓄積の範囲内で弾力的に使用しうる点に特徴がある。しかしそ
れでは個々の企業の自発的な技術改善への関心を刺戟しないであ
ろう。

しかし最近では労働力不足と共に産業全体の技術水準を高める必
要に迫られ、同時に又陳腐化問題を地方分権化する必要が生じた。

ストルーミリン、ステパンコフの提案は理論上若干の差はある
が、現在の資本ストックの価値に労働生産性の上昇率を掛けたも
のを陳腐化の基金と定め、これを地方分権的に運用しようとし
るのである。これは陳腐化問題の解決の為に個々の企業の関心
を刺戟する効果はみとめられるが、問題はどの程度の陳腐化の
基金で果して資本主義諸国の技術水準に追付きうる技術改革が
可能であるかどうか。又各産業部門間に比較的均等に陳腐化基金
を配分するという方針がソヴェトの重工業重点的な投資政策と矛
盾しないかどうかという点である。

〔註1〕 Economic Survey of Europe in 1955, United
Nations, 1956, p. 220 参照。

〔註2〕 С. Г. Струмиллин, "Физический и Моральный Износ
Средств Труда", Вопросы Экономики, No. 8, 1956,
стр. 45-58.

〔註3〕 А. Первухин, "Моральный Износ Оборудова-
ния и Нормы Амортизации", Вопросы Экономики, No.
1, 1957, стр. 116-125.

〔註4〕 А. Степанков, "К Вопросы о Воспроизводстве
и Амортизации Средств Труда" Вопросы Экономи-
ки No. 3, 1957, стр. 114-127.

〔註5〕 此處でステパンコフはマルクスの次の言葉を引用して
いる。「その価値は、それが生産手段としてはいつてゆく
労働過程によってではなく、それが生産物として出てくる勞
働過程によって規定されているのである。労働過程において

は、それは使用価値は——有属的屬性をもつ物——としての
み役立つのであり、したがつてまた、もしそれが過程にはい
る以前に価値をもつていなかつたとすれば、生産物には何ら
の価値も交付しないであらう。」資本論（青木文庫版）第一
部第二分冊三七〇頁。

質 問 一（名古屋大学 酒井正三郎）

ソ連において国民投資を各産業部門間に合理的に配分する基
準はどのように考えられているのであろうか？ 御説明は大変
私にとつても有益であつたのですが、この点についてふれられ
ていないので御教え願いたい。

答 一般的にいつてソ連における国民投資の問題は三つに分かち
うる。第一は国民所得が投資と消費の二つの部分にいかなる比率
で配分されるかという問題、第二は総投資が国民経済諸部門間に
いかに配分されるかという問題、第三は所謂投資効率の問題、即
ち、同じものを生産するのに種々の技術水準の生産方法があるば
あい、そのいずれが最も効率が高いかの選択の基準にかんする
問題これである。

自由競争にもとづく市場経済を前提とする個人主義的な経済秩
序の下においては、社会の厚生は個々の消費者の自由選択にもと
づいて市場に反映せられ、それが最大に満足されるよう種々の生
産部門間への資源配分が行われ、投資総量の決定や諸部門間への
投資配分について周知の首尾一貫した合理性を保証する経済理論
が成立つが、ソ連の現実の中央集権的計画型の社会主義の下に於
ては、資源配分の原理は自由経済理論のそれとは原則的に異つて

いる。

ソ連における厚生のお考え方は、厚生経済学に於て説明されてい
るような社会厚生函数の理論とは全く無関係で、それに抽象的形
式的に描き出されたものと異つて、ソ連の経済発展の現実に即し
た、国際的並に国内的な諸事象純経済的な考慮だけでなく政治的
軍事的な考慮にもとづいた具体的、特殊なものである。それは
要するに現実の客観情況に従つて中央当局の判断にもとづき、そ
のときどきに判断され決定されるのである。

もっともそのことは直ちに消費者の自由選択が完全にみとめら
れないとか、国民の物質的文化的な生活水準の向上が無視され
ていることをいみするわけではなく、戦前にはソ連は後進的な産業構
造を急激に工業化し又軍事化する為国民の消費水準をおさえた
が、戦後には消費の向上を強調する傾向が現れている。しかしと
にかく自由市場を前提とした投資の配分の基準とは著しく異つた
ものが、中央当局によつて機動的に採択されるといへよう。年々
の投資の規模の決定や産業諸部門間への投資の配分も、ソ連では
原則として中央当局の決定にまつわけである。しかし最近では
管理機構の改革とともに国民経済会議が設置されて、可なり大幅
の権限委譲が行われつつあるが、市場経済がどの程度にみとめら
れるかは疑問であり、その詳細はいましばらく時間をかけなけれ
ばならない。

しかし中央当局の判断で決定されるといってもその考慮の一つ
に純経済的な理論的基準が加味されてしかるべしと思われるが、
それは私の知る限りソ連に於ては完成されていない。

「経済学教科書」で説明されている「社会主義の基本的経済法則」とか「国民経済が計画性をもって発展する法則」とかいうのが、国民経済諸部門間への投資配分の原理と最も密接な関連性のある理論とは思ふが、しかしこれとても極めて常識的素朴な説明の域を脱しない。何が基本法則なのか、又計画性をもった発展とはどういう理論的な内容をもつのかという点についてつき進んだ理論的な説明は殆んどなされていないのが、ソ連の学界の現状である。

ただ戦後投資にかんする論議が活潑になってきたことは注目し値する。たとえば個々の企業がある生産物を一定量生産するにあつて種々の生産方法があるばあいの選択の基準を何にもとめるかというようなことについて、つまり設備投資の効率問題がソ連で大いにアカデミックな論争をまき起した。これは今日尙未解決であるが、部門間投資の問題とも関連のある重要な論争と思う。

また第五次五カ年計画に社会主義の下で拡張再生産にあつて生産財生産部門を優先すべきかどうか論議されたのであるが、これもマルクスの再生産表式の解釈をめぐるアカデミックな論争である。これは投資と消費の割合を決定するばあいの上院と下院を定める基準を提示したといういみで、やはり重要な理論的意義をもつものといえよう。この陳腐化の理論も最近の投資に関する注目すべき論争である。

しかし私の知る限り御説問に対する積極的な理論はない。

質問 (福岡大学 本吉 叔治)

「設備更新による利益」はマルクスの所謂相対的剰余価値にあ

たると思ふが、その物的基礎の決定はどのようになされるか資本主義経済における場合の相対的剰余価値の生産については、資本投資のもつ力によるとするばあいと、資本主義的競争の過程で作り出されるとするものとの説が分かれているようであるが、ソヴェトにおける設備更新はその理論的基礎をどこにおいているか伺いたい。ストルミリンに対する二つの批判もその点に関連があると思ふがいかがでしょうか。

答 社会主義経済の下においても、企業間の競争はあるが、それは資本主義のそれとは本質的に異っている。がんらいソヴェトの中央集権的な計画経済の下に於ては個別企業は所要の設備の下に於て、計画的に割当てられた生産量を超過遂行し、又原価引下課題の成果をあげることによって企業の経営能率が比較せられ、それが企業利潤の形成に反映する仕組になつてはいるが、個別企業が設備を増設したり、新設備と更新したりする自由裁量は全くなく、従つて又資本主義企業のようにある企業が設備の技術的な改善によつて他企業に一步先んじて、特別剰余価値を獲得する余地はソ連の計画経済には全くないのである。

今日ソ連に於て設備改善を必要ならしめるにいたつた理由は一つは資本主義との競争であり、ソ連が過去に於て資本主義諸国に比べて著しく立遅れるにいたつた技術水準の向上を急速にはかることであり、第二に、対内的には第五次五カ年計画以来工業労働力の増加率が著しく鈍化してきたので労働を節約する為に機械の技術進歩をたかめることである。平和共存の下における両体制の経済成長の優劣こそソ連の将来の運命を決定する鍵ともいえる

重大な意義をもつし、又かかる課題に対して労働力不足に当面するにいたったことは致命的な障害である。かくて今日ソ連の政治経済の動きは技術の革新という一点に集中されているというも過言でない。

設備改善の問題はかかる理由から起ってきたのである。そこでソ連における機械導入の理論的な基盤は一般的に言って機械が人間労働力にとって代る程度によってはかられるであろう。しかし何でも技術的水準がたかければよいというわけではなく、新たな設備を更新するにあたっては種々の生産方法の間に比較が行われねばならない。その場合資本の稀少性や産業の重要性等を考慮せねばならないし、又設備投資の問題は長期に亙る計算を必要とするから、その間の資本負担つまり資本主義の下における利子の如きものが考慮されねばならない。これが投資効率の理論である。その他既存設備の更新にあたっては設備更新の時期 (a) どの規模で設備更新するか (b) どういう経済機関でそれを管理するかという諸問題が起ってくる。

ストルミリンの理論は一つは設備更新の時期を合理的に定めようとするにある。彼の考へでは減価償却積立金と近代化基金との合計が、設備の再生産価値をつぐなう時期を以て最少限度必要な設備の使用期間と定めている如くである。一つは技術進歩の為の基金形成であるが、それは年々既存設備のストックの再生産価値に対して一定の労働生産性上昇率をかけた部分を蓄積から積立ててその範囲でまかなうということである。いま一つは陳腐化の管理は地方機関のイニシアチフに委ねるべきだという

ことである。

しかしこれに対する最も重要な問題点は、かれのように設備更新の時期を限定すること、又技術進歩の範囲を限定することが、資本主義諸国のそれにくらべて技術進歩をおくらせないかということである。これがベルブーヒンの最も重要視している点であつて、彼はもっと弾力的に国民経済の必要に応じた既存設備の技術的革新を行うべきだというにある。それは又当然陳腐化問題を中央集権的に処理すべきであるという結論になるであろう。

質 問 (京都大学 金 潤 河)

労働力豊富、資本設備不足の段階と生産力が一定水準に到達して労働力豊富、資本設備不足でなくなった段階とにおける陳腐化の内容は同一のものであるかどうか。

というのは労働生産性の上昇と共に固定設備の価値が低下するという場合には、前の段階でも後の段階でも陳腐化は起る。しかし、一生産部門の従来の資本設備生産の生産性が一定であるとき、同じ部門内の若干の企業がより高い技術的水準の資本設備を導入した場合には後の段階では陳腐化が起るが労働力豊富、資本設備不足の段階では陳腐化は起らない。何故なら競争が排除されている社会主義社会では物質的磨滅が終るまで従来の設備を利用できるし、また歴史的に利用してきた。そこで後の場合に関する限りソヴェトに於て陳腐化が存在しないという理論は正しかったかどうか。またその理論に立脚した基本建設 (投資) 政策は前の段階に於て正しい政策であつたといえるかどうか。

答 まずソ連で何故に陳腐化が公的に否認せられ、社会主義には陳腐化する現象が存在しないという理論が一般に正當視されてきたのかということを考えてみると、その理由ははっきりしないが、少くともそれはマルクス理論から導き出されたイデオロギー的な見地にもとづくものではなくて、實際的根拠にもとづくものであったらうと推測される。

じじつ革命後一九二二年に減価償却率を定めるにあたっては、陳腐化を考慮して償却率を引上げることとめたのであった。それが一九三〇年に第一次五カ年計画開始と共に突如として否認する方針をとったのである。私はその根拠の一つは中央集権的な社会主義体制の下に於ては、老朽設備の更新は中央当局の技術政策の一環として解決すべきで、個々の企業の管理の下に陳腐化を考慮した基金を設立することは投資政策の基本方針と矛盾するということ、もう一つは既存設備の改善は一部に於てはその必要性がみとめられ又実施されたと思うが、ソ連経済を孤立経済とみ、過剰人口をようして完全雇傭を維持しなければならなかった初期の五カ年計画の下に於ては、固定設備は物的に損耗する迄成るべく長く利用することが経済的に合理的であると考えられ、全体として老朽設備を置換する必要はなかったわけである。

しかし労働力不足に当面し、又資本主義諸国の技術水準にくらべてソ連の技術水準が著しく立遅れるにいたった今日、これに対応する為には一部の企業の設備の改善だけでは間に合わず、産業全体の技術水準をたかめる必要が生じたわけである。そして又これと共にこれ迄の中央集権的な投資政策では、産業部門全体に互

って老朽設備の技術改善を能率的に行いえないので、この部分に關しては地方分権化する必要が起ってきたのである。

そこで御説問に対しては第一に社会主義の下では陳腐化が存在しないという一般理論は勿論理論的に成立しないと思う。

第二に労働力豊富で資本の不足せる以前の段階で陳腐化を否定しましたこれにもとづいたソ連の政策は、實際的には意義はあつたと思う。

第三に既存設備の技術的改善は以前の段階では一部の産業部門についてみとめられていたと思う。しかしこれからは産業部門全体について技術的革新を考慮しなければならぬということ、それには中央集権的な方式では充分やっていけないので、地方分権化する必要に迫られていること、ここに陳腐化問題が重要な現実的意義をもつてとり上げられてきたわけである。いわばソ連はいまや産業革命の段階にある。つまりこれ迄の豊富な不熟練労働に依存する産業構造から少数の熟練労働に依存する産業構造に転換しつつあるのであつて、従つて又陳腐化問題の現実的意義も以前とは質的に異つた重大なものとなつたといえるであらう。

(一九五七・五・二七)

評

書

ストレチー

「現代の資本主義」

気賀健三

〈慶応大学〉

John Strachey: Contemporary
Capitalism, 1956, viii, 302.

著者ジョン・ストレチーは、イギリス労働党の左派に属する人である。かつてはマルクス主義の経済学と歴史観とをそのまま受け取っていた学者であり、一九三〇年代に著した二つの著書“*The Coming Struggle for Power*”と“*The Theory and Practice of Socialism*”とで有名である。それから五六年にこの本を刊行するまでのあいだにかれは多くの実際の経験を積んだ。すなわち軍人となって軍務に服し、主として空軍で働いた。一九四五年から五一年までの労働党内閣にさいしては閣僚の一人となり、陸軍省の次官となり、食糧相を引受けた。戦争と政治のこの経験は、かれのマルクス主義思想に変化をもたらしたといつてよい。この本は著者

の意見ではマルクス主義から離れようとするものではないが、しかし著者は一つの点ではっきりマルクス主義の誤謬を認めている。それはマルクスが近代の民主主義の作用を過小評価していたことである。ストレチーは少くとも西欧とアメリカの進んだ資本主義国において、有効な民主主義の政治的作用がマルクスの経済的必然を修正し、資本主義の宿命的な矛盾とみられていたものを未然に解決する能力があることを指摘している。それと同時に、現代の民主主義が、これまでの歴史的成果に満足するにとどまらないで、さらに一段の圧力を資本主義に加へ、社会主義への途を歩む重大な使命に直面していることをかれは力説するのである。その点で今日の共産主義勢力は、イギリス労働党にとって最も警戒すべき背後の敵である。社会主義運動はこの背後の敵を警戒するあまり、正面の敵と闘かうことを忘れがちになる。おそるべきはこのことであって、前進することを忘れる社会主義運動は、気のぬけたビールのように無刺戟となり、活力を失ってしまうにちがいない。

マルクス・レーニン主義者にとっては、少くとも最近まで民主的
社会主義が最も憎べき敵であった。レーニンの言葉を利用すれば、
それは背教者ですらあったのである。しかるにイギリスの民主的
マルクス主義者ともいふべきストレチーにとっては、共産主義こ
そ、社会主義運動のための障害である。ストレチーの新著はかれの
この政治的判断を主として現代資本主義の経済学的分析によって基
礎づけようとするものである。筆者はかれのマルクス解釈と経済分
析の論旨に必ずしも全面的な肯定を与えることができないけれど
も、現代の変革期における民主主義の役割についてのかれの高い評

価については、十分に賛意を表したい。

二

ストレーチーはその序説に相当するところで、この本に欠けているものについて一言している。それは、この本が現代資本主義の政治と経済の現実を分析し、その将来の構図を描こうとするものである。ながら、その理想の問題については何も語っていないことである。かれは、倫理的価値が非常に重要であることを承知している。しかるにもかかわらず、これをこの書のなかで取扱わないのは、これを抽象的に取扱って、政治経済の問題から遊離することができないからである。まず第一に事実が何であるかを知らなくてはならないとかれはいう。十分に現実を記述し分析してしかるのちに、具体的な民主的社会主義の政策とプログラムが明かにされてくるべきものとはかれは考える。この後の仕事は本書の続巻に期待されるべきものである。

ストレーチーの議論の出発点は、現代が資本主義の新しい段階、しかも最後の段階を示すものだという断定である。それは自由競争の秩序がそれ自体の論理にしたがい、自由競争を否定する勢力を生み出してきたことに根本的原因を持つ。優秀な企業は競争に勝つ、大規模生産の利益が享受されるところでは、優秀な企業はとりもなおさず大企業である。かれは単純に初期の競争時代における小規模、多数の経営から、現代の大規模、少数の経営への発展を経済的必然とみなす。アメリカにおけるこの傾向は、ガルブレイスやバリーおよびミーンズの論著の引用によって指摘され、イギリスのそれ

はレークおよびメーセルの研究から援用指摘される。少数、大経営の時代とは、一握りの売手が市場に提供される商品の量の大半を支配し、その価格を統制しうることを意味する。それによって支配者たちは、自己の利潤を確実に獲得することができる。これを妨害するどんな力も十分に有効ではないとストレーチーは考える。

しかし大規模、少数経営の傾向は国内の産業部門で一率に進行するわけではない。農業部門の如きは小規模、多数の経営のおこなわれる代表部門である。この不均衡の発展は国内ばかりではない、国際的にも不均衡な発展がみられる。この現象は、先進国が後進国を搾取するといういわゆる帝国主義としてあらわれるのである。

大規模、少数経営の時代には、さらに国家の経済的活動が増加する。その直接の経済的理由は、不安定を防止しようとする要求である。ストレーチーが国家の経済活動の種類としてあげるものは、各階級および個人間の所得分配の型を変えること、社会的総需要を維持すること、物価の安定をはかること、一国の生産資源の配分と資本蓄積率に影響をあたえることなど、また微視的な面では価格利潤の統制、原料や消費財の供給量の割当て、外国貿易の統制が、括弧がついていることなどである。企業の国有化も、もちろん国家の経済活動の増大の一例である。

つぎに現代の大企業は資本の蓄積の大部分を企業自身の資本によってまかなう。かつては個人の節約が資本の供給源の主要な部分であったが、現代では、企業の経営者が、企業の自己蓄積として留保したものからこれを充当するようになっていく。蓄積は個人的でなく、共同的な基礎においておこなわれる。

この傾向と相並んで所有と経営の分離という周知の特長が、やはりストレーチーによって指摘される。企業は所有者によってでなく、経営者によって支配される。所有者は株式の所有者にとどまらず、企業の経営者ではない。

かれはさらに、国民経済の統制可能性の増大ということも、大規模少数企業に伴う現象とした指摘する。その意味は、一国全体の経済量を統計的に計算し、その全体的生産と分配の態様を捉えることができるということである。経済の社会的計算の研究と技術の発達が大規模、少数企業とどれほど密接な関係を持つかについて、ストレーチーの説明は不十分である。

以上七つの特徴を総括して、現代の資本主義の特徴は何かといえ、自由市場価格の自動的調節作用が有効でなくなり、逆にオリゴポリーの経済は、国家的統制を必要かつ可能にしたということである。資本主義のこの特徴をとらへて、かれは最後の段階の資本主義と名づける。

以上が第二章の要旨であるが、つぎの第三四五の三章で、ストレーチーは、今日に至るまでの経済の発展にともなう、経済学的関心の変遷を取扱う。初期の古典学派の関心は、多数の小独立生産者の自由競争する社会で、交換の比率を決定する法則を明かにすることであった。そこで説かれた労働価値説は、しかるに、単に現実の説明としばかりでなく、当時の経済関係を是認することをも、その任務にしていた。現代の経済学はこの古い理論から全くはなれており、それに盲目的に依存するならば、今日の経済の特徴を理解することはできない。けれども、この理論は国民所得の階級的分配を説

明する長所をもっている。たとえ今日の事態にそれが適當でないとしてもなお有用な仮説である。

生産に要する労働量をもって価値の尺度とおく学説の理論的基礎はリカードーによって明示されたが、リカードーは死ぬまでそれに満足できなかった。しかし、とにかくそれは使用に堪えうる最善のものであった。この理論は近代の資本家的生産の発達につれて大きな困難に遭遇しなくてはならなかった。一定の利潤率が価格のなかに含まれることがそれである。それがために、財貨の相対価格は労働量説によって説明することは困難となる。リカードーはこの事実を知っておったけれども、労働価値説にとって重要な障害とは考えなかった。というのは、社会の階級の間で分配される生産物の比率を説明するためには、労働賃金の生計費説を基礎とする平均配分を考えていればよかつたからである。しかるに近代の経済学を生みだした限界効用の学説は、注意をもちばら相対価格の決定と変動の説明に集中した。この注意を国民所得の総額の配分関係にふたたび転向せしめたのはケインズの功績である。

マルクスは、資本価値をとりあげたとき、すでに階級的な所得分配に注意を払っていた。その理論の基礎は、かれの労働力の価値に求められなければならない。労働力自体の価値は、その再生産に必要な労働量によって規定される、換言すれば長期的にみた実質賃金の平均がそれに相当する、しかるに労働力は、それ自体の価値以上の価値を生産する。そこから余剰価値が生じてくる。この理論的要量は社会的生産物の階級的分配の計算のためには有用である。マルクスは或る社会において労働の生計費は理論上一定の水準に落付

いているものとみる。(実際にはむしろ低下する傾向にあるとさへみた)したがって生産力の増加にもとづく剰余価値の増加部分は資本家階級に帰属するにちがいない。ただ短期的には労働力の価格はそれにたいする需要の増加のために騰貴することがありうる。しかし人口の自然的増加に加えて、資本家的生産の発達には労働節約的生産方法をますます採用せしめるので、資本の増加にもかかわらず相対的にみて労働需要は小さくなる。したがって、マルクスは労働の不足でなく労働供給の過剰(失業)が資本主義生産の発達の必然であるとみるのである。

ストレーチーは、マルクス理論の核心として賃金の生産費説を強調する。これはマルクスにとっての価値法則の根本的原理であり、資本主義社会の現実においても実証される原則であると認定されていた。この法則は、従来の経済学者のように表面的に交換の関係を説明するにとどまらず、さらに内奥に分析を進めて社会の階級のあいだに分配される生産物の分前と蓄積の源泉とを究明するという偉大な業績の基礎となったものである。

労働力の価値の生産費説が意味する一つの重要な結論は、労働者の社会的受取分が、その生計を維持するに足る程度に止まること、したがって、労働者が生産する剰余価値はすべて資本家階級に帰属すること、そして絶えざる労働供給の過剰の傾向をもつときに、賃金は長く生計費以上に止まり得ないし、むしろその標準が低下する(絶対的窮乏化)ことである。マルクスが生活していたその当時の状況のもとでかれはこの法則が資本主義の運命を示す必然であると解したのである。

ストレーチーのいう生計費説は、労働力の純然たる物質的再生産費(最低生計費)を意味するのかそれとも一定の文化的水準を内に含んだ社会的標準生計費を意味するのかはあきらかではない。しかしとにかく再生産に必要な限度の価格に賃金が帰着するという傾向は、長期的に必然であるというのが、ストレーチーのマルクス解釈である。

しかるにこの絶対的窮乏化の法則そのものは、経済的必然として正しいが、現実の歴史における予言としては誤っているとストレーチーは解釈する。どこに誤りがあったか。それを論ずるのが第六章以下の課題である。

絶対的窮乏化の法則の解釈にはいろいろの異説がある。たとえば、文字どおりに貧窮になって生活水準が低下するという説、労働力の価値(或る種の生計費)以下に押し下げられるという説、ただ漠然と賃金低下の圧力が加えられるという説、或いは生計費に帰着するという説などである。ストレーチーの解釈は、生計費水準そのものが押し下げられるという説であるように見受けられる。——ここではこれらの解釈の当否を論ずることなく、説明をこの解釈にもとずいて進めていくことにする。——

窮乏化法則の誤りは、世界の主要な資本主義国の実情のうちに見いだされる。アメリカとイギリスの例をとりだしてみれば容易にわかるように、労働者の生活水準は今日いちぢるしく高い。一人当りの労働者の所得は絶対的に増大している。社会的総生産物のうちの労働者の分前もやはり増大している。資本主義の典型的な発展を示したイギリスやアメリカにおいて、窮乏化の予言は事実によって裏

切られている。マルクスの予言を誤まらしたものは、ストレチー
によれば現代の民主主義の發達である。この政治的圧力は、労働者
にとって有利に作用し、かれらの賃金水準の引上げ、社会的所得の
分前の増大に成功せしめたのである。一部のレーニン主義的解釈は
帝国主義の段階における國際的搾取を根拠にして、先進資本主義國
の労働者の實質賃金の増大を説明しようとするけれども、この説明
も事實と合致しない。帝国主義的搾取をおこなわなかった國々の勞
働者の生活水準も一般的に向上しているし、この種の利益はもし資
本の搾取にもとずくとすれば、一部の資本家階級だけに帰属すべき
はずであるのに、一般の労働者がその利益に均しくあづかっている
ことは、この搾取理論では説明されない。

マルクスは十九世紀の學者の共通の傾向にとらわれて、社会現象
をも自然科学的な嚴密さをもって觀察し、社会現象を支配する法則
を同じ範疇で考えようとしたのである。マルクスは、しかし單純な
唯物論者ではなく、十八世紀の機械論的合理主義をむしろ批判し
た、人間の主体的な、環境支配的側面に注意を払うことを忘れな
かった。しかしながらそれは十分に徹底的な考慮には達しなかつた。
十八世紀の合理主義的經濟人は、集團的利益を追求する階級に変え
られたにとどまった。しかも不幸にしてマルクス主義の後継者たち
は、それをますます石化せしめた観がある。

マルクスにおいて正しかったものは、かれの時代のそのままの政
治的社会的環境において窮乏化の傾向が支配したという主張であ
る。かれにおいて誤ったものは、この傾向が他の事情のもとで「本
質的に非經濟的な勢力」によって克服され、逆転されないと想像し

たことである。

三

ストレチーのいう民主主義の勢力とは、或るときは民主政治を意
味し、或るときは労働者の政治的勢力を意味する。かれはこの二つ
の概念をはっきり区別していない。そのときの必要に応じて使いわ
け、民主主義の政治的作用として一にみているようである。

民主主義の經濟的結果としてかれが最初に指摘することは、労働
組合の政治的勢力の増大である。それから民主政治のもとにおける
労働者や農民の政治的發言権の力である。これらの力によって、勞
働者階級の受取る社会的分前は相對的にも絶對的にも増加し、その
階級を貧窮化の途から救い出した。國民の購買力の増加は、生産力
の増大と一般の消費財購買力の相對的減少という資本主義の矛盾を
緩和した。政治的勢力は、經濟的必然に服従しないで、逆に經濟的
發展を逆転させるだけの力を持ったのである。

民主主義とは単に議會政治の制度を指すだけのものではない。代
議制度、政党政治、政府の交替、團結の權利、法の支配、権力の分
散、言論の自由などの多くの内容を持つ全体である。これを一言で
いえば、権力を分散し、だれも他人を支配しえない状態、完全な自
由のもとにおける完全な協力の理想へ進む途である。少くともイギ
リスとアメリカとその他いくつかの國において、ひとびとはこの途
を成功的に歩んできた。その果実は、労働者階級の利益の承認とな
ってあらわれたのである。政治的権力の分散は、これまでの財産と
富の分散の事態に照応するものであった。しかるに現代は、大規

模、少数経営という経済的勢力の集中の傾向が顕著である。一方における経済力の集中と他方における政治力の分散の傾向とは両立しつづけることができるであろうか。これが現代の資本主義の最後の段階が直面せる問題である。

四

まず経済力の集中の傾向について論じよう。集中の基礎にあるものは資本の蓄積である。マルクスは資本主義のもとで盲目的な資本蓄積欲が支配し、破局へ進むことを気づかないで突進するごとく想定した。分配の不平等は蓄積能力を高める有力な要因とみられた。不平等が蓄積に必要であることは非マルクス主義者も承認するところであつた。この不平等を緩和する社会政策は、かえって蓄積の不足をもたらす危険を内蔵するように考えられた。現代の民主主義は蓄積の過剰または過少にたいしてどう答える力をもつであろうか。蓄積は質的にみれば、個人の財産となり所得を生む源泉である。かつては資本は個人の所得から蓄積され、蓄積されたものは個人の財産となつた。現代においては、むしろ企業体による蓄積が資本の主要な供給源である。それは形式上は個人の財産を増すけれども、巨大な所得を産むに至らない。高い累進所得税率がこれを抑えているからである。したがって蓄積の形もたらず意義は比較的に低い、むしろその量が重要である。

ところで、この量については、在来の経済学者の意見では供給されるだけ投資されるという比較的単純な考え方が支配していた。か利潤率がそれを均衡させる役割を演ずるごとく考えられていた。か

つての投資は個人がこれをおこなうかぎり、利潤追求から生じたといつてよい。しかし、その社会的総合的な結果は「不安定」であつた。周期的な景気変動は投資と貯蓄が実際には自働的に一致しないことを暗示していた。しかるに今日の貯蓄と投資は個人でなく企業団体であり、政府であり、銀行である。それらは利潤追求とならんで景気の安定を考慮する。不景気の訪問をおそれる。この点において現代の民主主義は安定化に貢献しようといえるであろうか。高率の所得税と民主的政府による投資調節はこのために貢献するにちがいない。ストレーチーは投資の社会化が民主的勢力の圧迫によって遂行されることが必要であると考へている。そしてマルクス主義のもとでは非利潤的動機にもとづいて投資をおこなうような政府を考へることはできないであろうと述べている。

五

最後の段階の資本主義の危機的特質を明白に指摘したのはケインズの功績である。かれは現代の資本主義が自働的均衡維持の能力を失っていること、そのために、各種の財政・金融的措置が必要不可欠であることを指摘した。ストレーチーはケインズのために二つの章を充ててその意義を述べているが、それは一般に理解されているケインズ理論の概説を出るものではないから、省略する。ストレーチーの主張の要点は、ケインズの修正資本主義的意図が、現在の民主的勢力によって支えらるべきこと、そして一部の極端な自由主義者や、その反対の立場にあるマルクス主義者(たとえばスウィージー)のように、ケインズの修正が資本家と政府にとって受け容れ難いも

のとみなす偏狭な見解に賛成できないことを説いているのである。

ところでケインズの修正を支える民主主義勢力とは何を意味するであろうか。民主主義と資本主義の最後の段階とのあいだにある難問は何であるか、第一は大規模・少数経営というオリゴポリーが言論の自由を利用して一方的に支配する危険があること、すなわち多数をしめる労働者の声が強い力をもって政府の権力を支配することを少数の上層階級がおそれていることである。オリゴポリーの時代にふさわしく、イギリスとアメリカには二大政党が対立している。

国民大衆の利益は二つの政党のあいだに浮動している。しかも二つの政党は右翼と左翼とにわかれざるを得ない。右翼にとってのなやみは、労働階級の利益を考慮しながら、自己の有産者階級の利益を守ることの困難である。かれらのなかには、今や多数政治をおそれ、多数者原理に不信をいだくものさえ現われている。左翼のなやみは緩慢な民主主義的変革と、急進的な変革の要求との調整にある。民主主義の力はたえざる改革を進める熱情によって支えられるものであるのに、極端な左翼の共産主義的勢力を押しやることに多くの精力が使われなければならぬ実情である。しかし民主的勢力にとって大切な仕事は、保守的勢力と対決して、民主的変革を進める積極的な仕事であって、共産勢力を押しえて現状を維持することにあるのではない。

現在のところイギリス、アメリカおよびいくつかの進んだ民主主義の体験をもつ国においては、民主主義はこの困難な仕事を歩み解する力を持つように思われる。けれどもそれらの国民が占める割合は世界の全人口と国土にくらべればわずかである。西欧民主

義のはたすべき歴史的役割は重大であるとともに苦難の多いものであることを覚悟しなければならない。

ストレーラーは最後の第一五章を社会主義と題して、民主主義の目標を説く。この章の議論は主として民主主義を守るものの精神的努力にたいする期待である。歴史を動かす客観的な要因にたいして、歴史を形成していく主体的な要因を強調することである。かれが社会主義の理想としてえがく姿はきわめてかんたんである。すなわち現代の技術、技術がゆるす生活水準、国民所得の合理的な分配と新しい形態の財産所有のおよび民主的な権力の分散がすべてである。

この本の全体を通じて受取られる特徴は、イギリスの実際を照して評価されている近代民主政治にたいする大きな期待である。著者はその過去におけるその成果に満足し、さらに大きな期待をそれに寄せている。著者は一方でマルクスに好意をもち、これを高く評価するが、共産主義にたいしははげしく批判的である。民主主義者として共産主義を批判するのは首肯できるけれども、同じ立場からのマルクスの高い評価には、賛成することができない。ストレーラーの解釈によれば、マルクスは民主政治の力を過小評価したところに誤りを犯したというのであるが、この誤りは、単なる過小評価に在るのではない。マルクスの体系は、経済法則の必然性を説くに当って、政治をもってこれを反映する上部構造として位置づけている。もし政治の作用にたいする認識不足があったとすれば、それは過小評価でなく唯物史観そのものの誤りとすべきであろう。したがって、たとえは絶対的窮乏法の法則は、もし現実に妥当しないとすれば、ならば政治的勢力にたいする認識不足から生ずるのではなくて、こ

の経済理論そのもの、すなわち労働力の価値の生産費それ自体のあまりと解すべきであろう。

またストレーラーは民主主義を力説しながら、政治方法としての民主主義と、民主勢力としての労働者階級とを同一視している。民主主義の発達は労働者階級の勢力の発達とひとしいと考えられている。現実にあられる現象として両者が並行しているとしても、民主政治の精神と、労働者階級の利益の尊重とは決して等しいものではない。民主主義は単に後者の階級の利益によって支えられるものではなく、むしろ超階級的な、倫理的理想と、合理的精神とによって支えられるものである。かれが共産主義に反対し、保守主義の利益に反対するときには、この意味の民主主義の価値が高揚されなくてはならない。ストレーラーの不徹底なマルクス批判は、かれの書物の最も重要な民主主義論においても、その解釈のあいまいさとなつてあらわれているのである。

バーリ

「廿世紀資本主義革命」

および英国社会主義同盟

「廿世紀社会主義」

——廿世紀資本主義の検討——

太田英一

〈横浜市立大学〉

Berle: The Twentieth Century Capitalist Revolution. London Macmillan & Co., 1955. Pp. ix 157.

Socialist Union: Twentieth Century Socialism, Penguin Books Ltd., 1956. Pp. 152.

序

ここに紹介する二著は、何れも二十世紀を冠して、一つは資本主義革命、一つは社会主義を題名にしているが、内容から云えば、前者は主として米国の資本主義の、後者は英国の資本主義の、何れも二十世紀半ばにおける変貌に検討を加えているとみてよい。ただ、前者は資本主義の、後者は社会主義の立場から、その検討を進めている。何れも純然たる経済学者の労作ではなく、前者は米国の政治学者、後者は一連の英国社会主義者によって著わされたものであり、量から云っても二〇〇頁に達しない四六版程度の小著である。資本主義と社会主義を二十世紀の現実を照らして再検討することは、経済政策学者に課せられた最も大きな問題であろう。このような課題

への関心は高め過ぎることはないと思つて、偶々読み終えていた本のなかから両著を選び出した。右の問題を深く研究する上に参考とすべき力作はこの一兩年のうちにも、既に知られているように例えば英国だけでもストレーチーの「現代資本主義論」(J. Strachey: Contemporary Capitalism, 1956. Pp. 302)、クロスマンドの「社会主義の将来」(G. A. R. Crossland: The Future of Socialism, 1956. Pp. 540)などが世に問われており、これらの紹介は別に行われるものと期待している。しかし、ここに取上げる小著はよく書けていて、それなりに問題にたいして別個の参考となりうると信ずる。

—

「二十世紀資本主義革命」の著者 Adolf A. Berle, Jr. はコロンビア大学の教授であり、ブラジル駐在の大使を勤めたこともある。この著書は一九五四年にノースウェスタン大学法学部で行った講義を発展させたものである。主題は、現代資本主義の主要機関である株式会社を準政治的制度として見直すことにある。著者によれば株式会社制度は法律制度として幾世紀かにわたって分析されてきており、三十年前に新しい接近つまり経済制度としての研究が試みられたが、今や政治学の対象として研究されるべき時期に達している(序文)。その意味は、のちに明らかにされるように、経済的権力(economic power)がいまや大会社に集中されているという現実を直視しようとするに外ならぬ。著者はその研究を奨励してくれた今はきき学者として三人を挙げているが、そのうちの二人は経済

学者たるハーヴァード大学の William Z. Ripley およびコロンビア大学の Wesley Clair Mitchell である。

株式会社制度自体はすでに古く十六世紀に英蘭に行われていたが、その後株式会社は次第に発展し、二十世紀に入ってからはいよいよ国民生活を変革するほどの支配力をもつようになつた、と著者はみる。このばあい問題とされている支配力は株式会社一般のそれよりも、むしろ大会社のそれにある。著者が資本主義革命と呼ぶものは、経済力の大会社への集中でありおおよそ第一次大戦以後から世界全体が捲き込まれるようになった変化であつて、「一九一七年いらいのロシア革命と近隣諸国に生じた共産主義革命劇が前面を占めているあいだに比較的気付かれずに進行した」大きな動きなのである(一二—三頁)。それは、リカルドの経済学が前提としていた個人企業とは異つた進路をとる大会社がいまや生産と分配を支配するに至つたこと、古典派的な需給法則が予想していた自然的均衡ではなく、今日の石油業や精糖業にみられるような計画化された均衡が次第に支配するに至つた(三頁)という意味で革命的であつて、この革命を推進した一つの要因として大株式会社制度を取上げ、その実態の研究と評価を通じて二十世紀の新しい政治哲学を展開せしめようというのが著者の野心のように推察される。かかる哲学自体はまだ出来上っていないが、それが一方において十八・九世紀の個人主義的な社会を前提としたものを越え、他方において全体主義的独裁に対抗することは略充分に窺われる。著者に従えば、「株式会社に資本を集団化すること(collectivizing capital in corporation)によって、米国が指導者たる資本主義革命は、一段と適切であり能率的

でもありまた屈伸的でもある手段を見出したのである(一二三頁)。
この革命こそは、マルクシズムに立脚するそれとは対照的に遙かに人道的かつ能率的に、新しく発展した生産方法を幾億の人々の日常生活に応用しつつある。この見地から著者は、大量の生産及配給によって貧困が最少限に縮められたとして同じ大学のLouis Hacker教授が「アメリカ資本主義の勝利」と呼んだのを是認している(一八頁)。二十世紀資本主義革命は、資本主義崩壊に導く革命ではなく、さらに二十世紀後半への発展に導く革命なのである。しかし著者は、手放しにアメリカ資本主義を謳歌しようというのではなく、株式会社制度による資本の集団化が今後とも引続いてもたらしべき発展の可能性を無限とみながらも、同時に、驚くべき乱用が生ずる危険にも眼を注いでおり(五頁)、この小著の興味は、かかる危険などを今日の米國大会社の具体的事例を挙げて説明している点にあるとも云えよう。

二

米國では独占禁止法のため産業には多数の会社がみられるが、市場の大半は二、三多くとも五つ位の大会社に占められ、これらの所謂「Big Two」ないしは「Big Five」の決定した諸条件のなかで爾余の群小会社が残された市場を分け合っていること、つまり経済力が少数の会社に集中していること、しかもこの経済力は所有を越えて、例えばガソリンスタンドやガレージを所有する「独立」事業主にたいする大石油会社や大自動車会社の支配のように資本を通じて、あるいは特許制度などによって、統計が捉えるより遙かに広汎

に及んでいることを述べたのち、かかる権力によって一定の分野の人々の活動が支配されている事実を列挙している(二二—二三頁)。そこで取上げられているのは、要するに、企業的所有者たる多数の株主から離れて少数経営首脳者に集中している活動力、つまり経営者革命論が強調している経営者の権力に外ならないが、かかる権力の影響が広く社会全体の立場から考察されていることは注目に値する。すなわちまず、経営者は、首脳部以外の事務職員や従業者の活動を支配する力をもって、大労働組合の結成されている場合には一つの大会社との賃金その他の協定がその産業全体の賃金などを時に決定する。次いで、事業を遂行するかどうか、どのように遂行するかを決定するが、この決定によって特定の町や地域の開発あるいは工業化が左右され、時には事業場の移転によってあとに衰残の都市をのこす結果にもなる。電灯や電力の場合は、供給の有無がその地域の発展の促進又は阻止に大きな関係をもつ。さらに重要なのは技術的進歩を促進する力であり、米國の会社制度の特異な生産性はこの力の比較的充分な利用から生まれていると著者は説明する。さらに世論形成にたいする力や資本拡張の範囲及速度を決定する力に触れ、後者については一九五四年初にゼネラル・モーターズ社が十億ドル以上の新投資計画を決定したのは一つには景気後退を阻止せんとする気持ちにあったと伝えられると述べている。このような権力集中の結果として、「二十世紀中央の資本主義(Mid-twentieth-century capitalism)は、社会全体への影響を考慮して諸決定がされ、または少くともなされる、計画経済(計画の程度に多少のな差はあるにしても)がもつ力と手段をすでに与えられている」(二

三頁。

この経済力にたいして加えられていると従来主張されてきた諸制限として、資本市場の能力及判断、ならびに競争、に検討が加えられる。会社資金の源泉が次第に社内留保の利益や積立金に移っている事実（一九四六年から五三年までの八カ年間の米国資本支出一五〇億ドルの六十四％が社内留保によって残りの三十六％の半分が銀行信用によって調達されたというナショナルシティ銀行の調査が引用されている）からみて、証券及金融市場の制限力は弱まったとし、この変化が却って保守的拘束から米国の産業を解放し、その進歩の速度を多分高めたとみる。競争による制限については、寡占体のあいだにも競争がありまた代替品からの競争のあることを認めながらも、寡占的競争は顧客獲得のためよりもむしろ力への競争であり、協定と計画に導き易く、したがって権力を強める点を指摘する（三〇—三八頁）。従来主張されてきた経済的制限はこのように昔日の力を今日は失っているが、著者によれば、それに代わって世論という政治的な力が大会社の専横を抑制する。その例として、第二次大戦直後米国の自動車製造会社が当時の闇価格以下にその協定価格を決定し販売業者が之を維持するように若干努力したこと、一九四九年の就任演説でトルーマン大統領が鉄鋼の生産設備拡張を扱っている業界を攻撃して政府自身による設備拡張を仄めかしたのに応じてその後の五カ年間に二十％以上の拡張を履行したこと（この場合朝鮮動乱の勃発には全く触れていない）、などが挙げられている（四〇—四一頁）。しかし同時に、世論は動くのが鈍く、一旦動き初めると極端に走り易いのが欠点であるとも述べている。なお競

争は既述のように著しく弱まっているが、寡占は独占や社会主義よりもつねに優っていると主張し、同業の誤謬を利用して不断に市場で指導権を争おうとしている例として、自働車業におけるフォードとゼネラル・モーターズ、電子工業におけるゼネラル・エレクトリックとウェスチングハウス、を挙げる。と同時に、今日の大会社は、真実を報告し、顧客・従業員・仕入先その他の取引関係者等の信頼を保持するよう行動する義務が課されているとし、これは云わば、「政治的支配者に対して要求されている被統治者の正当なる承諾」にも該当すると述べ、「会社はいまや本質的に非国家的な一つの政治的制度 (a non-statist political institution) であり、その重役は官職にあるものと同舟である。会社経営者がその地位を権力に置き、理性に置くところがないならばその結末は惨禍である」(四四頁)と警告している。

かくて著者は、王の絶対権力さえ権利道德正義の諸観念によって次第に規制されてきた事実を援用して、大会社の行動も当然これらの観念によって制時さるべきであると主張し、かかる制時が有効に作用した例を挙げるとともに、現行法制上それが作用し難い例をも挙げて新たな規制の必要を訴える。前の例としては、大自働車会社がその製品を売捌くために販売業者と結ぶ契約の破棄に関する苦情処理機関の設置が挙げられる。法律上対等な契約でも供給者たる会社の力が圧倒的に強く販売金額または数量を割当て、さらにはその際社会が格別欲求してもいないし売捌くのに骨の折れる新型車を一方的に加えたりする。これに従わねば供給数量が削られ、時には契約まで破棄される。しかし事実上は破棄は業者の破産・甚しい非行

などの極端な場合に限られ、それが行われるときはゼネラル・モーターズでは、販売業者がその契約破棄の不当を訴えうる機関を設けていて、この機関の判定次第では破棄が覆されるといふ（六〇—一頁）。大会社の行動が個人の権利を犯し、道徳または正義に反するのことに對して適切な規制の欠けている興味ある例としては、米国の大会社が国防省との契約のために同省の指示するリストに載せられた人々と接触のある者を雇えないことが挙げられている。求職の一青年が一人の先生との関係を知らずに述べたところ、図らずもその先生がリストに載っていたためその青年は就職を拒否されたというのである。この場合、青年と先生との関係は単なる師弟のそれに過ぎないかも知れないのである。しかし世間に知れない方法でこの点を訴える途のない現行制度の下には、青年は之を訴えれば却って自分の一生を不利にする結果を招く（五六—八頁）。類例の例は上院の一委員会に呼ばれて黙秘権を行使したために共産黨員呼ばわりされた従業員三名をゼネラル・エレクトロニクスが解雇した事件である。この場合も、誤った非難にたいして個人の権利を護るといふ政府の措置が欠けている。古典的な理論では、会社は独自の見解で従業員を選挙し解雇しうるが、各地域に根を張り他産業にも資本的支配の及んでいる今日の大会社制度の下では、このような選挙又は解雇は、雇主の極めて多かつた昔と異って、個人の自由と権利を著しく侵害する危険があると著者は指摘し、各州政府が適当な手続を経ずに個人から生命・自由または財産を奪うことを禁止している憲法第十四修正の条項が遠くない将来に会社の行動にも適用されるに至るであろうとの期待を明らかにし（八一—二頁）、しかしそれまでの職

性を少くするためにも右のような事例の場合には、非難された者だけでなく、非難者にも拳証の責任を課して追放を正当化する事実を確立する制度を設くべきであると主張している（八五頁）。之を一般的に言えば、経済的権力が大会社に集中し、しかも大会社と政府との関係が密接になって今日——著者はこの点から混合経済への発展を認め、この発展は忍びよる社会主義ではなく躍進する資本主義であるとみる（八六頁）——においては、政府の行動にたいして憲法上種々の制限が加えられているのと同様に、大会社にたいしても当然個人の権利と自由を守る良心が制度として要求されるべきであつて、昔の小企業主時代に適当かつ必要と考えられていた個人的専断的な権力は今日認めらるべきでない、というのが著者の主張である（八八—九〇頁）。

三

大会社の行動は早くから国境を越えていたが、著者は、十八・九世紀に英国の東印度会社やカリブ湾沿岸諸国における米国の特権会社が所謂帝国主義的な悪事を働いたことは認めながら、これによつて二十世紀の大会社の国際的行動への評価を試みることは、十九世紀初期の英米の労働状態にもとづいて二十世紀の民主主義の分析を試みるのと同じように、現実から遊離していると警告する。米国内業が国際面において選ぶべき途は、経済的帝国主義か国際競争か国際協力の三つであるが、前二者はすでに過去のものであり、二十世紀の今日には国際協力を措いては適当な途はなく、事実、国際カルテルに米国は欧州諸国とともに参加して世界経済の安定に貢献して

きている。このような国際経済協力において、著者によれば、政府の実績は誠に惨めであり、この点では社会主義政府も異るところはなく（一〇二頁）、之に反して民間の大会社間には輝かしい実績があるとする（九九頁）。著者は、この方向において、国内市場の狭隘と大会社の生産力との矛盾を解決する途を国際協力に見出し、この見地に立ってシューマン計画を法的に規制され主権を与えられた国際カルテルとみている（一〇〇頁、一三九頁、一五六頁）。今日若干の大会社がそれ自身の小型の国務省をもち世界中に云わば夫の外交機関をもちこれらの機関の活動が政府の外交政策と時には衝突することを述べたのち、米國で独占禁止法に關連して問題とされた国際石油カルテルについてその概要を説明し、少くとも一九三〇年代において石油業の安定に貢献したとみ、あらゆる計画に避けられない自由拘束から若干の不利益（例えば石油価格が多少高過ぎたこと、地方によっては原油の採掘や精製が抑制されたこと）が生れたかも知れないが、同時に計画と協力の伴う利益（例えば価格の安定、至近基地からの輸送による運賃の節約など）の生じていたことを看逃してはならぬとしている（一二五―七頁）。

以上に明らかなように、今日の大会社は国の内外にわたって極めて広汎な社会的影響力を有ち、しかもその行動は次第に株主の責任から離れて少数経営者に決定されるに至っている。それにも拘らず法律的にはまだこの経営者の行動を社会的に規制する制度が生まれていない。ここに株式会社制度の当面の最大の欠陥がある、と著者は結論する（一四六―七頁）。かれは、必要な法制がやがて現われることを期待しながら、寡占である限りまた社会主義でない限り決

定が多元化されているという事実を高く評価し（さきに寡占といえども権力への競争であり権力の強化に導くと述べていることと矛盾しないだろうか）、個人の自由と権力を尊重する思想・哲学、世論の力が新たな経営者を生み、大会社の専横を抑制すると樂觀している（一五二―三頁）。

以上の要約に接して、独占資本主義論が想起されるかも知れない。この論を、大株式会社制度に凝集させ、しかもそれを資本主義の崩壊でなく發展に結びつく明るい面に裏返したのが、バーリの所論であると評しえないだろうか。

四

「二十世紀社会主義」、副題「明日の経済」、は社会主義者同盟 Socialist Union に属する人々の共同討議の成果をオクスフォード大学の講師 Allan Flanders 外一名が一冊の本に纏め上げたものである。この書の狙いは、「社会主義倫理」に照らして第二次大戦後の英国の福祉国家を批判し、「明日の社会主義経済についての包括的統一の見解を見出す」（同書七頁）にある。

「団体契約の成長、社会諸施設 (social services) の導入、再分配的課税の不断の拡張、協同及市営事業の普及、なかでも成果として影響力の最も強い完全雇用の到来、によって、勤労大衆の生活は、私的資本が生き残っており、いな、われわれの経済を支配しているにも拘らず、改造された。これらの断片的な変化のすべてはわれわれの社会組織の生地そのものにいまでは織込まれている。資本主義でもなければ社会主義でもない、福祉国家が創造されたのである」

(一五頁)。この事態にたいして、これらの変化を過少に評価してやがて恐慌の到来によって崩壊するとみる左翼と、過大に評価しもはや経済制度について語る必要がなくなったとする右翼とが相互に非難し合っている。前者はかつて救済をもたらすとみられた諸手段を目的それ自体に祭り上げ、後者は手段の選択について現実的になるの余り目的そのものを卑近なものに引下げてしまっていると批判し、「今日、社会主義の真の目的が忘れられている」と嘆いている(一六一―七頁)。

以上の序論に次いで、主内容は、「目的の考察」、「手段の選択」、「社会主義経済制度」の三部に展開され、最後に結論において将来への展望が与えられる。まことに簡明かつ整然たる構成である。著者達によれば、社会主義の目的は、フランス革命のスローガンだった人類普遍の理想、平等と自由と友情 (fellowship) にある。人間として、単に消費者としてのみならず生産者としても、どれだけ自由であり平等であり友情にみちているか、が経済制度について問われなければならないのであって、眼にみえる物的量的な改善はそのような質的变化を獲得するための予備手段に過ぎない(一九―二二頁)。しかし、資本主義擁護者はいままでも物的価値を進歩の主要な標準とし、価値の判断において社会主義と鋭く対立する。社会主義が経済制度として優れている根本の理由は、人間としての右の理想の遙かによりよい実現が期待されるところにある。このような価値判断に立って戦後の英国の福祉国家の現状に再認識が下されるのである。

五

先ず、平等について、一律ではなく機会均等を意味すること、財産の有無による階級差別の除去のみならず、除去しえない能力などの不平等が社会的差別の根源とならぬような配慮をも含むことを説いたのち、消費者として英国民が果してこのような平等を現に与えられているかを検討する。教育や医療の国民制度、家族手当や年金や社会保険の制度、所得の累進課税、完全雇用などによって、国民に一応の最低生活が保障され、所得の著しい水平化―若干の労働者群は自由職業的な中産階級の一部よりも収入が多い―が生じているが、なお両端に富める者と極貧者がいると述べ、かけはなれて豪華な衣食住を営んでいる階層として、会社経費を比較的自由に使える最上層の月給取りや、不労所得をうけている大資産家が挙げられる。極貧者としては、戦後の物価騰貴に給付の実質額を著しく削られている惨めな老齢年金受領者や僅少の家族手当で多くの子女を養わねばならぬ多子世帯が挙げられている。なお、国民共同の社会施設に特に平等が軽視されていると批判し、保健制度については理想に向って著しく進んでいることを承認しつつも、教育制度はあらゆる改善にも拘らず、金持ちが恵まれた機会をもつような階級区分に依然として臣従しているとする。また智能の発達遅れた者や不具者にたいする社会施設の劣悪、精神病院の不足、その職員経費の過少、犯罪者更生予算の貧弱が、取上げられ、社会で最も弱い立場にある人々について正に平等の理想の認識が最も遅れていると批判している(三二―三三頁)。ついで生産者としての平等については、「消費者

としての人間にたいする平等がまだ達成されていないとすれば、生産者としての人間にたいする平等は姿さえ認められない」と断言する。なるほど完全雇用によって多くの最低限の権利はいまでは確立され守られてはいるが、つぎの段階、「勤労生活での完全な平等」への動きは殆んど認められていない。「生産者としての平等の権利は擁護されるどころか、公式化さえされていない」(三五頁)。地位の安定、恩給の制度、労働時間、有給休暇の日数、企業内の食堂その他の施設などにおいて、俸給取りの職員が賃金労働者に比べて有利なことがなぜ当然視されなければならぬのか、と著者は反問し、賃金稼得者と俸給稼得者への勤労者のこのような階級分裂、さらには訓練と職種への接近における機会の不平等は、単に所得の差異のみに因るものではなく教育制度に因るのであり、一生の身分は学校時代にすでに決定されてしまつて、その決定は殆んど覆されないと説明する。英国では賃金労働者として勤労生活を始めた者が高級の月給取りの職業に入る機会はなく、「産業の指導的な地位は大部分は依然として階級独占である」(二六頁)と述べて、教育の機会均等という点では遙かに進んでいる日本人の一般に熟知しよい欠陥を衝いている。

自由については、共産主義者は貧困からの自由つまり経済的自由を重視して専制を正当化し、資本主義擁護者は法的拘束からの自由のために豊富のなかの貧困を正当化してきたが、肝要なのは人間全体としての自由であると説明し、消費者としては、個人的消費のみ注意を奪われて社会的消費を忘れてはならぬと警告し、自堕落な都市、汚された田園、一般の趣味及標準の凡庸、に注意が喚起され、

さらに個人的消費に関しては、競争のための広告費が教育費を上廻っていること、供給される商品やサービスの質について保証もなければ頼れる道標のない場合の少くないことが取上げられ、選択の自由への保護とこれを助ける情報の必要が主張される(四三―四四頁)。生産者としての自由については、所謂職業選択の自由は失業の脅威のあった時代には作り話に過ぎなかつたと述べ、勤労生活において同僚に敬意を払われ、積極的関心を示し、創意と責任を發揮することの重要が強調される。このような関心を労働者が持ち合わせていないという通俗な見方は改革に反対する者の認識不足であると批判し、労働時間の短縮が充分に実現され難い以上、生産活動への積極的関心を通じて自由と生甲斐が感得されるべきであるとす。

生産性向上のために生産者としての労働者がロボットに化さねばならぬという道理はないのに、現状は消費者としての人間に機械を奉仕せしめるために、機械が生産者としての人間を支配することを許している(四九頁)が、機械と組織を生産者としての人間にも奉仕せしめるとは可能であると主張し、オートメーションの発展はこのような転回への機会ともなりうる」と述べる。そして労働における自由を増大させるためには、時には生産の増大が犠牲にされてもよいと言いつける(五〇頁)。

友情については、権利の平等化に伴って責務も次第に平等化されてきているはずなのに、社会の為に万人が尽くすという社会主義本来の信念が当面により多くを獲得するという日常闘争のなかに往々忘れ去られていると批判し、消費者としては社会的消費において自己本位な乱用を、個人的消費においても浪費を慎んで同胞の搾取者

にならぬことが要望されている（五四頁）。生産者としては、協約や法律で強制されている程度にしか責務が労働に認められていない現状が指摘され、これには労働者にたいする過去の虐待や軽視つまり階級分裂に根ざしていることを説明する。他方、貧困や失業が解消してこれらの鞭に代わる生産性向上への刺激は最早、労働者の自発的な忠誠心待つ以外にないとし、労働者としての人間を忘れて利潤増大の代りに生産増大を掲げるに過ぎない生産性向上運動に労働者が無関心無責任であるのは驚くに当らない（五八頁）と述べる。市民としての権利と作業場における従属的な役割との矛盾が克服されるような産業運営目的の変革のみが自発的忠誠を喚起しうると説いて、社会主義制度確立の必要を説明している（五九―六〇頁）。

六

福祉国家の批判は、さらに目的達成の諸手段の選定に関連しても続けられる。かかる手段として著者達は、経済保障、公平な分配、経済成長、および産業民主制を挙げている。経済保障については、「社会主義経済の第一条件たる」完全雇用は達成されたものの、「忍び寄るインフレ」の問題が新たに生じ、この問題は高税率にたいする政治的抵抗を怖れ減税への圧力に屈した（保守党の）財政政策や、供給統制や投資計画の欠如のために解決されていない（六八―七一頁）とみる。賃金物価の問題は賃金格差と勤務所得及財産所得のあいだの分配となるが、前者は産業毎に調整されつつある段階に止まり、国民全体としての調整にはまだ達していない。賃金以外

の労働条件の改善によって労働を確保することを考えないで、賃上げ競争を主としてしていると批判する。公平な分配については、労働者の団結と所得税によって分配が修正されてきたことに触れたのち、所得税について社用費への転嫁・賞与株の分配・持株又は傍系会社の設立などの種々の方法による脱税を指摘している。高い直接税に或る程度の脱税は避けられないが、大衆課税になる間接税は望ましくない。結局、所得の不平等をその根源において除去する方策が必要であるとして、財産税、実物又は証券による相続税の賦課が主張される。貯蓄は財政や国営事業なぞによる増大を図るべきであるのに、保守政権になってから逆戻りしていると批判する。なお高利潤にたいしては、全部又は一部の企業の国有化によって民間の価格協定を打破することなどが提案される（八五―六頁）。経済成長については、分配と消費への要求が強くなった結果、資本蓄積が軽視される傾向にあるとし、分配の公平を犠牲にしない方法として政府貯蓄を主張する。独占的傾向については「対抗勢力」は自然に生ずるものではなく、むしろ政府が介入してそれを養成すべきであると説く。また、国有産業の公表義務（public accountability）も一般の無関心または些事への関心のため期待された効果を挙げているいと述べ（九三頁）、勤労意欲は単に企業を国有に移したのみでは生ずるものではなく、現に国有産業にあっても個々の労働者は労働条件について不満をもち、いまの形での公有企業の拡張には次第に熱意を失いつつあると述べる（一二四頁）。かくて産業民主制確立の必要が説かれるのであるが、いまの労働協議会はその意味が不明確であり、生産性向上を主たる関心とする協議会に至っては完全雇

用になってから現われた新型の産業独裁ともみられると批判している(一〇八頁)。著者達は、管理権の分散と委譲、委員会形式による諸決定、委員会の構成と運営の多面性、労資平等の立場での参加、を内容とする管理責任の労資への配分を提案したのち(一〇九—一一一頁)、民主化に当たっての労働組合の卒先の必要を説き、組合の活動の主舞台が会議室から職場に移るべきこと、また権利への闘争だけでなく責務の遂行にも指導的役割を演ずべきであると注告する(一一四頁)。同時にロバート・オーエン等の例を引いて経営者の側の卒先をも要望し、「幾百万の人々の生命と幸福にたいして経営者もつ力は医師や弁護士のように決して劣らない」から、その資格としては単なる専門的能力以上のものが要求されると主張する(一一五—一六頁)。

要するに、土地・労働・資本・組織・市場にたいする支配力を内容とする経済的権力は組織の発展の結果、株式会社・組合連合会などに集中し、この経済的権力は実際には所有者よりも経営者によって行使されている。このような行使を社会的目的に奉仕せしめることを原理とする組織こそが社会主義制度であって、この制度は当然に権力の配分をもたらすような立法と、経済保障・公平な分配・経済成長を目的とする経済計画と、経済計画にたいする民主的監視を、必要とする。しかし国家自身が所有するのは、戦略的に重要な分野—必ずしも産業のみでなく、不動産証券・食堂・町などにも及ぶべきである(一四四頁)—のみに限定されるべきであって、「全面的な公有化は全体主義に導くのみである」(一四六頁)。消費や職業選択の自由の行使される場としての市場は残されなければならぬ

(一三四頁)。従って、「社会主義経済はただの計画経済ではなく計画された市場経済であり」(一三四頁)、所有消費生産のすべてにおいて公私の両部面が併存する「混合経済」である(一四六頁)。そして公共部面については、それが拡大されていくかどうかよりも、先づ真に社会的目的に奉仕しているかどうかが問われるべきであるとする。この社会主義経済では、現在のように生産の量と分配のみが問題とされ、何を如何に生産するかが忘却されてはならぬと云う。電気洗濯機や冷蔵庫よりも住宅、自動車よりも道路、商業テレビよりも学校という風に必要な財が、生産関係において人間性が尊重されながら、供給されなければならぬ(一四五頁)。現在の福祉国家と著しく異なるものが凡そ国民のあいだにかなりの支持をうると考えるのは幻想だと主張する人々にたいして著者達は、それは悲観的な疑念であると批判し「いまあるものが良く、それが多くなることをもってより良くなったとする錯覚」に抵抗しなければならぬと説く(一五二頁)。結局、社会主義経済は、政党と労組が相提携して努力することによって(一五〇—一頁)、また労資が徒らに相手を攻撃せずに両方の指導者が卒先して民主化に努力することによって(一一六—一七頁)、達成されると主張している。

以上専ら国内について検討が加えられ、バリーが株式会社制度について国際面に触れているのに対して、「同盟」の人達はこの小著では、第一次大戦いらい英国を悩まし続け、今もその完全雇用を脅かしている対外均衡の問題については、直接には全く触れるところがない。

すでに明らかなように、両著は著者の専門といい主題といい、取上げ方といい、かなり相異してはいるが、共通の点がみられないではない。その第一は、「経済的権力の集中」が主要な問題とされていることであろう。バリーは之を株式会社に限定してみているが、「同盟」はさらに広汎な分野に拡げている。第二は、これを個人の自由と権利を護る立場から取上げていることである。ただし「同盟」の場合は単に自由と権利のみならず責務の点からも個人の参加の機会を問題にしている。それにしても右の立場の共通が、一方が資本主義を礼賛し他方が社会主義の必要を説いているもう一つの立場の正反対にも拘らず、奇しくも等しく「計画された市場経済」、「混合経済」を主張せしめている。もとよりその具体的内容についてはかなり異なるものが理解されているが、それも一つには、同じ資本主義が米国で恵まれた有利な諸条件と島国イギリスで迎えた老年との差異にもとずくとみてよいであろう。この意味において日本の経済について両著が何を教えるかも、日本経済の特殊性を考慮に加えた上でなければ充分には明らかにされないとと思われる。なお、混合経済を本質とする社会主義経済における私企業の在り方については、バリーが株式会社制度について期待しているような制度的措置ないしはこれを支うべき世論——内容においてはバリーの説くところよりさらに多面に及ぶと思われる——が多分、矛盾を解決してくるのであるろう。第三に、改革にたいして概して楽観的であることである。しかし、現状にたいしては改革の必要をも認めないほどに楽

観しているのではなく、その限りで悲観的と云えるだろう。改革の必要を感じる程度に悲観的であり、その可能性を信ずる程度に楽観的であることは、けだし、何れの批判や改革にも必要なことに違いない。

J. R. ペラビィ

「農業と工業、その相対所得」

田中駒男

〈早稲田大学〉

J. R. Bellerby, in association with G. R. Allen, D.K. Britton, G. Gutch, H. A. Rhee, F. D. W. Taylor, F. P. Thompson: Agriculture and Industry, Relative Income. London, 1956, Pp. xii + 369.

右のタイトルから明らかなように、本書はひとりJ・R・ペラビィによって著されたと云うよりは、むしろG・G・アレン等の協力による共同研究である。さらに、例えばアメリカ農業経済学者T・W・シュルツ、あるいはD・G・ジョンソン等と本書のテーマについて討論を重ねており、また統計資料については多くの国々の研究者および機関から便宜を得ている。したがって本書はむしろ国際的共同研究による労作と云うべきであろう。

本書は始めオックスホード農業経済研究所の前所長A・W・アソ

ユビイによって計画されたものである。そして本書の研究を支えている基本的考察はつぎの如きものである。すなわち、三十年代の大不況以来、農業の諸条件は農業それ自身の内在的諸変化の結果であるよりも、むしろ全体としての国民経済と農業との間の相互的作用の結果であり、したがって農業諸問題は孤立的に扱いて得るものではない（V頁）。このような考察は単にベラビイのみに見られるものでなく、例えば本書と密接な関係をもつE・M・オジョラの「農業と経済進歩」（一九五二年）や、前にあげたシュルツの「経済構造と農業」（一九五三年）等にも見られるところであり、またわが国においても例えば東畑精一篇「日本の経済と農業」（上下二巻。昭和三十一年）の中に貫かれていた考察でもある。このような基本的考察は農業問題が解消したことを意味するのでは決してなく、逆にその問題のもつ深さと広さを改めて認識することに他ならない。この基本的考察から、本書は農業・非農業間の所得デイスパリティに焦点をおき、それをつぎの項目にわけて分析している。

- (一) 農業・非農業間の平均的な所得比率は歴史的にどうであったか。
- (二) 農業に不利な所得比率の諸原因は何であったか。それぞれの原因の重要度はどれほどであったか。
- (三) 戦後においても、右の原因は依然として強力に作用しているか。
- (四) 所得比率に作用する新しい要因が現われているか。
- (五) 所得比率を変更せしめんとする公共政策は如何なる原理によって指導されるべきか。

右の研究項目を本書はつぎのような構成によって展開している。

緒言	
第一篇 序論	
第一章 研究主題	
第二章 理論的指示	
第三章 所得デイスパリティの諸原因	
第二篇 統計的実証	
第四—五章 英本国	
第六—九章 カナダ	
第十—十一章 アイerland	
第十二—十三章 その他の国の相対的誘因所得	
第十四章 相対的賃銀	
第十五章 相対的小売価格	
第三篇 評価	
第十六章 要約	
第十七章 予測	
第十八章 政策の原理と方法	
補論	

すでに述べたように、本書の主題は農業非農業間の所得デイスパリティの問題であり、その水準および原因を統計資料によって考察することである。所得比率の長期的傾向を示すだけではなく、農業の相対的低位によって来たる原因を資料的に考察するという目的

をとる以上、その「分析の第一歩」として必要なことは、農工間の重要な諸関係のうち如何なる関係を選択すべきかの吟味である(三頁)。この決定は統計資料の操作によって行い得るものではなく、それは理論的考察によつてはじめて可能であらう。第一篇は右の理論的考察にあてられている。

農工間の所得デイスパリティをもたらず一般的事情をつぎのよう
に考察する。いま基準時に農工両部門は需給均衡状態にあつたと
し、消費者所得の一般的上昇のために、比較時において農産物、工
産物のそれぞれの消費が E_i および E_a の比率で拡張するものと仮定す
る。他方農産物、工産物の供給が S_a および S_i のそれぞれの比率で増
加するものとしよう。もし S_a/S_i が E_a/E_i よりも大であれば農産物
価格は相対的に下落し、農業所得の相対的低下をもたらずであら
う(二五頁註)。それでは S_a/S_i が E_a/E_i を超過するのは何故か。

まず第一に農産物需要の所得弾力性は小であり、したがつて E_a は小
である。更に農産物需要の価格弾力性も低いから価格下落の程度は
大となるであらう。他方供給面を見ると、農業者は消費者と直接交
渉する面が少いために所得上昇の諸効果を正確に判断して供給を調
整することが困難であり、しかも農産物の生産は一般に非弾力的で
ある。ところで生産の調整はその生産に投入される諸要素の調節に
よつて行われ、そしてこれら要素の投入量はそれぞれの需給関係に
よつて決定される。しかし、その決定に関しては、要素の総量が固
定的でしかもその利用度を変化せしめる組織化された方法がない場
合(例えば土地)には相対的に重要な決定因は要素の需要価格であ
るが、これとは逆に要素の供給が任意に変化し得る場合には、もつ

とも積極的役目を演ずるのは要素の供給価格である(二九頁)。そ
の総量が固定的と考えられる土地を除けば、資本および労働と、そ
して諸要素を結合し計画する能力、すなわち企業能力(enterprise)
の三要素は可変的であり、したがつてこれらの要素についてはむし
ろその供給面(特にその供給価格)が重要である。ペラヴィイが問題
とするのは特に企業能力の供給面またはその供給価格である。

ペラヴィイは企業能力の供給価格の指標として、誘因所得 (income
nive income) をとり、これをつぎのように定義する。誘因所得
とは、総所得から財産所有による所得分を控除した残余、すなわち
労働と企業能力とに対する報酬としての所得である。そして農業の
総体的誘因所得とは、要素費用による農業所得から、農地の純地
代、農業資本の利子、農業被雇用者の賃銀俸給、および通常農民と
して分類されない特殊な農業人口の所得、を控除した残余である。
したがつて農業誘因所得の中には農業に従事する家族従事者の所得
部分もまた含まれている。つぎに、成人男子換算一人あたりの誘因
所得とは、右の誘因所得を成人男子に換算した農業者および家族従
事者の総数で除した値であり、その換算率はそれぞれの国情に應じ
て、例えば完全就業の婦人を成人男子の三分の二あるいは二分の
一、年少者を成人男子の四分の三あるいは三分の二として換算す
る。

これに対する非農業の成人男子一人あたりの誘因所得とは、要素
費用による非農業総所得から、純地代と利子とを控除して、これを
成人男子に換算した総従業者数で除したものである。非農業の場合
には雇業者および被雇業者が含まれる点で、農業とは異なる(一七

頁)。

最後に誘因所得比率 (incentive income ratio) をつぎのように定義する。成人男子換算一人あたりの農業誘因所得を、同様に成人男子換算一人あたりの非農業誘因所得で除した値である。そしてこの誘因所得比率が農業者の供給価格のもっとも重要な指標であるとして (四四頁)、本書の研究はこの誘因所得比率を中心にして進められる。

企業能力の供給価格とは、グループとしての農業者が一定の純生産物を供給し続けるのに必要な平均的誘因所得である (四〇頁)。そして農業者の所得を結局において決定するのはこの供給価格であるとする。すなわち、他の産業に移動するかあるいは農業にとどまるかの決定に直面する限界的農業者がいかなる行為をとるか、彼らが自分自身の用役に対して評価する価格によってであり、この供給価格は、部分的には他の産業で彼らが獲得できると予想する所得によって決定される (三二頁)。したがって右の如き決定に直面する限界的企業者が相当数存在して、しかもこの限界的農業者の決定が積極的であれば、農業にとどまる農業者の所得はこの限界的農業者の供給価格と一致するであろう (三九頁)。そして如何なる農業者が右の如き限界的農業者となるかは、部分的には農産物に対する需要の範囲によって決定される。

しかし、供給価格とは、「一定の純生産物」を敢て供給しつづけるんとする誘因所得であるから、マーシャルの定義した供給価格と同様に主観的価格であり、したがってこれを直接測定することは出来ない。しかし、ある期間の実際の平均的誘因所得は計測できるし、

そしてその平均値が農業者をして経常的純生産物を供給し続けるにたる充分な誘因であることが証明できるならば、その平均値は供給価格と一致しているものと見ることができよう。すなわち、誘因所得が常に供給価格と見なし得るのではなく、ある特定の事情における誘因所得が供給価格を示すのである。その特定の事情とは「地代および地価の変動」によって規定できる。「もし実際の平均的誘因所得が農業者の供給価格を超過しているならば」土地に対する競争が激化して、その結果地代および地価が上昇するであろう。したがって逆にこれらの値が相当期間に亘って安定しているならば、それはその期間の実際の平均的誘因所得が農業者の供給価格と一致しているためであると見ることができよう (四三頁)。このような期間の平均的誘因所得は農業者の「許容する」所得であり、その期間における諸事情の下での供給価格である。ここで「諸事情における」という限定をとるのは、農業者が敢て農業を経営せんとする価格が、彼らがその他の産業で得られる価格に少なからず依存するか、農業者の供給価格は誘因所得の絶対額によるよりも、誘因所得比率によってよりよく代表されることを示すためである。故にペラヴィの農業者 (または企業能力) の供給価格とは、一種の機会費用であり、そして適当な誘因所得比率によって測定可能なものである。

ところで、農業者とは農業に企業能力を提供し得る人であるから、この中には既存の経営主のみならず、ポテンシャルな農業者としての家族従事者、および「被雇用者としての経験をもつか、あるいは経験はないとしても有能なマネージャーの協力を得て、独立せ

る資本で新農場を經營せんとする」個人(三三頁)とが含まれる。供給価格と、それに対応する農業者とがあるから、兩者を關係づける供給表が規定できる。一般にこの供給表は右上りであるが、その位置は農業者の内容によって異なる。平均的にもっとも低い位置を占めるのは既存の経営主の供給表であり、もっとも高い位置をとるのは右にあげた第三グループの供給表であつて、家族従事者のそれは兩者の中間に位置を占める(八五頁)。これら三者の供給表は工業の好不況によってシフトするが、既存の経営主および家族従事者の供給表が好況時に上にシフトするのに対し、右の第三グループのそれは反対に下にシフトする傾向がある。なぜなら、第三グループが「資金を獲得する源泉が工業であり、したがって貨幣が自由に流れる場合には、彼らは農業においてヨリ多くを支出し、且つヨリ多くの危険をおかす」ことができるからである(八五頁)。既存の経営主および家族従事者の供給表が工業の好況時に上方にシフトするという考察は、労働力の移動が所得デイスパリティの相對的に小となる好況時に非農業に向つて流出するという現象(いわば價格のメカニズムを否定する現象であり、シュルツが就業機會の容易さによつて説明せんとする現象)を供給價格のメカニズムによつて説明せんとするものであるといえよう(ただし、本稿第三節を注意されたい)。

ベラビイによれば、労働または企業能力の如き供給量の伸縮的な要素については供給面が重要であり、農工間の所得デイスパリティは農業における企業能力の供給價格が相對的に低いたためであるとす。それでは何故に相對的供給價格が例えば六〇%というように低

くなるのか。あるいは逆に「四〇%の差異を工業への移動に伴う不利益」(四五頁)とみなす理由は何か。ベラビイはその理由としてつぎの八項目をあげている。

- (一) 都市と農村との小売價格の差。
- (二) 價格以外の原因による都市と農村との生活費の差。
- (三) 生産に必要な熟練度に関する農業と工業との差。
- (四) 土地のもつ心理的魅力。
- (五) 農業外への移動が困難であるのに反し、農業内への移動が容易である。
- (六) 言葉、教育、慣習等による社会的非移動性。
- (七) 個人的な非移動性および憎性。
- (八) 所得擁護のための社会的組織の有無。

二

第二篇は、統計的資料によつて農工間の所得デイスパリティを實証することである。すなわち、「統計的研究の役目」は、(イ)種々の国々における誘因所得比率が歴史的にどうであつたか。(ロ)この一般の低比率をもたらしした原因は何か。以上の二点を示すことにある(四九頁)。

第二篇は英本國、カナダ、エールおよびその他の国々に関する六〇表の図表を中心として展開されており、本書の主要部分であるが、ここではその要約とも云うべき表を示すにとどめよう。次表は一九三八年の誘因所得比率をその大きさによつて分類したものであるが、括弧内の国々は信頼度の低いことを示すものである。

1. 75%以上	オーストラリア、ニュージーランド、フランス、中国
2. 60~75%	イギリス、デンマーク、ドイツ、(インド、ビルマ、ハンガリー)
3. 45~60%	スウェーデン、カナダ、フィンランド、イタリア、(チリー、日本)
4. 35~45%	アメリカ、オランダ、エール、ベルー(ノルウェー、ブルガリア、ポルトガル)
5. 35%以下	エジプト、メキシコ、フィリッピン、タイ(トルコ)

三

第三篇のテーマは、第一篇の理論的考察を指針として蒐集し、整理して来た資料に基いて、所得・デイスパリティの諸原因を再考察し、最後にこのデイスパリティを政策的に是正するとすれば、如何なる指導原理によるべきかを決定することである。(なお紙数の関係から第三篇は簡単な概観にとどめよう。また本書の、特に第三篇

についての精しい紹介についてはつぎを参照されたい。馬場啓之助 解題、斎藤一夫編訳、J・R・ペラビィ『農業と工業の相対所得』——「のびゆく農業」第一七号)

まず経済的構造を三つの型に分類してそれぞれの型におけるデイスパリティの原因を考察する。農業技術は原始的段階からそれ程進んでおらず、そして農業とは殆ど独立的に近代の産業が局部的に栄えている後進農業国に関しては、農工間の比較という分析方法は不適當である。この型に属する国として前表の第五群の国々がある。(エジプト、メキシコ、フィリッピン、タイ、トルコ等)

高い生産性をもつ農業が、その国の基幹産業である先進農業国では、農工間に所得・デイスパリティは殆どないと云える。その典型的国はオーストラリアとニュージーランドとである。農業が急速に拡大しつつある国々では、前にあげた供給価格を相対的に低下させる八項目の要因は作用していないとみるべきであろう。

ところで、後進農業国の低い所得比率は主として低い生産性に、そして先進農業国の高い所得比率は高い生産性によるものである。この二つの傾向から、農業所得を相対的に高めるためには農業の生産性を向上せしめるべきであると推論されるかも知れない。しかし、この推論は完全ではない。なぜなら、世界の国々が労働力の非農業への流出を伴わずに、その生産性を向上せしめるならば、農産物の世界的過剰をもたらし、需要の非弾力性から農産物の世界的過剰は所得比率を更に悪化せしめる場合のあることが予想されるからである(二七七八頁。三〇七頁)。

第三の型は工業国であり、第三篇はこの型の経済構造を中心とし

て考察されている。工業国とは、工業が国民経済の基幹産業となつていてる国であつて、西欧諸国の殆どがこの型に属し、所得比率は平均して五五%である。

工業国におけるデイスパリティの原因を考察する前に、労働力の移動方向と所得比率との関係をつぎのように述べている。労働力が農業から非農業に流出している時、それは非農業の所得が相対的に高いためであると判断され易いが、これは必ずしも正しくはない。東南アジア諸国にみられるように、所得が相対的に高い農業から非農業に労働力が移動する場合もあるのである。労働力が非農業部門に流出しているということは、過剰労働力が農業を源泉としていることを示すだけであつて、そのことと農業所得の相対的低位とは直接関係することではない。問題は過剰労働力の効果がどの部門にもつとも強く作用するかという点である。「過剰労働力の誘因所得比率に対する究極的効果は、その過剰労働力の源泉および移動方向に依存するよりも、むしろ自らの所得水準を保護する両部門の相対的能力に一層強く依存する」のである(二七八頁)。

正常時において工業国の所得比率を低下せしめる原因としては(特に一九二九年前の英国を例とすると)前にあげた八項目がすべて作用しているとみななければならない。これらの諸原因のうち相対的重要性については、「所得保護の社会的組織」の作用程度を計測することが不可能であるからこれを除外すると、「職業的非移動性」が最も強く、この要因のみが作用するとしても三〇〜三五%のデイスパリティが生ずるであろう(二八九頁)。また広い意味での「心理的魅力」という要因も、ある国々(オランダ、エール等)では

「職業的非移動性」と同程度の重要性をもっており、この要因のみ作用しても二〇%のデイスパリティは生ずるであろう(二九〇頁)。工業国において農業所得の相対的低位をもたらして来た原因は結局のところ、右の二要因であつた。それでは戦後新しい動態的要因が発生して来ているか。ここに動態的要因とは、「分配に関する諸力の均衡を破壊して農業の新らしい相対的水準を確立」する要因であつて(二九四頁)、右の二要因を通じて所得比率に作用する性質のものである。

この動態的要因は、戦後の繁栄が持続すると想定する場合に如何に作用するか。戦後の繁栄は、労働力の移動性を高め、農業選好を修正することによつて、所得比率を高めて来たが、その主たる要因はつぎの五項目にわけることが出来る。(イ) 地代の長期的低下傾向は、農民の地代負担を軽減せしめて、農業生産への投資および教育費の増加を可能ならしめ、労働力の移動性を高めている。(ロ) 農業生産の機械化および技術進歩は農業の生産性を高めて来た。これらの改善は資本供給増加の結果である限りでは、農業内の所得分配が人的要素にとつて有利となつて来たが、しかし、前にも述べたように、生産性向上がそのまま農業所得の増加となつては限らない。(ハ) 農業従事人口の減少は、その限りでは労働力の移動性を高めている。(ニ) 粗放的農業にあつては農村生活の魅力は次第に低下しつつあるが、旧国ではこの変化はそれほど顕著ではない。しかし、世界全体としてはこの「心理的魅力」は弱化したと云えよう。(ホ) 労働力が農業に滞留する一つの動機は安全性の要求からであつたが、この動機もまた弱化したと云ふ。以上の五項目の動態的要因は

所得デイスパリティを相当に是正する効果をもっている。しかし、これらの要因だけでデイスパリティが完全に解消するとは考えられず、戦後の繁栄が持続するとしても、所得比率はせいぜい七五%にとどまるであろう。(戦後ふたたび不況が再来するとすれば、所得比率は六〇%以下に下落するであろう)

農業所得が相対的に低位にあるからといって、農業所得だけを是正するという政策は直に正当化し得るものではない。農業所得を高めると同時に、国民経済全体を促進せしめる政策としてはじめて正当化されるのである(三〇七頁)。ところで、農業所得が再び低下するのを防止する政策は以下の四点に要約できよう。この他に農産物価格保証も考えられるが、これはむしろ技術的な補助手段とみるべきである(三〇八頁)。

その第一は世界的不況の回避である。その方法として完全雇用計画があるが、相対的所得の決定にとってもっとも重要であるのは、世界的規模での完全雇用計画の効果である(三〇九頁)。

その第二は、農産物の世界的滞貨を回避することである。これには農産物に対する世界全体としての需要の正確な予測、国内および国際的なストック操作による供給の調整、最後に消費の促進が総合的に行われねばならない。

第三の要点は、労働力移動を促進することである。農業の貧困は、工業における景気変動によってもたらされ、あるいは更に悪化せしめられるというのが、一般的信念でありそして本書の研究はこの信念を正当なりとするのであるが、同時に農業繁栄の原因もまた工業にあることを強調しなければならない。したがって、労働力の

工業への移動を高める諸政策の中で、「工業化政策」が最高の位置をとらなければならない(三二二頁)。

第四に、職業としての農業を確立せしめることである。失業問題対策として、零細な自作農の創設という政策がしばしば採られるが、これは「経済的意味においては反動政策」として非難されるべきものである(三二四頁)。農業を相対的に向上せしめるためには、「農業がその言葉の完全な意味において職業」(三二五頁)となるようにする政策が採られねばならないのである。

A. スミッシーズ他

「経済学と公共政策」

—ブルーキングス講義集—

野間俊威

〈同吉社大学〉

A. Smithies & others: Economics and Public Policy, The Brookings Institution Washington
D. C 1955, pp. vii+157.

経済理論は如何にして政策の指針となりうるかという問題は古くから経済政策論で扱われてきたところであるが、現実社会においても、特に「大恐慌」や第二次大戦を契機として政府の経済問題に対する責任が増大するにともない、経済理論ならびに経済学者が果す

べき役割についてきわめてプラグマティックな関心と期待が高まっているようにおもえる。ところが経済学者の側においては、その多くが戦時中政府の諸機関に動員され、政策審議における科学者の立場の困難さを身をもって体験するとともに経済理論自体の水準を熟知している事情から、この問題に対してはむしろ頗る慎重であり、反省的でさえある。最近になってこのような傾向を示す文献も若干現れるに至った。

ここに紹介する『経済学と公共政策』もこのような風潮の中で企画・編集された文献の一つである。本書はかのブルーキングス・インスティテューションが一九五四年に「政策の指針としての経済理論の有用性と限界」について六名の指導的経済学者を招いて開かれた連続講義から編集されたものである。もとよりその聴衆は政府やその関係機関に務める社会科学者達であった。

本書は次の六つの講義からなっている。

- I A・スミッシーズ 経済的厚生と政策
- II J・J・スペングラー 理論から公共政策へ
- III F・H・ナイト 変化しつつある世界における経済的諸目標
- IV J・ジュークス 経済学者と経済的变化
- V J・ヴァイナー 国際貿易理論とその今日的関連
- VI L・ロビンズ 自由と秩序

このうち、本稿では論述の構成上ヴァイナーの論文の紹介を割愛した。また紹介の順序としては、ナイトとジュークスの論文を入れ替えることとした。というのは、この五つの論文はその内容から、スミッシーズ、スペングラー及びジュークスの各論文を第一のグル

ープ、ナイトとロビンズの論文を第二のグループとして分類することが可能であり、第一のグループがそれぞれの視角から本書のテーマたる政策問題に対する理論の適用、ないしは経済学者の役割の問題を技術的観点からとり扱っているのに対し、第二のグループはむしろ西欧社会の究極的価値としての諸目的、特に「自由」とその社会的体現としての自由主義経済制度の問題を一定の価値判断を前提として論じているということができるからである。われわれは本稿ではこれらの論文を許された紙幅の中でできうる限り忠実に紹介しようとおもう。^{*}

* この五名の経済学者はすべて高名な大家ばかりであるが一応そのバックグラウンドを簡単に紹介する。A. Smithies はハーバード大学教授、財政学者。ハーバード大学の経済学者の多くがそうであるように、ケインズ経済学とシュペンターの影響をもとにうけた学者であり、彼の筆になるシュペンターの「追憶」は有名である。戦時中は合衆国予算局や経済協力局に勤めた。主著には *The Budgetary Process in the United States* 1954. がある。J. J. Spengler はアメリカのデューク大学教授。人口論の大家であり、主著に *World Population and Future Resources* 1952. があるが、経済社会学の立場から国家の経済的役割を論じた論文 *"The Role of the State in Shaping Things Economic"* 1947. 等もあり、戦時中は物価管理局に勤めた。J. Jewks はオックスフォード大学教授。産業構造論における長老であり、戦時内閣官房の経済課長、復興省の次官補の経歴をもっている。主著に *Wages and Labour in the*

Cotton Spinning Industry 等がある。シカゴ大学の E. H. Knight 教授やロンドン学派の総帥 L. Robbins 教授については、もはや紹介の必要はあるまい。ロビンズの場合は、戦時内閣大官庁の経済局長の地位にあったことのみをつけ加えておく。

巻頭を飾るスミッシーズの論文は、I 経済学者の価値判断の問題を論じたのち、II 古典学派以来経済学が政策の規準とした厚生問題を検討し、続いて、III 現代の先進資本主義諸国において重視されるべき六つの政策目標とその相互関連を分析する。すなわち

I 古典学派以来その分析の背後に政策的含蓄をもっていた経済学は、不可避免的に非経済的世界からひき出される倫理的・政治的前提に基礎をおかねばならなかった。政治的世界に踏み込むことに抵抗し、自らの任務を分析のみに限定することによって価値判断から自由であろうとする立場はそれ自体一つの価値判断を含むものであり、それは次の理由から支持し難い。第一に、如何なる経済理論もイデオロギーの上で中立性を保つことは困難である。(例えば、景気変動の分析において研究者は「変数」を選択しなければならず、その選択は何らかの判断に基づくものである。) 第二に、研究者の選択に際しても価値判断が含まれる。(社会一般の政策的関心が研究すべき経済問題の選択に影響を与えるであろうし、更に研究基金によって研究の方向が影響される。) 第三には、目的と手段を明確に区別することは誤りに陥ることがあり危険である。(今日或

る目的の達成のために選ばれた手段は明日の目的を変えうるものであり、両者は相互作用の関係にある。) かくして、経済学者は政策問題に関与する限り価値判断から免れることはできない。では経済学者は政策問題にどのような貢献をなしうるか。スミッシーズはウィルブランドに倣って医師と患者の比喩をもって説明したのち次の如く結論する。すなわち、経済学者の任務は、(i) 社会の願望する目標を実現しうる経済的諸条件を決定すること、(ii) 採用された経済的手段と社会が選んだ目標が連続的相互作用の関係にあることを認識させること、及び (iii) 社会が矛盾した目標の遂行によって破壊を招くことが経済分析の結果暴露されたとき、目標の変更を提案すること、の三つである。

II 次に厚生問題の学說的展開をたどってみると、古典学派はその厚生規準を蓄積と利潤、換言すれば経済成長においたと云えるが、蓄積が極大率で進行しなくなる理由、すなわち適正成長率の概念を知ることができなかった。これに対して、ピグーにより基礎づけられた厚生経済学は既存の生産諸資源の配置という静態的テーマに専念した。ピグーは「社会的最適」は完全競争の体制においてのみ達成されるといふ政策的含蓄をもっていたが、その体系は蔽い難い矛盾を内包していた。厚生経済学は厚生人の尺度として実質国民所得の概念を導入したことや、選択的効率の合理性を明らかにしたことにおいて遺産を残した。しかしその反面、生産諸資源の配置という静態的問題を自らに課しながら市場経済の有利さを立証することに失敗し、却って社会主義に理論的基礎を提供し、また資本主義の動態的達成たる蓄積の問題を無視し続けるといふ二重の汚名を着せられた

ある。これに対して、「大恐慌」を時代的背景として現れたケイ
スの理論は生産諸資源の配置という新古典派の目標には冷淡であ
り、雇用水準の維持をその唯一の目標とした。しかしひとたび完全
雇用が達成されると、高水準の雇用と物価の安定との間の動態的矛
盾が暴露され、今日の成長理論の出現を要請したのである。

Ⅲ 要するに、厚生問題に対する従来の接近はすべてその時代の所
産であって、今日の問題への解答を提供しえない。経済成長の問題
は今や最大の関心事であるが、同時に分配問題も公共的意識から消
え去ってはいない。また雇用水準の安定は明らかに政府の責任とな
り、国防のための浪費が絶えぬ今日の時代にあつては効率という新
古典派の関心もおおきな意義を有している。経済学者に課せられ
た任務はこれらの経済的目標を検討し、その相互矛盾を除去してそ
の中から一つの析衷案を公式化することにある。ここにスミッシン
ズは現代の先進資本主義諸国（特にアメリカ）の政策目標として、
(1)経済成長の継続、(2)高水準かつ安定的な雇用、(3)価格水準の適度
の安定、(4)所得と社会保障の平等な分配、(5)市場メカニズムを通じ
ての資源配置、(6)文化的・物質的資源の保存を挙げてこれら諸目標
相互間の両立・対立の関係を分析する。そのうちで彼が最も強調す
るのは経済成長の継続である。それは変化と安定を誇るアメリカ的
生活様式の必須条件であり、高度の雇用水準もこれと両立しうる限
り許され、高水準の価格も生産性に資するために支持されるのであ
つて、経済成長はまた動態的には真の再分配基準でもある。しか
し、社会的安定の観点からみると現在の変化率は余りにも急速であ
る。スミッシンズはアメリカの如き豊かな経済社会にあつては社会

的緊張を緩和し、また創造的破壊の過程の中で失はれゆく諸価値を
保存するために成長と変化のテンポを緩めることは可能であると主
張する。そして最後に、彼は人々が政府の人為的政策に多くを期
待するのを戒めて、最近十年間の経済の安定と発展は政策の賢明に
よるといふよりは先天的諸力に帰すべきものであると述べるのであ
る。

二

次に、スペングラーは、まず、I 政策を「働き」として規定し、
II 「政策」形成に対する理論の貢献の実例と可能性、及び III その限
界を論じ、更に、IV 「政策目標」の評価に対する理論の貢献に論及
する。

I 公共政策は一つの「行動過程」である。そして、政策の過
程はこれを厳密に規定すると、是認された政策目標、意図された政
策の結果、政策そのもの、及び実現された政策の結果の各々の内容
に区別されることが出来る。これらの過程は政策目標のなお上位に
ある究極目的を中心とした目的 II 手段の体系の中に位置づけられて
いると云えるであろう。一般に「政策」と呼ばれる場合、それは上
述の過程における政策目標を指している。これに反してスペングラ
ーは政策を事実的・叙述的に「働き」として規定する。そして「働
き」として規定された政策そのものの内容は、一般に政策実現の手
段とみなされている政策の「方式」や「手続」の内容と近似的に
同一視することが出来る。この規定法の有利性は次の点にある。す
なわち或る法案の内容から実現しようとする意図された目標を抽出する

ことは困難であるし、また実現された結果が知りえたとき、それは是認された目標と異なるであろう。しかしその法案に関する司法・行政的方式と手続を事実の面から綿密に検討評価するならば「政策」の内容は経験的かつ比較的完全に知りうるであろう。政策の価値的規定を排除することは政策目標を過少評価することを意味しない。ただ事実的にとらえる方が政策を正確かつ容易に把握することができるという理由からである。

Ⅱ 理論が政策の形成に貢献しうる機会をもつのは多くは政策目標に何らかの変更が生じた場合である。ところがかような変更は多くは政策に利害をもつ階層の勢力関係によって促がされるものである。したがって、理論は過去の実例に照しても明らかなく、国民的感情や階級的利害の甚だしい場合、とくに保護政策に関する場合にはその本来の任務を充分に果しえなかった。しかし、政治的激情に毒されることが少く、比較的利害が共通しうる貨幣政策や外国為替政策においては、理論は積極的な役割を演ずることができたのである。このように事情が理論の適用を許す場合には、理論は(i)政策の変化が真に必要なかを明らかにし、目標の含蓄する利害をあげ、選びうる政策を見出すこと、(ii)採用された政策に関する知識を前提として、その政策が受入れられる「場」を見出し、場の中に見出された解決の方向を指摘し、望まれた利益を達成するための行動を技術的に発見・評価すること、(iii)望まれた政策のために有効な組織を建設するのを秩けること、(iv)望まれ、そして施行された政策の効果を測定し、選ばれた政策が意図された目標を達成したか否かを評価すること、において貢献しうると云えよう。

Ⅲ しかしその反面、政策に貢献しうるものとしては、理論は多くの能力的限界を自らもつことを忘れてはならない。その主な限界は次の五つの点にある。すなわち、(i)理論上の仮説の上では可能にみえる政策も現実には実行不可能な場合が多い。(ii)選択可能な政策は無数の組み合わせをもつのに対し、理論は過度の単純化を余儀なくされる。(iii)理論が政策上の勧告をなす資格を備えるためにはモデルとデータが共に完全でなければならぬ。(iv)予測不能の変化によってやがては過去のものとなる経験的前提をその函数や公式の基礎としているところの本質的に静態的な理論を政策の指針として頼ることは極めて危険である。(v)施行された行動の効果の測定は、多数の因果系列の中から関連ある系列のみを識別することの困難によって妨げられる。

Ⅳ 以上の考察においてとりあげられた理論は、いわば手段的政策に適用される一般の経済理論を指している。これに對して、スペングラールによれば、政策目標の決定に評価を与える理論としては厚生経済学が存在する。この理論は政策目標の価値を比較評価する規準を提供すべき道徳科学としては否定された。しかしそれは、一つの「決定」として選択された政策目標が強制され、受入れられ、また犠牲を伴うその「場」の解明に新しい光を投げかける理論として、一部の特殊社会科学とともに再び期待を担っているのである。

三

ジュークスは、Ⅰ一般におこなわれている経済学者の予言は「科学」としての経済学には為しえないものであると戒めたのち、Ⅱ経

済学者の本来の責任を明らかにする。すなわち

I 経済学に固有な活動として求められている予言^{フレイション}が困難な理由は、(i) 経済学者は経済学の領域をのみ出すことなしに未来を告げることができず、したがって予言は専門家としての資格において為しえない。すなわち、未来はそれを決定する様々の要因の交錯した相互作用の結果であり、その諸要因の中から経済的要因のみを選び出してその過去・現在・未来の連鎖関係をたぐることは不可能である。(ii) 仮に以上のことが可能であったとしても次の困難が生ずる。

未来は経済的諸要因の過程によって決定されるだけでなく、一部は予言それ自体によっても決定されるといふこと、これである。従って、予言は予言の効果を予測して予言されねばならぬこととなる。皮肉にも、予言自らの有効性を否定することのみがこの困難から免れる途である。(iii) 予言の有力な武器の一つは過去の事実である。ただし、それは過去の事実に継続性がある場合のみ有効である。しかるに、予言が渴望されるのは多くは状況に大きな変化が起りつつある場合であるために過去の事実に基づく予言は大きな誤りを犯すことになる。事実、過去十年間について云えば予言の多くは不正確であった。そして、これには経済学者の職業的病患とも云うべき未来に対する悲観論や、イデオロギーによる先入観が一部原因となっている。このような失敗にも拘らず予言が繰り返しかえしおこなわれる理由は、未来に対する絶えざる心配と危険に曝されている企業家や政府が、票をも掴む気持で経済学者に期待するからである。

II このような予言活動が社会に害を与える結果を招くとすれば経済学者の本来の任務はどこにあるであろうか。(i) まずそれは経済学

に最も重要な経済法則の領域を強化し拡張することである。近年、経済理論は著しくその威信を失墜した。その理由は、一方で経済理論はその発展の次の段階で非常な知的困難に直面しているかと思えば、他方ではまた政策への応用に便利な旧くかつ単純な理論に逆戻りしはじめたり、経済学の最も基礎的な前提に疑惑を抱いたりしているためである。経済学者はその名譽恢復のためにも経済科学が本来の使命とする世界の不確定性の領域を減らす仕事に全力を傾注すべきである。(ii) 次に経済学者は歴史的考察を重んずべきである。それによって得られる歴史的感覚は経済的判断においても重要な役割を果す。更に、歴史研究の成果は理論が形成的分析により到達した結論を事実と対面させることにより理論に厚味を添えるとともに、古い見解の誤りを清算し、過去の事実に新しい光をあてることができる。事実、最近の歴史的統計的研究の成果は、十九世紀が窮乏化の時代ではなかったことを明らかにし、(T・S・アシュトン) アメリカ産業の重大問題である独占化集中化傾向が一般に信ぜられていたほど著しいものではないことを示した。(G・J・ステイグラー、G・W・ナッター、M・A・エーデルマン等) もしこのような研究がもっと早く出ていたなら、西欧社会は多くの無駄骨と混乱を避けることができたであろう。かかる研究の余地はなお無限に残されているのである。(例えば、技術的進歩の経済的影響についての理論的実証的研究) (iii) 最後に、経済学者は経済的諸力を効果的に利用できるような経済制度を案出する努力をしなければならない。十九世紀の経済的発展に貢献した輝かしい制度的諸発明(銀行組織、金本位制、株式会社等)に比し、現代の経済学者は解決を求め

られてゐる多くの難問題（例えば、慢性インフレの危険、拡張する福祉計画、赤字財政による国家負担の増大等）を前にしながら創意の才を欠いているように思える。経済学者は政治的勢力の圧力によって自らの発言が圧殺されるのに気落することなく、科学者としての責任ある発言を絶やさぬ責務のあることを忘れてはならない。

四

ナイトは主として自由と正義の価値規準から自由企業制度の問題を論じ、また準備的考察として、その背景となる諸前提を考察する。

I 民主的社會における一般的な政策目標は「自由」と「秩序」であるが、両者の關係を公式化することは不可能であり、所与の条件のもとで妥当な比率をもって組合される他はない。それを經濟的側面にとつてみても、經濟的自由、分配正義、能率、進歩等の概念は互いに交錯しあつてゐる。その中から或る価値を犠牲にして或る価値を選ぶことは測定可能な問題ではなく、判斷に頼らねばならない。相剋する原理と利害のもとでは自発的同意によつて一致に達することは困難であるが、強制による解決は民主社會の敵——ドグマ主義を導く。社會秩序の問題に完全性は期しえず、可能な最良の理想で満足しなければならぬ。理想は現實の前に無力である。國家はその準絶對的目的のためには一切の手段を正当化する。自由主義社會においては消費者優先の原則は政治やビジネスに本質的なものであり、また精神の自由は究極的価値をもつてゐる。しかし一切の自由は法秩序の枠によつて規制される。人間の本性は確かに利己的

で「罪」深い、社會的衝突の根源はむしろ人間が自らの利益に反する政策に支持を与えるほど「不合理」な動物であるところにある。人間は法律に服することを嫌い、却つて彼等を強制する制度を招く。法律にはそれが改革されるまでは服さなければならない。暴力革命も隣人愛も制度の改善を実現することはできない。歴史の神秘的な働きのみが徐々にそれを寛容と自由に導いたのである。

II 社會的側面での自由は或る選択が他から干渉されぬことである。この自由は手段に対する何らかの程度の支配を前提としてゐるが、その程度自体に関しては無内容である。またそれは正義とは異なり善悪の判斷を含まない。「經濟的自由」とは目的やその手段の行使に関する個人の特權や機會に干渉しないことである。「經濟的」とは手段を可能な限り能率的に用いることを指す。しかし「能率」はそのまま生活ではない。好いゲームのためにルールを改善することも、ルールに従つてゲームをおこなうことも共に政策の指針たるべき価値の両面である。經濟的自由を信する限り、政府の第一の機能は諸個人の市場への自由接近の機會を保護することにある。自由市場こそ消費と生産を誰に対しても自由に保つことのできる唯一の制度であるからである。しかもその論拠は能率の觀念のみならず、倫理的側面にも求めることができる。この制度の至上の長所は、それが正義についての議論と無關係に働きうるという点にある。自由企業制度は個人的選好に基礎をおく分配（限界生産物）に導かれるのである。自由企業制度のもとでの經濟政策は、競争を有効化して經濟的自由を維持・増大する政策と、個人の經濟的自由の制限を正当化する政策に分けることができる。前者は市場組織の機構的限界—

一 独占と景気変動とに關連する。後者に關しては、社会はその家族構成の上から大多数の経済的非独立者を擁するため、最小限の生活手段が供給されなければならない。また祖先の物質的文化的遺産に基づく不平等な人生のスタートをできる限り公正にすることも必要である。個人主義社会は不平等の累積の自然的傾向をもち、蓄積された富は勢力濫用の危険性を生みがちである。「正義」の立場に立てば、これらの不平等は制限されるべきものであるが、人間社会の自然は明らかに別のやり方で定められている。自由主義社会においては、原則的には生産性のみが基礎的分配原理である。そしてそのうえで「平等」のための特別の考慮が払われる。しかし、再分配はできる限り自発的であるべきである。「ビジネスはビジネス」「慈善は慈善」である。ここに「競争の倫理」の立場に基づくナイトの自由企業制度擁護論の主張がある。

五

ロビンズは自由主義社会の究極的価値としての「自由」と「秩序」の關係を論じ、更にその原理が適用される経済制度について論及する。

I ロビンズによれば、「自由」と「秩序」との關係は比率的に解決されるのではなく、目的と手段の關係でとらえらるべきものであつて、この点では明らかにナイトと見解を異にする。すなわち、「自由」はそれ自体一つの目的であり、「秩序」は自由のための一つの手段である。自由な行動がすべて「善」に導かれるとは限らないが、「自由」は一切の善の一つの本質的条件であり、自由なきとこ

ろに善の可能性は存在しない。かようにして自由の浸透は善き社会の前提条件である。秩序を手段と認めず、美学的に「善」として価値づけることは社会的編成の発達を説明しえないばかりでなく、人間存在を目的とみなさず、道具立てとみなすという「罪」を犯すことになる。しかし秩序はまた自由にとって避け難いものである。

社会の共同生活においては法秩序の装置を必要とする。この規制は自由にとって原理的に深刻な問題を含んでいる。なぜならば国家には絶対的に除き得ない強制力の要素が存在するからである。しかし無秩序と混沌を是認しない限り、強制力によって裏付けられた最小限の法律の必要までも無視することは不可能である。「自由」に関する一般の規程がそのまま経済問題に適用されるのは個人の消費に關する場合である。私的消費が所謂不経済を招く場合を除けば、原則として既存財と生産すべき財の選択は自由でなければならぬ。消費の自由の概念に關する限り、自由主義的集産主義と個人主義との間に原理的相違は存在しない。「自由」に対する集産主義の眞の脅威は生産手段の国有にある。それは企業経営の自由を犯すばかりか、不可避的に唯一の財産所有者を生み、権力の集中を生じ、そのため全市民の一般的自由を制限する。権力の分散がないところでは「自由」は死滅するか、さもなければ体制そのものを改革するであろう。

II 「自由」にとって望ましいシステムは一般に自由放任主義に關連して理解されている。生産組織に關する純粹な自由放任主義者の主張にみられる誤りは次の如く指摘される。すなわち(i)政府活動の範圍を余りにも過少評価し、(ii)過去一五〇年間の投資量の約三分の

一を占めると推定されるところの公益事業や国土開発における政府の機能を無視している。更に(iii)所有権や契約についての概念が余りにも単純である。(iv)その市場理論は総需要の安定性に対し何らの保証をも与えない。経済の比較的安定は予定調和の結果というよりも計画的装置の賜ものである。——われわれの望むシステムはこのような天国にあるような封鎖体制ではない。それは自由を志向しつつも絶えず新しい環境に適応して自然的・人為的に発展する経済的自由の制度でなければならぬ。このような制度において「分配」の問題はどのような位置をもつであろうか。「平等」の観点からの所得と所有権の再分配の主張は「自由」の基礎たる私的所有への信頼と鋭く対立する。それは貧困の救済や機会均等化の手段までをも排除することを意味しない。しかし原則として、平等化の促進はより大なる自由のために緩和されるべきである。われわれの志向すべき体制は他人に被害を与えぬ限りで個人の企業心が自由に保たれ、集団的行動が原則に基礎をおく自発的協力の体制である。政府活動は本的には法律の枠により設定された自動的機能に限定されるが、しかし事態の変化がその干渉を要求する場合があることも否定できない。その場合の究極的基準は、かかる干渉は干渉の必要を破壊するための干渉であって、それを恒久化するための干渉であってはならないということである。

以上でわれわれは本書の各論文の概要を紹介しおえた。本書では各論者相互の理論的交渉がみうけられず、そのため各論文が互いに孤立しているという憾がないではない。しかし、本書にも各論文に共通した一つの特徴を見つけることができる。それは政策問題は経

済的世界のみでは論ずることができず、政策現象は経済理論のみでは分析しえないという見解が本書のすべての論者から告白され、警告されているということである。論者のほとんどが経済学者であると同時に社会学者であり、経済史家でありまた深い哲学的素養をもって知られている学者達であることも決して偶然ではないのである。

A. ビーチャム

「産業組織の経済学」

滝沢菊太郎

〈名古屋大学〉

A. Beacham: Economics of Industrial Organization, Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd., London
3rd rev.ed. 1955, pp. 199.

日本における中小企業研究が進むにつれて、英米におけるスモール・ビジネスを日本の中小企業と比較しながら検討し、その研究を通じて日本中小企業への理解を一層深めるといふ接近方法がみられるようになったこと注目されてよい。

このことは、一方では、英米においてもスモール・ビジネスが問題として論ぜられていることを背景としている。しかし、その問題としてのとり上げ方は、日本の場合とは趣を異にしている。日本では中小企業問題は著しく実践的政策的な性格をもっており、低生産性、低賃銀、劣悪労働条件、経営窮乏化などが論議の対象となっているのであるが、英米では、スモール・ビジネスの「残存」(survival of small business)という表現が好んで用いられていることから推察せられるように、スモール・ビジネスは「残存」という問題を通して、むしろ理論的性格をもって論じられているのである。即ち、そこでの問題提出は、理論的には大規模経済の利益が存在しているのに、現実にはなぜスモール・ビジネスが残存しているのか、という形でなされているのである。

このような形での問題提出がなされたのは決して最近のことではない。少くとも、それは、マーシャルにまで遡ることが出来る。彼は、「経済学原理」第二版(一八九一年)において、「少くとも工業においては、殆どすべての個人企業は、経営良好な限り、大きくなればなるほど強固となる傾きがあり、従って吾々は、即決的に大工場が多く、産業部門から小競争者を駆逐し去ると期待するかもしれないが、なお事実においてそうならないのは何によってであるか。」という問題を自ら提出しその理由を、大規模経済の利益実現のための条件や限界、及びスモール・ビジネス独自の有利性に求めているのである。

スモール・ビジネス残存についての議論は、マーシャル以後も多くの経済学者によって行われた。クヌープ、バロック、ハネイ、セ

リグマン、シーガー、フェッター、タウシグ、クレイ、ポレリ、グラント、ロバートソン、ジョーンズ、ロビンソン、サムマーズ、オウエンズ、シールズなどは、マーシャル同様、スモール・ビジネスの残存を、大規模経済の条件、限界、及びスモール・ビジネス独自の有利性から説明しており、この立場は、最近のステインドル、アンドリウス、フロレンスなどに引きつがれている。これに対して、マルクス経済学の立場からは、スモール・ビジネスの残存を、独占資本の意図によって説明することが行われ、独占資本の利益に奉仕する限りにおいて、スモール・ビジネスはその残存を許されていると論じられている。ドップやアローヴィッチなどはその一例である。しかし、英米のスモール・ビジネス論の主流は、マルクス経済学派にあるのではなく、マーシャルの流れに立つ論者たちにあると思われる。

ここに紹介しようとするA・ビーチャムは、ウエルズ大学で経済学の教授をしているということ以外に詳しいことはわからないが、マーシャル以来の伝統的な方法によってスモール・ビジネスの残存を説明している点で、最近における典型的なスモール・ビジネス研究者の一人にあげることが出来る。吾々は、ビーチャムの幾分教科書的に書かれたこの書物を通じて、最近の英米におけるスモール・ビジネス論の一つのタイプをみる事が出来るのである。

- (1) 例えば末松玄六編「海外の中小企業」昭和二十八年有斐閣
- (2) ステインドル、アンドリウス、フロレンスなどはその一例である。

J. Steindl: *Small and Big Business*, 1945, pp. 53-59.

P. W. S. Andrews : *Manufacturing Business*, 1949, pp. 274-285.

P. S. Florence : *The Logic of British and American Industry*, 1953, pp. 63-67.

しかし、日本のように実践的性情をもった議論が全くないわけではない。そのような論文として最近のものでは

P. Donham : *Wither Small Business*, *Harvard Business Review*, March-April 1957, Vol. 35, No. 2 など。

(3) マーシャルも一八九〇年に「経済学原理」初版を刊行するまでは、恐らく何の疑いもなく大企業がスモールビジネスを駆逐し去ることを信じていたのではないかと思われる。なぜなら、スモール・ビジネスの残存をいつこの問題をマーシャルが提出したのは、「経済学原理」の第二版（一八九一年）に語ったからである。これについては、拙稿「スモール・ビジネスに関する一研究（その一）」マン・マン・マーシャルの「スモール・ビジネス論」経済科学第五巻第一号昭和三十三年を参照されたい。

(4) マーシャル「経済学原理」大塚金之助訳・改造社版（Ⅱ）二四二頁

(5) J. S. Nicholson : *Principles of Political Economy*, Vol. I, 1902 (1st ed. 1893), London.

E. Knapp : *American Business Enterprise*, 1907, Manchester.

C. J. Bullock : *Introduction to the Study of Econo-*

mics, 1913 (1st ed. 1897), Boston.

L. H. Haney : *Business Organization and Combination*, 1913, New York.

E. R. A. Seligman : *Principles of Economics*, 1914 (1st ed. 1905), New York.

H. R. Seager : *Principles of Economics*, 1917 (1st ed. 1913), New York.

F. A. Fetter : *Economic Principles*, 1913 (1st ed. 1915), New York.

F. W. Taussig : *Principles of Economics*, 1919 (1st ed. 1911), New York.

H. Clay : *Economics*, 1920 (1st ed. 1916), London.

A. L. Bowley : *The Survival of Small Firms*, *Economica*, 1921, No. 2.

I. F. Grant : *The Survival of the Small Unit in Industry*, *Economic Journal*, Dec. 1922.

D. H. Robertson : *The Control of Industry*, 1923, London.

J. H. Jones : *Economics of Private Enterprise*, 1926, London.

D. S. Kimball : *Industrial Economics*, 1929, New York.

E. A. G. Robinson : *The Structure of Competitive Industry*, 1931, London.

R. N. Owens : *Business Organization and Combina-*

tion, 1934, New York.

H. B. Summers: A Comparison of the Rates of Earnings of Large-scale and Small-scale Industries, The Quarterly Journal of Economics, May 1932.

H. G. Shields & W. H. Wilson: Business Economic Problems, 1935, Cincinnati.

H. Levy: The New Industrial System, 1936, London.

またこの他にも多くの重要な文献があると思われが、(例え
ば W. L. Thorp: The Integration of Industrial
Operation, Census Monograph. III 1924.) 実物がいま
手許にならぬので詳細はわからぬ。マーシャル以後のスマー
ル・ビジネス論の展開については別の機会に発表する予定であ
る。

(9) Maurice Dobb: Studies in the Development of Capitalism, 1951, London.

S. Aaronovitch: Monopoly, 1955, London.

二

この書物の書かれた目的は、ピーチャム自身序文でのべているように、一般に経済学の入門書では、産業組織についての問題が充分に取扱われていないので、それを補足することにおかれているのである。従って、章節の配列や内容には、教科書的な調子がみられるが、それだけにまた、この書物において、まとまったスマール・ビジネス論の一つの型をみるのに便利でもある。

先ず、この書物の内容を概観してみよう。(第一章) 産業と企業、(第二章) 産業の金融、(第三章) 企業の規模、(第四章) 大規模組織の発展、(第五章) 独占、(第六章) 産業の統制、(第七章) 産業の立地、(第八章) 英国産業の構造。

第一章の「産業と企業」では、第一節の「まえがき」のところ
で、企業 (firm) 及び産業 (industry) の定義がいかにも面倒なもの
であるかを述べた後、企業とは、「一つの名称の下に活動する事業
組織 (business organization) 又は完全に統一された支配権の下
にある一群の経営体」を意味し、産業とは、「類似している製品を生
産するか、又は同じ原材料を使用する企業のグループ」を意味す
る、と定義している (四頁)。スマール・ビジネスを国民経済全体
というような広い視野からいきなりみようとせず、各産業に即し
て、いわば産業別に考察するという態度も、マーシャル以来一貫し
たものである。そして、その産業も、抽象的に捉えることなく、個
々の企業の総合されたものとして、即ち、あくまでも企業を単位と
して理解している点に特徴がある。第二節の「企業の資本的構造」、
第三節の「所有権と支配権」、第四節の「企業の他の諸形態」では、
いずれも企業自体についての説明が行われている。

第二章の「産業の金融」では、各産業に属する諸企業の金融がい
かに行われているかについてのべられている。第一節「銀行及
び他の金融機関の役割」では、銀行や他の金融機関が産業企業の経
営内部に深く関係せざるをえなくなった事情が説明され、続く第二
節「新規の資本調達」、第三節「企業への過剰投資と過少投資」、第
四節「新規企業の資本需要」、第五節「企業設立者」においては、

大企業の金融についてはばかりでなく、スモール・ビジネスの金融についても、多くの紙数がさかれている。即ち、新規企業の多くはスモール・ビジネスであること(三三頁)、その資本調達は、個人的財産を投入するか、原材料商などから前借の形で行うか、或は友人や知人から借金をするかによってなされることが多く、銀行その他の金融機関からは、たまに個人的な信用を裏づけとして融資をうけることがあるほかは、滅多に資金を借入れられないこと(三三—三五頁)、マクミラン委員会が中小規模企業(small and medium-sized firms)に対する専門の金融機関設立を勧告したこと(二二頁)、この勧告によって一九三四年に、Credit for Industry, Ltd.が中小企業金融機関として設立されたこと(二三頁)、その後一九四五年には Industry and Commercial Finance Corporation が設立されるに至ったこと(二五頁)などである。

第三章「企業の規模」は、この書評の主要関心部分であるから、後に詳しく取扱うことにする。

第四章「大規模組織の発展」では、第一節「合同(amalgamation)を促進する要因」で、運輸革命、株式会社の発展、市場の独占的支配の可能性、関税、国家からの圧力、銀行の介入などが促進要因としてあげられ、第二節「垂直的結合と水平的結合」及び第三節「合同の諸形態」で、大規模組織の種々の形態についての説明が行われている。

第五章の「独占」では、各節の題名が示す通りに、第一節「独占の性質」、第二節「独占を促進する要因」、第三節「独占の諸形態」、第四節「独立的企業の組織化」、第五節「完全に統合された独占」、

第六節「保護手段」、第七節「独占と産業能率」、第八節「独占と計画化」、第九節「独占と経済的安定」、が順次説明されている。しかし、独占とスモール・ビジネスとの関係については、殆ど説明がないにひとしい。この点も、マーシャルの流れに立つスモール・ビジネス論の一つの特徴である。

第六章の「産業の統制」では、第一節「問題の発生」で、自由競争制度の下におけるいろいろの問題、特に労働問題の発生、深刻化が取上げられ、第二節「若干の解決方法」で、労働立法や消費組合運動、労働者の経営参加などの問題解決の方法の説明及びその批判がなされている。そして、第三節「独占の統制」では、独占の弊害というもう一つの産業上の大問題を捉え、その対策がのべられてあり、第四節「公共企業と国有化」では、私企業の自由競争を国家が監督し統制するという立場から一歩進んだ新しい局面、即ち国家自体が企業を経営するという産業制度についての説明と批判が行われている。

第七章「産業の立地」では、第一節「はしがき」に続く、第二節「歴史的要因」、第三節「地方産業及び抽出産業」、第四節「立地に関する主要な経済的要因」、第五節「その他の要因」、第六節「国家の干渉」の各節で、各種産業に属する各企業の立地を決定する要因を考察している。

第八章「英国産業の構造」は、英国産業についての実証的分析の部分で、一九四八年の初版とは全く異なったものとなっている。第一節「はしがき」に続いて、第二節「基本的構造」では、従業者や生産額による産業別割合や工業種別割合及びその歴史的比較が行わ

れ、第三節「工場規模及び企業規模」では、従業者数による工場の規模別分布、及び業種別規模別の工業従業者数割合が分析されている。そして、第四節「能率と生産性」では、フローレンスやロスタス⁽³⁾を参照しつつ、業種別規模別の能率を考察し、第五節「産業の立地」では英国産業の地域的分布を統計によって示し、第六節「産業の所有と統制」で、英国の企業の所有者と実際に企業を支配し統制している者についての説明を行っている。

(1) 註初版(一九四八年)では第六章の第四節は、「統制の集中」となっていて、産業国有化についての具体的叙述や詳細な批判は行われていない。これは、第二次大戦後のイギリスにおける産業国有化の経験が一九四八年にはまだ乏しかったからである。

(2) 初版では、第一節「資本と生産性」、第二節「拡張産業と縮小産業」、第三節「産業立地の変動」、第四節「公共企業と私企業」、第五節「産業の組織」、第六節「主要産業」となっている。

(3) Florence, op. cit.

L. Rostas: Productivity, Prices and Distribution in

Selected British Industries, 1948, London.

ditto: Comparative Productivity in British and American Industry, 1948, London.

三

では、次に、この書評の主要関心部分である第三章の紹介に移ら

う。

ビーチャムは、第三章の「企業規模」についての議論を「適度規模」(第一節)の問題から始めている。既述したマーシャル以後の経済学者の殆どすべては、「企業規模」の議論を大規模経済の利益から始めているのであるが、このような議論の立て方に変化を与えたのがE・A・G・ロビンソンであった。ビーチャムは明らかにこのロビンソンの影響を強くうけている。

「観念的には、すべての企業は生産要素を最も能率的且つ経済的に利用する点まで成長する筈である。即ち、すべての企業は、適度規模に至るまで拡大する筈である。」という文章に始まる第一節では、先ず適度規模と完全競争との関係がのべられている。「完全競争に近い状態の下では、企業規模は適度規模に極めて近いものとなる。

……各企業は、利潤を最大にするために、限界費用が限界収入に等しくなる点において生産を行う。しかし、完全競争の状態の下では、限界収入は平均収入に等しく、平均収入は平均費用に等しい。限界費用は平均費用曲線の最低点で平均費用と等しくなるのであるから、各企業は平均費用が最低の点で生産を行うことになる。」(三九頁)このような、J・ロビンソンの見解を紹介した後、「かかる状態は、実際にはありそうもなく、また、競争の完全度を測定することは困難なので、この見解は吾々の問題に対する有益な接近方法ではない。」(三九頁)とこれを批判し、更に、「完全競争に近い状態の存在は、企業が適度規模に近いものであるという仮定を含んでいるとしても、完全競争の欠如は必ずしも企業が適度規模からかけはなれているということを意味してはいない。……完全競争の欠如は

企業が適度規模より小さい規模であることの証明とはなりえない。」(三九—四〇頁)とシユム・ペーターの見解にも論及している。

そして、ピーチャム自身は、「企業の適度規模とは、極めて粗雑はであるが、平均費用が最低である規模とみなす。」(四〇頁)とのべた後、「実証的研究によつて、各種産業における適度企業規模を見出すことは殆ど不可能である。」(四〇頁)として、一つの産業における最大多数企業規模を以て適度規模とすることが誤りであることを指摘している。そして、更に、「同一産業においても適度企業規模は企業毎に異なるものである。」(四一頁)とさえ論じて、「適度規模の側面からする接近方法には明らかに欠陥がある。」(四一頁)と批判した後、従来の企業規模論の方法、即ち、企業規模に影響を与える諸要因を分析してゆく方法をとることにしている。

第二節の「技術的要因」では、大規模生産の利益として、労働の分業と専門化、特殊機械の使用、容積の等比級数的増大(例えば、線を倍にすると、面積では四倍になり、体積では八倍になる)、一貫生産による工程間の費用(例えば輸送費、再熱費等)の節約などがあげられているが、第一節で「技術的要因は、工場規模を狭義に決定する。換言すれば、それは、企業の最小規模を決定するのである。しかし、企業は、工場を多数もっていることがあるので、純粹に技術的な要因が企業規模の上限を決定することは稀である。」(四二頁)とのべていることを引きついで、「技術的最低規模が大である産業では、小企業(small firm)は完全に排除されるが、それが小である産業では、小企業も、垂直的な工程分化から生ずる技術的な大規模経済の利益を享受することによって繁榮し続けることがあ

りうる。」(四六頁)と論じていることが注目される。

第三節の「市場取引的要因」では、原材料購入や製品販売、広告費などの点における大規模の利益をのべた後、「大規模購入や大規模販売の利益は、技術的な適度規模をこえて企業規模を拡大せしめる誘因となる。」(四九頁)と論じているが、この点は従来の企業規模論から一步も出ていない。

第四節の「金融的要因」では、企業規模が大きければ、資金コストが小であること、偶発事故例えば売掛金の回収不能に対する資金準備の点で有利であること、傘下各部門間の相互金融が可能なこと、銀行からの融資が容易なことがのべられてあるが、ここで注目すべきことは、スモール・ビジネスが金融面で特に不利なことを強調している点である。即ち、「資金調達費は小企業にとって禁止的なほど高い。」(四九頁)、「小企業は、技術的な能率が高く、前途有望であっても困難な拡張期に資金をえられないため衰滅してしまふことが少くない。」(五〇頁)「金融的要因は適度規模への企業の成長を禁止するものである。」(五〇頁)等々の彼の言葉は、マーシャルが資金調達面のスモール・ビジネスの不利をそれほど重要視していなかったのとは対照的であり、このマーシャルを批判したステインドルの影響を強くうけているものとみてよい。

第五節の「経営管理的要因」では、大企業が、有能な経営者を雇用しうる点、及び経営管理機能を専門分担化せしめうる点で有利であるとのべた後、これらの有利性はしばしばそれに要する多額の費用によつて相殺されてしまうことや、官僚化して非能率的になることを指摘し、小企業における経営管理は本来かななり能率的である

上に、新しい管理方法に関する知識が普及したり、小企業でも顧問料を支払えば経営管理の専門家の意見をきくことが出来るので、経営管理の側面では、大小企業間にそれほどの優劣がないことを説明している。この点は、マーシャルが、経営管理面での小企業の有利性を主張したのとは少し趣を異にしているが、これは、二十世紀以降の所謂科学的管理法の発達の影響によるものである。

第六節の「諸要因の調和」では、「企業規模は一般に、経営管理的、技術的、市場取引的、及び金融的諸要因のそれぞれにおける適度規模間の折衷によってきまる。……最も理想的な折衷は、平均総費用が最小となる規模であるが、このような折衷は実際には不可能である。」(五二頁)とのべて、各要因における適度規模間のくいちがいについて説明している。この態度は、E・A・Gロビンソンのそれと殆ど同じである。

第七節の「外部経済」では、「外部経済も企業規模にかなりの影響を与える。外部経済と内部経済とは企業規模に与える影響が異なり、前者は一産業に属するすべての企業規模に殆ど同じ程度の影響を与えるのに対して、後者は企業毎にその影響が異なるのである。……一つの産業は、外部経済が重要となる前にある点まで成長するが、この点以後は、外部経済が成長への最も重要な誘因となるのである。……成長しつつある一つの産業は、他の産業の成長を促進し、それぞれの産業における企業の適度規模を増大せしめる。」(五三頁)とのべて、外部経済の作用を規模増大の面のみに限っているが、この点では、むしろ、外部経済が地域化産業の形態でスモール・ビジネスを支持する点を指摘したマーシャルの方がすぐれている。

第八節の「現実の企業規模」では、一九三五年の英国センサス及び米国センサスから大企業が圧倒的な地位を占めていることを実証的に示している。

しかし、第九節の「小企業の残存」の冒頭では、「前述の分析から、近代的産業において小企業が依然として重要な割合を占めている事実が明らかとなったのは、むしろ驚くべきことである。」とのべて、マーシャル以来の伝統的な問題に対する解答を示そうと試みている。

ビーチャムは、小企業残存の理由を次のように説明している。

先ず第一の理由。「技術、市場取引、金融、経営管理のあらゆる面からみて、規模拡大が有利であっても、人間の惰性(inertia)がこれら経済的誘因に打勝つことがある。現在快適な生活と適当な暇とをもっている企業者は、企業規模を拡大することによって彼の個人的な自由を失うことをおそれる。企業規模拡大は、より多くの利潤をもたらす以上に一層多くの仕事量と苦勞の種とをもたらすかもしれない。経済学者は、企業者が最大利潤を追求するものだときめてかかってその基礎の上に理論を組み立てているが、所謂『惰性』(これも一種の経済計算かもしれない)は、現実の経済社会では明らかに重要な役割を果しているのである。」(五七頁)これは、いわば不合理的な理由であり、従来示されてきた合理的な理由の他にこの不合理的理由を示したこと、而も第一にこの理由をあげたことは、大いに注目される必要がある。

第二以下の理由は殆どすべて従来多くの経済学者によって指摘さ

れた点である。即ち、商品の質や多様性、綿密性が重要な産業における小企業の有利性、労働市場が未組織な土地における小企業の低賃銀労働の獲得及び不況時の圧迫の労働者への転嫁、小企業の残存が独占的企業の存在をおびやかさない場合に独占の存在を隠したり新規競争者の発生を防ぐため独占的企業が小企業をむしろ存続せしめておくこと、労使間の紛争による損失のないこと、顧客の好意や輸送費などの不完全市場的条件による保護、固定費の少いこと、企業者の報酬がかなりの幅で変化しうること、需要の変化に応じて製品を容易に変えられること、生産面や原材料購入上の失敗がそれほど重大でないこと、輸送費が高く、原材料産地や市場が分散している場合には小企業の方が有利であること、等である。

これらの諸理由を裏返せば、殆どすべてが大規模経済の利益を制限する条件となるのであるが、この他にも制限的条件として、企業者の能力、需要変動の危険、販売の困難等をあげている。

小企業は以上のような理由で残存しているのであるが、最後に彼は「大企業になろうとしている多くの小企業は、まだ小規模のうちにつぶされてしまうのである。」(六〇頁)とのべて、マーシャルの小企業成長論を明白に否定している。そして、「小企業における高い死亡率にも拘わらず、『自分で事業を行っている』という誇りが、次々と新しい小企業を生み出してくるのである。……危険は多いが、多数の潜在的企業者達 (potential entrepreneurs) は常にチャンスをおねらっているのである。既にのべたように、このチャンスは産業によって異なるが、小企業産業 (small-firm industries) の近年の拡大は多数の小企業の存在が執拗なものであることを物語ってい

る。」(六〇頁) という註の章を終つてゐる。

- (1) J. Robinson : *Economics of Imperfect Competition*, 1936, Macmillan, Chap. 7.
- (2) Schumpeter : *Capitalism, Socialism and Democracy*, 1934, Allen & Unwin, pp. 100-101.
- (3) J. Steindl, *op. cit.*
- (4) マーシャル「経済学原理」大塚訳(Ⅱ)二二二頁及び A. Marshall : *Industry and Trade*, 1920 (1st ed. 1919), p. 366.
- (5) E. A. G. Robinson は、ビーチャムのあげた四つの要因の他に、「危険負担及び景気変動の影響」をあげている。
- (6) マーシャル「経済学原理」大塚訳(Ⅱ)一九二―一九頁、二〇六―二二三頁及び Marshall : *Industry and Trade*, pp. 218-248, p. 602.

四

大規模経済の理論が先ずのべられ、次いでスモール・ビジネスの残存についての考察が、いわば前者の「系」としてなされるという方法は、マーシャル以来のスモール・ビジネス論に一貫したものである。ビーチャムは、先ず適度規模論をとり上げてこれを批判し、次いで企業規模決定の要因をいくつかの側面から考察することによって大規模経済の利益を説明し最後にスモール・ビジネスの残存について論ずるといふ順序で議論を進めているが、表面に出ている主題が「大規模経済の利益」であるか、それとも「企業規模」であるかという相違はあつても、スモール・ビジネスを「残存」として取

第 1 表 規模別、工業従業者数構成比

規模別 国 別	従 業 者 総 数	合 計	人		
			1 ~ 50	55~ 199人 (米50~ 249人)	200 以 上 (米 250 人以上)
英 国 (1949年)	千人 7,407	% 100.0	% 16.3	% 23.1	% 60.6
米 国 (1947年)	14,294	100.0	15.9	24.7	59.4
日 本 (1952年)	4,815	100.0	49.8	16.6	33.6

(註) 各国とも工業センサスによる。

英国の数字はA. Beacham: *Economics of Industrial Organization*, 1955, p. 160. より作成した。

日本の工業センサスでは、4人以上の事業所と3人以下の事業所とは、集計の基準が若干異っているがここではそれを承知の上で合算した。

扱ひその残存の理由を究明していることには変りない。
そして、その理由を、大規模経済の条件や限界及びスモール・ビジネス独自の有利性といういわば合理的理由に求めているのも、マ
ーシャル以来共通のことである。ただ、ピーチャムは、フロレン

スやステイナードルと共に独占の意図に基く残存も認めており(尤も、マルクル経済学者の説くような意味においては)、人間の惰性 (human inertia) というような不合理的理由を重要視している点に特色をもっている、と言えよう。ピーチャムとは異った意味においては、不合理の要因が日本中小企業存在に密接な関係をもっていると考えられるので(例えば、中小企業者のホモ・エコノミックスとしての成熟度の低さ)、このピーチャムの指摘は、特に注目される。

英米でスモール・ビジネスが「残存」として取扱われていることは、英米の工業統計を日本のそれと比較することによって充分理解しうる(第一表参照)。そして、残存の理由が主として合理的理由に求められていることも、日米の工業統計表を複雑な方法で分析した結果の推論、即ち、米国のスモール・ビジネスの多くが適度規模に近い規模での存在であるのに対して、日本の中小企業はそうでないとの推論からも理解しうる。要するに、英米のスモールビジネス論は、あくまでも英米の経済社会を基盤とした議論なのであって、異なった国民経済の問題である日本の中小企業には、そのままでは適用しえないのである。何よりも、日本と英米とは大規模生発発生国民経済的条件が異っている。ここに、日本の中小企業が「残存」などとはとても称することが出来ないほど多数存在している根本的な理由があり、この点を無視しては、日本中小企業を理解することが出来ないのである。

かくして、われわれは、英米のスモール・ビジネス論を研究することによって、一層日本中小企業の特徴を明らかにし、その理解を

深めることが出来るのである。この意味で、ピーチャムの幾分教科書的なこの書物は、便利であると言えよう。

(1) 適度規模論を冒頭から行っているのは勿論ロビンソンの影響をうけていることであるが、主題を「大規模経済の利益」におかず「企業規模」におく方法は、ロビンソン以前にも、前掲のP・フォードやL・H・ハネイ、D・クヌープなどがとっている。

(2) 拙稿「規模別構造よりみた日米工業の若干の考察」調査と資料第十二号昭和三十二年五月及び「日米の小工場業種に関する一考察」商工金融昭和三十二年六月号を参照されたい。

(昭和三二・八・一五)

ギデオンの

ローゼンブルース

「カナダ工業における 集中」

玉置正美

〈三菱経済研究所〉

Gideon Rosenbluth: Concentration in Canadian Manufacturing Industries. (Princeton university press, Princeton. 1957)

一 集中度理論の二潮流

集中度の研究は直接には独占につながるものであるが、それは同時に規模理論、立地論等との関連にもみられる如く生産構造、経営構造、雇用構造、地域構造等を通じて広く産業構造の問題にも通ずるものであり、その分析、説明への一指標となり得るものなのである。

勿論、独占或いは独占度の実証は集中度のみによってなされるものではないが、その有力な指標であることは異論のないところで、幾多の研究が独占との関連においてなされて来たのである。とはいってもその歴史は経済学の発展の中では極めて目の浅いものであり、一九三〇年代に入ってやっと発足したものである。

そしてその発端以来、集中度の理論、従ってその分析の方法には二つの流れがあり、このことが集中度即独占度とする速断と相俟って集中度についての種々の見解の対立と誤解を招いているのである。

世上集中度として用いられているものには二種類ある。これを仮に広義の集中度及び狭義の集中度と名ずける。人によっては前者を General Concentration 後者を Market Concentration と称することもある。

前者の研究の代表的なものはミーンズである⁽¹⁾。彼は非金融会社の資産総額中に占める最大二〇〇社の資産の比重を測定せんと試みたのである。その後この種の研究は連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) 及びアーデルマン等⁽²⁾により継承された。

一方、狹義の集中度の研究については国家資源委員会の「アメリカ経済の構造」が恐らく最初の試みであり、下って臨時国民経済委員会 (TNEC = Temporary National Economic Committee) の諸研究、中でもソープ及びクラウダーの研究が著名である。最近ではリック及びメイブルスによるイギリスについての研究及びここに紹介するローゼンブルスがこの系統に属するのである。

さて広義の集中度というのは「全経済において大企業により支配される経済活動の比率」であるが、その際大企業の判定基準には総資産一億ドル以上とか、全従業者数一万人以上とかいった基準が選ばれる。

これは一見して全経済また全産業の総合指標たり得る如くであるが、果してそれが独占と直接の関連があるか否かは疑問である。これのみでは各市場における独占と競争の具体的な関係は明らかでないのみならず、非金融業といった全生産部門を対象とする時には集中度の異なる各部門間に資本、労働等の移動がみられ、ある部門(特に農業)の減少において他の部門(特に工業及びサービス業)の比重が増大することは工業化の進展過程において各国に共通の現象であって、これを「集中」ということはともかく独占とは必ずしも直接の関連を持たないのである。

他方狹義の集中度というのは「同一産業又は同一製品部門内で少数の最大企業の占める比率」を以て示される。その際測定指標として生産量、雇用量、資産等の何れを採るかによって多少の異同はあるが、それ等の等しく狙っている点は独占を市場支配の観点より捉えんとするもので、その意味で適切にも (market concentration)

ともいわれるのである。

二 本書の成立とその先駆的業績

著者ローゼンブルス博士はカナダのオンタリオ州キングストンにあるクイーン大学で一九五〇年以来集中の研究に当って来たのであるが、本書以前に既に次の如き先駆的論文がある。

“Industrial Concentration in Canada and the United States” Canadian Journal of Economics and Political Sciences, 1954.

“Measures of Concentration” National Bureau of Economic Research Business Concentration and Price Policy 1955 所収

ことに後者は著者の集中度理論が初めて体系的に叙述されたものとして重要であって、本書ではこの理論の一層の展開と応用が試みられているのである。

前述の如く本書の構想は一九五〇年以來であり、その骨子は一九五三年にコロンビア大学に提出された学位論文に収められているのであるが、本書においては一段と進歩した統計技術を以て分析が進められている。そしてその成立の蔭にはかのスティグラ教授の懇切なる指導があったのである。

本書は一九四八年におけるカナダ工業の集中度をまず産業別に分析し、然る後に時期的な比較と国際的な比較を試みているのであるが、それは概ね次の如き理由によるものであった。

①カナダは一九一七年以來工業統計表のデータが得られること。

③集中度はかなり長期に亘って安定的であること。

(一) 序論

(二) 一九四八年のカナダ製造工業における集中

(三) 工場の集中と企業の集中

(四) カナダとアメリカの集中の比較

(五) 集中の時間的变化と関連要因

本書は右の五章と若干の附論、附表とによって構成されるのであるが、その紹介に入る前に前掲論文“Measures of Concentration”において展開される統計的分析法、ことに集中度決定要因の分析について触れる必要がある。

三 集中度の定義とその決定要因

ローゼンブルースは前掲論文の場合には「集中度とは少数（絶対数）の企業が大部分の生産を占める程度である」と定義する。「少数」とか「大部分」という表現はいまいに聞えるが、それは具体的に何程と規定する根拠はないし、実際又その必要もないのである。この場合には「生産」としたが、これは勿論「資産」でも「雇用」でもかまわない。彼は本書の実際の分析に当っては「雇用」を用いている。

これは先に述べた狭義の集中度に分類されるのであるが、その場合にもなお二、三の測定法があり、本書の場合には右の定義の逆を採って「大部分の雇用（総雇用の八〇％）を占める企業数」を以て集中度としている（その方が大小種々な産業を共通基準で示すのに都合が良いのである）。

次に不均等度は「少量（相対数即ち比率）の企業が大部分の生産を占める程度である」と定義される。即ち両者の差は上位企業として四社とか八社という絶対数を探るか、総企業数の五％とか一〇％の企業の占める比率を探るかにかかっているのである。前者はTNECをはじめ日本の公取委の採用するところであり、後者はローレンツ曲線の考え方がその適例であり、ジニ係数、ジブラ係数等要するに所得分布の測度がこれである。

不均等度は勿論集中度と関係があり、企業数が一定であれば不均等度の増大に伴って集中度は増大する。不均等度が一定であれば企業数の増大により集中度は低下する。逆に集中度が一定であれば企業数の増大により不均等度は大となる。このように集中度の分析に当っては単に上位X社の比率を知ったのみでは不充分で、総企業数をも知る必要があるのである。さもないと総企業数の一〇％の企業が全生産の七五％を占めるといってもその一〇％が実際には一社であるのか一〇社であるのか場合によっては一〇〇社にも近い数であるのか不明であり、これが亦市場支配という観点からは重要なポイントなるのである。

なお或る種の研究では独占、集中の増大を論証するに当って大規模工場の雇用量の比重の増大をその証左としているが、これは集中という概念と絶対的規模を同一視しているものである。両者には勿論関連はあるが、大工場、大企業の増強は必ずしも集中度の増大とはならないのである。

さて実際に本書で用いられている集中度は「総雇用量の八〇％を占める上位企業の数」であることには注意を要する。上位企業の占

める生産（又は雇用）の比重で示された集中度の時はその値が増大するにつれて高い集中（独占的狀態）を示したのに反して、これはその値が増大するにつれて集中の低下（競争的狀態）を示すことになるからである。

いま集中度（Concentration index）をC、総雇用量の八〇%を占める企業数をN、総企業数をN'、不均等度（inequality index）をE、産業規模（Industry size）をI、企業の平均規模をFとすれば、定義によって次の関係式が成立する。

$$C = N' \quad E = N'/N = C/N \quad C = C \cdot N/N = E \cdot N \dots\dots\dots ①$$

$$F = I/N \quad N = I/F \quad C = E \cdot I/F \dots\dots\dots ②$$

①②式を簡略化するために各変数の対数値を採りそれぞれの小文字を以て示せば③④式を得る。

$$C = e + n \dots\dots\dots ③ \quad C = e + i - f \dots\dots\dots ④$$

即ち集中度は不均等度と企業数によって、或いは不均等度と産業規模と平均企業規模によって決定されるというのである。これ等の決定要因は形式的には何れも等しく重要なのであるが、彼はそれに満足せず、それ等の要因の相対的重要度を次の諸方法によって検証する。その時に各要因の対数値を採れば③④式の如く各要因間の関係は直線的となり理解し易くなるのである（更に対数値は各要因の絶対的变化でなく相対的变化を示すという利点もある）。

(1) 分散 (Variance) による検証

もし集中度が企業数と不均等度により決定されるとすれば④式の場合、それは殆んど企業数によって決定されて不均等度の影響は極めて薄いことが次式によって実証される（いずれもカナダ工業九

四業種についての対数値)

$$\text{集中度の対数値の分散 } 0.541 = 0.044 \text{ (不均等度の対数値) } + 0.551 \text{ (企業数の対数値の分散)}$$

$$0.541 - 0.054 = 0.487 \text{ (不均等度と企業数の対数値の共分散の2倍)}$$

即ち集中度は殆んど企業数によって決定され、その影響力は不均等度の一二倍にも達するのである。

次に④式によって集中度が不均等度と産業規模及び平均企業規模の三要因によって決定されるものとすれば同様にして次式が得られる。

$$\text{集中度の対数値の分散 } 0.541 = 0.159 \text{ (産業規模の対数値) } + 0.345 \text{ (平均企業規模の対数値) } + 0.037 \text{ (不均等度)}$$

即ち企業数の影響は二分されて企業規模及び産業規模となるが、中でも前者の影響力が圧倒的に強く全体の六四%、産業規模が二九%、不均等度は七%となっている。この点からも集中度理論と規模理論の関連の深さが示される。

(2) 相関係数による検証

同様な結果は相関係数を用いても示された。即ちrを相関係数、e、e、nを集中度、不均等度、企業数のそれぞれの対数値とすれば、同じく九四業種について集中度と企業数の相関係は $r_{e,n} = 0.96$ 同様に $r_{e,e} = 0.11$ $r_{e,n} = -0.17$ であり、ここでも集中度と企業数の相関度が最も高い。従って企業数のヨリ少い或る産業は他の産業よりヨリ集中しているという仮定は恐らく正しいであろうが、企業規模の較差がヨリ著しい産業は他の産業よりも集中しているという

判断は必ずしも当らないのである。

(3) 順位相関係数による検証

右の例証が対数値の使用による特例でないことを彼はスピアマンの順位相関係数によって証明する。即ちRを順位相関係数、e、e、nを集中度、不均等度、企業数とすれば同様に九六業種について

$$R_{e \cdot n} = 0.94 \quad R_{c \cdot e} = -0.05 \quad R_{e \cdot n} = -0.22 \quad \text{となり前項と殆んど同じ数値を得る。}$$

eとeとについての相関が前項と正負が逆となっているが、これは殆んど問題とするに足りぬ値である。

(4) 回帰分析による検証

彼は更に別の箇所において産業間の集中度較差を説明するものとして「産業規模」「労資比率」(企業規模を決定するものとしてのCapital-labor ratio 具体的には一人当労働機馬力数を採る)及び「輸送費の重要度」の三要因を挙げ、復合回帰分析によればこれ等の三要因は集中度較差の六二%を説明し得るものとした。三要因間の相対的重要性については明確な結論を下し得ないが、三要因を個々独立の変数として回帰分析を行えば産業規模は集中度較差の三〇%を説明し得るし、同じく一人当資本は一四%、輸送費の重要度は三三%で、輸送費の影響力が最も強いようである。

四 彼の研究の諸特徴

彼は集中度の分析に当って理論的な分野においても、統計技術的の面においても種々ユニークな成果を示したのであるが、それ等の諸点を概説してその内容の一端を紹介することとする。

(1) 集中度決定要因の分析

従前の諸研究は集中度の定義に始まってその計測に終始し、それが何故に産業間において異なり、何によって変動するのであるかという点については殆んど明らかにすることがなかったのはそれ等の諸研究ないしは調査の殆んどが対独占政策という實際的要求に基いていたからである。

TNECの調査の如きはその好例で、その対象範囲の広大なることとその分析の細密にわたることは蓋し空前であるが、その名の如く一九三〇年代のアメリカの一断面を後世に止めただけで、その後或いは外国との関係については何等明らかにするところがなかったのである。

この点ローゼンブルスは一九四八年のカナダという現実を背景としてではあるが、前項に記したような集中度の決定要因を明らかにして集中度理論を一步前進せしめたのである。更にこの際彼が用いた種々の統計的接近法、対数値の採用、比例的規模区分法(級間隔を等差的にはなく等比的に採る)「分散」という指標の採用等は最近イギリスの学者によって採用されるところとなった。

(2) 規模理論の導入

前述の分析によって明らかになったように産業間の集中度の差異を説明することはとりもなおさず産業や企業の規模が何によって決定され、そしてそれ等の差異をもたらすものは何であるかを明らかにすることになるのである。

a 平均企業規模の差をもたらすもの

ここでは同一産業内における規模の差ではなくて産業間の規模の

比較を問題とする。そしてデューニング、フローレンス等の見解を引用して次の諸点を明らかにする。

① 企業規模は労資構成比率が高まる（資本の比率が大となる）につれて大となり、その比率が低まる（労務費の比率が大となる）につれて小となる一般的傾向がある。

② 固定資本が他の要素より重要な時は機械は特殊化し、工場の最低規模は諸機械の最小公倍数によって決定される。従って特殊化が進むにつれ規模は増大する。

③ 通常、大企業は小企業よりも有利な条件で資本を得ることが出来るが、労資構成比率が高い時はこの差が決定的となる。

④ 或る産業にとっては個別企業の規模は市場の広狭によって決定される。

⑤ 原材料、製品等の輸送費も亦規模を制約する要素である。

b 産業規模の差異をもたらすもの

産業規模は集中に大なる影響を与えるものであるが、それは多種多様、複雑であるので特定の影響を抽出測定することは出来ない。従ってここでは一定時期の同一経済分野内における各産業の規模の差を封鎖経済の場合と開放経済の場合に分けて考える。

封鎖経済 (closed economy) の場合には需要の構造、技術の状態、資産（生産資源を含む）の量、形態、分布、個人的才能、市場構造（競争度等）等が産業規模決定要因となる。

開放経済 (open economy) の場合には前記要因の他に特に貿易依存度が問題となる。即ち輸出依存度の高い産業の規模は封鎖経済の場合よりも大であるし、輸入依存度の高い（輸入製品に圧倒され

る）産業はヨリ小規模となる。

c 多数工場企業 (Multi-plant firms) の成立

原著では独立した第三章で扱うこの問題も規模理論と密接な関連があるのでここで略説することとする。

一産業内における工場単位集中度と企業単位集中度との差異は一社当りの工場数及び工場規模の不均等度と企業規模の不均等度との差異に依存する。そして又後者は産業内で工場規模と一社当り工場数とが相関する度合に依存するのである。この相関々係の説明は J. M. クラーク等により大要次の如く説明される。

「大企業の方が小企業より多数工場に結びつき易い理由は工場内部の節約によるコスト切下げの可能性を大企業は失い易く、従って企業の一層の発展は工場規模の拡大よりも多数工場の形態を採り易いのである」

この理論を我々の研究に應用する為には生産物一単位当りのコストを分析せねばならない。その際コスト面から生産を地方へ分散化する誘因としては何よりも原材料、製品の輸送費が挙げられるが、その他労務費、地代、租税等もこれに属する。然し乍ら他のコストや販売、購買、管理等の費用は一工場に集中した方が安くなるし、供給者、熟練労働力、補助サービスの特殊化等いわゆる外部経済も無視し得ない。

工場規模の増大に伴う生産効率の増大には限界点があるものと仮定されるし、更に生産が一定規模に達した時は輸送費その他多数工場分散による節約が工場中央化によって得られるコストの低下よりも重要になって来るのである。

この分岐点もしくは最適規模は勿論産業によっても異なるし同一産業内でも企業によって異なる。このように多数工場企業は生産の中央化による節約と地方分散化による節約の秤量によっていわば規模理論的に成立する場合の他にもう一つの成立誘因がある。

市場支配、端的にいつて独占を意図して行われる企業合同がそれである。

これ等はいずれも工場の或いは企業の規模に影響を与えることとなり、延いては集中度を左右することとなるのである。

(3)集中度の長期傾向—規模拡大、集中増大理論の批判

「企業集中の増大は技術の進歩と工場規模拡大の帰結であり、更に信用制度の発展はこれに拍車をかけるものであった」というマルクス以来の見解、或いは「内部経済に基く集中の増大」というその後の学説、つい最近ではケアステッドによる「時の単位は新しい性質の異なる機械の導入より成るが、通常それは規模の増大を含むものである」という動態モデルの理論等の規模拡大論、延いては集中増大についての理論は古くから有力なものであった。

然し乍らこれに対する反論もあるのである。

時代的にいつて手工業生産から工場制生産への移行期の変化は機械による労働の代替と生産規模の増大という二つの事実によって特色づけられることは疑いのないことである。そして工場制生産の初期における主要な改善は機械の能力増大と機械化工程の発展であることも亦明らかである。然し乍ら生産が一度機械化された後においてもこのような改良の形式が技術的進歩の支配的な形式である否かは明らかではない。

J・Mブレイアは「第一次大戦後の技術進歩の支配的傾向は資本節約的改善と平均工場規模の小規模化である」と述べている。

もし仮に企業規模の増大傾向を認めたとしても集中の増大ということはその必然的な帰結ではない。多くの論者は輸送、通信、包装、貯蔵等の技術的進歩に加えて人口の増大によって市場規模は拡大したと説く、この市場の拡大は企業が大規模化しても必ずしも集中は増大しないことを意味するのである。ローゼンブルースが分析したカナダの集中傾向は工場に関する限り集中増大理論を支持しない。(企業集中についてはデータがない) その理由を一言に尽せばカナダ経済全体としての急速な成長、或いは市場の拡大が工場規模の増大を相殺して余りある程著しかったからである。

五 集中度の国際比較—アメリカとカナダ

カナダの工業は多くの点においてアメリカのそれと類似する。資本、企業及び技術のアメリカからの輸入はカナダ産業の発展に物質的に役立った。従来の便利、同質の文化は同じ技術を持つ同種の産業の設立を促進した。然し両国間には重要な差異もある。アメリカはカナダの一一倍の人口を有しその工業雇用量は一、四八〇万(一九四七年)に達するがカナダは一一三万に過ぎない。カナダは関税障壁で守られているが、市場が狭小なため生産の引合われない多くの産業があり、その為に或る物(例えば自動車)は輸入部品の組立を行い、他のものは大量生産の技術を充分利用し得ないでいる。総じて輸出入の果す役割が大きく異なることは重要な差異である。

さて両国の集中度が比較可能なのは五六業種であるが、その中五

○業種においてカナダの方が集中度が高い。(附表参照) この中からカナダに見られる地域市場産業、輸出入依存度の高い業種を特例として除外すれば比較可能な三四業種の中でカナダの集中度が高い例が三〇業種であり、統計の不完全さを考慮に容れてもカナダの集中度の方が高いことは疑いなくである。

ここで用いられる集中度はアメリカ流に上位数社の占める雇用量(カナダ)及び生産額(アメリカ)の比重であり、カナダは一九四八年、アメリカは一九四七年の資料である。年度の差は殆んど問題とするに足りないが、一方が雇用量であり他方が生産額であることには注釈を要する。一般に生産額による集中度は雇用量による集中度よりも高いのが普通であるから、この原則に従えばカナダの高集中度は一層強調されるのである。これ等の五六業種の全工業雇用量に占める比率はアメリカが二二%、カナダは二八%である。カナダの集中度がアメリカのそれを上廻る程度は統計が不備で測定出来ない。然らば何が故にカナダの集中度はアメリカよりも高いのであるか?

前述の如く集中度は企業規模の不均等度と企業数によって決定されるから、この両者の差を見ればよい。然るに不均等度はアメリカの方が強い例が多い。にも拘わらずカナダの集中度の方が高いのはカナダ工業の方が企業数が少いという事実に基づくのである。

カナダの市場が狭小なのはアメリカに比べて企業数が少く且規模なことの結果である、そして又両国の産業規模の差は人口及国民所得の根本的な差を反映したものであり、この意味ではアメリカは大国であるがカナダは小国であるにすぎない。この根本的な差が集

集中度に反映しているのである。カナダは面積と天然資源の面でアメリカに匹敵し得るのだから移民と資本の輸入によりカナダ経済の急速な発展を図ることは容易である。そしてその時は我々の分析によればカナダの集中水準は低下するであろう。

六 び す び

以上で簡単に本書の紹介を終るものであるが、本書の価値は前回の論文(Measures of Concentration)と相俟って集中に関する理論を完成し、その実証、応用を試みた点にあり、この点においては類書をはるかにぬきんでている。彼は前回のアメリカとイギリスに引続きアメリカとカナダの集中度の比較を試みることにによってこれ等三大国間における産業構造の類似点或いは相違点を明らかにすることになり成功している。然し乍ら「カナダの集中水準がアメリカのそれよりも高いということは独占がカナダで支配的であるということの証左ではない。その為には他の要因が考慮されねばならない」と彼自身も認めている様に集中度と独占を結びつけること(それが窺局の目的であると筆者は考へるが)、或いは考慮されるべき「他の要因」が何であり、そしてローゼンブルース流に言えばそれ等の要因の相対的重要度は何程であるかという問題は今後の研究の発展の課題として残されたままである。

更に今後の研究についていえば或る国の一定時点におけるいわゆるクロスセクション分析については彼自身を含めて既にかなり多くの成果が収められているが、国際比較の分野に着手したのは恐らく彼が最初であり、この面における今後の発展はフローレンス流の産

業規模の国際比較の成果と相俟って注目されることである。それと同時に更に一層重要なことは集中度或いは規模についての時間的、長期的、分析が必要だということである。集中度の長期上昇傾向を否定するにしても、逆にかなりの長期的安定を説くにしてもその論証は他の箇所の分析が広範、精緻なのに比すれば今一步を進める必要があるのではないかという不満にも似た希望は単に統計データの不備、新興カナダ工業の特殊性という障碍のみによって打消し得ないのは果して醜を得て獨を逞むの類でもあらうか。

- (1) Gardiner Means : "The Large Corporation in American Economic Life" American Economic Review. march. 1931.
- (2) M. A. Adelman : "The Measurement of Industrial Concentration" Review of Economics and Statistics. Nov. 1951.
- (3) National Resources Committee : "The Structure of the American Economy" 1939.
- (4) W. L. Thorp and W. F. Crowder : "The Structure of Industry" 1941. TNEC monograph. No. 27.
- (5) H. Leak and A. Maizels : "The Structure of British Industry" Journal of The Royal Statistical Society. part I-II 1945.
- (6) P. F. Hart and S. J. Prais : "The Analysis of Business Concentration" Journal of The Royal Statistical Society. series A. Vol 119. Part 2. 1956.

(7) J. M. Blair : "Technology and Size" American Economic Review. may 1948.

関東部会について

第一〇回部会 昭和三十二年七月六日(土)
午後二時より明治大学大学院第一会議室において開催。出席者は三十四名。当日の報告者および報告概要は次の通りである。座長に(1)は井関孝雄氏(日大)、(2)は阿部源一氏(都立大)をお願いした。

(1) 世界の鉄鋼業におけるカルテル体制 桑原季隆氏(八幡製鉄)

同氏は日本と欧米の鉄鋼業界におけるカルテルの相違点を中心において、実地調査を基礎に話を進められた。まづ目につくことは、欧米では鉄鋼に関して完全に一物一価の法則が行われているのに、日本では一物多価である。そして欧米では景気・不景気に拘らず、国内の鉄鋼価格は安定していて変動が実に小さいのに、日本はその変動が実に激しい。なぜか？ 欧米ではカルテル的統制がよく行われているのに、日本ではそれが欠けているからである。欧米とも表面的にはカルテルなどはないという。然し実質上は業者間では暗黙のうちに紳士協定が結ばれており、それがよく守られている。例えば、独乙では罰則を伴

わない紳士協定はカルテルといわない。だからカルテルは無いという。これは日本人の考えているカルテルの定義とは全く違うので奇異に感ぜられるが、実情はそのように業者間に統制があり、組織的、計画的に相互の競争が行われて能率を高める仕組みになっているから、日本のようにたとえ独禁法を廃止しても、大したことが出来ないような国とは違う。かくて同氏は、米・英・独・仏の鉄鋼事情、欧州六カ国の鉄鋼共同体的実情などについては詳しく述べられた。これに対し、迫間真治郎氏(日大)、阿部源一氏(都立大)、赤倉武氏(明大)、深見義一氏(二橋大)の諸氏との間に質問、応答があった。

同氏は「中小企業団体法案等の要旨」を準備して、出席者一同に配布の上、中小企業の組織に関する制度としては、中小企業等協同組織法による協同組織と、中小企業安定法による調整組合との二つがあり、前者は共同経済事業による経営の合理化を、後者は調整事業による経営の安定を目的としているが、中小企業団体法案は、調整事業のほかに共同経済事業を併せ行い得る商工組合と、従前の協同組合との二つの制度を一つの法律の下に規定し、中小企業がその希望するところに従い、実態に応じていずれの制度をも選択し得るようにし、同時に、両制度相互の移行についてもでき得る限りこれを容易に行い得るよう措置しようとするものである、とするその趣旨の説明から始めて、法案の内容を詳しく解説し、中政連の意図および審議過程におけるその変化、国会における自民党、社会党それぞれの主張のくい違い、法案の中に存在する問題点そのものがよく論議され整理されていなかった等のため、ついに法案は成立せず、辛うじて継続審議にまで持ち込まれた。きさつを詳しく述べられた。これに対し、山中篤太郎氏(一橋大)、赤倉武氏(明大)、深見義一氏(一橋大)の諸氏との間に質問、応答があった。

(2) 中小企業団体法案について 小田橋貞寿氏(参議院専門委員)

第一一回部会 昭和三十二年十月二十六日(土) 午後二時より明治大学貴賓室において開催。当日は明大研究所洋間で開催する旨通知してあったのに、その前日になって急に会場を変更せねばならぬ事情があることを知っ

て会場変更の揭示を出したが、そのため多数の出席者に大変御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申上げたい。なお当日「戦後日本の労働問題」について研究報告を願う予定であった南亮三郎氏（中大）は止むを得ざる公用のため欠席されることになったので、丸山泰男氏（上智大）にお願ひして「独禁法の改正問題」について時事解説的報告をして頂いた。これも出席者一同にとっては意外な変化であり、重ね重ねの幹事の不行届をお詫び申上げ度い。当日の出席者は四十一名。報告者および報告概要は次の通りである。座長は(1)が平野常治氏（法大）、(3)は時事解説的な報告ということがあったので、座長をおこな

収支の赤字を補ってきたのであって、輸出の拡大は戦前にも増して重要不可欠のものであった。しかし世界経済の構造変化・植民地の喪失・根本的には対米従属によって、戦後の日本貿易はいちじるしく困難であって、飢餓輸出する多大の困難をともなった。そこで貿易金融の特殊な発展をみることになった。もと貿易金融は、外国為替取引にもなった。戦後のそれは、円金融を主体とする特殊なものとなった。すなわち貿易の拡大に役立つという意味で、産業資金として国内の円金融で賄われるべきのものまでが、貿易金融として特別の優遇をうけてきたのである。円金融を主体として貿易金融の発展こそは、戦後日本資本主義の矛盾の集中的表現として理解されるのであるし、日本貿易の危機の表現でもあるといいうるであろう。（以上は柴田氏自筆の「報告概要」より）。これに対し長守善氏（中大）との間に質問、応答があった。

モがとれず、それに備えてとらせておいたものでは責任が持てないので、同氏には相済まない次第であるが省略させて頂くことにする。

(1) 戦後における貿易金融の特質 柴田政利氏（明大）

戦後における日本資本主義の高い蓄積——成長率——がインフレによって支えられてきたことは、おそらく誰しも認めざるをえないところである。その上このために多大の輸入が必要とされて、国際収入の赤字が日本資本主義発展の障壁となってきたが、かろうじて

(3) 独禁法の改正問題 丸山泰男氏（上智大）

独禁法の改正が最近問題となっているが、この法律は敗戦後、所謂「経済民主化憲法」として昭和二十二年に判定されてから、二度大幅に緩和された。制定当初の独禁法は、敗戦直後の占領政策を反映して、資本主義的企業活動に対して極めて厳しい制限を課していた。例えば、財閥コンツェルンの成立と経済力の集中を未然に防止するために、会社持株を原則的に禁止し、その例外的取得を認可制とし、個人持株にも制限を加え、役員兼任を機械的に制限し、会社合併営業譲受等も厳しく制限していた。またカルテル禁止のために、事業活動に関する業者間協定を一切禁止し、長期の国際契約をすべて認可制とし、更に事業者団体法の制定によって、あらゆる事業者団体の登録制をしき、その活動に対し著しい制約を加えていた。昭和二十四年に内外における政治社会情勢の急変による占領政策転換の一環として、第一次改正が行われた。即

右の久保田氏の報告概要は幹事の都合でメ

明氏（三菱経済研究所）

即

ち、この改正は占領当局の承認の下に行われ、外資導入（米国資本の進出）と証券消化（旧財閥持株の処分促進）のための会社持株の制限緩和、国際契約の認可制より届出制への緩和等を主要内容としていた。しかし、それでも会社の大小に拘らず、競争会社の持株は一切禁止されていたし、特にカルテル関係規定についてはいかなる緩和も許されなかった。

易の三種カルテル認可の道が開かれ、企業合同に関する諸規定の緩和が行われたとはいえず、与えられた民主化立法に始めて国民的支層が現われた点が注目された。これを反映して経済力濫用に対する規制はむしろ強化され、下請代金の支払遅延、百貨店の仕入活動等について、より強い法的制約が加えられることとなった。

その後、昭和二十九年のデフレ不況を契機

と業界、カルテル認可権をめぐる公取委と産省の対立もあって、今後の成行が注目される。（以上は丸山氏自筆の報告概要より）。これに対し気賀健三、玉置正美氏（三菱経済研究所）との間に質問応答があった。

工場見学 昭和三十三年十一月六日（水）

午後一時から三時まで東京電力株式会社の新

東京火力発電所（豊州発電所）、三時から五時

まで東京瓦斯株式会社の豊州工場を、右両社の御厚意によって、見学した。関東部会の全

会員約三百名に通知したのに対して、見学申込は三十五名、実際の見学参加者は僅かに二十一名という不成績であったが、これは時宜

を得なかつたためかもしれない。然し右両社とも先づ映画でアウトラインを与え、次に実

地見学という順序で案内されたので、成果は大きかった。特に東京瓦斯会社では出席者一

同に對し、見学後別室において、大変御厚意のある接待をされた上、帰途にはバスを供給

された。右両会社当局の御厚意に對して大いに感謝する。

次いで昭和二十七年の動乱ブームの収束不況による財界のカルテル結成要求と、講和条約の発効による占領政策への反動気運に基いて、翌年には独禁法の第二次改正による大幅緩和が行われた。しかし、既に改正前から織維、化学等の重要産業における「勸告操短」による実質上のカルテル結成をみたので、一部に原料高製品安のシニール拡大、中小下請企業の倒産、操短による大量人員整理、価格吊上げによる独占利潤等の一連の社会的矛盾を惹起していた。従って、当初の財界の大幅緩和要求も、中小企業、農民、労働者、一般消費者等の諸階層からの反撥によって、かなりの後退を余儀なくされた。この改正によって、限定された条件の下に不況、合理化、質

易の三種カルテル認可の道が開かれ、企業合同に関する諸規定の緩和が行われたとはいえず、与えられた民主化立法に始めて国民的支層が現われた点が注目された。これを反映して経済力濫用に対する規制はむしろ強化され、下請代金の支払遅延、百貨店の仕入活動等について、より強い法的制約が加えられることとなった。

その後、昭和二十九年のデフレ不況を契機として翌年以降、石炭、綿紡等を始めとする各種業種について単独の適用除外法が制定され、なしくずし的に独禁法の緩和が行われた。しかし、これらは設備合理化のための過剩設備整理等を主目的とするものであり、必ずしも業界の要求を満足せしめるものではなく、殊に輸出商品における「過当競争」が問題となりまた各種既存適用除外法の調整を図る必要もあって、独禁法それ自体の改正問題がとり上げられることとなった。今度の改正問題の中心点もまた、やはりカルテル問題であり、国際競争力強化のための国内の独占集中化の促進が考えられている。しかし第二次改正の場合と同じく、中小企業消費者団体からの反撥もあり、産業統制をめぐる通産省

理事会 昭和三十三年十月二十六日（土）

午後六時より明治大学貴賓室において開かれた。出席者は十六名。当日は昭和三十三年度大会の「共通論題」決定と、その運営に関する件が議題の中心で、大会準備委員長三神修氏（明大）がまず最初に挨拶をされ、次で議事に入って大いに論議し、やっと「共通論題」が決定した。同時に次のことも決定した。

(1) 大会開催日 昭和三十三年五月二十四日（土）、二十五日（日）の両日

(2) 場所 明治大学

(3) 共通論題 経済計画の諸形態

(4) 自由論題の申込みを昭和三十三年一月中に全会員へ通知する。同時に大会開催日および場所の予告をする。

(5) 報告概要は従来のように簡単なものでなく、二百字詰原稿用紙で五十枚位とする（但しこれは共通論題について）。

右のことをきめた後、「共通論題」で報告をしてもらえそうな人を選考した結果、三十五名が浮び上った。次回の理事会は十一月三十日（土）に開くことをきめて、午後八時半頃散会した。

理事会 昭和三十三年十一月三十日（土）

午後五時半より明治大学研究所日本間において開かれた。出席者は十四名。前回に引続き「共通論題」研究報告者の具体化および大会運営方法が議題の中心で、先づ三神大会準備委員長挨拶の後、議事に入り、次のことが決定した。同時に山中理事から年報刊行に関する報告も行われた。

(1) 共通論題の研究報告は、大会の両日も午後にする。

(2) 研究報告者は自分で討論参加者一名を指名する。

(3) 共通論題の研究報告者数は、関東側三名、中京側一名、関西側二名とする。計六名。

(4) 関東側から高橋長太郎氏（一橋大）、中京側から酒井正三郎氏（名大）に出て頂くことは、既に気賀理事が右両氏の承諾を得ているので、これを承認する。更に関東側から加藤寛氏（慶大）と、東大または早大の中から一名を出して頂くことにする。

(5) 関西側の報告者二名は、その人選を関西部会一任とし、この旨直ちに先方へ連絡する。

(6) 大会当日に開く理事会を前日の五月二十三日（金）午後六時から開くことにする。場

所の選定は明大に一任する。

(7) 本学会の対外活動上、代表理事がはっきりしていないことは困るので、前大会できまっていた山中篤太郎氏代表理事の件は、来る大会当日の総会において確認してもらおう。

(8) 年報の原稿料に関する話が出たが、はっきりした線は何も出なかった。

(9) 年報刊行助成金を文部省が本年度から打ち切ったために生じた五万円の刊行費調達には、次の如くなっている旨報告があった。

一万円 八幡製鉄株式会社（調査室長桑原季隆氏の助力）

一万円 富士製鉄株式会社（中大教授長守善氏の助力）

一万円 中部電力株式会社（中京部会の助力）

一万五千元 株式会社寿屋（神大教授藤井茂氏の助力）

五千元 東洋レーヨン株式会社（同右）

右合計五万円（関東二、中京一、関西二の割合）。

右のほか、大会の時間割などについて相談し、午後八時半頃散会した。

関西部会について

第八回報告会 春季研究報告会は、四月五日

午前十時半より大阪市内三和銀行本店六階会議室で行われた。出席者は六八名におよびその点では盛会であった。なお、当日の当番校は大阪大学、世話をしていた一谷藤一郎理事および非常な御好意をうけた三和銀行の関係者の方にはこの紙面を借りて心から謝意を表したい。

報告者および題目は次の如し。

(1) 経済成長と雇傭問題

(阪大) 熊谷尚夫氏

(2) ハイマンとハイエクの社会科学的方法

(関学大) 金子 弘氏

(3) 書評 L.M. Lachman: Capital and its Structure.

(立命館) 山田邦臣氏

まず、熊谷氏は資本蓄積の観点から雇傭問題の究明を行おうとの趣旨から、はじめに、ハロッド・ドマールの成長理論を要約。ついで、それに人口を加えた場合として、最適労働力増加率(L.I.L.)を規定、それと現実の労働力増加率との関係から労働不足ないし、失業との関係を吟味された。しかし、時間の不足もあって、生産要素の比例的配分と技術の

問題などは除外されたので、藤田晴氏、渡辺太郎氏等々がこれらの点をめぐって補足説明を求められた外、若干の質疑応答があった。

午後は、山田氏の書評ののち、金子弘氏が社会現象を個人的主体の行為の集合体として把握しようとするハイエクの方法的個人主義の底にあるものとしての合理主義の限界の自覚とハイマンの宗教的、超越的接近方法とを比較し乍ら、それぞれについてコメントを加えられた。これに対して最近出席されるようになった石川興二氏の特徴ある意見の開陳があったのち、内海洋一氏、新野等々の質疑応答があり、五時散会した。

理事幹事会 なお、当日正午三和銀行において、五月の大会準備の進行状態について、関大今西庄次郎理事より報告、報告者その他について理事、幹事会としての最終的な決定を行った。(幹事 新野幸次郎記)

者は丁度三〇名、報告者および論題はつぎの通りであった。

(1) 企業系列の諸問題

(大阪経大) 藤田敬三氏

(2) 電力事業と原子力発展

(関電原子力部長) 吉田俊男氏

(3) 書評 Einauti, B. and Rossi: Nationalization in France and Italy, N.Y. 1955.

(関大) 寺尾晃洋氏

先ず第一に、藤田氏は、さきに市大「経営研究」に発表された論文を中心に、企業系列問題の発生を歴史的に吟味されたのち、下請と系列とを理論的に区別され、ついで下請制とは区別されるべき系列化がなぜ、なによって今日起ってきたかを分析された。これに対して大野英二、酒井安隆氏等々の質問があり、系列問題の本質、我が国の場合と外国との比較、ないし我が国の場合と外国との比較ないし、我が国のその特質等々が論議された。

午後は関西電力原子力部長吉岡氏の話しに入った。氏はいわゆる原子力発電の方法、構造、それと火力発電、水力発電とのコストの比較等々を、現在のエネルギー資源の存在量と、将来の必要量との関連において展開され

た。何分基礎知識が不足であったため、十分の理解は不可能であったとは云え、興味深く拝聴し所期の目的を達したと考えられた。

最後に、寺尾氏による前掲書の紹介を興味深くきき、それに対して、藤井理事はじめ多数の方々の質疑応答があつて、四時半散会した。

なお、最後に特別に報告を引受けて頂いた吉岡氏および会場その他特別の御配慮を頂いた東洋紡績研究所の木川敏一氏および同所員の方々にはこの機会に謝意を表すことを許されたい。

(幹事 新野幸次郎記)

中京部会について

中京支部ではこの一年間左記のように、第七、八回と二度の会合をもち、研究報告会を兼ねて理事会を開催した。場所は初回より引き続き交通至便の東海銀行名古屋駅前支店の三階会議室を借用し、部会案内の範囲も従前通りである。第八回案内状に添えて、昭和三十二年六月現在の会員名簿(五八名)を配付したが、これは前年度にも報告した通り、国際経済学会中部支部と合併したものである。毎

回の出席メンバーは十数名で固定化してきたが、部会活動の一層の強化は、第八回理事幹事会でも特に取上げて研究されている。しかし一方では、遠く北関東地区より当部会にも併せて入会申込がある等、学会本部よりの援助にもこたえて、支部活動は着実な歩みを続けた一年といえよう。

第七回研究報告会

昭和三十二年二月二十三日(土)午後二時より開催

研究報告(1)計画経済の一問題——投資効率の測定基準につ

いて——杉浦英一氏(愛知学大) (2)問題の提

起——「収益性」基準の吟味(収益ノルマ、

回収期間)、(3)ストルミリンの基準(社会的

労働量、技術的進歩による devaluation の問

題、living labor と embodied labor) (4)

ベトレームの批判 (devaluation のとり扱

い、固定資本と流動資本の区別)、(5)残された

問題、の四点について克明な報告が行われた。

(2)単位行為の理論酒井正三郎氏(名古屋大)

構造理論——歴史学派より出発し、一層アナ

リティカルな立場に立つ——の見地から、パ

ーソンスの「行為の一般理論 一九五〇」に

従って、心理学的・文化人類学的考察も取入

れ、行為理論を究明しようとするものである。報告は、単位行為 unit acts を、(1)行為者、(2)行為者を取巻く状況、(3)行為者の志向、(4)志向にさいしての規範、の四角度より行われたが、可なり難解なものであった。

第八回研究報告会

昭和三十二年六月二十

二日(土)午後二時より開催

研究報告(1)名古屋市の貿易実態調査について橋本英三氏

(名城大)報告は橋本教授が、名古屋市経済局

の調査を指導して、昭和三十一年八月より約

六カ月わたって行われた調査結果に関するも

のである。調査の問題意識は、「名古屋港が

中部経済圏の門戸として目覚ましい復興発展を

とげながらも、輸出は輸入の六〇%に過ぎ

ず、当地の主要製品である繊維等の輸出は問

題にならぬ程度である。そこで名古屋港と背

後地との関連究明とに地元貿易業者の育成強

化のために実態分析を行おうとする」もので

ある。調査は名古屋市をはじめとして、中部

地区主要商工都市十八市を選び、そこで営業

する貿易業者、輸出品メーカー八〇〇に対し

て行われ、その結論として、資本金の少、消

極的、陶磁器輸出についての問題、外国商社

との提携不足、専門商社が少い等があげられた。(名古屋市長経済局 貿易実態調査報告書一九五七・三)

(2) 欧米を廻りて北川一雄氏(名古屋大)昭和三十一年七月末から三十二年六月始めにかけて、欧米の学会めぐりをされた報告である。八月ローマで開催された経済学会世界連合には、中山大塚両教授と共に参加。学会の主題は、「世界経済の安定と進歩」であり、世界を、豊かな地域・貧しい地域の二つに分け、また進歩とは「一人当り実質国民所得を着実に増加することである」という立場において討議が行われた。十月ケルンで開催された社会政策学会では「国民所得の形成と分配」が主題とされ江沢・藤井両教授と共に参加した。合理的経済政策、西ドイツの政策意識、分配についての問題、等が討議された。その他合衆国の各大学におけるセミナー参加及びレクチュアを行われた模様などについて報告があった。教授の深い学識と堪能な語学力により楽しい有意義な外遊であったようだ。なお学会での討議内容について酒井教授と長い質疑応答が交わされた。報告会を終って、市内「光村」で北川教授帰朝歓迎会を開いた

が、この席ではさきの報告では触れられなかった、欧米巡遊裏話も披露された。(幹事 松浦茂治記)

日本経済政策学会第十七回大会記事

日本経済政策学会の第十七回全国大会を我が関西大学に於て開催することが決定せられたのは、昨年五月横浜国立大学に於ける第十六回大会に於てであった。本学に於ては、学会理事たる今西教授を準備委員長、学会員たる経済学商学部の教授、助教授、専任講師の人々を準備委員とする準備委員会が組織せられたが、大会に於ける共通論題、共通論題に対する特別報告者と討論参加者の人選、開催日等の最高議案は学会の関西西部会の理事幹事会に於て審議することとせられた。而してこの理事幹事会の第一回目は昨年八月十一日大阪市堂島の東洋紡経済研究所に於て開かれ、右の事項に就いて大体の輪廓が定められ、次いで本年一月十九日第二回目の会合で略々決定に到達した。研究報告のテーマを共通論題「経済政策論の対象と方法」とし別に自由論

題を設けること、開催日は五月二十五、二十六の両日とすること、共通論題特別報告者として一橋大学の赤松、東京大学の宇野、横山、京都大学の豊崎、神戸大学の北野、明治大学の野田等の諸氏、討論参加者として一橋大学の板垣、神戸大学の宮田、神奈川大学の犬熊等の諸氏を煩わすことなど、それである。この決定に基づき二月初旬準備委員会から全委員に対し開催日、共通論題の通知と研究報告の希望問合せ状を発送すると共に、共通論題の特別報告者と討論参加者に夫々特別に依頼状を差上げた。この研究報告の問合せに共通論題、自由論題とも夫々相当数希望ある旨の回答に接したが、特別に依頼した方々のうち東大の横山教授は御病氣入院中のため、神奈川大の大能教授と明大の野田教授は御都合悪しきため辞退状を寄せられ、又東大の宇野教授からは健康勝れぬため出席確約出来ぬ旨の御返事を戴いた。斯くて残念乍ら之等の方々を省き討論参加者として新に大阪市大の相沢教授の出馬を煩わすと共に、東大宇野教授には大会期日に近い頃今一度御都合をお伺いすることとし、四月五日大阪市東区伏見町三和銀行本店で開かれた関西西部春季研究会を兼ねての理事幹事会で、この案の

最後の承認を得た吾々は早速この確定をみた大会プログラムを印刷に附し出欠回答葉書を同封し五月一日全会員に郵送した。嬉しかったのは、出席通知が続々到着し、旬日ならずして百八十名の多きに達し予想以上の盛大を期待し得るに至ったことである。併し又一面には遺憾なこともあった。それは全会員五百八十名に通知を差上げたのに回答は三百名に止まり、残余二百八十名の方々からは何の返事も戴けなかったことである。この点、学会道義上何とかならぬものかと考えさせられた。尙、報告要旨の会員への配布が一部報告者の原稿送附が遅れたため大会前に不可能となった点は、寧ろ準備委員会の不手際であり、私共として責任を感じているところである。

擬、大会は愈々五月二十五日(土)を第一日として開かれたが、生憎夜来の雨はこの日に持越され出足が危まれたに拘らず、定刻前から会員諸氏は全国各大学から続続参集された。先ず午前九時から十時まで別室で理事会が開かれ、学会の会計、研究報告会の座長の選定、新入会員の受付、次年度大会等に就き協議が行われ、次いで十時から一般の学会行事に入った。

一、開会の辞

関西大学 今西庄次郎

一、研究報告

(報告三十五分、質問十五分)

午前の部 午前十時より

会場 (法文一四番教室)

座長 横浜国立大学 渡辺輝一

1、賃金政策の一考察

大阪府立大学 佐藤浩一

2、社会的評価と社会的厚生函数

香川大学 稲毛満春

昼食 (大学院ホール)

理事招待午餐会 (法文第一会議室)

午後部 午後一時より

第一部会 (法文一〇二番教室)

座長 大阪大学 一谷藤一郎

3、日本経済の不均等発展と港湾

関東学院大学 北見俊郎

4、証券市場政策の対象と課題

慶応大学 小竹豊治

5、日本化学工業の基礎構造に関する考察

甲南大学 中村忠一

第二部会 (法文一四番教室)

座長 中央大学 長守善

6、開発政策論に於ける一つの課題

——その対象について——

北海学園大学 池田善長

7、経済政策の対象と方法

一橋大学 坂本二郎

8、経済政策論の方法

——若干の反省と批判——

東京経済大学 中村金治

午後四時半から第二部会場で会員総会が開かれ、午前の理事会で協議した会計報告新入会員、役員を選任方法、次年度大会等に就いて承認が行われ、特に次年度大会開催地を東京、開催時期を五月中旬乃至下旬、当番校を明治大学とする決定は満場の拍手を以て迎えられ、これに対し同大学の三神修教授から丁重なる御挨拶があった。会員総会が終るや午後五時から会場を大学ホールに移し、関西大学招待の晩餐会に臨んだ。会は関西大学今西教授の挨拶、岩崎関大学長の歓迎挨拶、学会を代表して一橋大学の山中教授の謝辞に続いて早稲田大学久保田教授の乾杯を以て食事に入った。席上、新入会員の自己紹介のほか神戸大学藤井教授、一橋大学小原教授、関東学院大学伊坂教授、東京工業大学磯部教授、関西大学花戸教授、東京市政調査会内山和さん

のテーブル・スピーチがあり、会員互に久闊を叙する歓談など和氣藹々裡に午後六時半過ぎ会を閉じた。

第二日目は前日と異り全くの快晴、前日都合で見えなかった会員で参加される方もあり一層盛会を加えた。

一、研究報告 午前十時より

第一部会 (法文一〇二番教室)

座長 慶応大学 氣賀健三

9、商業資本の集中と階層分化

公正取引委員会 御園生等

10、ソヴェートに於ける陳腐化の問題

東京都立大学 安平哲二

第二部会 (法文一一四番教室)

座長 京都大学 静田 均

11、経済政策論と社会学

県立静岡薬科大学 久米 収

12、経済政策論の対象と方法

神戸大学 野尻武敏

記念撮影と昼食(大学院ホール)

一、共通論題に対する特別報告と討論会

午後一時より

テーマ 「経済政策論の対象と方法」

座長 一橋大学 山田雄三

報告者 名古屋大学 酒井正三郎
一都大学 赤松 見
京都大学 豊崎 稔

討論参加者

神戸大学 北野能喜男
一橋大学 板垣与一
神戸大学 宮田喜代蔵
大阪市立大学 相沢秀一

一、閉会の辞

一橋大学 山中篤太郎

共通論題、自由論題の各研究報告の内容、それらに対する質問者と其の要旨に就いては学会年報に登載される筈であるので、重複を避ける意味で茲には触れない。吾吾は、大会参加の諸氏が今回の研告、討論に酌むべき所を酌みとり、研究に磨きをかけられ、来年の大会が一段内容の充実したものとならんことを心から希望する次第である。(今西庄次郎)

○昭和三十二年新入会員氏名

(所属機関省略)

前田 昭 川崎 進一
浅田 毅 衛 笹田 友三 部
御園 生 等 渡辺 睦
岡野 昇 一 山田 劇
福島 康 治 広田 司 朗

村田喜代治 木田和雄
高橋 誠 高橋哲雄
前川 忠 良 吉田商雄
石川 興 二 吉田和夫
杉原 信 男 小西唯雄
金田 重 喜 長 砂 実
入江 正 黒岩洋昌
村上 敦 松代和郎
井上 清 有沢貞雄
加田 哲 二 音田正巳
山岡 春 夫 木村邦三
浜野 恭 平 松山茂二郎
菊池 泰 二 郎 松尾憲橘
竹本 司 朗 (以上三十七名)

〈経済政策論の対象と方法〉

昭和33年4月15日 第1刷 発行

定 価 ¥ 300

編 者 日本経済政策学会
(代表者 山中篤太郎)

発行者 井村寿二
東京都千代田区神田駿河台2

印刷所 図書印刷株式会社
東京都港区三田豊岡町8

発行所 東京都千代田区
神田駿河台2-3
振替東京175253番

勁草書房
株式会社大和出版部

落丁・乱丁本はお取替え致します

製本 谷島製本所

Objects and Problems of Stock Market Policy.....	<i>Toyoji Kotake</i>
Some Considerations about Fundamental Structure of Japanese Chemical Industry.....	<i>Chuichi Nakamura</i>
Some Problems in the Policy of Economic Development.....	<i>Zenryo Ikeda</i>
Concentration and Stratification of Commercial Capital.....	<i>Hitoshi Misonow</i>
Obsolescence Problem in the USSR.....	<i>Tetsuji Yasuhira</i>

Book Reviews

John Strachey : Contemporary Capitalism 1956.....	<i>Kenzo Kiga</i>
Adolf Berle . The 20th Century Capitalist Revolution 1954, Socialist Union : The 20th Century Socialism, 1956.....	<i>Eiji Ota</i>
J. R. Bellery and others : Agriculture and Industry, Relative Income. 1956.....	<i>Komao Tanaka</i>
A. Smithies and others : Economics and Public Policy, 1955.....	<i>Toshiya Noma</i>
A. Beacham : Economics of Industrial Organization, 1955.....	<i>Kikutaro Takizawa</i>
Gideon Rosenbluth : Concentration in Canadian Manufacturing Industries, 1957.....	<i>Masami Tamaki</i>

THE ANNAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1958

No. 6

CONTENTS

Articles

- Object and Method of the
Theory of Economic Policy*Kaname Akamatsu*
- Character and Method of the
Theory of Economic Policy*Minoru Toyozaki*
- Method of Criticism of
Economic Policy *Kinji Nakamura*
- Object and Method of the
Theory of Economic Policy.....*Taketoshi Nojiri*
- Theory of Economic
Policy and Sociology*Osamu Kume*

Reports and Discussions

- Some Considerations about
Wage Policy*Koichi Sato*
- Social Valuation and Social
Welfare Function *Mitsuharu Inage*
- Inharmonious Development of Japanese Economy and
Problems of Ports.....*Toshio Kitami*

Edited by

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

(Bureau of Japan Economic Policy Association, Hitotsubashi

University, Tokyo, Japan)

Published by

The Keiso Shobo, Publishing Co.
